

平成 18 年度

千葉県包括外部監査結果報告書

包括外部監査人

中里 猛志

目 次

県税の賦課徴収事務について

監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部局	1
5. 包括外部監査人及び補助者	1
6. 特定の事件の選定理由	1
7. 監査の要点	2
8. 主な監査手続	2
9. 利害関係	3
監査の結果及び意見の集約	4
1. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）	4
2. 個人県民税（均等割・所得割）	6
3. 個人事業税	7
4. 不動産取得税	9
5. 軽油引取税	10
6. 自動車税	12
7. 税トータルシステム	13
8. 滞納処分	16
9. 組織体制	18
監査の結果及び意見	21
1. 県税の概要	21
2. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）	32
3. 個人県民税（均等割・所得割）	63
4. 個人事業税	73
5. 不動産取得税	84
6. 軽油引取税	95
7. 自動車税	121
8. 税トータルシステム	130
9. 滞納処分	141
10. 組織体制	154
11. 徴税费分析	164

健康福祉部高齢者福祉課の補助金に係る事務について

監査の概要	169
1. 監査の種類	169
2. 特定の事件（監査のテーマ）	169
3. 監査対象年度	169
4. 監査対象部局	169
5. 包括外部監査人及び補助者	169
6. 特定の事件の選定理由	169
7. 監査の要点	170
8. 主な監査手続	170
9. 利害関係	170
監査の結果及び意見の集約	171
1. 民間老人福祉施設職員設置費補助金	171
2. 軽費老人ホーム事務費補助金	172
3. 特別養護老人ホーム建設事業補助金	172
4. 認知症高齢者グループホーム整備費補助金	173
監査の結果及び意見	174
1. 民間老人福祉施設職員設置費補助金	174
2. 軽費老人ホーム事務費補助金	182
3. 特別養護老人ホーム建設事業補助金	186
4. 認知症高齢者グループホーム整備費補助金	200

県税の賦課徴収事務について

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく監査

2. 特定の事件（監査のテーマ）

県税の賦課徴収事務について

3. 監査対象年度

平成 17 年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

4. 監査対象部局

総務部税務課、各県税事務所及び自動車税事務所

5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

中里 猛志 公認会計士

補助者

鶴澤 昭臣 公認会計士

鈴木 信一 公認会計士

小出 健治 公認会計士

植田 茂 公認会計士

坂邊 淳也 公認会計士（平成 18 年 7 月 1 日より補助者を解除している。）

伊原 嘉伸 公認会計士

大川 健哉 公認会計士

村田 克彦 公認会計士

林 広隆 公認会計士

岡田 文彌 公認会計士

赤井 雄一 公認会計士（平成 18 年 8 月 22 日より会計士補より資格変更している。）

6. 特定の事件の選定理由

平成 16 年度の県税決算額は、景気回復基調等の影響により収入額が 6,478 億円と、前年度決算に比べて大幅な増収となっております。

しかし、貴県の財政は義務的経費の増加等により、依然として厳しい状況が続いており、県税収入の確保が重要な課題となっております。

そこで、県税の適切な課税と確実な徴収を図ることが財政の改善に寄与するものと考え、県税の賦課徴収事務について検討することが有用と判断いたしました。

7. 監査の要点

- (1) 税の賦課が法令等に準拠して行われているか。
- (2) 税の賦課が効率的に行われているか。
- (3) 税の賦課が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。
- (4) 税の徴収が法令等に準拠して行われているか。
- (5) 税の徴収が効率的に行われているか。
- (6) 税の徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。

8. 主な監査手続

- (1) 関係法令、条例、規則等の根拠規程を確認した。
- (2) 主な県税事務所に往査し、賦課・徴収事務が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを確認した。
- (3) 各種資料に基づき所得などの課税標準となる額を確定していく作業につき説明を受け、関連資料と突合した。
- (4) 賦課・徴収担当組織が必要十分なものであるかを確認するため、その整備状況を視察及び質問により検討した。
- (5) 課税客体の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- (6) 減免について質問を実施し、関連資料を閲覧した。
- (7) 主な県税事務所に往査し、滞納整理が関係法令等に基づき適正に行われているかを確認した。
- (8) 滞納者及び滞納額の把握方法を質問した。
- (9) 不納欠損処理額の把握方法、処理手順の質問を行い、関連資料を閲覧した。

9 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

監査の結果及び意見の集約

1. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

申告書の精査検算手続について

県税事務処理提要（平成 18 年 3 月 30 日税第 578 号総務部長通達）により、申告に係る事務が具体的に定められている。そこでは申告書の精査検算の項目が具体的に記載されているが、これらの項目が、各申告書の精査検算において網羅的に実施されたことを確認するための手続がとられていない。

県税事務処理提要は、具体的な事務処理内容をまとめることにより、業務の質の均等化及び効率化を図ることを目的にしていると考えられる。この趣旨を踏まえると、その内容を周知徹底させることはもちろんであるが、精査検算の品質確保のためには県税事務処理提要に基づき事前にチェックリストを作成するなどの方法により、精査検算項目が漏れなく実施されたことを確認する手段を講じることが望まれる。

休業中の法人に対する課税の取扱いについて

平成 17 年度末現在で休業中として登録されている法人数は 3,492 法人という状況である。休業の届出を提出した法人は、申告書を提出しないことが多く、この場合は、他の不申告法人と同様に現況把握のための調査が行われるまで、課税の保留が実務慣行として行われているが、この取扱いに対して県としての明確な規定が存在していない。休業中である法人の取扱いについては、地方税法で規定されていないことから、県としての方針を明確に規定していくことが課税の透明性を図る観点から望ましいと考える。

分割基準調査について

分割法人に対する分割基準の実地調査が、職員数の不足等を理由として、過去においてほとんど実施されていない。適正な申告の指導という観点から実地調査を推進していくことが望まれる。但し、調査職員数や実効性の観点からはすべての法人に対して実地調査を行っていくことは効率的ではなく、実地調査にあわせて誤りの多い項目に対しては、ホームページ上で Q & A 形式等で注意を促していくなどの工夫が必要である。

なお、適正な申告指導を行っていくことの重要性を踏まえると、地域間における調査の均等化が実現可能な人員配置や調査体制を県全体で構築していくことが必要である。

外形標準課税調査について

ア．実地調査後の対応について

実地調査の翌事業年度における添付書類の入手状況を見ると、ほとんどの法人について依頼書類の入手状況に不備が見受けられ、実地調査後の事業年度において、実地調査で指摘した事項に対するフォローを行っていく体制が整備されていない。実地調査後の法人に対して、指摘事項が次年度の申告書に反映されているかどうかを確認していくための体制整備を図っていくべきである。

イ．申告書のチェック体制について

申告書と申告時に添付書類として各対象法人へ依頼している書類との整合性が検証されておらず、実地調査時を除くと申告書のチェックは計算チェックなどの形式的なものしか行われていない状況である。また、そもそも申告時に各

法人へ依頼する添付書類の入手状況が十分ではないため、申告書の内容を書面上で検証していくための情報自体が不足している。

申告時に添付書類として依頼する決算書や基礎資料を漏れなく入手し、申告書と決算書や基礎資料との整合性についての検討を行い、申告内容が適正かどうかの判断を行っていくための体制整備が必要と考える。このためには、まずどのような体制（組織）で申告書と基礎資料の比較検討を行っていくべきかを考えていく必要がある。また、現在の県税事務処理提要では、実地調査の方法のみが詳細に規定されているため、併せて申告書と基礎資料の比較検討の方法についても具体的に定めていくべきである。

ウ．準備調査表の作成状況について

現在作成が求められている準備調査表は、県税事務処理提要の整備や実施方法の整備が遅れていたこともあり、平成 17 年度に限れば作成されていないケースやその内容に不備があるケースが見受けられた。但し、平成 18 年度における実地調査対象法人に対しては、必要事項が調査され調査表が適切に作成されていることが確認できた。今後も効率的、効果的な実地調査を行うために準備調査表の充実を図っていくことが望まれる。

エ．実地調査結果等のデータベース化について

実地調査の過程において作成された調書は法人別にファイリングされているが、調査過程において発見、検討、指摘した事項について、情報の電子化（データベース化）が行われていない。このため、実地調査の結果を翌年度以降における申告書の検証に役立てていくことが実務上困難な状況にある。実地調査結果を電子化・データベース化していき、情報の閲覧・検索を容易に実施できるようにしていくことが望まれる。

オ．今後の調査方針について

実地調査が一巡するまでの方針・組織体制について

当初、調査班は中央県税事務所に集中配置されていたが、平成 18 年 2 月より調査班を 5 ブロックに分けて調査を実施している。現行体制のもとでは、調査対象法人数やその規模においてブロック間でアンバランスが生じ、またブロック間の情報交換がタイムリーに行えず、調査手法にばらつきが生じるなどの問題がある。情報の共有化や連携体制の強化、調査業務の質の均等化等を更に推し進めていくためには、県全体として、調査組織を更に集中化していくことも有効な手段であると思われる。例えば、現在のブロック体制を廃止し、調査組織の一元化を図っていくことが考えられる。

実地調査一巡後の方針・組織体制について

実地調査が一巡した後の調査体制を現段階から考えていく必要があると思われる。効率的かつ効果的な調査を実施していくためには、事前依頼資料の充実や実地調査結果についてのデータベース化を図っていくことが望まれる。また、外形調査の特殊性、専門性を踏まえた組織体制を検討していくことが望まれる。

職員配置について

各県税事務所への職員配置に当たり業務量の均等化が配慮されている一方で、分割基準や医療法人に係る調査業務のように月例業務とは異なり、それが行われないことによって、その後の事務処理が滞るものではなく、また、緊急性の高いものでもないため、業務の優先順位が低い業務に対しては、十分に業務が行われ

ていない。また、各県税事務所における諸般の状況により、事務所間である程度の異なる取扱いが認められてきたことにより、結果として各県税事務所で「横並び的」に優先順位の低い業務の実施が見送られてきた状況も否定できない。このような状況を踏まえ、県税事務所として本来的に求められている業務が遂行可能な職員配置方針を改めて検討していくことが必要と思われる。その際、すべての県税事務所において現状の職員配置では十分な調査業務が行えない状況にあるという事実を踏まえると、現状の組織体制自体に対しても検討を行っていく必要があるものと思われる。

2. 個人県民税（均等割・所得割）

多額な収入未済額と徴収率について

個人県民税の徴収義務は市町村にあり、市町村における地域の特性や徴収能力の違いにより、ある程度の収入歩合の違いが出てくることは仕方がないと思われる。しかし、17年度の収入未済額が135億円存在するという個人県民税の観点から考えると、都道府県間、市町村間といった地域間による収入歩合の格差があることや普通徴収と特別徴収といった徴収方法による収入歩合の格差があることは税負担の公平性に反するとともに、県の財源確保にとっても大きな問題となっている。したがって、収入歩合の低い市町村の底上げにより、県全体の収入歩合の改善を図ることが必要である。

具体的な方策として次のことが考えられる。

（自主納税の推進）

すべての税目にかかわることであるが、納税は納期限までに行うことが原則である。そのため、住民の納税意識を高めることと、納税手段を拡大することが有効と考える。例えば南房総市は、特別徴収の割合が57.9%（17年度）と低いにもかかわらず、住民の納税に対する意識が高いため、93.9%と高い収入歩合を確保しているとのことである。自主納税を促すPRを行うなど住民の納税意識を高揚させる活動が必要と考える。

また、納税意識は納税手段が多様化することにより拡大すると思われる。現在、口座振替による納税は県内すべての市町村において可能となっているが、さらに拡大するためにコンビニエンスストアにおける納税も有効であると考えられる。平成17年度においては柏市、平成18年度においては千葉市、市川市等6市町村が実施している。まだ、実施してからの日が浅いため、具体的な効果は明確になっていないが、今後これらの市町村の結果を検討し、有効性が高い場合には他の市町村にも検討するように提案することが望ましい。さらに今後はクレジットカードの利用や地方税における申告・納税等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムであるeLTAX（地方税ポータルシステム）による納税を検討することが望ましい。

（有効な滞納整理の促進）

現実的には、滞納をゼロにすることは不可能である。そのためには滞納整理を効果的に実施する必要がある。現在の法制度的には県として直接行うことは不可能であるため、市町村への協力という形のみでは行えないが、実際、県の職員と市町村の職員とが共同で滞納整理を行うことや市町村への県職員の派遣により効果の出ている市町村もある。市町村からの協力要請を待つ受身の支援ではなく、特に徴収率の低い市町村に対しては、徴収率を向上させるような指導をする必要がある。そして、そのために必要な支援は積極的に行っていく必要がある。

また、現在他都道府県との徴収対策や滞納事案の処理方法の情報交換も行われ

ているが、その際に入手した他の都道府県で効果的だった情報の積極的な取り入れも検討する必要がある。

千葉市における滞納繰越額の修正について

千葉市において平成 11 年度から平成 16 年度の住民税の滞納額を過少に公表していた事実が発覚した。これは、同市が税務統計で報告している滞納繰越額が、滞納整理を行うオンラインシステムの数値に比べて低かったものであり、調査により滞納繰越額の減額理由を記した決裁文書が無いまま減額し調定を行っていたことが判明している。

この結果を踏まえて県は、千葉市から適正に処理された個人県民税の滞納繰越額の数値を受けて平成 17 年度の決算に反映させており、これにより 12 億 51 百万円滞納繰越額が増加している。また、平成 18 年度の決算における適正性を確保するために検査を実施する予定である。

個人県民税の賦課徴収は区域内の市町村が行うこととなっており、県においては市町村からの報告書を受領し、記載事項漏れ・計算誤り・按分率の誤り等の形式的なチェックを行うのみである。今回のようなケースは例外的ではあるが、市町村の徴収懈怠により回収ができなかった場合にも市町村が行った処理を県は受け入れなければならない。

平成 19 年 1 月からは三位一体改革の一環として、地方への税源移譲が予定されており、住民税は今の税率から一律 10%に変更される。また、市町村民税 6%、県民税 4%と従来に比べ県税の比率が高くなるため、今まで以上に県民税の重要性が増すこととなる。そのような中で、現在のように市町村の徴収結果を受入れるだけでは、県税の有効な徴収ができないおそれがある。今後、県民税の徴収が有効的に実施されているかどうか、また、有効に実施されるようにする方策を検討することが望ましい。

具体的には市町村ごとの県民税の徴収結果を分析し、分析結果に異常な変動がある場合には市町村に照会を求めることが有効であると考えられる。分析の結果その原因を調査されることがわかれば、不正に操作することの牽制にもなり、逆に有効な徴収方法があった場合には他の市町村に対しても応用できると思われる。

また、市町村の徴収漏れや滞納に対しての積極的な調査指導も有効であると考えられる。現在の制度上県民税の徴収事務を市町村が市町村税と併せて徴収することやそれに対する費用が法律や政令で決められているため、罰課金のようなペナルティは課すことが困難である。しかし、事務費用を負担している以上、各市町村には県民税の徴収を適正に行う義務があり、また、適正な報告ができるような管理体制を構築する義務も市町村にある。市町村が適正な徴収及び報告が行えるような体制を構築しているか調査し、体制に不備がある市町村に対しては積極的に指導することが有効と思われる。

3. 個人事業税

複写・転記作業の効率化について

定期課税は所得税の確定申告時期に行うため、個人事業税の課税の大半が定期課税により行われる。現在の事業税の捕捉作業は人の力に依拠する部分が多く、作業を行う人員の経験や能力により、作業効率や捕捉の正確性等が大きく異なることとなる。また、事務所ごとの人員配置により判定に違いが出てくるおそれがある。

効率的にかつ正確に作業を行うための方策を検討することが望ましい。また、県税事務所ごとに作業の質に差が生じないようにすることが望ましい。具体的には作業量に応じた人員配置や国税から入手する課税データを活用する等が考えられる。

(作業量に応じた人員配置)

【1人当たりの転写件数について】

作業の効率化や県税事務所ごとの作業の均一化のためには各事務所の人員配置をできるだけ最適な人員配置に近づけることが望ましい。配置人員が不足している県税事務所に短期的に職員が応援に行くなど、全体での人員の調整を行うことにより、全体的に最適な人員の配置が可能になると思われる。

【非常勤職員の配置】

より一層税務課において非常勤職員を含めた県税事務所間の人員配置を調整することにより、繁忙期における作業の効率化と正確化が可能になると思われる。

(国税データの利用)

現在、国税から入手する所得税のデータは、税額の算定後において税トータルシステム上のデータと突き合わせ、未賦課者一覧を作成することに利用されている。当該データの入手時期が6月ごろとなり、7月ごろに行われる調定に間に合わないため課税対象者の捕捉には利用していないが、このデータを捕捉前に入手し利用することにより、効率的な捕捉作業が可能になると思われる。

認定基準について

個人事業税は、課税される業種が限定されており、それらの認定は提出された申告書及び複写・転記された申告書等をもとに行われる。

これらの判定作業には担当者の判断が介入する。そのため、担当者ごと県税事務所ごとあるいは都道府県ごとにより、異なる判定がなされた場合は税負担の公平性が害されることとなる。できるだけ格差のない判定が行われるよう、判定結果のチェック機能の構築、共通した判定基準の作成を検討する必要があると考える。

(判定結果のチェック機能)

判定の経過と結果については管理保管に関する最低限のルールを作り、それに基づいた文書の作成及び保管が必要である。

チェック体制については、県税事務所ごとに判定担当者以外のチェックは行っているものの、チェック者が別の担当者であったり、班長であったりして統一ではない。実効性のあるチェックを行うためにもチェック者を規定し、チェック者の責任を明確にする必要がある。また、税務課や県税事務所間のレビューを行うことも牽制機能として有効だと思われる。

(共通した判定基準)

特殊な事例があった場合には、それらをデータベース化し共有することにより、判定の均一化に役立つと思われる。また、経験の浅い担当者が判定を行う場合にも適正な判定が可能となるよう、最低限必要な作業内容についての業務マニュアル等を作成することが有効だと思われる。

未賦課者一覧のつぶしこみについて

県税事務所によって未賦課者一覧のつぶしこみ作業の担当者は明確になっていない。そのため、事務所によっては税額を計算した担当者によるチェックがなされている場合がある。計算ミスを少なくするためにも税額を計算した担当者以外のチェックは必要であり、また、チェック者の責任を明確にするためにもチェック責任者を規定することが望ましい。

不申告者への対応について

個人で事業を行っている者は前年 1 年間の事業に係る所得の申告が必要であるが、所得税または住民税の申告を行ったものはその申告書をもって事業税の申告がなされたものとみなされるため、実際は近年において個人事業税の申告がなされた実績はない。よって、所得税の確定申告を行っていない場合は個人事業税の賦課は行われていない。しかし、所得税の申告義務がなくても、事業税の申告義務が発生するケースはある。

発生がまれなケースとはいえ、自主的な申告を促さないことは、税負担の公平性に反することとなる。また、実際には所得税の申告を行っていない人の中にも、事業税の申告義務があることを認知していないため、自主的に事業税の申告を行っていない場合もあると考えられる。積極的に PR を行い、自主的な申告を促すべきである。その他、国税、市町村との連携を強化し、有用な情報を交換することも有効だと考える。

不申告等に関する過料について

千葉県県税条例第 59 条において不申告者に対する 3 万円以下の過料が規定されている。税務署調査において、過年度の所得税の申告がなされているケースがあり、その際は随時課税として事業税が課税される。この規定は、期限内に申告がなされない場合にも対象となるが、過料を科さなければならないほどの違法行為があったとまでは認められないものとしてこの規定の適用はない。

しかし、特に長期間にわたって申告しなかった場合には過失があり、期限内に申告を行い納税する義務に違反したものに対し、何もペナルティがないのでは、税負担の公平性に反することとなる。申告の長期滞留者に対する当該規定の厳密な適用を検討することが望ましい。また、個人事業主に対して申告の義務と当該規定を周知させることも有効であると思われる。

4. 不動産取得税

登記所からの不動産の所有権移転情報の提供（承継取得）について

県と登記所との関係において、市町村と登記所との関係のように、法的に情報が双方得られるよう、総務省、法務省他に働きかけ、所有権移転に関する情報が登記所から県税に対し、漏れなく確実にかつ適時・効率的に入手できるような仕組みを構築されることが望ましい。その際には、現代社会における情報技術の向上をふまえ、電子的な方法でのデータの提供も視野に入れることが望ましい。

市町村からの不動産の価格の情報の提供について

現行の法律において、市町村から県への不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格の決定について参考となるべき帳簿書類のデータの提供は任意となっているが、市町村と契約をし、常にデータを提出してもらえるようにし、情報を漏れなく確実にかつ、適時・効率的に提供してもらえよう体制を整えておくことが望ましいと考える。さらに、現行の法律の改正を総務省他に働きかけ、業務の精度の向上や効率化を図ることが望ましい。その際には上記 同様に、電子的な方法でのデータの提供も視野に入れることが望ましい。

不動産取得税についての「お知らせ」について

「お知らせ」自体は行政処分である処分通知ではないので、「お知らせ」自体に規程による承認は必要ないものの、「お知らせ」は行政処分の前段階の行為となり、いわば公文書に準じるものである。また、受領した者にとっても正式な納税通知書に準じる心証を受ける可能性は十分ある。

したがって、その意味からも重要な行為と思われるため、発送前に内部承認は実施することが望まれる。

また、納税義務者に対し、納税の準備期間等を考慮して不動産取得税についての「お知らせ」や納税通知書を発していると考えられるが、不動産取得税についての「お知らせ」の発送のタイミングで内部の決裁が取れるのであれば、不動産取得税についての「お知らせ」の発送自体をやめ、そのタイミングで納税通知書を納税義務者に発送し、納税通知書に記載される納期限を伸ばせば、後日督促状等が発送されることも考慮すると、徴税率を落とすことなく業務の効率化が出来るのではないかと考える。

評価担当者について

評価業務に専門性が要求されるといった観点から、長期的な視野に立ち、評価業務を行う人材の育成や配置をすることにより、精度が高く効率的な評価業務がなされることが望まれる。また現状の評価件数が多くないことや、他の業務との兼務が多いことなどを考慮し、その実効性を高めるために、評価担当者は各県税事務所に配置するといった現状よりも、税務課等の一つの課の中に、評価担当者を集約するといったことの方がより望ましいのではないかと考える。

不動産取得申告書について

地方税法第 73 条の 20 で、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、県の条例で 3 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるとあり、県税条例第 73 条第 1 項で正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科するとある。県税条例第 73 条第 2 項において、過料の額は、情状に因り、知事が定めるとある。ほとんど申告がない現状において、過料を科してはいない。

現状、法務局調査が前提となって課税をしているが、不動産取得申告書の提出がなされない場合は、県税条例に基づく過料を科すか否かの検討が必要である。現状、過料を科さないのであれば、科さないことに対する考え方の整理が必要である。

5 . 軽油引取税

免税証回収システムの有効活用について

千葉県は、免税証の交付と回収の管理を適切に行うためのシステムとしては、免税証回収システムを当面の基幹システムとして位置付けている。

したがって、免税証回収システムの利用に加えて、税トータルシステムや表計算ソフトを併用するといった不効率な管理手法は早急に改善すべきである。

そのためには、免税証回収システムに、交付年月日別にデータを抽出できるような機能を付加したり、免税証回収システムと税トータルシステム間のインターフェースを構築する必要があると考える。

軽油流通情報管理システムの活用方法について

「納入地別納入数量不一致リスト」における数量不一致データの原因調査の実施が不十分である場合、課税漏れや申告書の記入ミスの原因とするアンマッチを捕捉できず、課税漏れが発生する可能性がある。

他方で、当該不一致データには、原因の追究が非常に困難な不一致や、記入者による単純な記載誤りを原因とする不一致も含まれてしまうなど、原因分析をする上でのさまざまな障害が多いことも事実である。

しかしながら、県は、システムの維持管理費用として、毎年約 14,000 千円を支払っていることから、当該システムはやはり有効に活用すべきであり、そのためには、納入地別納入数量不一致リスト上の重要な不一致項目とそうでない不一致項目とを識別できる能力が担当者には求められると考える。また、税務課には、そのための優れた知識と経験を有している人材が揃っている。

したがって、各県税事務所の軽油引取税担当者が、「納入地別納入数量不一致リスト」を見ただけで、重要な不一致データとそうでない不一致データを識別することができるよう、専門家育成のための研修機会を増やし、担当者の能力をより一層高めていくことが望まれる。

免税証交付時の審査について

免税軽油使用者が予め申請した内容に従って、軽油の引き取りを行い、かつ免税用途どおりに適切に使用するかどうかについては、免税証交付申請時に厳しくチェックするよりも、免税証交付後に厳しくチェックした方が、免税軽油使用者に対する監督を効果的かつ効率的に行い得ると思われる。

実際、免税軽油使用者に対しては、「免税軽油の引取り等に係る報告書」を毎月提出させており、当該報告書によって免税軽油使用者の行動を事後的にチェックできることが制度的にも保証されている。

したがって、免税軽油使用者に対しては、交付時の審査を簡略化する一方で、事後的なチェック体制を強化し、実地調査の頻度を高める等、免税証交付後にける免税軽油使用者に対する監視体制を充実させることが望まれる。

特別徴収義務者に対する報償金について

特別徴収義務者に対する報償金は、過去 4 年間で総額 4,295,985 千円が交付されており、当該金額は、徴税のためのコストとしては、あまりにも多額であると思われる。一方、当該制度は国の総務省の指導のもとに全国の都道府県において一般的に実施されている制度であり、業界からの抵抗を受けることも想定すると、制度自体を廃止することは困難かと思われる。

したがって、現実的には、不申告者や過少申告者等、期限内に適正に納付しなかったことがある特別徴収義務者に対して、交付率を標準よりも低くする等のペナルティの導入を検討することが望まれる。

不正軽油への対応について

不正軽油は脱税問題のみならず、硫酸ピッチ等の不法投棄等、住民に直接健康被害を及ぼす危険を発生させる等、その影響が広範囲にわたり、極めて深刻な社会問題となっている。

県は、さまざまな取り組みを通じて、不正軽油製造所や硫酸ピッチの不法投棄の減少、さらには不正軽油使用車両の減少といった成果をあげている。

今後も引き続き関係各課との情報交換や相互協力を行いながら、不正軽油撲滅への取り組みを一層強化していくことが望まれる。

軽油引取税に係る抜取調査の実施について

課税標準調査と免税軽油使用者調査については、不正軽油を摘発することが本来の調査目的ではなく、また、抜取調査の実施が不可能な場合もあることから、調査件数全体に対して抜取調査を 100%実施している訳ではない。

これに関して、一部の県税事務所においては「定例調査等実施状況報告書」において、抜取調査を 100%実施しなかった理由が記載されていなかった。

この状況では、各県税事務所における調査業務が適正に行われたかどうかについて、税務課が適切に判断できないと思われる。したがって、抜取調査を 100%実

施しなかった場合には、個々の調査ごとにその理由を「定例調査等実施状況報告書」に記載することが望まれる。

また、抜取調査の実施は、それによって不正軽油発見の端緒となるだけでなく、被験者に対する牽制効果も働くことが期待できるため、今後もあらゆる調査の場面において積極的に実施していくことが望まれる。

不正軽油調査の嫌疑案件に対するフォローの実施について

抜取調査の実効性を高めるためには、不正混和使用の疑いのある案件に対しては、早期にフォローを実施すべきである。なぜならば、放置されている間にも、嫌疑者が証拠隠滅を図ろうとする可能性は、十分考えられるからである。

したがって、不正軽油調査において嫌疑案件と特定したものは、遅滞なく調査のフォローを実施し、早期に終了事案とするよう努めるべきである。

6. 自動車税

コンビニエンスストアでの納付の PR 及び納付機会の拡大について

自動車税の定期賦課について、平成 15 年度から 17 年度までの年度当たりの定期賦課件数は 2 百万件を超えており、膨大な件数となっている。一方、コンビニエンスストアでの納付が平成 17 年度から導入されたため、納期内の納付率が件数ベースで 16 年度 63.0%から 17 年度 65.3%へと上昇しており、一定の導入の効果が認められるものの、納期内納付率は 60%台となっており、決して高い率とは言えない水準にある。このため、納期内に納付しなかった納付件数が上昇している。年度当たり 77 万件に達している。

事務の効率化及び納期内納付の促進の観点から、まず平成 17 年度から導入されたコンビニエンスストアでの納付ができることを積極的に PR していくことが重要であると考えられる。PR に当たっては、例えば納期内納付がいかに低い率となっているか、その低い率のために追加的に生じている徴税コスト等を公表することが納期内納付を促す点で重要であると考えられる。

なお、より確実な納期内納付の実現のために、車検時徴収制度の導入も考えられる。車検時徴収制度を導入した場合、車検を通さなければ自動車の使用ができなくなるので、今までよりも確実な納期内納付の実現が考えられる。この制度の導入に当たっては、国との関係も必要であり、また、新たな制度ということで新しい利害関係も生ずるので、県単独ではなく、国及び関係業界と積極的な協議を行うことが必要となる。

申告書の OCR 化の早期導入について

県では申告書の OCR 化を検討している。OCR 化により、申告書を機械で読み取ることが可能となり、外部業者に委託している入力作業が不要となるので、当該契約が不要になるほか、税トータルシステムへの登録も早期に完了する効果が期待できる。さらに、税トータルシステムへの登録が早期に完了することで、納税通知書の発送が早くなることも期待できる。しかし、県では平成 20 年度の導入に向けて、検討はしているが、導入スケジュール等の具体的な決定には至っていない。

申告書の OCR 化により、上記のような効果が期待できることから、早期の導入の決定が望まれる。

課税免除対象者の次年度以降のフォローについて

17 年度の自動車税の課税免除は件数で 15 千件、金額で 2.9 億円となっている。自動車税事務所では、平成 18 年度の条例改正（免除 減免）に伴い、前年度まで

は「お知らせ」により免除に該当しなくなった場合には「課税免除に該当しなくなったことの申告書」を提出することを要請していたが、これに代えて、自動車税・現況照会回答書を送付し、回答を求める方法に変更している。しかし、あくまでも文書による回答であるため、減免に該当しなくなった場合であるにもかかわらず、現況に変更がないとして回答される場合も考えられる。

主に比較的多額の自動車税の減免を受けている者を対象に、当該回答書以外に追加的な資料の提出を求めたり、現地調査を行う等、実態のとおり正しく申請されていることを確かめることが重要と考えられる。

また、自動車税・現況照会回答書については、可能な限りすべて回収するように努める必要がある。

県外に居住している滞納者への対応について

県は転出等により県外に居住している滞納者に対しては自動車税事務所で対応しており、相互に都道府県単位で協力して徴収することとなっている。しかし、県が他の都道府県から転入してきた滞納者から当該滞納税額を徴収したとしても、あくまでも転出元の都道府県の収入となり、徴収取扱費を得られないことから、有効に機能していないのが現状である。

効率的な徴収のために、県外に居住している滞納者については、今まで以上に相互に都道府県単位で協力して徴収することが望まれる。また、徴収取扱費を支払うことも有効と考えられる。

7. 税トータルシステム

納税者の名寄せについて

現在、税トータルシステムにおける各税目の納税者情報は、税トータルシステム電算処理要領及び同端末機操作要領で規定されている入力方法に従っている。また、税トータルシステム上、一定の編集ルールに従い、名寄せ作業が実行されている。

しかし、納税者情報は入手元が本人申告だけでなく、自動車登録データや登記所資料など多様であることから、十分な名寄せは行われておらず、職員による手作業で補完されているのが現状である。

納税者の名寄せ作業は、滞納処分など重要な行政処分の前提となる重要な作業である。従って、想定される誤り等を予め各要領に記載したり、研修会を開催するなどして周知徹底することにより、納税者情報の入力精度を一層向上させるべきである。

また、現状ではシステムの結果を職員が手作業で補完しており、その意味で不効率な点があることは否めない。さらには、名寄せが成功しなかったことや誤った名寄せにより、結果的に滞納処分等に瑕疵が生じる可能性も否定できない。

今後、より一層のシステム改善を図り、システムによる名寄せの精度向上及び人的作業を削減すべきである。

なお、今後、税負担の公平性及び業務の効率化を図るためには納税者背番号制度の導入が期待される。

独立の総括的セキュリティ管理者について

県として県税業務に関する各部署における情報管理者は任命しているものの、独立の総括的セキュリティ管理者は任命されていない。県税業務全体として、セキュリティ管理に係わる責任の所在が不明瞭になることにより、情報資産が適切に保護されない可能性がある。

県税業務全体の総括的セキュリティ管理者を任命するとともに、当該管理者の責務を明確化し、実行すべきである。

ユーザ ID 及びパスワードについて

(ユーザ ID 及びパスワードの併用)

税トータルシステムでは、具体的な業務開始に当たり、暗証番号のみを入力することで認証される。つまり、具体的な業務権限内容を暗証番号と紐付けており、その意味で現在の暗証番号はユーザ ID としての意味合いを有しており、パスワードとしての意味合いは薄いと思われる。一般的に、ユーザ ID はシステムに対するユーザ権限を設定するもので、パスワードは本人認証であり、これらを組み合わせることによりセキュリティは向上すると考えられている。

セキュリティを高めるため、ユーザ ID 及びパスワードを組み合わせることにより認証を行うべきである。

(パスワード変更)

通常業務にかかるパスワードは、適切な有効期限を設定し、システムによる強制変更を導入すべきである。

また、システム運用にかかるパスワード変更ルールの見直しやシステム保守にかかるパスワード有効期限の短縮を図るべきである。

さらには、パスワード全般について設定ルールの厳格化を図り、安易にパスワードを推測できないようにすべきである。具体例として以下のようなものが挙げられる。

- ・最低文字数制限及び最長文字数制限
- ・使用文字列の組み合わせ(例：大文字の英字、小文字の英字、数字の 3 種類を全て組み合わせる)
- ・ユーザー ID の一部を含むパスワードの設定不可
- ・過去 5 回までに使用したパスワードの設定不可

(パスワードの確認)

人事異動や退職があった場合、その都度パスワードの設定や削除をしているが、それ以外では定期的なパスワードの確認は実施されていない。

人事異動や退職があった場合のパスワード登録削除及び定期的なパスワード確認に関する規定を整備し、実施していくべきである。

(パスワードの共有)

臨時雇用者に対して、止むを得ず税トータルシステムへのアクセスを許可する場合、既存ユーザーのパスワードを共有して使用している。

臨時雇用者に対しては、税トータルシステムへのアクセスを許可しないことが望まれる。止むを得ず臨時雇用者にアクセスを許可する場合でも、必要最小限の権限を付与した臨時のパスワードを使用させるとともに、使用後は直ちにパスワードを削除すべきである。

税トータルシステム上の権限の見直しについて

県税事務所においては、傾向として次長以上の管理職に多くの権限が割り当てられているとともに、各事務所間での権限付与の運用も異なっている。

上級管理職に与える権限は、必要最小限のものにとどめるべきである。

また、県として組織的に内部牽制を機能させるに十分な標準的な権限設定を規定する一方で、各県税事務所での人員配置及び業務量を考慮した上で、実際の権限設定を行うべきである。

本番環境への移行について

常駐 SE を開発要員と運用要員に明確に区分して配置するとともに、本番環境への移行作業は運用要員のみが行い、また、本番環境と開発環境で別途のアクセス制限を設けることが望まれる。

システム開発の標準的な手続について

現状のシステム開発手順を分析し、標準的な手続を作成することが望まれる。

システム監査の検討について

現状、監査委員事務局及び税務課によるシステム監査は実施されたことはない。システム監査について文書化を検討するとともに、必要に応じシステム監査を実施することが望まれる。

委託業者の個人情報保護の取り組みについて

税務業務の委託業者を選定する場合、業者における個人情報保護への積極的取り組み状況をも加味して選定することが望まれる。たとえば、上記制度の認定または許諾を契約条件にすることも考えられる。

業務委託契約について

自動車税納税通知書印字業務は、平成 17 年度までシステム開発業者でないと実施できない業務として同一業者が随意契約で締結している。しかし、印刷技術の向上やソフトウェアの技術革新により、必ずしも随意契約によらなくてもよい環境が整ったとして、平成 18 年度からは配送業務も含めて指名競争入札によっている。その結果、配送業務ができない従来のシステム開発業者は指名競争入札自体に参加せず、異なる業者が従来より低額で締結している。

このことから、従来、随意契約としていたことについて合理的な説明が必要と思われる。その結果を踏まえ、他の業務について随意契約とする場合には、その理由を十分に吟味することが望まれる。

県税収納消込業務は、システム運用開始以来、システム開発業者でないと迅速かつ正確に処理できない業務として同一業者が随意契約で締結している。また、平成 15 年度から平成 18 年度まで同一単価で推移している。仮に随意契約とする合理的な理由がある場合でも、単価について仕様の工夫をするなどしてより一層の削減を図ることが望まれる。なお、自動車税納税通知書印字業務と同様に、同一のシステム開発業者との随意契約でなく、指名競争入札によることが可能か否か、再検討することが望まれる。

平成 18 年度申告書のデータ入力及び統計表出力業務は、システム運用開始以来、システム開発業者と随意契約を締結している。県資料によれば、平成 15 年度から平成 18 年度までの予定価格に対する契約金額の比率はいずれも高くなっている。仮に随意契約とする合理的な理由がある場合でも、単価について仕様の工夫をするなどしてより一層の削減を図ることが望まれる。なお、自動車税納税通知書印字業務と同様に、同一のシステム開発業者との随意契約でなく、指名競争入札によることが可能か否か、再検討することが望まれる。

8. 滞納処分

督促状の発送について

地方税法上、納税者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合には、徴税吏員は納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない（地方税法第 165 条 1 項、同条第 73 条の 34 第 1 項）。

しかし、現在、自動車税については 5 月末の納期限に対して 7 月、不動産取得税については納期限日の翌月末に督促状が発せられている。督促状を発する特別な期間に関する県の条例もなく、地方税法に抵触することとなっている。

これに対して県は、地方税法第 165 条 1 項、同条第 73 条の 34 第 1 項は、事務の滞りを防ぐ趣旨で事務処理の目安として訓示的に定められたものであり、納期限後 20 日後に発した督促状についても有効であると解釈し、現在の運用を行っている。

しかしながら、これは本来、条例に特例期間を定めて運用すべきものであり、早期に条例改正をする必要がある。

新たな滞納整理の取組について

ア. インターネット公売の実施

千葉県においても平成 18 年度からインターネットによる公売が行われている。平成 18 年 11 月末現在で 2 回実施されているが、物件も少なく、売買が不調のものが多い。

しかし、見積価額を大きく上回る売却物件もあり、換価の促進による滞納整理の早期解決のため、インターネットを利用した公売の更なる活用が望まれる。

イ. 自動車の差押

平成 18 年 12 月から自動車の差押が行われている。

差押は自動車を運行・使用をさせないための措置としてのタイヤロックを装着して滞納者等に保管命令を行う。その後、納税されないときは自動車を引き揚げて公売することとしている。

依然として滞納の多い自動車税（平成 17 年度滞納繰越額 53 億円、14 万件）を中心に、滞納の一掃を図り税負担の公平性を確保するための新しい取組であり、積極的な活用が望まれる。

特別滞納整理班の設置体制について

特別滞納整理班のない県税事務所においても、滞納金額及び 1 人当たり滞納金額が高額となっているところがある。

高額滞納整理という特殊技術を生かした滞納整理をより一層徹底するためにも、今一度特別滞納整理班の設置を検討する時期が来ているのではないかと考えられる。

さらに、より機動的な高額滞納整理を推進するためには、各事務所に分散するのではなく、集中的に高額滞納整理を行う要員を一箇所に集中して、各事務所へ派遣する方法も考慮にいれるべきではないだろうか。

例えば、東京都主税局では、さらに一歩進んで、滞納整理の特殊性・専門性に着目し、滞納整理自体の分業制を導入している。

平成 7 年度には 90.2%と全国で最下位だった収入歩合を、いわゆる「攻めの滞納整理」により、平成 16 年度には 98.6%まで上昇させ、2,400 億円以上だった滞納繰越額を 569 億円まで圧縮した。

その原動力となったひとつが、徴税部門の構造改革であった。担当者や職場に徴収額・件数の目標管理を導入し、滞納整理における「督促」・「差押」・「回収」といった業務を案件ごとに1人の職員が担当するのではなく、専門性を持った組織で担当する。「督促」・「差押」・「回収」に特化した専門家集団が効率的・効果的・組織的に滞納整理を行っている。

もし、千葉県が東京都が導入した、専門性を生かした分業体制を採用するとするならば、各事務所に高額滞納担当者を分散配置することは人員的にかなりの負担になる。高額滞納整理を行う要員を一箇所に集中することにより、分業体制を徹底して、より効率的・効果的・組織的な滞納整理を行うことも視野に入れる必要があると考えられる。

不納欠損について

17年度の不納欠損は、下表のとおり29億円と極めて多額な金額となっている。中でも、地方税の消滅時効による不納欠損が件数で12万件と約80%、金額で14億円と約50%近くを占めている。

不納欠損は以下の場合に認定される。

- A．滞納処分の執行を停止し、停止が3年間継続した時(地方税法第15条の7第4項【停止後3年消滅】)。
- B．滞納処分の執行を停止し、徴収金が限定承認に係るものであるとき又は徴収金を徴収することができないことが明らかである時(地方税法第15条の7第5項【即時消滅】)。
- C．法定納期限の翌日から起算して5年間、徴収権を行使しない時(地方税法第18条【地方税の消滅時効】)。

平成17年度について、不納欠損を上記の区分別にみると以下ようになる。

(単位：千円)

	A	B	C	計
件数	18,580	15,009	127,130	160,719
	11.6%	9.3%	79.1%	100.0%
税額	418,140	1,110,619	1,430,362	2,959,122
	14.1%	37.5%	48.3%	100.0%

(県資料より作成)

ここに、この【C．地方税の消滅時効】による不納欠損の税目別内訳をみると次のようになる。

(単位：千円)

	件数	構成比	金額	構成比	1件当たり金額(円)
個人県民税	113,957	89.6%	849,672	59.4%	7,456
法人県民税	683	0.5%	19,320	1.4%	28,287
個人事業税	1,072	0.8%	62,473	4.4%	58,277
法人事業税	133	0.1%	29,010	2.0%	218,120
不動産取得税	484	0.4%	102,985	7.2%	212,779
自動車税	10,738	8.4%	363,745	25.4%	33,875
自動車取得税	14	0.0%	587	0.0%	41,929
軽油引取税	2	0.0%	898	0.1%	449,000
その他	47	0.0%	1,667	0.1%	35,468

	件数	構成比	金額	構成比	1件当たり金額(円)
合計	127,130	100.0%	1,430,362	100.0%	11,251

(県資料より作成)

個人県民税・自動車税等の少額滞納事案が大部分を占めている。

個人県民税・自動車税等の件数が膨大な少額滞納事案については、滞納処分業務・執行停止事務及びその後の事務管理は多大な労力を伴うため、本来ならば財産調査等の滞納処分の手続を実施した後、【A．停止後3年消滅】で不納欠損となるべきものが、当手続を実施しないまま【C．地方税の消滅時効】となっているケースも考えられる。

今後は高額滞納事案だけでなく、このような少額滞納事案についても【C．地方税の消滅時効】の割合を出来るだけ少なくするよう滞納処分の手続を実施することが望まれる。

滞納事案について税負担の公平性の見地からは高額少額を問わず、財産調査・差押等を早期に着手して回収を図るとともに、回収できないものについては早期に見極めて滞納処分の停止を行い滞納繰越の縮減を図り、県税収入を有効かつ効果的に確保することが必要となる。

そのためにも、個人県民税における市町村との滞納整理の協力関係を強化するとともに、自動車の差押えやインターネット公売の拡大等の新しい取組みをさらに積極的に推進することが望まれる。

9. 組織体制

各県税事務所への職員配置について

現行の組織体制及び各県税事務所の規模を踏まえると、効率的な職員配置が行われているといえるが、県税事務所間、あるいは県域全体で同水準の業務実施体制を確保していくためには、現行の組織体制を見直し、既存の県税事務所の枠を超えた職員配置あるいは組織自体の再編を視野に入れることが必要ではないかと考える。

以下に掲げる業務については、専門性の追求、情報の共有化や効率化の観点から現在の業務実施体制を見直し・検討していくことが望まれる。

不動産評価業務

専門知識やノウハウの集約・共有化、及び業務量の不均衡の解消を図っていくために、不動産評価業務の集約化を図っていくことが望まれる。評価業務には高度な専門性が要求されるため、長期的な視野に立ち人材育成や職員配置を行う必要があると考えられる。そのためには評価担当者を県全体として集約化していくことが効果的である。また、現状、各県税事務所ですべての評価業務の実施件数に乖離があるため、効率性の観点からも評価担当者を集中配置することによるメリットはあるものとする。

外形事業税調査業務

不動産評価業務と同様、専門的知識が要求される分野であり、知識やノウハウの集約・共有化が不可欠である。現在の組織体制においても、県税事務所の枠を超えた「ブロック単位」により調査班を編成し、実地調査を進めているところであるが、県全体として調査体制を一元化する「一箇所への調査班の集約化」がより効果的な手段だと思われる。

その他の課税調査業務

職員数の不足等を理由として課税調査業務が十分に実施されていないのが現状である。特に少数規模の県税事務所では組織的な調査業務が困難であり、県税事務所間で調査業務量や質に格差が生じるおそれがある。また、そもそも各県税事務所では、申告書の受付や調定入力、郵便物発送等の定型的な業務が優先されてしまう傾向にあり、県全体として課税調査業務が十分に実施できる体制となっていない。不動産評価業務や外形事業税調査業務でも述べたことだが、県全体として調査業務の集約化を図っていくことが望まれる。

個人事業税における認定基準

個人事業税は課税される業種が限定されており、それらの認定には専門的知識が要求される。より高度なチェック体制の確立や専門知識の集約・蓄積を図っていくために、税務課や県税事務所間のレビューを行っていくことが有効な手段であると思われる。

滞納整理班について（専門性を生かした分業体制の確立）

高額滞納整理という特殊技術を生かした滞納整理をより一層徹底するためにも今一度特別滞納整理の設置を検討していくことが望まれる。より機動的な高額滞納整理を推進していくためには、各事務所に分散するのではなく、集中的に高額滞納整理を行う要員を一箇所に集中させ、各事務所へ派遣する方法も考慮していくことが望まれる。

税務職員の年齢構成、異動年数について

県では税務経験が豊富な職員が適所に配置され所属職員の指導に当たっており、また実務研修や OJT を通じて各職員の専門知識の向上に取り組んでいる一方で、県税事務所からは「専門家が育ちにくい」という声が上がっており、「現場とのギャップ」が生じている。

県はこの事実を真摯に受け止め、県税事務所における現場の意見を取り入れながら、この問題を解消していく必要があるものとする。

具体的には、以下の事項について検討をしていくことが望まれる。

組織体制について

県税事務所間で業務の実施体制が異なり、また申告書の受付や調定入力、郵便物発送等の定型的な業務に日々追われてしまい専門的知識・ノウハウを蓄積していくための体制が十分でないと考えられる。現行組織体制を前提とした「適材適所」の職員配置は行われているかも知れないが、県全体として「県税の専門家」を育成していくための組織体制を改めて考えていく必要があるものとする。

年齢構成について

高度な専門的知識を幅広く持つまでには長期間を有することは事実であるが、現在は 50 歳以上の職員が全体の 50% を占めている状況であり、若年世代への業務移行が急務であると思われる。県全体としての職員の高齢化の進行や人事政策から税務職員だけの問題として、職員配置方針を考えていくことは出来ないが、県全体と比較しても県税事務所における職員の年齢構成は高い水準にあるといえる。このことを踏まえ、将来を見据えた人事政策を検討していくことが必要とする。

人事異動について

せっかく県税に関する専門的知識を習得した職員であっても、人事異動により他部署への異動が頻繁に行われてしまえば県税組織としてはその効果は半減してしまう。しかし、有能な職員を税務職員だけで占有してしまうわけにもいかず、また若手職員にとっては他の部署で幅広く経験を積んでいくことも大事なことであり、県全体から考えても、そのような幅広い知識・経験を有する人材を育成することは重要な施策であると思われる。そこで重要なことは、このような人事ローテーションの過程で、税務職員として適性を有する人材を見極め、当該職員を適所に配置できる体制にあるかということである。また、現時点における税務職員の年齢構成を踏まえると、若い世代の税務職員の育成が急務であり、若い世代の年齢構成を高めていきつつも税務専門家が育成できるような人事異動方針を考えていくことが必要ではないかと考える。

監査の結果及び意見

1. 県税の概要

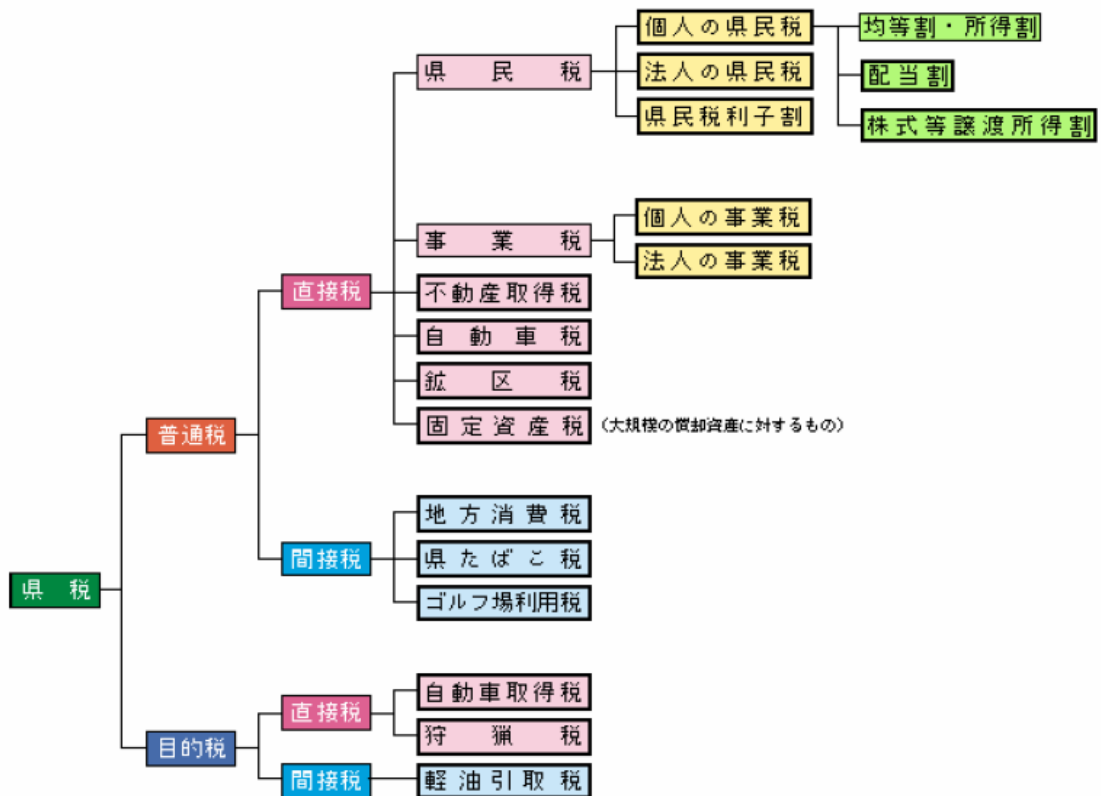
(1) 県税の種類

税金は、納める先の違いにより、国に納める国税と、地方公共団体に納める地方税とに分けられる。地方税は、さらに道府県に納める道府県税と市町村に納める市町村税に分けられる。

税金は、納める方式の違いにより、税を負担する人が直接納める直接税と、税を負担する人と納める人が異なる間接税とに分けられる。

また、税金は、使途の違いにより普通税と目的税とに分けられる。普通税とは、その使途が特定されておらず、一般的経費に充てることができるものをいい、目的税とは、使途が特定されているものをいう。

県税には、次の税目がある。



(県資料より作成)

各県税の内容は次のとおりである。

税目	内容
個人県民税（均等割・所得割）	前年中に一定の所得があった県民に課す税金であり、実際の事務は、市町村において市町村民税とともに住民税として課税及び徴収された後、県に払い込まれる。
個人県民税配当割	上場株式などの配当等を支払う際に課す税金。
個人県民税株式等譲渡所得割	特定口座内（源泉徴収有りを選択したものに限り）での上場株式等の譲渡益について課す税金。

税目	内容
法人県民税	県内に事務所又は事業所を持つ法人に対して課す税金。
県民税利子割	銀行や郵便局などの金融機関等から預貯金などの利子等の支払を受ける際に課す税金。
個人事業税	県内に事務所又は事業所を有する個人で290万円を超える事業所得があった場合に課す税金。
法人事業税	県内に事務所等を有する法人が事業を行うことに対し、課す税金。
不動産取得税	不動産（土地・家屋）を取得した場合に課す税金。
軽油引取税	軽油の引取り等に対して課す税金。
自動車税	自動車の所有者又は使用者に課す税金。
自動車取得税	自動車（軽自動車を含む）を取得したときに課す税金。
県たばこ税	たばこの消費に対して課す税金。
地方消費税	商品の販売・サービスの提供など、対価を得て行う取引に課す税金。
固定資産税	本来市町村で課すが、一定額を超える大規模償却資産について、一定額を超える部分についてその所有者に県が課す税金。
狩猟税	狩猟者登録をする際に課す税金。
鉱区税	県内の鉱区について鉱業権を有する人に課す税金。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用に対して課す税金。

（県資料より作成）

（注） は監査の対象とした税目。

県税の申告、納期及び納税方法は次のとおりである。

税目	申告期限	納期（限）	納税方法
個人県民税（均等割・所得割）	給与と所得者の場合、給与と支払者が給与支払報告書を1月末日	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して納入（普通徴収の場合もある）
	給与以外の所得者は3月15日	6月、8月、10月及び1月 ただし、市町村によって異なる場合がある	普通徴収
個人県民税配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
個人県民税株式等譲渡所得割	年分を翌年1月10日	申告期限と同じ	申告納入
法人県民税	事業年度が終了した日から2ヶ月以内	申告期限と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
個人事業税	3月15日	8月及び11月	普通徴収
法人事業税	事業年度が終了した日から2ヶ月以内	申告期限と同じ	申告納付
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納入（納付）
自動車税	取得、変更又は滅失の日から7日以内	5月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
自動車取得税	登録、新規検査又は届出のとき	申告期限と同じ	申告納付
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
地方消費税	・譲渡割 課税期間の終了の日の	申告期限と同じ	申告納付

税目	申告期限	納期（限）	納税方法
	翌日から2ヶ月以内 個人事業者は3月31日 ・貨物割 課税貨物を保税地域から引取るとき		
固定資産税	1月31日までに、償却資産所在市町村に申告	第1期 4月30日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 2月末日	普通徴収
狩猟税	-	狩猟者の登録を受けるとき	証紙徴収、普通徴収
鉱区税	取得、変更又は滅失の日から7日以内	5月	普通徴収
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	申告納入

（県資料より作成）

納税方法は次のとおりである。

納税方法	内容
特別徴収	県税の徴収について、便宜を有するものを特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者から税金を徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
普通徴収	県が納税者に納税通知書を交付することによって徴収することをいう。
申告納付	納税者がその納付すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、納税することをいう。
申告納入	特別徴収義務者がその徴収すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、納入することをいう。
証紙徴収	県が発行する証紙により県税を払い込むことをいう。

（県資料より作成）

（2）県税事務を司る組織

県税事務を司る主な組織は大きく分けて総務部税務課、県税事務所及び自動車税事務所の3つに分類される。

総務部税務課

総務部税務課の分掌事務は次のとおりである。

1. 県税に係る総合企画、統計資料及び広報に関すること。
2. 地方税源の充実及び確保に関すること。
3. 県税に係る税収見込みに関すること。
4. 地方税法（昭和25年法律第226号）の施行に関すること。
5. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）等地方税法の特例に関する法律の施行に関すること。
6. 地方税法において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の施行に関すること。
7. 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年法律第94号）の施行に関すること。
8. 納税貯蓄組合に関すること。
9. 税理士法（昭和26年法律第237号）の施行に関すること。
10. 県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、地方消費税並びに自動車取得税の市町村

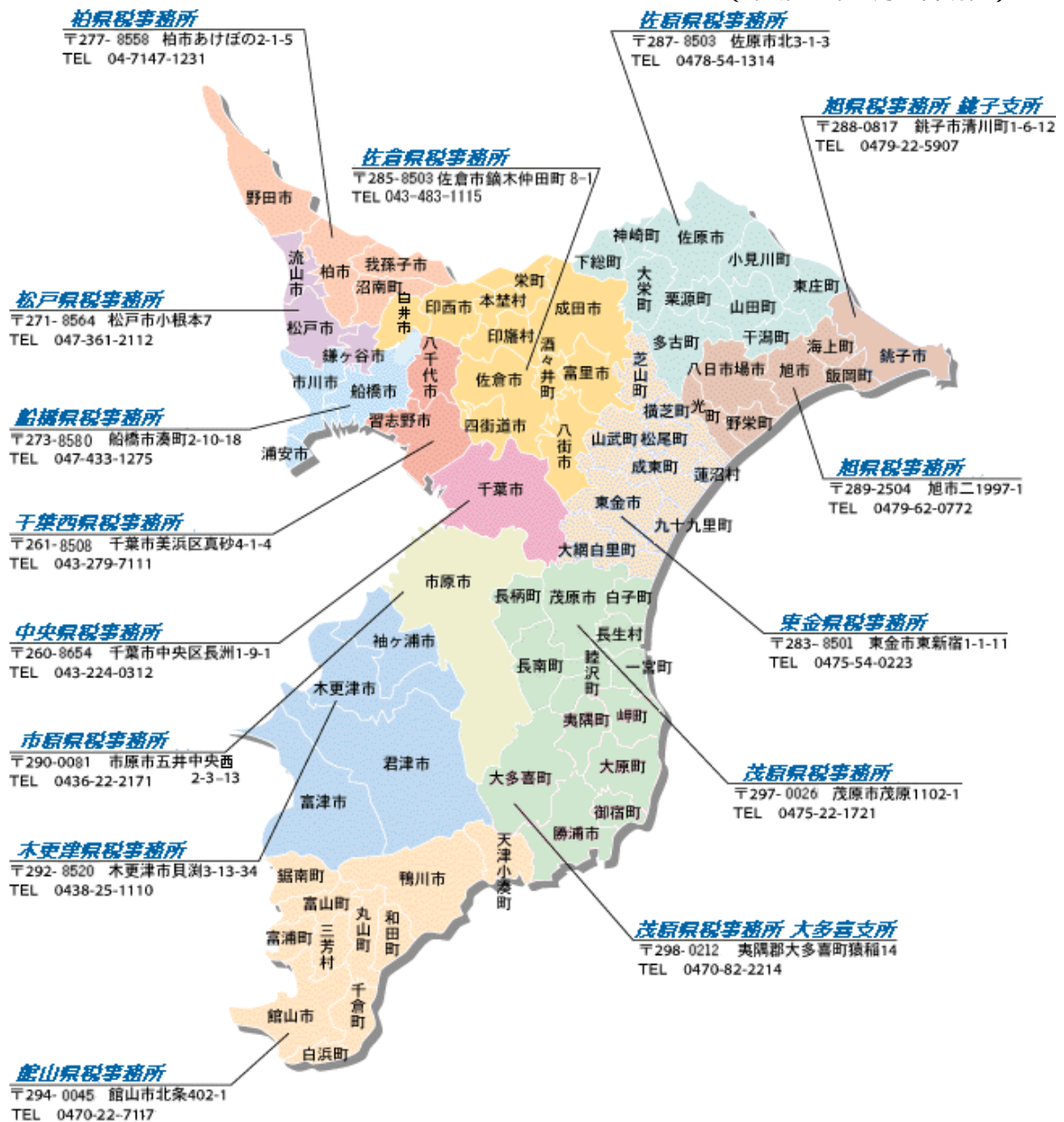
に対する交付に関すること。
11.電子計算機による県税事務の処理に関すること。
12.県税事務所及び自動車税事務所に関すること。
13.前各号に掲げるもののほか、県税事務に関すること。

(県資料より作成)

県税事務所

県税事務所は、県税及び県税に係る税外諸収入に関する事務の一部を司ることとされており、県下に 13 ヶ所置かれている。また、旭県税事務所には銚子支所、茂原県税事務所には大多喜支所が置かれている。

(平成 17 年 1 月 1 日現在)



(県資料より作成)

(注) 佐原県税事務所は、平成 18 年 3 月 27 日に香取県税事務所に名称を変更している(以下香取県税事務所と表記)。

各県税事務所の下には次のとおり課及び班が置かれている。

事務所	課及び班
中央県税事務所	管理班
	課税課
	収税課
千葉西県税事務所	管理班
	課税課
	収税課
船橋県税事務所	管理班
	課税課
	収税第一課
	収税第二課
松戸県税事務所	管理班
	課税課
	軽油引取税課
	収税課
柏県税事務所	管理班
	課税課
	収税課
佐倉県税事務所	管理班
	課税課
	収税課
香取県税事務所	管理班
	課税班
	軽油引取税班
	収税班

事務所	課及び班
旭県税事務所	管理班
	課税班
	収税班
東金県税事務所	管理班
	課税班
	収税課
茂原県税事務所	管理班
	課税班
	軽油引取税班
	収税班
館山県税事務所	管理班
	課税班
	収税班
木更津県税事務所	管理班
	課税課
	収税課
市原県税事務所	管理班
	課税課
	収税課

(県資料より作成)

課及び班の分掌事務は次のとおりである。

管理班
1.所の総合企画及び調整に関すること。
2.県税に係る徴収金の督促並びに還付又は充当及び還付加算金に関すること。
3.市町村における県税の収納事務に関すること。
4.納税証明に関すること。
5.県税に係る徴収金の収納及び管理並びに決算事務に関すること。
6.県税に係る統計資料及び広報に関すること。
7.納税貯蓄組合に関すること。
8.税理士法の施行に関すること。
9.庶務に関すること。

課税課及び課税班
1.県税(軽油引取税を除く。4.及び5.において同じ。)に係る徴収金の調査、賦課、更正、決定及び納税義務又は納入義務の免除に関すること。
2.特別徴収義務者の指定及び登録に関すること(軽油引取税に係るものを除く。)
3.免税軽油使用者証及び免税証に関すること(軽油引取税課又は軽油引取税班を置く県税事務所を除く。)
4.県税に係る国税犯則取締法の施行に関すること。
5.県税に係る過料の決定に関すること。

軽油引取税課及び軽油引取税班
1.軽油引取税に係る徴収金の調査、賦課、更正、決定及び納入義務の免除に関する こと。
2.軽油引取税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関すること。
3.免税軽油使用者証及び免税証に関すること。
4.軽油引取税に係る国税犯則取締法の施行に関すること。
5.軽油引取税に係る過料の決定に関すること。

収税課、収税第一課、収税第二課及び収税班
1.県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
2.県税に係る徴収金の徴収委託及び徴収受託に関すること。
3.県税に係る延滞金及び滞納処分費の決定に関すること。
4.県税に係る徴収金の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の施行に 関すること。
5.受託証券の再委託に関すること。
6.県税に係る過料の徴収に関すること。
7.県税に係る徴収金の徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止並びに不納欠損処 分に関すること。
8.納税相談に関すること。
9.市町村における県民税に係る事務の執行に必要な援助に関すること。

(県資料より作成)

自動車税事務所

自動車税事務所は、千葉市に置かれ、自動車税及び自動車取得税の賦課徴収に関する業務を行っている。県の自動車税事務所には、管理課及び課税課があり、また、千葉支所、習志野支所、野田支所及び袖ヶ浦支所の4支所が置かれている。

課及び班の分掌事務は次のとおりである。

管理課
1.納税相談に関すること。
2.自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の徴収嘱託、徴収金の還付又は充当及び還 付加算金に関すること。
3.自動車税及び自動車取得税に係る納税証明に関すること。
4.自動車税及び自動車取得税に係る収納に関する帳簿の管理及び記帳に関すること。
5.自動車税及び自動車取得税の徴収金に係る決算事務に関すること。
6.自動車税に係る電子計算処理に関すること(課税事務に係るものを除く)。
7.自動車税及び自動車取得税に係る統計資料及び広報に関すること。
8.自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の徴収、督促及び滞納処分に関すること。
9.自動車税及び自動車取得税に係る延滞金及び滞納処分費の決定に関すること。
10.自動車税及び自動車取得税に係る徴収金についての滞納処分と強制執行等との手続 の調整に関する法律の施行に関すること。
11.受託証券の再委託に関すること。
12.自動車税に係る過料の徴収に関すること。
13.自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停 止並びに不納欠損処分に関すること。
14.千葉県県税証紙条例(昭和41年千葉県条例第52号)及び千葉県県税証紙条例施行 規則(昭和42年千葉県規則第17号)の施行に関すること。
15.自動車税及び自動車取得税に係る所内事務の企画、調整及び課税課の所掌に属しな い事項に関すること。
16.庶務に関すること。

課税課
1.自動車税及び自動車取得税の証紙徴収に関すること。
2.自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の調査、賦課、更正、決定及び納税義務の免除に関すること。
3.自動車税の課税事務に係る電子計算処理に関すること。
4.自動車税及び自動車取得税に係る国税犯則取締法の施行に関すること。
5.自動車税に係る過料の決定に関すること。

(県資料より作成)

各部署の人員数

総務部税務課、県税事務所及び自動車税事務所の人員数は次のとおりである(平成17年11月1日現在)。

総務部税務課	57人
中央県税事務所	76人
千葉西県税事務所	47人
船橋県税事務所	71人
松戸県税事務所	58人
柏県税事務所	47人
佐倉県税事務所	59人
香取県税事務所	24人
自動車税事務所	60人

旭県税事務所	23人
東金県税事務所	25人
茂原県税事務所	34人
館山県税事務所	17人
木更津県税事務所	39人
市原県税事務所	31人

(県資料より作成)

(3) 税トータルシステム

県の税務事務は、税トータルシステムによって処理されている。税トータルシステムは、税務事務(課税・収納管理・収税)を総合的に電算処理するものである。日々収集されるデータを電算処理することにより、課税から収税にいたる事務に必要な最新情報が把握できる。

詳細は、「8.税トータルシステム」を参照のこと。

(4) 税目及び調定額等の推移

県税の平成15年度から17年度までの調定額等の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

		平成15年度	16年度	17年度
個人県民税 (均等割・所得割)	調定額	136,836,635	132,556,987	137,281,438
	収入額	121,823,866	118,311,539	122,454,867
	還付未済額	242	-	-
	不納欠損額	1,404,108	1,480,504	1,279,600
	収入未済額	13,608,902	12,764,943	13,546,970
	収納率	89.0%	89.3%	89.2%
個人県民税 (配当割)	調定額	121,753	2,179,125	4,084,804
	収入額	121,753	2,179,125	4,084,804
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
個人県民税 (株式等譲渡 所得割)	調定額	505	2,608,481	6,344,973
	収入額	505	2,608,481	6,344,973
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
法人県民税	調定額	23,205,594	25,469,778	32,097,725
	収入額	22,669,473	24,965,204	31,621,606
	還付未済額	1,209	510	847
	不納欠損額	39,897	44,041	78,556
	収入未済額	497,432	461,043	398,409
	収納率	97.7%	98.0%	98.5%
県民税利子割	調定額	10,082,405	10,678,617	6,445,772
	収入額	10,082,405	10,678,617	6,445,772
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
個人事業税	調定額	9,414,616	9,368,170	9,075,785
	収入額	8,140,686	8,243,981	8,040,439
	還付未済額	1,370	939	1,708
	不納欠損額	103,130	87,935	82,938
	収入未済額	1,172,169	1,037,193	954,116
	収納率	86.5%	88.0%	88.6%
法人事業税	調定額	108,023,134	121,854,775	162,263,456
	収入額	106,347,368	120,230,684	160,769,930
	還付未済額	1,032	1,380	568
	不納欠損額	56,002	133,423	282,824
	収入未済額	1,620,796	1,492,047	1,211,269
	収納率	98.4%	98.7%	99.1%
地方消費税	調定額	158,449,932	176,487,165	180,514,425
	収入額	158,449,932	176,487,165	180,514,425
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
不動産取得税	調定額	25,261,909	23,546,386	24,594,958
	収入額	20,411,187	18,887,509	20,185,317
	還付未済額	2,491	720	1,977
	不納欠損額	261,751	287,618	545,923
	収入未済額	4,591,461	4,371,979	3,865,695
	収納率	80.8%	80.2%	82.1%
県たばこ税	調定額	12,162,778	12,382,904	12,130,133
	収入額	12,162,761	12,382,904	12,130,133
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	16	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
ゴルフ場 利用税	調定額	5,816,689	5,515,202	5,331,767
	収入額	5,736,582	5,456,947	5,291,036
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	11,221	2,815	1,381
	収入未済額	68,885	55,439	39,349
	収納率	98.6%	98.9%	99.2%
自動車税	調定額	88,800,243	87,522,360	89,322,562
	収入額	83,328,242	81,766,928	83,468,810
	還付未済額	7,820	9,127	5,791
	不納欠損額	424,776	511,924	559,009
	収入未済額	5,055,044	5,252,634	5,300,534
	収納率	93.8%	93.4%	93.4%
鉦区税	調定額	44,684	45,219	45,597
	収入額	44,391	44,926	45,304
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	48	48	48
	収入未済額	244	244	244
	収納率	99.3%	99.4%	99.4%
固定資産税	調定額	668,167	1,215,088	1,222,731
	収入額	668,167	1,215,088	1,222,731
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
自動車取得税	調定額	22,415,337	21,151,905	20,554,224
	収入額	22,388,299	21,115,457	20,523,489
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	493	1,013	587
	収入未済額	26,544	35,434	30,147
	収納率	99.9%	99.8%	99.9%
軽油引取税	調定額	46,497,395	47,298,606	46,191,731
	収入額	42,148,807	43,161,827	43,222,272
	還付未済額	-	78	26
	不納欠損額	1,175,978	774,849	125,663
	収入未済額	3,173,510	3,362,007	2,843,821
	収納率	90.6%	91.3%	93.6%
狩猟税 (注1)	調定額	-	87,367	83,099
	収入額	-	87,367	83,099
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	-	100.0%	100.0%
狩猟者登録税 (注1)	調定額	56,501	-	-
	収入額	56,501	-	-
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	-	-

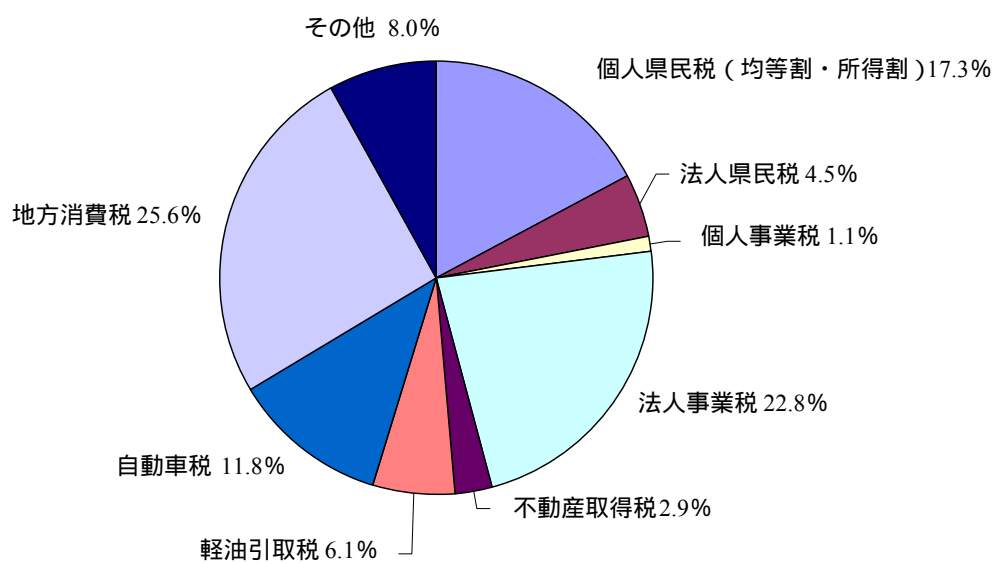
		平成 15 年度	16 年度	17 年度
入猟税 (注 1)	調定額	38,577	-	-
	収入額	38,577	-	-
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	-
	収入未済額	-	-	-
	収納率	100.0%	-	-
料理飲食等消費税(注 2)	調定額	5,812	5,668	5,398
	収入額	144	269	40
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	-	-	405
	収入未済額	5,668	5,398	4,953
	収納率	2.5%	4.8%	0.7%
特別地方消費税(注 2)	調定額	25,441	11,553	8,004
	収入額	1,893	427	124
	還付未済額	-	-	-
	不納欠損額	11,994	3,120	2,182
	収入未済額	11,553	8,004	5,697
	収納率	7.4%	3.7%	1.6%
合 計	調定額	647,928,117	679,985,366	737,598,592
	収入額	614,621,548	647,824,454	706,449,179
	還付未済額	14,166	12,756	10,919
	不納欠損額	3,488,503	3,327,297	2,959,122
	収入未済額	29,832,231	28,846,371	28,201,210
	収納率	94.9%	95.3%	95.8%

(県資料より作成)

(注 1) 狩猟者登録税及び入猟税は、平成 16 年度より狩猟税に一本化されている。

(注 2) 料理飲食等消費税(昭和 36 年 5 月 1 日に遊興飲食税から変更)は平成元年 4 月 1 日に特別地方消費税に変更された後、平成 12 年 3 月 31 日をもって廃止されたため、調定額はすべて滞納繰越分である。廃止されてから年月が経過しており、殆どが差押等執行残で執行停止を行っている事案が多いため、収納率が非常に低い。

平成 17 年度の県税の収入額の割合を示すと次のとおりであり、地方消費税、法人事業税及び個人県民税（均等割・所得割）の 3 税で 65.6%を占めている。



2. 法人二税（法人県民税及び法人事業税）

(1) 概要

法人県民税の概要

法人は、個人と同様の法律上の権利・義務を持ち、さまざまな活動を行っており、多くの行政サービスを受けている。そこで、県内に事務所または事業を持つ法人に対しては、その経費を負担してもらうために法人の県民税が課されている。

なお、税額及び減免は平成 17 年度のものである。

【納税義務者】

納税義務者		課される法人県民税
県内に事務所又は事業所を有する法人		均等割と法人税割
県内に事務所又は事業所はないが、寮、宿泊所、集会所、保養所などを有する法人		均等割
県内に事務所等又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者または管理人の定めのあるもの	収益事業を行っている場合	均等割と法人税割
	収益事業を行っていない場合	均等割

【税率】

均等割	区 分	税 率
	資本等の金額が 50 億円を超える法人	年額 80 万円
資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 54 万円	
資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 13 万円	
資本等の金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	年額 5 万円	
上記以外の法人等	年額 2 万円	
法人税割	区 分	税 率
	資本の金額または出資金額が 1 億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社及び投資法人に関する法律に規定する投資法人並びに特定信託に係るもの	法人税額 × 5.8%
	法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円を超える法人（法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）	法人税額 × 5.8%
	上記のいずれにも該当しない法人	法人税額 × 5%
	解散による清算所得に対する法人税に係る法人税割額を納付する法人	法人税額 × 5.8%

【減免】

地方税法第 61 条及び千葉県県税条例第 47 条により、次のいずれかに該当する法人等のうち、必要があると認められる場合に県民税が減免される。

千葉県県税条例第 47 条	補 足
民法第 34 条の公益法人	収益事業を行っていないもので、かつ、事業の目的及び内容が高度に公益的であるものについて減免を行う。
防災街区整備事業組合	収益事業を行っておらず、かつ、区域内に事務所又は事業所を有するものについて減免を行う。
管理組合法人又は団地管理組合法人	
マンション建替組合	
地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体	

千葉県県税条例第 47 条	補 足
特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人	収益事業を行っていないものについて減免を行う。
社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるもの	
上記のほか、特別の事情があるもの	

減免を受けようとする理由については、その申請者の行う事業の公益性等に着眼しているものである。

【申告と納税】

中間申告	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内に申告書を提出して納税する。
確定申告	事業年度終了の日から 2 か月以内に申告書を提出して納税する（申告期限の延長が認められる場合もある）。

(県資料より作成)

なお、新規法人などを設立した場合や、県内に事務所又は事業所を新しく設けた場合は、「法人等の設立報告書（その 1）」を 1 か月以内に所轄の県税事務所に提出する必要がある。

法人事業税の概要

法人が事業を行う場合には、公道や港湾などの公共施設を利用してさまざまな行政サービスを受けることとなる。そこで、県内に事務所等を有する法人にその行政サービスに係る経費の一部をその所得等に応じて負担してもらうために法人の事業税が課される。

【納税義務者】

県内に事務所又は事業所を有する法人
人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの

なお、次の事業には課税されない。

林業、鉱物の掘採事業
農業生産法人たる農事組合法人の行う事業

【税率】

区 分	課税標準	税 率
普通法人 (株式会社、有限会社など)	所得のうち年 400 万円以下の金額	5%
	所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	7.3%
	所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	9.6%
	資本の金額又は出資金額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	9.6%
特別法人 (協同組合、信用組合、医療法人など)	所得のうち年 400 万円以下の金額	5%
	所得のうち年 400 万円を超える金額および清算所得	6.6%
	資本の金額又は出資金額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	6.6%
収入金課税法人 (電気、ガス供給業、生命・損害保険業)	収入金額	1.3%

【減免】

地方税法第 72 条の 49 の 4 及び千葉県県税条例第 56 条の 2 において以下のように規定されている。

「知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人の行う事業に対する事業税の減免を必要とすると認める法人その他特別の事情がある法人に対し、法人の行う事業に対する事業税を減免することができる。」

【申告と納税】

中間申告	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内に申告書を提出して納税する。
確定申告	事業年度終了の日から 2 か月以内に申告書を提出して納税する(申告期限の延長が認められる場合もある)。

(県資料より作成)

新規法人などを設立した場合や、県内に事務所又は事業所を新しく設けた場合は、「法人等の設立報告書(その 1)」を 1 か月以内に所轄の県税事務所に提出する必要がある。

なお、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、外形標準課税制度が導入されており、一定規模以上の法人に対しては、次のとおり適用されている。

【外形標準課税の対象となる法人】

資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人
(現行の所得課税法人に限る。公益法人、特別法人等を除く)

【税額】

付加価値割 + 資本割 + 所得割

【課税標準額】

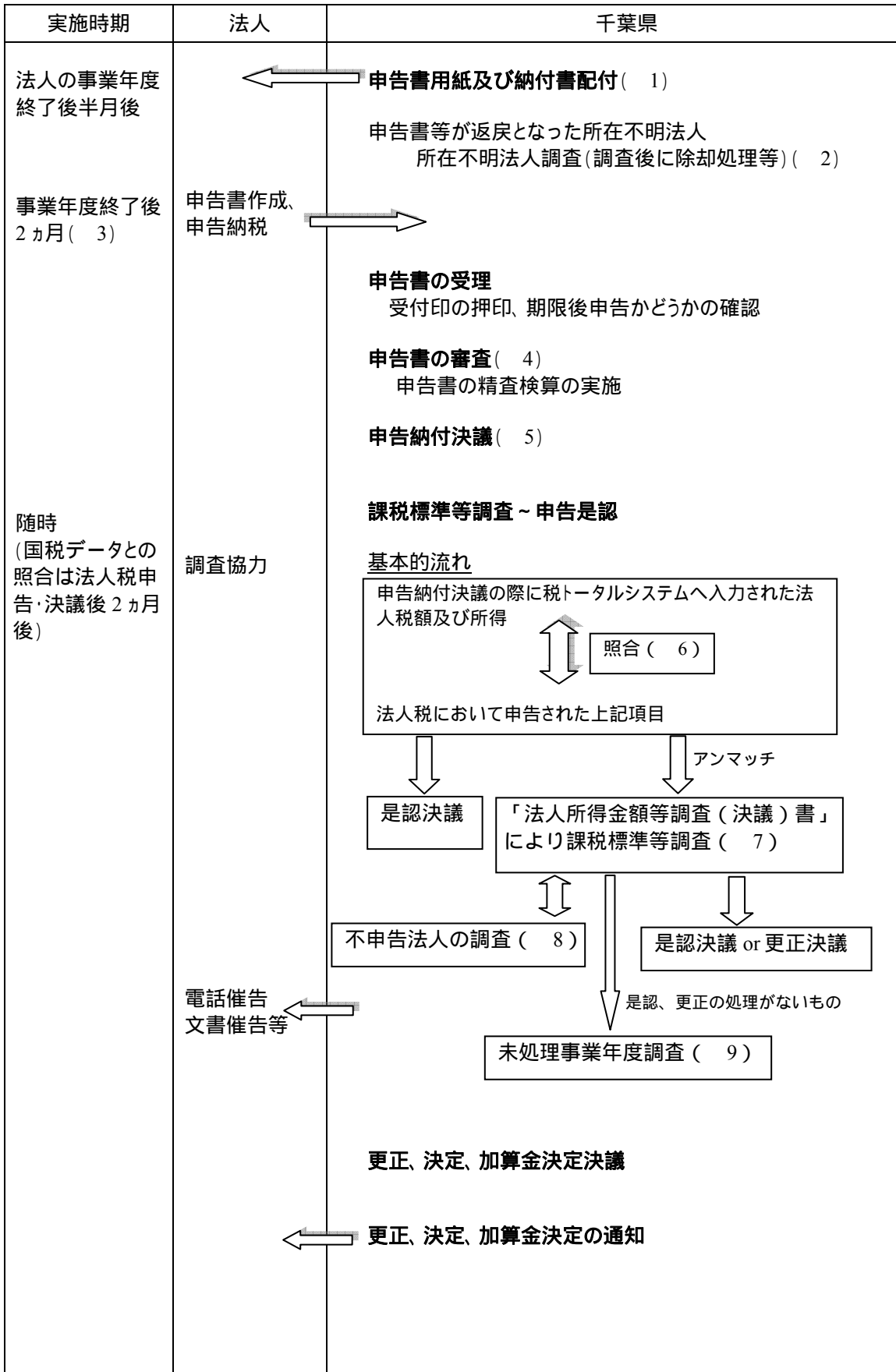
付加価値割	各事業年度の付加価値額 付加価値額 = 収益配分額(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料) ± 単年度収益 なお、報酬給与額のうち収益配分額の 7 割を超える部分については、課税標準から控除する。
資本割	各事業年度の資本等の額 資本等の額 = 資本の金額又は出資金額 + 資本積立金額 なお、一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の帳簿価格の割合に相当する額を課税標準から控除する。また、資本等の金額のうち 1 千億円を超える部分について割落とし、1 兆円を超える部分は課税標準に算入しない。
所得割	各事業年度の所得及び清算所得で、原則として法人税の計算の例による。

【税率】

付加価値割		0.48%
資本割		0.2%
所得割	区 分	税 率
	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.8%
	所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	5.5%
	所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	7.2%
3 以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得		7.2%

(県資料より作成)

法人二税の課税事務処理フロー



- (1) 事業年度が終了した法人に対して税トータルシステムから「申告書作成一覧表」が出力されるため、これらの法人に対して申告書等を配付する。申告書等は税トータルシステムから出力し、税務課にて各県税事務所に振り分け、その後各県税事務所にて配付手続を行う。
- (2) 不申告でかつ郵便物が返戻された法人について調査を実施した結果、本店等が明らかでなく事業活動が行われていることが認められない法人や、休業中で資産がなく事業を再開する見込みがないと認められる法人に対して除却処理を行う。なお、調査は実地調査、税務署調査、市町村調査、法務局調査、書面照会により行うものとされている。
- (3) 申告期限の延長がない確定申告の場合。申告期限の延長がある場合は、当該延長月数を加算する。また、修正申告の場合は必要に応じ適宜提出。なお、法定納期限そのものについては、申告期限の延長の有無等に係らず事業年度終了の日から2ヵ月である。
- (4) 法人の県民税額及び事業税額は申告により確定するものであるから、たとえ申告税額が正当に計算されていない場合においても適法な申告となり、これを正当な税額に修正するためには更正の処分を必要とするのが原則である。但し、軽微な計算誤りについては、法人又は関与税理士に連絡を取って了解を得た上で、申告書に修正を加えることができる。
- (5) 精査検算が終了した申告書の課税標準額等を、税トータルシステムに入力する。その処理を行った翌日に法人県民税・事業税調定決議書及び同調定決議内訳書が税トータルシステムから出力され、これにより決議する。
- (6) 税務課で収集した法人税情報と各県税事務所で調定済の課税情報との照合は、法人税において申告又は決議があった月の2ヵ月後に税トータルシステムによって行われる。また、他県の県内法人については、本店の所在する都道府県の知事が課税標準調査を実施し結果を通知する。
- (7) 基本的に税務署での法人税申告書等の閲覧により行う。
- (8) 不申告法人は、税トータルシステムから出力される「法人所得金額等調査（決議）書」及び「不申告法人一覧表」等により把握される。不申告法人の調査は（2）を参照。
- (9) 法定納期限後1年を経過してもなお是認、更正の処理がなされていないものについて、「未処理事業年度調査票」が税トータルシステムより出力されるため、当該調査票に基づき調査を実施する。

(2) 課税

法人二税の調定済額推移（現年課税分のみ）

（単位：千円）

税目	平成15年度	16年度	17年度
法人県民税	22,690,875	24,974,996	31,640,630
法人事業税	106,413,710	120,247,973	160,787,559
県税全体	618,529,803	650,961,204	708,624,220
(県税全体に占める割合)			
法人県民税	3.67%	3.84%	4.47%
法人事業税	17.20%	18.47%	22.69%

（県資料より作成）

景気回復基調に伴う企業の好業績を反映して、法人二税は増収傾向にあり、県税に占める割合も高くなっている。

平成 17 年度における法人二税の事務所別調定の状況

【法人県民税】

(単位：件、千円)

事務所	現年課税分		滞納繰越分		計		1 件当たり 税 額
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
中 央	21,114	8,687,249	1,193	66,399	22,307	8,753,649 (27.3%)	392
千 葉 西	13,941	3,863,122	910	24,301	14,851	3,887,424 (12.1%)	261
船 橋	28,788	5,083,322	1,850	111,757	30,638	5,195,079 (16.2%)	169
松 戸	14,793	1,875,540	1,246	45,970	16,039	1,921,510 (6.0%)	119
柏	15,075	1,900,946	971	42,474	16,046	1,943,420 (6.1%)	121
佐 倉	14,786	2,698,927	1,185	41,159	15,971	2,740,086 (8.5%)	171
香 取	2,809	352,636	227	9,199	3,036	361,836 (1.1%)	119
旭	4,508	425,012	297	12,727	4,805	437,739 (1.4%)	91
東 金	4,990	643,614	517	41,840	5,507	685,454 (2.1%)	124
茂 原	5,666	541,006	470	24,046	6,136	565,052 (1.8%)	92
館 山	3,779	263,465	119	3,239	3,898	266,705 (0.8%)	68
木更津	7,924	2,978,377	406	14,953	8,330	2,993,330 (9.3%)	359
市 原	7,362	2,327,410	503	19,872	7,865	2,347,283 (7.3%)	298
計	145,535	31,640,630	9,894	457,942	155,429	32,098,573 (100.0%)	206

(県資料より作成)

【法人事業税】

(単位：件、千円)

事務所	現年課税分		滞納繰越分		計		1件当たり 税 額
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
中 央	11,279	49,689,220	432	259,328	11,711	49,948,549 (30.8%)	4,265
千葉西	6,711	18,542,873	242	63,355	6,953	18,606,228 (11.5%)	2,676
船 橋	13,098	24,838,810	466	448,275	13,564	25,287,086 (15.6%)	1,864
松 戸	5,822	8,540,591	308	119,120	6,130	8,659,711 (5.3%)	1,412
柏	6,624	8,953,262	209	136,352	6,833	9,089,614 (5.6%)	1,330
佐 倉	15,034	13,406,394	273	139,506	15,307	13,545,901 (8.3%)	884
香 取	2,070	1,481,357	46	28,357	2,116	1,509,714 (0.9%)	713
旭	1,822	1,704,211	85	38,421	1,907	1,742,632 (1.1%)	913
東 金	2,081	3,003,135	112	80,484	2,193	3,083,620 (1.9%)	1,406
茂 原	1,977	2,383,470	120	63,767	2,097	2,447,237 (1.5%)	1,167
館 山	1,181	852,885	26	3,554	1,207	856,439 (0.5%)	709
木更津	3,289	14,487,344	110	57,713	3,399	14,545,057 (9.0%)	4,279
市 原	3,712	12,904,003	112	38,227	3,824	12,942,230 (8.0%)	3,384
計	74,700	160,787,559	2,541	1,476,465	77,241	162,264,025 (100.0%)	2,100

(県資料より作成)

課税標準調査について

県内本店法人については、申告納付決議の終了後に、課税標準等の調査を実施し、その結果が申告書内容と一致している場合は是認し、そうでない場合は更正の処理を行わなければならない。当該調査は、公平な課税を確保するためにも非常に重要な手続となる。なお、他県本店法人については、本店の所在する都道府県の知事が課税標準等調査を行い、それに基づいた処理の結果が通知されることになる。

(法人県民税及び所得を課税標準とする法人事業税)

法人県民税法人税割については法人税における法人税額を、また、国税準拠法人の法人事業税については法人税における所得をそれぞれ課税標準として用いるため、法人県民税及び法人事業税において申告された法人税額及び所得と、法人税において申告されたそれとは原則として一致する。この手続は、税トータルシステム上において申告納付決議の際に税トータルシステムに入力された法人税額及び所得と国税データを照合することにより行われる(法人税において申告又は決議があった月の2ヵ月後に実施する)が、アンマッチ(不一致)が生じた場合には課税標準等調査が行われることとなる。当該調査は、税トータルシステムから出力される「法人所得金額等調査(決議)書」により行われる。

県税事務所における課税標準等調査は、基本的に税務署での法人税申告書等の閲覧により行われる。税務署における調査は、原則として毎月行われるべきものであるが、具体的には各県税事務所の所轄区域を管轄する税務署と協議して行っている。

(自主決定法人に係る法人事業税)

自主決定法人については、法人税の課税標準の計算の例によることなく、事業税独自の課税標準計算を行うことから、その課税標準額等を是認、更正又は決定するためには、自らが調査したところに基づいて行わなければならない。したがって、当該調査は県税事務所における重要な業務に位置づけられると考えられるため、主な自主決定法人に係る調査方針を以下に示した。

医療法人等の申告指導及び調査

医療法人(公益法人等および人格のない社団等で医療保険業を行うものを含む)及び医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く)の法人事業税の課税標準額等の算定は、地方税法第72条の23第1項ただし書に規定されているが、法人税法の規定と異なり社会保険診療に係る収入及び経費は課税標準となる所得金額に含まれないとされている。したがって、前述の国税準拠法人の法人事業税と異なり、法人税上の所得と法人事業税上の所得は連動しないため、県は法人事業税の課税標準額等について独自に申告指導及び調査を行う必要がある。

ア. 申告指導(添付書類の指導)

概ね次に掲げる書類を申告書に添付するよう指導する。

医療法人等の所得金額計算書

所得の金額の計算に関する明細書(法人税申告書別表四)の写し

貸借対照表及び損益計算書

その他必要と認める書類

イ．医療法人等の調査

県税事務処理提要によると、医療法人等に係る調査は原則として実地調査によることとするものの、上記添付資料から、申告された課税標準額に特に疑義がないと判断した場合には、実地調査を経ずに是認決議をしても差し支えないとしている。

連結申告法人の調査

連結納税制度を適用した場合の法人税の更正及び決定の対象は、連結所得金額及び連結税額に限られ、各連結申告法人の個別帰属額等は更正及び決定の対象とならない。したがって、連結申告法人は、地方税法第 72 条の 39 に規定する国税準拠法人ではなく、医療法人等と同様、同法第 72 条の 41 に規定する自主決定法人とされている。但し、現実的には法人税法の規定に基づき課税標準額の基礎が算出されることから、事実上の国税準拠法人であり、調査の手法についても原則として税務署調査によることとされている。

外形対象法人の調査

平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、外形標準課税制度が導入されており、一定規模以上の法人に対しては所得金額のほかに、付加価値額及び資本金等の額が課税標準額とされている。なお、付加価値割と資本割については、法人税法上の課税標準額とは異なる計算により算出されるため、県は独自に申告指導及び調査を行う必要があり、調査の結果と申告書が異なる場合には更正する必要がある。

千葉県における現在の外形調査の組織体制及び基本方針等については、「外形標準調査について」を参照されたい。

(分割法人の分割基準調査)

分割法人については、課税標準の総額を分割基準（従業者の数等）によって各都道府県に分割し、税額を算定する必要がある。したがって、分割法人については、分割基準が正しく算定されているかどうかを申告書の受理の段階から精査検算し、管理を適正に行うとともに、内容に疑義がある法人に対しては実地調査を行う必要がある。

県税事務処理提要によると、申告書における従業者数や事務所数の精査検算に当たっては、以下の点に留意すべきであるとしている。

事業年度の中途に新設又は廃止された事務所等がある場合に、当該事務所等の従業者の数や事務所数は正しく算定されているか。

事業年度中を通して従業者の数に著しい変動がある事務所等がある場合に、当該事務所等の従業者の数は正しく算定されているか。

一の都道府県内に複数の事務所等がある場合に、従業者の数は事務所等ごとに算定されているか。

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の製造業を行う法人にあっては、工場である事務所等の従業者の数は正しく算定されているか。

また、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以上の県内本店分割法人については、税トータルシステムから「資本金 1 億円以上の法人一覧表」が出力され、年度順に編冊して内容の異動について管理することとなっている。

調査については、原則として台帳によって管理している法人について、定期的に分割基準の調査を行い、複数年で一巡することとしているが、それが困難な県

税事務所においては、一定の条件に当てはまる法人を台帳から抽出して、分割基準の調査の対象とすることとしている。

外形標準調査について

ア．外形標準調査に係る組織体制について

平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から外形標準課税制度が適用されたことに伴い、外形標準調査を専門とする調査班が編成されている。外形標準調査に係る組織編成に当たっては、県内の外形標準課税対象法人数をもとに、3 年で一巡するものと仮定した場合の各県税事務所における増加事務量を積算し、それに係る所要人員を基礎として算出している。また、事務所による所要人員数の差や移動の利便性、各県税事務所への調査技術の拡大等を考慮した結果、県税事務所ごとに調査班を配置するのではなく、「ブロック単位」で調査体制を組むことが適当であることとした。この結果を受けて、平成 17 年度より、外形標準調査担当職員を 14 名確保することとした。その際には、法人に対する実地調査のノウハウがないこと、法人税等の研修が必要であることなどから、国税 OB3 名を任期付きで採用し、その他の人員についても法人二税の課税事務経験者や簿記資格を持つ職員を優先して配置した。

当初は、国税 OB を中心に、法人税、所得税、簿記会計等の研修を半年間、中央県税事務所にて実施し、その後各ブロックに職員を分散させる予定であったが、人事異動時期の変更等もあり、十分な実務訓練期間の確保ができず、調査技能が定着せず、また会計処理の複雑さから調査事務の標準化が確立できなかったことにより、平成 18 年 1 月末まで調査技能習得期間として中央県税事務所への集中配置を継続することとした。

その後、平成 18 年 2 月に各ブロックに分散配置することとなったが、17 年度中にも減資等により外形対象外となった法人が多数発生したことから調査対象法人数との不均衡が拡大し、また、資本金 50 億円超の大規模法人に対する調査への応援の必要性等から、平成 18 年 7 月より、一部ブロックを超えて調査職員の兼務を拡大しているところである。

イ．外形標準調査の基本方針について

前述のとおり、外形標準課税調査を専門とする調査チームを編成し、県内を 5 ブロックに分けて調査班を配置している。当初はすべての外形対象法人を 3 年で一巡することを目標としていたが、調査開始の遅れから、平成 17 年度は 94 社（全体の 20%弱）の調査にとどまったため、現在は 4 年で一巡を目標としている。なお、平成 18 年度における調査目標数は 150 社である。

以下に、調査対象選定までの手順等を示した。

調査対象選定までの手順

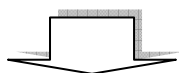
外形対象法人に対して申告書提出時に以下の「添付」書類を依頼する

申告書及び別表		添付書類(対象法人のみ)
第 6 号様式	申告書	貸借対照表、損益計算書、販売費および一般管理費の明細書、製造原価報告書
第 6 号様式別表 5	所得金額に関する計算書	国外所得又は非課税事業に係る所得の計算基礎となる資料
第 6 号様式別表 5 の 2	付加価値額及び資本等の金額の計算書	法人税明細書別表 4 法人税明細書別表 5(1)、5(2)
第 6 号様式別表 5 の 2 の 2	付加価値額に関する計算書	外国の事業に帰属する付加価値額の計算に関する明細書 非課税事業に係る付加価値額の計算に関する明細書

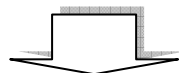
申告書及び別表		添付書類(対象法人のみ)
第6号様式 別表5の2の3	資本等の金額に関する計算書	資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類
第6号様式 別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図
第6号様式 別表5の3	報酬給与額に関する明細書	申告書作成に当たって、元帳等から集計表等の基礎資料を作成している場合には当該書類
第6号様式 別表5の3の2	労働者派遣に関する明細書	申告書作成に当たって、元帳等から集計表等の基礎資料を作成している場合には当該書類
第6号様式 別表5の4	純支払利子に関する明細書	申告書作成に当たって、元帳等から集計表等の基礎資料を作成している場合には当該書類
第6号様式 別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	申告書作成に当たって、元帳等から集計表等の基礎資料を作成している場合には当該書類

(注1) 地方税法72条の25第8項では貸借対照表、損益計算書を法定提出書類としている。

(注2) 添付書類の依頼は、平成17年度までは貸借対照表、損益計算書及び法人税申告書別表4,5のみであったが、平成18年1月より、事前調査の徹底を図るため依頼する添付書類の範囲を広げた。

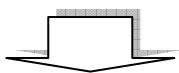


未提出法人に対しては電話にて提出依頼



資料の確認、簡易の準備調査表を作成

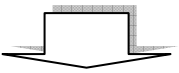
申告書等を基本として、簡易な準備調査表を作成して問題点の抽出を行い、ランク付けを行い、優先順位を付す。



対象法人の区分

対象法人を以下のように区分する。

- ・ 申告に間違いが認められる法人
- ・ 報酬給与が多額の法人(総額10億円以上)
- ・ その他



調査着手予定の法人名簿の作成

「その他」を除いた法人で、間違い金額が多く「分割基準該当法人」を優先して調査を行う。

事前調査の方法

調査選定法人については、準備調査により問題事項の抽出を行う。この段階で、県税事務処理提要に定める準備調査表を作成することになる。また、実地調査に係る追加書類を調査対象法人に依頼する。

実地調査チームの編成

2人を最低単位とするが、会社の規模により（他ブロックからの応援を含め）4～6人で実地調査チームを編成することもある。

実地調査

事前調査で依頼した事項の確認を行う。調査担当者は、報酬給与担当、純支払利子担当及び純支払賃借料担当に分かれ、それぞれ質問・証拠書類の確認を行う。

課税漏れ等の確認が把握された事項を集計し、税額計算を行い法人へ提示する。その後、法人に対して課税漏れの確認を再度検討依頼し、一定期間経過後、意見の聴取を行い、「修正・更正・減額」を行う。

ウ．その他の調査との連携について

外形標準調査は平成17年度後半より本格的に開始されているが、外形標準調査班の担当者と同行するかたちで、各県税事務所の事業税班が分割基準調査を行うようにしている。

エ．調査結果について

平成17年度より調査した件数については以下のとおりである。

平成17年度調査実績 (単位：件、千円)

ブロック	調査件数	調査結果					税額合計
		修正申告	更正請求	更正増	更正減	是認	
中央	44	21	14	0	1	8	2,777
船橋	18	10	7	0	0	1	2,970
佐倉	13	6	4	0	2	1	998
茂原	10	5	3	0	0	2	432
木更津	9	4	2	0	0	3	2,143
合計	94	46	30	0	3	15	9,321

平成18年度調査実績(8月末現在) (単位：件、千円)

ブロック	調査件数	調査結果					税額合計
		修正申告	更正請求	更正増	更正減	是認	
中央	37	18	11	3	5	0	11,027
船橋	22	10	4	0	0	8	2,370
佐倉	13	6	0	0	3	4	2,747
茂原	15	5	1	0	0	9	378
木更津	11	4	0	0	7	0	606
合計	98	43	16	3	15	21	15,917

(県資料より作成)

(3) 徴収

徴収状況等の推移

【法人県民税】

(単位：千円)

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定済額	現年課税分	22,690,875	24,974,996	31,640,630
	滞納繰越分	515,928	495,293	457,942
	合計	23,206,803	25,470,289	32,098,573
収入済額	現年課税分	22,561,379	24,862,291	31,538,095
	滞納繰越分	108,093	102,913	83,511
	合計	22,669,473	24,965,204	31,621,606
不納欠損額	現年課税分	194	360	450
	滞納繰越分	39,702	43,681	78,106
	合計	39,897	44,041	78,556
収入未済額	現年課税分	129,300	112,344	102,084
	滞納繰越分	368,131	348,699	296,324
	合計	497,432	461,043	398,409
収入歩合	現年課税分	99.4%	99.6%	99.7%
	滞納繰越分	21.0%	20.8%	18.2%
	合計	97.7%	98.0%	98.5%

【法人事業税】

(単位：千円)

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定済額	現年課税分	106,413,710	120,247,973	160,787,559
	滞納繰越分	1,610,457	1,608,182	1,476,465
	合計	108,024,167	121,856,155	162,264,025
収入済額	現年課税分	106,117,346	119,971,019	160,551,365
	滞納繰越分	230,022	259,664	218,565
	合計	106,347,368	120,230,684	160,769,930
不納欠損額	現年課税分	-	-	1,256
	滞納繰越分	56,002	133,423	281,567
	合計	56,002	133,423	282,824
収入未済額	現年課税分	296,364	276,953	234,937
	滞納繰越分	1,324,432	1,215,094	976,332
	合計	1,620,796	1,492,047	1,211,269
収入歩合	現年課税分	99.7%	99.8%	99.9%
	滞納繰越分	14.3%	16.1%	14.8%
	合計	98.4%	98.7%	99.1%

(県資料より作成)

(注1) 収入歩合 = 収入済額 / 調定済額 × 100

現年課税分の徴収状況の推移

【法人県民税】

(単位：件、千円)

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定額 (現年課税分)	件数	144,144	145,537	145,501
	税額	22,689,738	24,974,571	31,640,012
納期内収入額	件数	116,455	117,886	121,931
	税額	21,560,354	23,865,693	30,377,936
滞納額 = -	件数	27,689	27,651	23,570
	税額	1,129,383	1,108,878	1,262,075
のうち整理済額	件数	24,183	24,479	20,529
	税額	1,001,025	996,597	1,160,158
還付未済額	件数	35	21	34
	税額	1,137	424	618
不納欠損	件数	8	11	9
	税額	194	360	450
整理未済額 - + -	件数	3,533	3,182	3,066
	税額	129,300	112,344	102,084

【法人事業税】

(単位：件、千円)

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定額 (現年課税分)	件数	61,875	64,808	74,685
	税額	106,413,204	120,246,599	160,787,001
納期内収入額	件数	49,462	51,872	64,910
	税額	103,305,736	117,337,006	155,653,485
滞納額 = -	件数	12,413	12,936	9,775
	税額	3,107,468	2,909,593	5,133,516
のうち整理済額	件数	11,557	12,049	8,938
	税額	2,811,609	2,634,013	4,897,880
還付未済額	件数	8	10	15
	税額	505	1,373	557
不納欠損	件数	-	-	2
	税額	-	-	1,256
整理未済額 - + -	件数	864	897	850
	税額	296,364	276,953	234,937

(県資料より作成)

(注 1) 「徴収状況等の推移」における「調定済額 現年課税分」の金額は、上表の「調定額(現年課税分)」と「還付未済額」を合計した金額となる。

景気の回復基調を受けて、調定額は増加傾向(調定件数は横ばい)にあるが、整理未済額については件数及び税額共に減少傾向にあるといえる。

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

申告書の精査検算手続について

県税事務処理提要(平成 18 年 3 月 30 日税第 578 号総務部長通達)により、申告に係る事務が具体的に定められている。そこでは申告書の精査検算の項目が具体的に記載されており、例えば全般事項に係る精査検算項目に関しては以下のものが列挙されている。

申告書の別表、貸借対照表等の必要な書類が添付されているか。
代表者及び経理責任者の自署押印があるか。
事業年度の適用に誤りはないか。
法人県民税法人税割の課税標準となるべき法人税額又は個別帰属法人税額及び法人事業税の課税標準となるべき所得金額、付加価値割額、資本金等の額及び収入金額の算定に誤りはないか。
分割法人にあっては、分割基準の適用及び課税標準額の段階按分計算について誤りがないか。
事業年度が 1 年に満たない場合において、法人事業税の軽減税率の適用所得区分に誤りがないか。
税率の適用に誤りはないか。
法人県民税法人税割額から控除すべき額の算定に誤りがないか。
既に納付の確定した税額に誤りがないか。
課税標準額及び税額の端数計算について誤りがないか。
予定申告にあっては、予定申告税額の算出の基礎となった前事業年度分の税額に誤りがないか。

これらの列挙された項目が、各申告書の精査検算において網羅的に実施されたことを確認するための手続がとられていない。

(意見)

県税事務処理提要は、具体的な事務処理内容をまとめることにより、業務の質の均等化及び効率化を図ることを目的にしていると考えられる。しかし、県税事務所職員によっては、県税事務処理提要の記載事項を把握しておらず、過去の経験等により申告書の精査検算を実施しているケースが見受けられた。県税事務処理提要の趣旨を踏まえると、その内容を周知徹底させることはもちろんであるが、精査検算の品質確保のためには県税事務処理提要に基づき事前にチェックリストを作成するなどの方法により、精査検算項目が漏れなく実施されたことを確認する手段を講じることが望まれる。

休業中の法人に対する課税の取扱いについて

法人住民税については、地方税法第 61 条及び千葉県県税条例第 47 条の規定により、一定の法人等に対して減免申請に基づき減免を行うことができる。減免の対象となる法人等は、収益事業を行わず、かつ事業の目的や内容が高度に公益的である場合の公益法人等であり(「(1)概要 法人県民税の概要」を参照)、その申請者の行う事業の公益性等に着目する必要があるとされている。

他方で、法人から休業中の届出が提出された場合、税トータルシステム上で休業の登録が行われているが、平成 17 年度末現在で休業中として登録されている法人数は 3,492 法人という状況である。休業中の法人に関する地方税法上の規定が存在しないことから、休業中であることをもって法人住民税(均等割)を免除するという取扱いは行われていないが、休業中の法人に対しては課税の保留が行われる場合がある。ここでいう課税の保留とは、法律上で規定された用語ではないが、不申告法人に対する決定の処分を法人の現況把握ができるまで課税処分そのものを保留することであり、保留している限りにおいて課税額は発生しない。実務上では、休業の届出を提出した法人は、申告書を提出しないケースが多く、この場合は、他の不申告法人の場合と同様、法人の現況把握ができるまでの間、一時的に課税を保留することになる。なお、調査の結果、法人の事業活動が確認されれば、申告催告又は決定の処分が行われることになる。

(意見)

休業の届出を提出した法人は、申告書を提出しないことが多く、この場合は、他の不申告法人と同様に現況把握のための調査が行われるまで、課税の保留が実務慣行として行われている。しかしながら、この取扱いに対して県としての明確な規定が存在していない。休業中である法人の取扱いについては、地方税法で規定されていないことから、実務上の取扱いには判断の余地が生じるものと思われる。例えば、休業中の法人に対しても、法人格が存在する以上、実質廃業状態で、事務所または事業所等に該当するものが県内に存在しないことが明らかになるまでは、納期限内の申告を指導していくことも考えられる。一方で、現在、千葉県で行われているように事業実態が判然としない法人に対しては、詳細な調査が実施されていない段階では課税を保留することも考えられる。このように法で規定されておらず、実務運用上、異なる取扱いが想定される事項については、県としての方針を明確に規定していくことが課税の透明性を図る観点から望ましいと考える。

分割基準調査について

分割法人の場合、課税標準の総額を分割基準によって各都道府県に分割し、税額が算定される。したがって、分割基準が正しく算定されているかどうかを申告書の受理の段階から精査検算し、管理を適正に行うとともに、内容に疑義がある法人に対しては実地調査を行っていく必要がある。

県税事務処理提要では、分割法人に対する分割基準調査について具体的内容が定められているが、その中で資本金の額又は出資金の額が1億円以上の県内本店分割法人については、税トータルシステムから「資本金1億円以上の法人一覧表」(台帳)が出力され、その内容の異動についての適正管理が要請されている。なお、台帳管理が行われている法人については、定期的に分割基準の調査を実施し、複数年で一巡することが望ましいとされているが、実施が困難な県税事務所においては、概ね次のいずれかの条件に当てはまる法人を台帳から抽出し、分割基準の調査対象にすることとしている。

資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人のうち、外形対象法人の調査を行う予定がある法人で、その分割基準の内容に疑義がある法人
資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人
大規模に事業を行っている法人
事業税額が高額である法人
複数年を通して見たときに、分割基準の値が大きく変動している法人
事業年度中途において、会社分割・合併等による組織再編を行った法人
その他、必要と認める法人

しかし、台帳自体は税トータルシステムから出力されるため、各県税事務所では整備されているものの、上記基準に基づき調査対象とすべき法人の抽出が行われておらず、また職員数の不足等を理由として、過去において、ほとんど分割基準調査が実施されていないのが現状である。

平成15年度から17年度における分割法人に対する分割基準調査(実地調査)の実施状況を県税事務所別に示すと以下のとおりとなる。

事務所	平成 15 年度			16 年度			17 年度		
	県内 本店	県外 本店	調査 件数	県内 本店	県外 本店	調査 件数	県内 本店	県外 本店	調査 件数
中 央	383	2,929	0	364	2,944	0	366	2,985	1
千 葉 西	399	1,507	0	366	1,541	0	359	1,571	0
船 橋	936	2,908	0	931	2,876	0	885	2,981	3
松 戸	461	1,121	0	460	1,091	0	473	1,074	2
柏	471	1,473	0	473	1,495	0	503	1,525	4
佐 倉	224	1,233	1	232	1,253	2	266	1,360	3
香 取	74	260	1	82	253	1	65	168	1
旭	92	183	1	92	182	1	92	183	1
東 金	60	313	1	70	315	0	60	335	2
茂 原	63	259	0	65	273	2	76	274	2
館 山	32	108	0	35	110	1	35	108	1
木更津	84	555	0	76	554	2	81	569	2
市 原	115	722	1	113	721	2	114	717	3
合 計	3,394	13,571	5	3,359	13,608	11	3,375	13,850	25

(県資料より作成)

上表のとおり、平成 15 年度及び 16 年度においては、分割基準調査はほとんど実施されていない。

そこで、外形標準課税に係る実地調査が平成 17 年度より本格化したことに併せ、その調査に同行して分割基準調査を実施することにしており、その結果、平成 17 年度における分割基準調査数は 25 件と増加している。

平成 17 年度及び 18 年度 8 月末現在における外形標準調査とそれにあわせて実施された分割基準調査の実施状況、並びに調査に基づく是認・否認件数は以下のとおりである。なお、分割基準調査の実施状況については、データ集計のタイミング上、平成 18 年 10 月現在のものとなっており、平成 18 年度 8 月末現在における外形標準課税調査実績とは調査期間は完全に一致していない。

(単位 : 件)

事務所	分割基準調査					外形標準課税調査		
	調査件数			是認 件数	否認 件数	17 年度	18 年度	合計
	17 年度	18 年度	合計					
中 央	0	2	2(1)	2	0	44	37	81
千 葉 西	0	1	1(1)	1	0			
船 橋	3	3	6(5)	2	4	18	22	40
松 戸	2	0	2(2)	2	0			
柏	4	6	10(9)	7	3			
佐 倉	3	3	6(6)	3	3	13	13	26
香 取	1	1	2(2)	1	1			
旭	1	2	3(3)	1	2			
東 金	2	5	7(6)	5	2	10	15	25
茂 原	2	3	5(4)	3	2			
館 山	1	0	1(1)	0	1	9	11	20
木更津	2	1	3(3)	1	2			
市 原	3	0	3(3)	2	1			
計	24	27	51(46)	30	21	94	98	192[98]

(県資料より作成)

(注 1) 表中の () 内の数値は、調査法人数である。また、【 】内の数値は、外形標準調査法人のうちの分割法人の数である。

上表によると、外形標準課税に係る実地調査との連携により実施された分割基準調査の対象法人数は 46 法人であるが、これは外形標準課税に係る実地調査のうち分割法人に占める割合の約 45% という状況である。他方で、分割基準調査の調査結果を見ると、否認件数が 21 件であり調査件数に占める割合は 41% に達している。

調査における主な否認内容を見ると以下のとおりであった。

項 目	件 数
従業者数への計上誤り(単純な人数の数え誤り)	3
従業者数への計上誤り(パート・アルバイト・派遣社員・顧問等)	18
本社管理部門の従業者数の 1/2 割落としにおける誤り	9
製造業を行う法人の工場従業者に係る 1/2 割増における誤り	3
事業年度途中で新設・廃止した事務所に係る従業者の計算誤り	3
事業年度中に大幅な変動があった場合の計算誤り	2
給与支払事務所と勤務すべき事務所が異なる者の計上誤り	2
事務所数の計上誤り	1

(県資料より作成)

(注 1) 同一法人において複数の誤りをしている場合があるので、合計数は調査件数とは一致しない。

上記結果を踏まえると、最も誤りの多い項目は従業者数への計上誤りであるが、そのほかにも誤りの項目は多岐にわたっているといえる。

(改善策)

分割基準調査は月例業務と異なり、それが行われなかったことによって後続の事務処理が滞るものではなく、緊急性のある調査でもなく、必ずしも納税額の増加につながるものでもない。また、法人担当職員が限られていることもあり、分割基準調査は優先順位の低い業務となっていたことから、調査対象法人の抽出も十分に行われてきていないといえる。

しかし、適正な申告の指導という観点から分割基準調査を推進していくことが望まれる。外形標準課税に係る実地調査とあわせて分割基準調査を行うか否かの判断は、各県税事務所の判断に任されている。調査の対象となる法人の選定は、前述の県税事務処理提要に照らして行われることになると思われるが、現状は外形調査のスケジュールを踏まえて、法人の規模、事業税が高額な法人が抽出される傾向にあるだけで、明確な方針のもと分割基準調査の対象法人が選定されているわけではない。上表を見ると、調査の結果、是認されたものは 60% 弱に過ぎず、この実績を踏まえる限りでは、実地調査範囲を広げていき、申告指導を推進していく必要があるものと思われる。但し、調査職員数や実効性の観点からはすべての法人に対して実地調査を行っていくことは効率的ではなく、実地調査にあわせて誤りの多い項目に対しては、ホームページ上で Q & A 形式等で注意を促していくなどの工夫である。

なお、県税事務処理提要によると、台帳管理が行われている法人については、複数年で分割基準の調査を一巡することが望ましいとするも、その実施は各県税事務所に委ねられている状況である。このため、県税事務所間の調査選定基準が相違することにより、県内分割法人への均等な調査・指導が達成できないおそれがある。適正な申告指導を行っていくことの重要性を踏まえると、地域間における調査の均等化が実現可能な人員配置や調査体制を県全体で構築していくことが必要である。

外形標準課税調査について

外形標準調査は平成 17 年度に 94 件、18 年度 8 月末時点で 98 件実施されており、
 実地調査済の法人については申告書、事前入手資料、実地調査における調査資料
 及び外形標準課税調査復命（決議）書が法人別にファイリングされ、調査結果が
 管理保管されている。

そこで、平成 17 年度の調査対象法人から任意で 10 法人を抽出し、ファイリン
 グされている書類を調査した。同時に、平成 18 年度における調査状況もあわせて
 確認することが有用と考え、平成 18 年度の調査対象法人については任意で 2 法人
 を抽出し、平成 17 年度と同様、調査の実施状況を確認した。

申告書への添付を依頼している書類の入手状況について

「(2) 課税 外形標準調査について イ. 外形標準調査の基本方針につい
 て」で記載した申告時に各法人へ依頼することとしている申告書及び申告書別
 表に対する添付書類の入手状況を確認した。

平成 17 年度の調査対象法人に係る添付書類の入手状況

調査対象年度に係る必要書類は調査の一連の過程で全て入手されていた。そ
 こで、調査対象年度の翌事業年度である平成 17 年度申告分を対象として添付書
 類の入手状況を確認した。状況は以下のとおりである。

平成 17 年度申告分に係る添付書類の入手状況

添付書類 \ 法人	平成 17 年度調査法人									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
法人税申告書別表 4,5										
貸借対照表、損益計算書										
販売費及び一般管理費の明細 製造原価報告書		×	×							
申告書作成に当たっての基礎資料	×	×	×		×	×	×	×		
その他資料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注 1) 表中の記号の意味は次のとおりである。

- : 入手している
- ×
- × : 入手していない
- : 該当なし

実地調査後の申告年度である平成 17 年度申告分に係る添付書類の入手状況
 を見てみると、法人税申告書別表 4,5 及び貸借対照表、損益計算書については全
 ての法人から入手されているが、その他の添付資料については入手していない法
 人が見受けられ、申告書作成に当たっての基礎資料については、入手している
 法人は D 社、I 社、J 社の 3 社のみで、その他の法人からは入手されていないと
 いう状況であった。

平成 18 年度の調査対象法人に係る添付書類の入手状況

平成 17 年度申告分に係る添付書類の入手状況

添付書類	法人	
	18 年度 調査法人	
	K	L
法人税申告書別表 4,5		
貸借対照表、損益計算書		
販売費及び一般管理費の明細 製造原価報告書		
申告書作成に当たっての基礎資料		
その他資料	-	-

平成 18 年度の調査法人に係る平成 17 年度申告分の添付書類については、実地調査前に必要書類がすべて入手されている。

準備調査表の作成状況、外形標準課税調査復命（決議）書に基づく是認・否認の状況、否認に係る主な内容について

法人	準備調査表 の有無	外形標準課税調査 復命（決議）書	主な内容
A		修正	<ul style="list-style-type: none"> 退職金一部計上漏れ 産業医に係る報酬計上漏れ（勘定科目の相違） 厚生年金基金への掛金のうち事務費掛金が加算されている
B		更正	<ul style="list-style-type: none"> 退職金の計上漏れ（基金を除く法人負担分） 「中小企業退職金共済」への事業主掛け金の計上漏れ 純支払賃借料に算入すべき支払賃借料に駐車場分が加算漏れ 純支払賃借料に算入すべき受取賃借料のうち倉庫使用料が減算漏れ
C	×	是認	
D		更正	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当超過分（所得税課税分の通勤手当）の計上漏れ 非常勤役員の役員報酬の一部計上漏れ 労働者派遣に係る金額のうち消費税分を減算 事業主負担分の厚生年金基金掛金のうち計算誤りによる過大計上分を減算 支払賃借料のうち管理費（共益費）分を減算 受取賃借料として計上漏れ分を加算
E		更正	<ul style="list-style-type: none"> 課税通勤手当を加算 福利厚生費として支給した持株会奨励金を加算 産業医の報酬を加算 保管料を支払賃借料として加算 労働者派遣に係る支払額の一部を委託業務として判断し減算 労働者派遣の金額計算において支払った消費税相当額を減算
F		修正	<ul style="list-style-type: none"> 支出した通勤費（所得税非課税分）を減算 支出した専属下請人件費（所得税課税分）を加算 支出した持ち株会奨励金（所得税課税分）を加算 支出した厚生年金基金掛金を加算 支出した長期割賦販売契約に係る利息を加算 支出した支払賃借料に更新料・共益費が算入誤りのため減算 収入した受取賃借料に消費税・公租公課分が算入誤りのため減算、看板料及び電柱設置料が加算漏れのため加算
G	×	更正	<ul style="list-style-type: none"> 報酬給与額に含まれない弁護士、電気保安管理士等への報酬分を減算 派遣社員給与を誤って別表 5 の 3 「役員・使用人に対する給与」欄に算入してあるので、労働者派遣法による補正額との差額を修正

法人	準備調査表の有無	外形標準課税調査復命(決議)書	主な内容
H	×	修正	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給与引当金繰入額を誤計上 ・労働者派遣への誤計上 ・支払利息(下期分)計上漏れ ・土地賃借料、保管料計上漏れ ・受取賃借料計上漏れ
I	×	修正	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金掛金の一部加算漏れ ・適格退職年金掛金申告額に付加保険料(事務手数料)を誤計上のため減算 ・手形取立手数料を誤って支払利子から減算しているため当該金額を加算 ・純支払賃借料のうち書類保管料加算漏れ
J		修正	<ul style="list-style-type: none"> ・給与の計上漏れを加算(外形申告上もれ) ・受入出向者に対する退職金負担分支払分を減算 ・外注委託費の一部を給与として加算
K		修正	<ul style="list-style-type: none"> ・社員教育(給与)を加算 ・その他業務(給与)を加算 ・資産勘定(給与)を加算 ・厚生年金基金掛金の加算漏れ ・労働者派遣の加算誤り
L		更正	<ul style="list-style-type: none"> ・役員退職金過大加算 ・適格年金 付加保険料誤計上 ・労働者派遣一部計上漏れ ・自動販売機受取賃借料計上漏れ

(注 1) 準備調査表の作成状況については、作成されているものについては「○」、作成されていないものについては「×」、作成されているが記載がほとんどされていないなど、その内容に不備があると考えられるものについては「△」を付した。

(改善策)

ア．実地調査後の対応について

申告法人に依頼する申告時の添付書類は、平成 17 年度までは貸借対照表、損益計算書及び法人税申告書別表 4.5 のみであったが、平成 18 年 1 月より、事前調査の徹底を図るため依頼する添付書類の範囲を広げた経緯がある。したがって、平成 17 年度申告分については、実地調査が行われる法人に対して改めて必要書類を依頼し、それに基づき実地調査に当たっての事前準備調査が行われていた。このため、現在、添付書類として依頼している書類はすべて入手されていることが確認できた。他方で、実地調査の翌事業年度における添付書類の入手状況を見ると、ほとんどの法人について依頼書類の入手状況に不備が見受けられた。貸借対照表、損益計算書、法人税申告書別表は入手されているが、申告書作成に当たっての基礎資料がほとんど入手されていない。このことは、実地調査後の事業年度において、実地調査で指摘した事項に対するフォローを行っていく体制が整備されていないことにほかならない。調査結果をみると、大部分の調査法人で多岐にわたり申告時の誤りが発見されている。調査業務の実効性を確保するためには、実地調査後のフォローも重要な業務であると考えられるため、実地調査後の法人に対して、指摘事項が次年度の申告書に反映されているかどうかを確認していくための体制整備を図っていくべきである。

イ．申告書のチェック体制について

現在、外形標準調査は、各県税事務所における事業税班の職員ではなく、別に調査班が設けられて実地調査を進めているところである。他方で、調定決議の前に実施される申告書の検算業務は各県税事務所の事業税班で行われているが、ここでの業務は、申告書上における計算誤りの有無など数値間の整合性を検証するにとどまっており、添付書類として各対象法人に依頼している書類と

の整合性は検証されていない。また、「ア．実地調査後の対応について」に記載のとおり、調査班においても実地調査後の申告年度に係るフォローが行われていないことから、実地調査時を除くと申告書のチェックは計算チェックなどの形式的なものしか行われていない状況といえる。また、そもそも申告時に各法人へ依頼する添付書類の入手状況が十分ではないため、申告書の内容を書面上で検証していくための情報自体が不足している。

このような状況を踏まえると、「ア．実地調査後の対応について」で述べた実地調査時における調査指摘事項のフォローと併せて、申告時に添付書類として依頼する決算書や基礎資料を漏れなく入手し、申告書と決算書や基礎資料との整合性についての検討を行い、申告内容が適正かどうかの判断を行っていくための体制整備が必要と考える。このためには、まずどのような体制（組織）で申告書と基礎資料の比較検討を行っていくべきかを考えていく必要がある。例えば、自主決定法人である医療法人については、申告書と添付書類の比較検討は事業税班で行われている状況である。

また、現在の事務処理提要では、実地調査の方法のみが詳細に規定されているため、併せて申告書と基礎資料の比較検討の方法についても具体的に定めていくべきである。

（意見）

ア．準備調査表の作成状況について

現在作成が求められている準備調査表は、県税事務処理提要の整備や実施方法の整備が遅れていたこともあり、平成 17 年度に限れば作成されていないケースやその内容に不備があるケースが見受けられた。但し、平成 18 年度における実地調査対象法人に対しては、必要事項が調査され調査表が適切に作成されていることが確認できた。今後も効率的、効果的な実地調査を行うために準備調査表の充実を図っていくことが望まれる。

イ．実地調査結果等のデータベース化について

実地調査の過程において作成された調書は法人別にファイリングされているが、調査過程において発見、検討、指摘した事項について、情報の電子化（データベース化）が行われていない。このため、実地調査の結果を翌年度以降における申告書の検証に役立てていくことが実務上困難な状況にある。

このことから、実地調査結果を電子化・データベース化していき、情報の閲覧・検索を容易に実施できるようにしていくことが望まれる。

ウ．今後の調査方針について

まず、近隣都県における外形標準課税法人に対する調査方針及び調査実績の状況を見てみると以下のとおりとなっている。

	千葉県	茨城県	埼玉県	神奈川県	東京都
外形対象 法人数	548	332	674	1,502	約 13,500
調査担当 組織人員	14 名 専任 14 兼任 0	5 名 専任 5 兼任 0	88 名 専任 0 兼任 88	20 名 専任 20 兼任 0	76 名 専任 76 兼任 0
平成 18 年度 調査目標数	150 社	70 社	230 社	164 社	3,500 社

	千葉県	茨城県	埼玉県	神奈川県	東京都
調査所要日数 及び人員数	2~4名×1~5日 大規模法人につ いては、さらに人 員投入を検討中	大規模法人等 4名程度×2日 その他法人 2名×2日 2名×1日	2~4名×1~2日	3名×必要日数	2名×1日
平成17年度 調査実施済数	94社	50社	210社	53社	約3,000社

(注1)平成18年5月に作成されたものである。

(県資料より作成)

埼玉県を除く他県及び東京都では、専任の調査担当職員を配置していることがわかる。また、神奈川県を除くと、概ね3~4年程度ですべての外形対象法人に対して実地調査を行う方針であることが読み取れる。

千葉県においても、すべての対象法人に対して実地調査を行っていく方針であるが、前述のとおり平成17年度においては研修期間があったことなどから実地調査に遅れが生じ、当初3年程度で全ての法人を調査する予定を現在は4年で一巡することとしている。このため、すべての対象法人に対して実地調査が行われるまで、少なくとも残り2年を要することとなる。実地調査を計画どおり行っていくためには、今後も専任の調査担当職員を配置し、調査にあたっていく必要があると考えられるが、同時に実地調査一巡後の調査方針及び組織体制についても考えていく必要があると思われる。

そこで、実地調査一巡までの期間とその後における調査方針及び組織体制について、現在の方針・体制を踏まえて意見を述べた。

実地調査が一巡するまでの方針・組織体制について

「(2)課税 外形標準調査について」で記載のとおり、当初、調査班は中央県税事務所に集中配置されていたが、平成18年2月より調査班を5ブロックに分けて調査を実施している。各ブロックの中心となる県税事務所を本務にするとともに、同一エリアの県税事務所を兼務先として、各調査担当者は本務先ブロックの調査チームに所属し、当該ブロック内の対象法人を調査担当している。

しかし、現行体制のもとでは、以下のような問題が生じることとなる。

- a 調査対象法人数やその規模について、ブロック間でアンバランスが生じる。
- b ブロック間の情報交換がタイムリーに行えない。
- c ブロック間で調査手法にばらつきが生じる。
- d 各調査員のノウハウの蓄積や経験にバラつきが生じる。
- e 調査班と各県税事務所事務所の事業税班との情報共有や連携体制に不足が生じる。

上記のうち、a~dについては、調査班を集中配置ではなくブロックに分割したことから生じる問題であるが、aについては各調査職員の業務量のアンバランスから生じる問題であり、b~dについてはブロック間における情報の共有や連携体制の限界から生じる問題である。他方、eについては、反対に県税事務所の枠を超えて調査担当ブロックを設定したことによる各県税事務所との情報共有や連携体制の限界から生じるものである。

特に調査担当者が4名配置されている中央及び船橋県税事務所の2ブロック以外では、各ブロック内の調査チームのローテーション自体も困難な状況にある。

各ブロックにおける資本金別外形対象法人の状況と外形調査職員の配置状況とブロック別資本金別外形対象法人の状況は以下のとおりである。

資本金別外形対象法人数（平成 18 年 4 月現在）

資本金	中央 ブロック	船橋 ブロック	佐倉 ブロック	茂原 ブロック	木更津 ブロック	合計
1 億円超 2 億円以下	57	72	26	11	17	183
2 億円超 3 億円以下	40	43	9	7	15	114
3 億円超 4 億円以下	18	9	5	7	4	43
4 億円超 5 億円以下	19	22	8	1	6	56
5 億円超 10 億円以下	20	16	3	2	4	45
10 億円超 30 億円以下	18	20	5	5	9	57
30 億円超 50 億円以下	11	6	0	0	0	17
50 億円超 100 億円以下	5	5	0	0	2	12
100 億円超 500 億円以下	6	6	0	3	1	16
500 億円超	3	1	1	0	0	5
合計	197	200	57	36	58	548

（県資料より作成）

外形調査担当職員一覧

ブロック	調査職員数
本務: 中央 兼務: 千葉西	4 名
本務: 船橋 兼務: 松戸、柏	4 名
本務: 佐倉 兼務: 香取、旭	2 名
本務: 茂原 兼務: 東金	2 名
本務: 木更津 兼務: 館山、市原	2 名

（県資料より作成）

これらの問題に対応するため、県では平成 18 年 7 月以降、大規模法人に対する調査を進展させるために、一部の職員において兼務先を拡大している。これにより、ブロック間の調査手法についてもある程度の情報交換が行われるようになっていく。

ブロック	拡大されたエリア
本務: 中央 兼務: 千葉西	船橋、松戸、柏、佐倉、香取、旭 (2名が兼務)
本務: 船橋 兼務: 松戸、柏	
本務: 佐倉 兼務: 香取、旭	中央、千葉西、東金、茂原 (1名が兼務)
本務: 茂原 兼務: 東金	佐倉、香取、旭、館山、木更津、市原 (1名が兼務)
本務: 木更津 兼務: 館山、市原	中央、千葉西、東金、茂原 (1名が兼務)

(県資料より作成)

また、ブロック間の情報共有等を進めるために、時機を見て調査担当者会議を開催しており、調査の問題点や今後の方針等について意見を交換していることで情報の共有や連携体制を図ることとしている。

しかし、上記の方策には一定の効果が認められるものの、ブロック間で生じている調査対象法人数や法人の規模、そこから生じる業務量のアンバランスなどを解消していくための根本的な手段とはならない。今後、情報の共有化や連携体制の強化、調査業務の質の均等化、専門家の育成を更に推し進めていくことが望まれるが、そのためには県全体として、調査組織を更に集中化していくことも有効な手段であると思われる。例えば、現在のブロック体制を廃止し、調査組織の一元化を図っていくことが考えられる。

なお、e で掲げた問題点である調査班と各県税事務所事務所の事業税班との情報共有や連携は、適正な課税を行っていくためには不可欠なものであるが、「(改善策)イ. 申告書のチェック体制について」で指摘のとおり、まず、どのような体制で申告書と基礎資料の比較検討を行っていくべきかを明確にしていく必要があると考える。また、「(意見)イ. 実地調査結果等のデータベース化について」で指摘のとおり、実地調査結果をデータベース化し、情報の共有化が図れる仕組みを構築し、申告書の検算、調定業務に役立てていくことが必要と考える。

実地調査一巡後の方針・組織体制について

実地調査が一巡した後の調査体制を現段階から考えていく必要があると思われる。調査一巡まで少なくとも2年の期間を要するとはいえ、早期にその後の方向性を定めておくことは重要である。

新規に対象となった法人に対しては、適時に実地調査を行っていく必要があり、また既に実地調査が終了した法人についても、今後実地調査を全く行わないのではなく、状況が大きく変わった法人や申告内容に疑義のある法人に対しては、その事実を適時に把握し、実地調査を行っていく必要があると考える。一方で、状況に大きな変化がない法人については、申告時に必要な資料を依頼・入手していき、また、過去に実施した実地調査の結果を踏まえて、申告書と決算書及び基礎資料との比較検討を行っていく必要がある。このことを踏まえて、以下の事項を推進していくことが望まれる。

事前依頼資料の充実

実地調査の経験を踏まえて、申告書の精査検算(書面調査)を行う上で必要と考えられる書類を法人から「添付書類」として入手するようにし

ていくことが望まれる。現在においても、申告時の添付書類として「申告書作成に当たって、元帳等から集計表等の基礎資料を作成している場合には当該資料」を依頼しているが、標準様式が定められていない。例えば自主決定法人である医療法人に対して申告時に提出を依頼する「医療法人等の所得金額計算書」のように標準様式を定め、対象法人に作成・提出を依頼することも考えられる。また、給与・賃金台帳等の課税支給額集計表といった実地調査前に作成を依頼している資料もあり、これらの資料を「添付書類」として依頼していくことも効果的であると思われる。但し、これら資料の作成・提出は、対象法人に対して新たな負担を要求するものであるため、資料の依頼に当たっては、必要最低限のものを効果的に入手すべきことに留意する必要がある。

実地調査結果についてのデータベース化

前述のとおり、書面調査を充実させていくためには必須の事項である。過去の調査時における指摘事項だけでなく、報酬給与額や支払賃借料、委託業務等の法人固有の状況を併せてデータベース化していくことが効果的と思われる。

組織の見直し

実地調査が一巡した後、調査班を現在の人数で維持していくことは現実的ではないが、一方で実地調査の必要性がなくなるわけではなく、今後も一定の方針のもと調査を継続していく必要がある。各県税事務所に調査業務をすべて引き継いでいくことも方法論として考えられるが、事務所間における対象法人数の相違や定例業務量の相違等により、調査業務の質を事務所間で均等に維持していくことは容易ではないと推測される。このことから外形調査の特殊性、専門性を踏まえ、全ての業務を各県税事務所の事業税班に移管せず、一定人数の専門調査班を残しつつ、書面調査については各県税事務所の事業税班に移管していくことも選択肢として考えられるが、この場合調査職員の確保や連携体制が問題となろう。

いずれにせよ、実地調査一巡後は新たな組織体制を構築していくことが必要と考えられるため、現段階から調査をどのような体制で実施していくかを検討していくことが望まれる。

職員配置について

各県税事務所の「事務分掌表」における法人県民税及び法人事業税の調査、賦課、更正、決定等に係る事務を行う職員数と法人県民税及び法人事業税の平成17年度調定件数等の状況は以下のとおりである。

事務所	法人二税に係る職員数	調定件数(件)		調定金額(千円)	
		法人県民税	法人事業税	法人県民税	法人事業税
中央	6	15,778	15,744	8,687,209	49,689,199
千葉西	3	10,618	10,583	3,863,081	18,542,824
船橋	5	22,199	22,162	5,083,139	24,838,796
松戸	3	12,392	12,368	1,875,388	8,540,306
柏	4	11,934	11,918	1,900,860	8,953,235
佐倉	3	11,616	11,602	2,698,870	13,406,292
香取	1	2,270	2,257	352,633	1,481,344
旭	2	3,661	3,656	425,012	1,704,211
東金	2	3,943	3,930	643,558	3,003,135

事務所	法人二税に係る職員数	調定件数(件)		調定金額(千円)	
		法人県民税	法人事業税	法人県民税	法人事業税
茂原	2	4,319	4,310	541,006	2,383,470
館山	1	2,900	2,898	263,465	852,885
木更津	2	6,295	6,285	2,978,377	14,487,344
市原	2	5,569	5,567	2,327,407	12,903,953
合計	36	113,494	113,280	31,640,012	160,787,001

(注1) 上表からは外形標準課税の担当者を除いている。

(注2) 中央県税事務所については、1名育児休業中。

また、各事務所の所管区域内に位置する法人の規模を以下の観点から比較した。

分割区分による県税事務所別法人数

事務所	法人区分	分割法人		非分割法人	合計
		本県本店	他県本店	(県内法人)	
中	央	366	2,985	11,382	14,733
千	葉西	359	1,571	8,165	10,095
船	橋	885	2,981	17,382	21,248
松	戸	473	1,074	10,335	11,882
	柏	503	1,525	9,390	11,418
佐	倉	266	1,360	9,400	11,026
香	取	65	168	1,917	2,150
	旭	92	183	3,160	3,435
東	金	60	335	3,356	3,751
茂	原	76	274	3,688	4,038
館	山	35	108	2,439	2,582
木	更津	81	569	5,281	5,931
市	原	114	717	4,458	5,289
合	計	3,375	13,850	90,353	107,578

(注1) 普通法人(収入金課税法人を除く)のみである。

(注2) 平成18年3月現在である。

資本金別法人数内訳

事務所	資本金等の区分	50億円超	10億円超	1億円超	1千万円超	1千万円以下	合計
		50億円以下	10億円以下	1億円以下	1億円以下		
中	央	541	361	795	2,508	11,290	15,495
千	葉西	181	142	390	1,536	8,132	10,381
船	橋	176	205	640	3,078	17,760	21,859
松	戸	47	63	178	1,351	10,446	12,085
	柏	88	88	310	1,542	9,622	11,650
佐	倉	56	81	260	1,558	9,418	11,373
香	取	6	6	25	305	1,894	2,236
	旭	11	8	49	463	3,123	3,654
東	金	17	23	65	439	3,380	3,924
茂	原	31	28	113	622	3,849	4,643
館	山	18	19	59	475	2,685	3,256
木	更津	58	44	142	833	5,142	6,219
市	原	68	68	168	790	4,385	5,479
合	計	1,298	1,136	3,194	15,500	91,126	112,254

(注1) 平成18年3月現在である。

連結納税法人数及び外形対象法人数の状況

事務所	連結納税 法人数	外形対象法人数			
		本県本店法人	うち分割法人	他県本店法人	合計
中 央	138	83	29	1,350	1,433
千 葉 西	81	109	62	494	603
船 橋	89	123	68	712	835
松 戸	20	32	10	175	207
柏	41	40	21	357	397
佐 倉	40	43	15	292	335
香 取	3	4	2	18	22
旭	3	10	4	30	40
東 金	8	21	6	64	85
茂 原	17	25	7	64	89
館 山	7	5	3	26	31
木 更 津	22	23	6	156	179
市 原	37	30	8	241	271
合 計	506	548	241	3,979	4,527

(注1) 平成18年3月現在である。

(県資料より作成)

県税事務所別の調定件数及び調定金額を見ると中央県税事務所及び船橋県税事務所が高い水準にあり、その後に千葉西税事務所、松戸県税事務所、柏県税事務所、佐倉県税事務所が上位に位置している。これらの県税事務所へはその他の県税事務所に比べ職員も比較的多く配置されている。そこで、次に職員1人当たりの調定件数及び調定金額を比較すると次のとおりとなる。

職員1人当たり調定件数等の状況

事務所	法人二税に 係る職員数	調定件数(件)		調定金額(千円)	
		法人 県民税	法人 事業税	法人県民税	法人事業税
中 央	6	2,629	2,624	1,447,868	8,281,533
千葉西	3	3,539	3,527	1,287,693	6,180,941
船 橋	5	4,439	4,432	1,016,627	4,967,759
松 戸	3	4,130	4,122	625,129	2,846,768
柏	4	2,983	2,979	475,215	2,238,308
佐 倉	3	3,872	3,867	899,623	4,468,764
香 取	1	2,270	2,257	352,623	1,481,344
旭	2	1,830	1,828	212,506	852,105
東 金	2	1,971	1,965	321,779	1,501,567
茂 原	2	2,159	2,155	270,503	1,191,735
館 山	1	2,900	2,898	263,465	852,885
木更津	2	3,147	3,142	1,489,188	7,243,672
市 原	2	2,784	2,783	1,163,703	6,451,976
合 計	36	3,152	3,146	878,889	4,466,305

(県資料より作成)

(意見)

1人当たり調定金額で見ると、所管内の法人規模により県税事務所間で大きな相違が見られるが、調定件数で比較した場合、全事務所平均の1人当たり調定件数が約3,000件であるのに対し、各県税事務所においても一部の事務所を除き3,000~4,000件程度に収まっている。なお、香取、旭、東金、茂原の各県税事務所

所においては、法人二税に係る職員数自体が少なく、かつ調定件数自体も少ないため、1人当たりの調定件数で考えると平均に比べ低くなる傾向にある。一概に比較は出来ないが、調定件数から法人二税に係る職員配置状況を見ると、概ね処理件数に対応した職員数が各県税事務所へ配置されていると考えられる。他方で、各県税事務所によっては法人規模の分布状況が異なっており、このことは調定金額にも現れてくる。1人当たり調定金額で見ると、中央県税事務所、千葉西県税事務所、木更津県税事務所等が高い水準となる。これは、所管する地域に規模の大きな法人が多い傾向を反映しているものと考えられる。

もちろん、法人二税に係る職員は調定事務のみを行っているわけではなく、それに関連した法人所得金額等の調査の処理や申告書等の発送事務、未届法人の捕そく調査等も重要な業務として位置づけられる。また、量的に業務水準を把握出来ないものもあり、例えば法人から受ける問合せや相談受付等の業務が挙げられるが、これらの業務は、法人数や調定件数、法人規模(調定金額)に加えて各県税事務所が位置する地域特性より業務水準が県税事務所間で大きく相違するものと考えられる。

このように各県税事務所が置かれている状況を定量的な基準で画一的に把握することは困難であり、職員配置という観点からもそれらの定性的な状況を配慮するには限界がある。前述のとおり、各県税事務所には概ね処理件数に対応した職員数が配置されているといえるが、県税事務所間で実際に生じる業務量の相違は、事務の効率性等を考慮して事務処理の細部で若干異なる取扱いを認めることで対応している(具体例としては「分割基準調査について」を参照されたい)。

他方で「分割基準調査について」で述べたとおり、分割基準調査の実地調査の状況を見てみると、外形標準課税調査が実施される前の平成15年度及び16年度においては各県税事務所では分割基準調査がほとんど実施されていない状況であった。特に、調定件数及び調定金額が共に高水準である中央、千葉西、船橋、松戸、柏の各県税事務所では2年間での分割基準調査実績はゼロである。分割基準調査以外でも、医療法人等の調査(「(2)課税 課税標準調査について」を参照)については、県税事務処理提要上は実地調査を原則としているが、以下のとおり、各県税事務所ともに実地調査の実績は過去3年間でゼロという結果であった。

平成15年度から17年度における医療法人に係る実地調査件数

事務所	平成15年度		16年度		17年度	
	医療法人数	うち実地調査件数	医療法人数	うち実地調査件数	医療法人数	うち実地調査件数
中 央	165	0	178	0	183	0
千 葉 西	122	0	129	0	140	0
船 橋	189	0	201	0	227	0
松 戸	119	0	119	0	130	0
柏	117	0	108	0	124	0
佐 倉	149	0	158	0	170	0
香 取	22	0	22	0	22	0
旭	43	0	44	0	44	0
東 金	43	0	48	0	49	0
茂 原	38	0	63	0	63	0
館 山	46	0	49	0	50	0
木 更 津	72	0	74	0	72	0
市 原	66	0	68	0	70	0
合 計	1,191	0	1,261	0	1,344	0

(県資料より作成)

これらの状況からは、職員配置に当たって業務量の均等化が配慮されている一方で、分割基準や医療法人に係る調査業務のように月例業務とは異なり、それが行われないことによって、その後の事務処理が滞るものではなく、また、緊急性の高いものでもないため、業務の優先順位が低い業務に対しては、十分に業務が行われて来なかった事実が浮かび上がる。また、各県税事務所における諸般の状況により、事務所間である程度の異なる取扱いが認められてきたことにより、結果として各県税事務所で「横並び的」に優先順位の低い業務の実施が見送られてきた状況も否定できない。このような状況を踏まえ、県税事務所として本来的に求められている業務が遂行可能な職員配置方針を改めて検討していくことが必要と思われる。その際、すべての県税事務所において現状の職員配置では十分な調査業務が行えない状況にあるという事実を踏まえると、現状の組織体制自体に対しても検討を行っていく必要があるものと思われる。このことについては、「外形標準課税調査について」で意見を述べた外形標準課税調査の組織体制と併せて検討していくことが望まれる。

3. 個人県民税（均等割・所得割）

ここでの対象は個人県民税のうち均等割と所得割のみであり、配当割及び株式等譲渡所得割は対象外としている。よって、以下個人県民税とは均等割・所得割に限定する。

(1) 概要

個人県民税の概要

県内に住所を有する個人は多くの行政サービスを受けている。そこで県民に広く行政の経費を負担してもらうことにより、県の運営に参加してもらうために県民税が課されている。

【納税義務者】

均等割：県内に住所を有する個人及び県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者

所得割：県内に住所を有する個人

【課税標準(所得割)】

前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額

【税率】

(個人県民税は市町村民税と合わせて納付されるため、市町村民税も記載している)

均等割(年額)：県民税 1,000円 市町村民税 3,000円

所得割：

区分	課税所得金額	税率
県民税	700万円以下の金額	2%
	700万円を超える金額	3%
市町村民税	200万円以下の金額	3%
	200万円を超え700万円以下の金額	8%
	700万円を超える金額	10%

(県資料より作成)

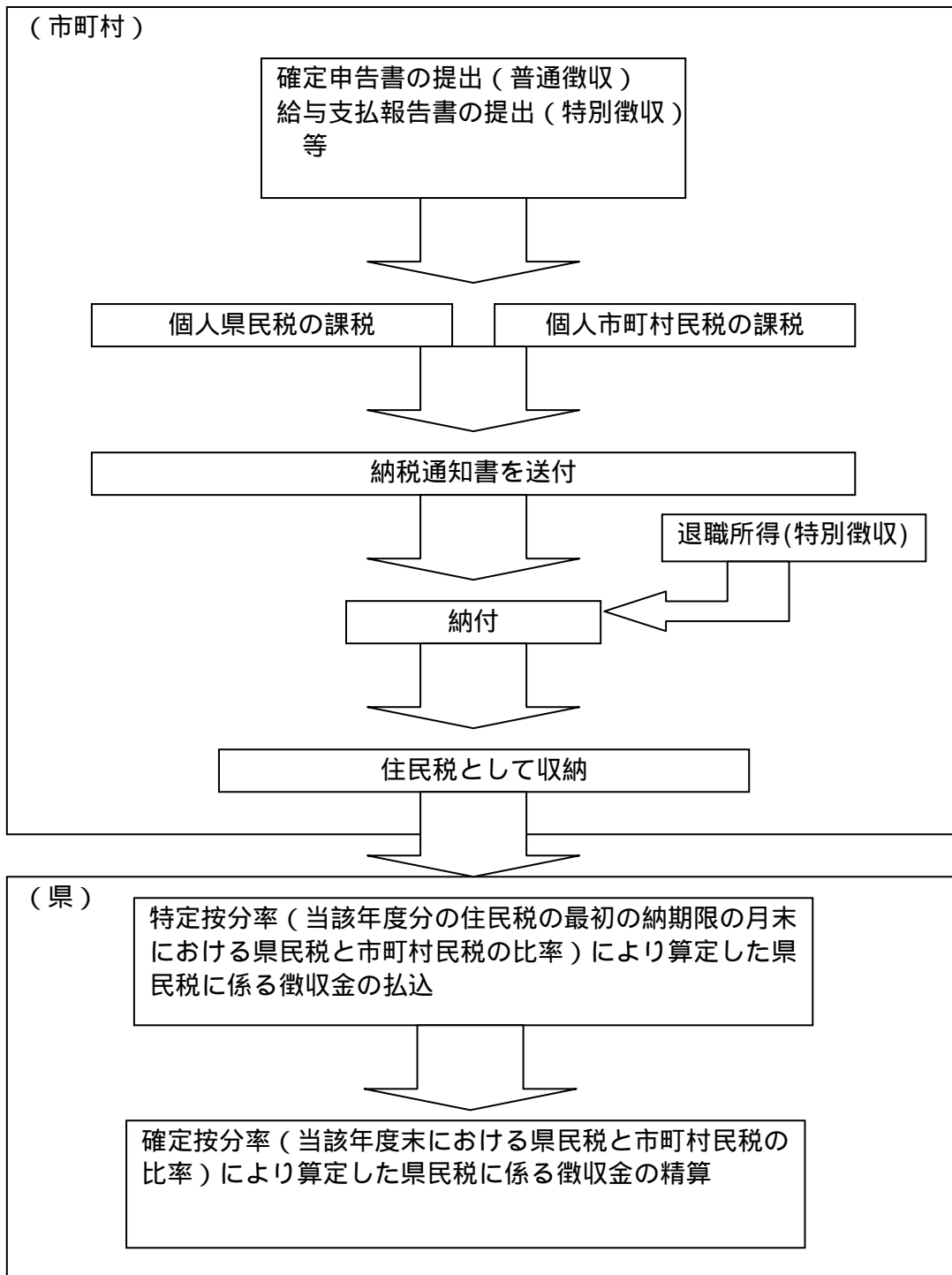
【申告及び納税】

賦課・徴収業務は市町村民税と併せて市町村で行い、その後市町村より県に払い込まれる。

申告：前年1年間の所得について2月16日から3月15日までに各市町村長に申告書を提出する。所得税の確定申告書を提出した者は住民税の申告書の提出は必要ない。また、給与所得のみの場合は申告書を提出する必要はないが、雑損控除、寄付金控除、純損失もしくは雑損失の控除を受ける場合には3月15日までに申告書の提出が必要となる。

納税：給与所得者以外の所得者については、市町村から送付する納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納付する(普通徴収)。また、給与所得者については、給与支払者が6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引いて納付する(特別徴収)。

課税徴収事務フロー



（県資料より作成）

(注 1) 県民税と市町村民税の納付(納入)があった場合においては、市町村は県民税と市町村民税に按分し、県民税に係る徴収金を納付(納入)のあった翌月 10 日までに県に払い込む。市町村が県に払い込むべき個人県民税に係る徴収金の額は次の算式による。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{前月中に納付(納入)} \\ \text{のあった住民税にか} \\ \text{かる徴収金の額} \end{array} \right. - (\text{督促手数料} + \text{滞納処分費}) \times \text{払込按分率}$$

(注 2) 払込按分率は次の算式により計算される。

$$\text{払込按分率} = \frac{A}{A + B}$$

A：当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人県民税の課税額の合計額

B：当該市町村の当該年度の収入額となるべき市町村民税の課税額の合計額

(注3) 特定按分率と確定按分率は次のとおりとなっている。

	特定按分率	確定按分率
算出基準日	当該年度分の住民税の最初の納期限の月の末日現在(通常は 6 月 30 日)	当該年度の末日現在(3 月 31 日)
端数処理	小数点以下 4 位までとし 5 位以下は切捨	小数点以下の位を「徴収金総額の桁数 + 1」桁まで求め、下位を切り捨てる (県民税の払い込むべき額の円単位に影響を与えない少数単位)
払込月	最初の納期限の月の翌月から翌年 3 月まで(通常 7 月から翌年の 3 月までの各月)	翌年度の 4 月から 6 月までの各月したがって当該年度の 4 月から 6 月は前年度の確定按分率を用いる。
特定按分率・確定按分率共通		
当該年度の収入額となるべき課税額	<p>当該年度の歳入として調定した額</p> <p>(ア) 普通徴収に係るもの 年税額</p> <p>(イ) 特別徴収に係るもの</p> <p>a.原則 前年度分の 4 月分、5 月分の税額及び当年度分の 6 月分から 3 月分までの税額(退職等による一括徴収分を含む。)</p> <p>b. 納期の特例を受けるもの (給与の支払を受ける者が常時 10 人未満の事務所で、市町村長の承認を受けた場合) 前年度分の 12 月から翌年 5 月まで(6 月支払分)及び当年度分の 6 月分から 11 月分まで(12 月支払分)の税額(退職等による一括徴収分を含む。)</p> <p>(ウ) 分離課税に係る所得割(退職所得)に係るもの</p> <p>a.退職所得にかかる県民税の納入申告書(法第 50 条の 5)及び退職所得にかかる市町村民税の納入申告書(第 328 条の 5 第 2 項)の規定により提出があった納入申告書に記載されている額</p> <p>b.退職所得にかかる市町村民税の更正又は決定(法第 328 条の 9)(県民税の賦課徴収(法第 41 条第 1 項)の規定においてその例によることとされている場合を含む。)の規定による更正又は決定があった場合における不足金額</p> <p>c. 法第 328 条の 13(県民税の賦課徴収(法第 41 条第 1 項)の規定においてその例によることとされている場合を含む。)の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなった税額。</p> <p>ただし、特定按分率には分離課税分を含まない。</p>	

(2) 課税及び徴収

個人の県民税の賦課徴収は、県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行う。県としては、市町村が行った賦課徴収の報告を受けて調定を行う。

個人県民税の調定済額推移（現年課税分のみ）

（単位：千円）

税目	平成 15 年度	16 年度	17 年度
個人県民税	122,697,607	118,915,377	123,231,616
県税全体	618,529,803	650,961,204	708,624,220
県税全体に占める割合	20.0%	18.3%	17.4%

（県資料より作成）

平成 17 年度における事務所別調定の状況

事務所	現年課税分		滞納繰越分		計		
	件数 (件)	税額 (千円)	件数 (件)	税額 (千円)	件数 (件)	税額 (千円)	1 件当たり 調定額 (千円)
中 央	2,803,593	20,041,671	257,394	2,273,813	3,060,987	22,315,484 (16.26%)	7.29
千 葉 西	1,421,471	7,337,458	91,104	710,665	1,512,575	8,048,124 (5.86%)	5.32
船 橋	2,886,954	29,574,061	237,853	3,001,042	3,124,807	32,575,104 (23.73%)	10.42
松 戸	714,653	15,790,100	83,040	1,571,578	797,693	17,361,678 (12.65%)	21.76
柏	282,666	14,213,437	145,698	1,508,715	428,364	15,722,152 (11.45%)	36.70
佐 倉	1,330,717	13,608,033	294,428	1,488,175	1,625,145	15,096,208 (11.00%)	9.28
香 取	185,607	1,673,996	29,803	200,200	215,410	1,874,196 (1.36%)	8.70
旭	353,879	2,473,005	55,036	370,760	408,915	2,843,766 (2.07%)	6.95
東 金	630,279	3,174,156	90,130	521,199	720,409	3,695,356 (2.69%)	5.12
茂 原	551,324	3,486,361	77,841	486,079	629,165	3,972,440 (2.89%)	6.31
館 山	287,579	1,790,150	34,422	238,205	322,001	2,028,356 (1.48%)	6.29
木 更 津	709,087	5,156,876	156,918	855,175	866,005	6,012,052 (4.38%)	6.94
市 原	333,379	4,912,306	100,587	824,210	433,966	5,736,516 (4.18%)	13.21
計	12,491,188	123,231,616	1,654,254	14,049,822	14,145,442	137,281,438 (100.00%)	9.70

（県資料より作成）

個人県民税の件数については調定を納期ごとに数えるため、1 件当たりの調定額は低くなっている。

3年間の徴収状況等の推移

(単位：千円)

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定済額	現年課税分	122,697,607	118,915,377	123,231,616
	滞納繰越分	14,139,269	13,641,610	14,049,822
	計	136,836,877	132,556,987	137,281,438
収入済額	現年課税分	119,561,107	115,987,491	120,198,431
	滞納繰越分	2,262,758	2,324,048	2,256,436
	計	121,823,866	118,311,539	122,454,867
不納欠損額	現年課税分	3,320	6,608	4,985
	滞納繰越分	1,400,787	1,473,895	1,274,615
	計	1,404,108	1,480,504	1,279,600
収入未済額	現年課税分	3,133,179	2,921,277	3,028,200
	滞納繰越分	10,475,723	9,843,666	10,518,770
	計	13,608,902	12,764,943	13,546,970
収入歩合	現年課税分	97.4%	97.5%	97.5%
	滞納繰越分	16.0%	17.0%	16.1%
	計	89.0%	89.3%	89.2%

(県資料より作成)

現年課税分の徴収状況の推移

(単位：千円)

	平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定額 (現年課税分)	122,697,607	118,915,377	123,231,616
収入額	119,561,107	115,987,491	120,198,431
滞納繰越額 = -	3,136,500	2,927,885	3,033,185
不納欠損	3,320	6,608	4,985
整理未済額 -	3,133,179	2,921,277	3,028,200

(県資料より作成)

(3) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

多額な収入未済額と徴収率について

県の個人県民税の収入未済額は「(2) 3年間の徴収状況等の推移」に記載のとおり、この3年間でみると約130億円と極めて多額な金額で推移している。

全国の都道府県における17年度の個人県民税の徴収状況のうち、上位と下位の都道府県及び首都圏の都道府県の収入歩合は次のとおりとなっている。なお、ここでいう収入歩合は現年課税額と滞納繰越額それぞれの調定済額と収入済額の比率である。

ランク	都道府県	現年課税分	滞納繰越分	合計	16年度		15年度	
					合計	ランク	合計	ランク
1	京都	98.4	28.9	95.1	94.4	1	93.9	4
2	島根	98.6	23.3	94.7	94.3	2	94.4	1
3	新潟	98.6	20.1	94.0	93.7	4	94.2	3
4	山形	98.4	16.0	93.8	93.9	3	94.2	2
5	石川	98.2	18.5	93.6	93.5	5	93.7	5
途中省略								
13	神奈川	97.9	21.2	92.4	91.5	20	91.4	22
16	東京	97.6	26.7	92.2	90.9	29	90.1	35
39	栃木	97.1	19.0	90.0	89.3	38	89.3	40
40	群馬	97.6	15.7	89.4	88.8	42	89.1	42
42	埼玉	97.4	18.7	89.3	88.3	44	88.2	45
43	千葉	97.5	16.1	89.2	89.3	40	89.0	43
(参考) 17年度調定済額		現年課税分	123,231,616千円		滞納繰越分	14,049,822千円		
収入額		現年課税分	120,198,431千円		滞納繰越分	2,256,436千円		
44	山梨	97.2	16.1	89.1	88.8	43	89.5	38
45	茨城	97.3	16.2	88.9	88.1	45	88.2	46
46	和歌山	97.7	14.2	88.7	88.1	46	88.7	44
47	沖縄	96.8	22.7	88.5	87.5	47	87.7	47
	合計	97.7	20.0	91.5	90.8		90.8	

(県資料より作成)

上表より、千葉県の個人県民税の収入歩合は全国的に下位にあることがわかる。上位のグループと下位のグループの平均値では、現年課税分の収入歩合は1ポイントほどの差しかないが、滞納繰越分を含んだ全体では5ポイント以上の差となっている。千葉県では17年度の現年課税分の調定済額は1,232億円となるため、1ポイントの変化で12億円以上の違いが発生することになる。また、上位グループと下位グループは多少のランクの変動はあるものの、近年数年のランクにおいて大きな変動がない。

都道府県により税額の大小・地域の特性等条件は異なるが、これらの結果により推測されることは、上位グループにおいては現年の収入歩合が高いため、収入歩合の低い滞納繰越額が少なく、結果として全体の収入歩合が高くなる。一方下位グループは現年分の収入歩合が低く、さらに収入歩合の低い滞納繰越額が多くなるため、全体としての収入歩合が低くなる。

以上のことから県全体の収入歩合を上げるためには、納付期限内の自主納税を促し現年の収入歩合を上げることと、滞納整理を有効に実施し滞納者からの徴収

を増加させることが必要であると考えられる。

(市町村別の状況)

今回往査した県税事務所所管の市町村ごとの収入歩合及び徴収額のうち特別徴収の占める割合は次のとおりとなっている。

事務所	市町村名	16年度				17年度			
		現年課税分	滞納繰越分	合計	特別徴収の占める割合	現年課税分	滞納繰越分	合計	特別徴収の占める割合
中央	千葉市	98.2	11.4	90.6	72.6	97.8	11.6	89.1	71.8
千葉西	八千代市	97.6	17.2	91.1	72.1	97.7	19.7	91.8	71.8
	習志野市	97.8	10.9	88.6	74.2	97.9	11.7	89.2	73.8
松戸	松戸市	97.7	17.6	88.8	69.2	98.1	19.0	90.4	68.5
	鎌ヶ谷市	97.7	15.1	88.9	72.4	97.6	18.3	90.0	73.5
	流山市	97.8	22.1	92.7	73.1	98.1	27.2	93.6	73.4
旭	旭市	96.3	21.6	86.8	56.6	96.7	17.5	87.3	56.6
	銚子市	96.3	21.7	86.3	67.5	96.2	22.8	86.9	66.2
	匝瑳市	95.7	12.9	82.6	56.8	95.8	11.6	82.5	56.6
館山	館山市	96.1	16.4	83.8	63.5	95.9	20.7	84.5	62.9
	鴨川市	97.7	15.1	84.7	60.5	97.2	14.5	86.2	61.0
	南房総市	98.3	22.8	94.0	58.7	98.2	22.9	93.9	57.9
	鋸南町	96.7	32.1	91.9	61.7	97.0	24.9	91.2	60.3

(県資料より作成)

(注1) 16年度の南房総市・旭市・匝瑳市は、合併前の市町村の合計となっている。

(注2) 特別徴収の占める割合は定期課税時の調定分に基づくものである。

上表の県税事務所のうち、中央・千葉西・松戸の比較的大きな都市に近い3県税事務所は徴収額のうち特別徴収の占める割合が70%を超えている。単純平均ではあるが、これらの3事務所の平均収入歩合は90.1%となっている。一方、旭・館山の2県税事務所は特別徴収の占める割合が60%程度となっており、平均収入歩合は87.2%となっている。

これらの結果より推測されることは、特別徴収の割合が大きい市町村については給与所得者が多いため比較的收入歩合が高くなりやすく、普通徴収の割合が大きい市町村については申告納税による徴収が多くなるため、収入歩合が低くなりやすいということである。

地方税法上、個人県民税の賦課徴収は区域内の市町村が行うこととなっている。県は、市町村が行う個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し必要な援助を行うことと、市町村からの要請があった場合に限り直接徴収及び滞納整理が可能となる(徴収引継)。そのような中で県全体として収入歩合アップのために平成17年度において「個人県民税室」を設置している。この組織の内容は次のとおりである。

1. 人員14名

2. 支援内容

- ・ 市町村職員と徴収チームを編成し共同滞納整理の実施。
- ・ 市町村から滞納事案の「徴収引継」要請を受け、県が直接徴収・滞納処分を実施。
- ・ 県税務職員を市町村に派遣し、市町村の徴税吏員として滞納整理を実施。
- ・ 県税事務所に市町村職員を3ヶ月受入れ、滞納処分等一連の徴収技術の

向上を図る。

- ・ 県税事務所ごとに管内の市町村の総合的な徴収対策実施計画を策定し、滞納額縮減を図る。

千葉県における収入歩合は、千葉市においての滞納繰越額の修正があった結果 0.1 ポイント悪化している。その影響額 12 億円を考慮すると、この活動が功を奏して 0.7 ポイント改善してこととなる。しかし全国的にはまだ低いレベルとなっている。

(意見)

個人県民税の徴収義務は市町村にあり、市町村における地域の特性や徴収能力の違いにより、ある程度の収入歩合の違いが出てくることは仕方がないと思われる。しかし、17 年度の収入未済額が 135 億円存在するという個人県民税の観点から考えると、都道府県間、市町村間といった地域間による収入歩合の格差があることや普通徴収と特別徴収といった徴収方法による収入歩合の格差があることは税負担の公平性に反するとともに、県の財源確保にとっても大きな問題となっている。したがって、収入歩合の低い市町村の底上げにより、県全体の収入歩合の改善を図ることが必要である。

具体的な方策として次のことが考えられる。

(自主納税の推進)

すべての税目にかかわることであるが、納税は納期限までに行うことが原則である。そのため、住民の納税意識を高めることと、納税手段を拡大することが有効と考える。上記の表のうち南房総市は、特別徴収の割合が 57.9% (17 年度) と低いにもかかわらず、住民の納税に対する意識が高いため、93.9% と高い収入歩合を確保しているとのことである。自主納税を促す PR を行うなど住民の納税意識を高揚させる活動が必要と考える。

また、納税意識は納税手段が多様化することにより拡大すると思われる。現在、口座振替による納税は県内すべての市町村において可能となっているが、さらに拡大するためにコンビニエンスストアにおける納税も有効であると考えられる。平成 17 年度においては柏市、平成 18 年度においては千葉市、市川市等 6 市町村が実施している。まだ、実施してからの日が浅いため、具体的な効果は明確になっていないが、今後これらの市町村の結果を検討し、有効性が高い場合には他の市町村にも検討するように提案することが望ましい。さらに今後はクレジットカードの利用や地方税における申告・納税等の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムである eLTAX (地方税ポータルシステム) による納税を検討することが望ましい。

(有効な滞納整理の促進)

現実的には、滞納をゼロにすることは不可能である。そのためには滞納整理を効果的に実施する必要がある。現在の法制度的には県として直接行うことは不可能であるため、市町村への協力という形のみでしか行えないが、実際、県の職員と市町村の職員とが共同で滞納整理を行うことや市町村への県職員の派遣により効果の出ている市町村もある。市町村からの協力要請を待つ受身の支援ではなく、特に徴収率の低い市町村に対しては、徴収率を向上させるような指導をする必要がある。そして、そのために必要な支援は積極的に行っていく必要がある。

また、現在他都道府県との徴収対策や滞納事案の処理方法の情報交換も行われているが、その際に入手した他の都道府県で効果的だった情報の積極的な取り入れも検討する必要がある。

千葉市における滞納繰越額の修正について

千葉市において平成 11 年度から平成 16 年度の住民税の滞納額を過少に公表していた事実が発覚した。これは、同市が税務統計で報告している滞納繰越額が、滞納整理を行うオンラインシステムの数値に比べて低かったものであり、調査により滞納繰越額の減額理由を記した決裁文書が無いまま減額し調定を行っていたことが判明している。

この結果を踏まえて県は、千葉市から適正に処理された個人県民税の滞納繰越額の数値を受けて平成 17 年度の決算に反映させており、これにより 12 億 51 百万円滞納繰越額が増加している。また、平成 18 年度の決算における適正性を確保するために検査を実施する予定である。

(意見)

個人県民税の賦課徴収は区域内的の市町村が行うこととなっており、県においては市町村からの報告書を受領し、記載事項漏れ・計算誤り・按分率の誤り等の形式的なチェックを行うのみである。今回のようなケースは例外的ではあるが、市町村の徴収懈怠により回収ができなかった場合にも市町村が行った処理を県は受け入れなければならない。

平成 19 年 1 月からは三位一体改革の一環として、地方への税源移譲が予定されており、住民税は今の税率から一律 10%に変更される。また、市町村民税 6%、県民税 4%と従来に比べ県税の比率が高くなるため、今まで以上に県民税の重要性が増すこととなる。そのような中で、現在のように市町村の徴収結果を受入れるだけでは、県税の有効な徴収ができないおそれがある。今後、県民税の徴収が有効的に実施されているかどうか、また、有効に実施されるようにする方策を検討することが望ましい。

具体的には市町村ごとの県民税の徴収結果を分析し、分析結果に異常な変動がある場合には市町村に照会を求めることが有効であると考えられる。分析の結果その原因を調査されることがわかれば、不正に操作することの牽制にもなり、逆に有効な徴収方法があった場合には他の市町村に対しても応用できると思われる。

また、市町村の徴収漏れや滞納に対しての積極的な調査指導も有効であると考えられる。現在の制度上県民税の徴収事務を市町村が市町村税と併せて徴収することやそれに対する費用が法律や政令で決められているため、罰課金のようなペナルティは課すことが困難である。しかし、事務費用を負担している以上、各市町村には県民税の徴収を適正に行う義務があり、また、適正な報告ができるような管理体制を構築する義務も市町村にある。市町村が適正な徴収及び報告が行えるような体制を構築しているか調査し、体制に不備がある市町村に対しては積極的に指導することが有効と思われる。

4. 個人事業税

(1) 概要

個人事業税の概要

個人で事業（収益活動）を行っている人は、さまざまな行政サービスを受けていることから、これらの経費の一部を負担する必要がある。そこで、県内に事務所又は事業所を有する者で 290 万円を超える事業所得があった場合に個人の事業税が課されている。

【納税義務者】

個人が行う第 1 種事業、第 2 種事業及び第 3 種事業に対し、所得を課税標準として県内に事務所又は事業所を有する個人に対して課する。

第 1 種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業
第 2 種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業
第 3 種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、助産師業、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業、獣医業、装蹄師業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業

上記のうち不動産貸付業及び駐車場業は以下の基準を満たす場合に課税対象となる。

不動産貸付業

不動産の種類	基準		土地
	家	屋	
住宅又は住宅用土地	10棟以上	10室以上	貸付契約件数が10件以上 または貸付総面積が2000㎡以上
非住宅又は非住宅用土地	5棟以上	10室以上	貸付契約件数が10件以上
住宅、非住宅、土地等種類の異なる貸付を併せて行っている場合	家屋の室数、棟数又は土地の貸付契約件数の合計が10以上（10未満であっても上記のいずれかの区分による基準を満たす場合は当該区分による。）		

また、上の表基準未満であっても、次の場合は課税対象となる。

- ・ 表のいずれかの区分において基準の2分の1以上の規模を有し、賃貸料収入が年900万円以上で、かつ、家屋を床面積で600平方メートル以上貸し付けている場合
- ・ 劇場、映画館、ゴルフ練習場の競技、遊技、娯楽集会等のために基本的設備を施した不動産を貸し付けている場合

駐車場業

駐車場の種類	駐車場業となる基準
建築物である駐車場 機械設備を設けた駐車場	すべての駐車場（地下式及びコイン式を含む）
その他の駐車場 （青空駐車場など）	駐車場空間が10台分以上 駐車区画がない場合は、駐車面積300㎡以上

【課税標準】

当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得

【税率】

第1種事業	5%
第2種事業	4%
第3種事業（下記以外の事業）	5%
助産師業、柔道整復その他医業類似の事業及び装蹄師業	3%

税額の計算方法

前年の事業の総収入 - 必要経費 = 前年の事業所得金額

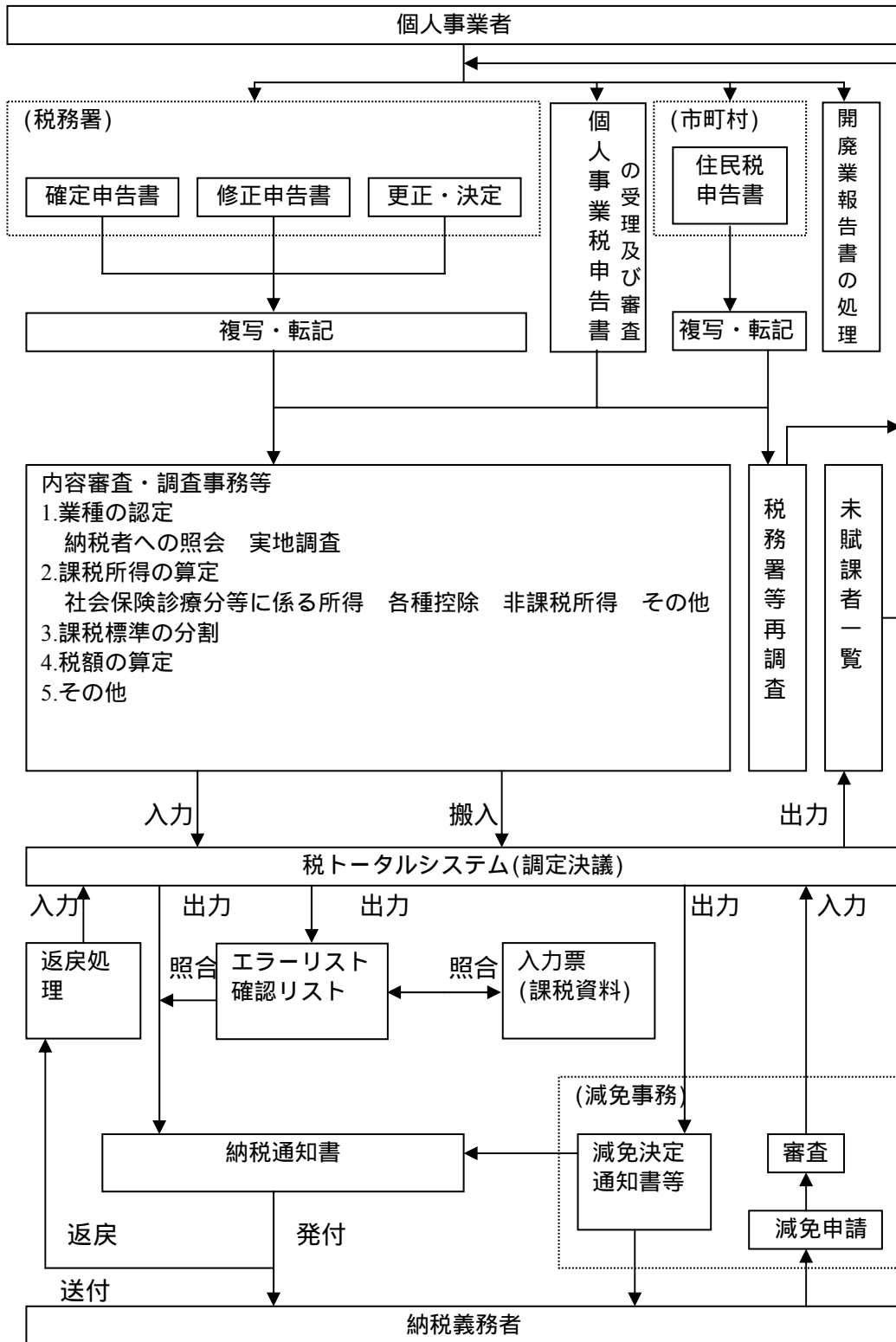
（前年の事業所得金額 - 譲渡損失繰越控除等 - 事業主控除額年290万円）× 税率 = 税額

【申告及び納税】

申告：前年1年間の事業による所得について2月16日から3月15日までに知事に申告書を提出する。所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した者は個人の事業税の申告書の提出は必要ない。

納税：県税事務所から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納付する。ただし税額が10,000円以下の場合は8月に一括して納める。

課税事務フロー



(県資料より作成)

(注1) 複写・転記は、複写機を用いて個人事業税の課税上必要な申告書等の書類を転写する、あるいは個人の事業税課税標準等調査書に必要事項を転記することである。

(注2) 税務署における複写・転記作業の概要は次のとおりである。

1. 調査時期

当初の調査はおおむね3月中、その後の所得額の異動等についての調査は原則として各月に行う。

2. 調査対象

所得税法第26条及び第27条に規定する不動産所得及び事業所得等の合計金額が事業主控除額290万円以上の者。中途開廃者にあつては290万円×事業月数÷12月以上の者。

3. 調査対象所得

事業(営業等)所得、不動産所得、土地等の事業所得(分離課税の対象となる土地の譲渡等に係る事業所得)

4. 調査書類

- a. 所得税確定申告書B、損失申告書、修正申告書
- b. 更正請求書、更正及び決定決議書、異議申立決定決議書、審査決定決議書、更正又は再更正決議書、所得調査カード
- c. 不動産貸付業、駐車場業に係る青色申告決算書及び収支内訳書
- d. 医業に係る青色申告決算書、同付表及び収支内訳書
- e. 準確定申告書及び附表(兼相続人の代表者指定届出書)
- f. その他必要とする書類

5. 調査方法

原則として所得税確定申告時期の調査においては、複写機を用いて個人事業税の課税上必要な確定申告書等の書類を転写して行うものとし、その後の調査においては、税務署に閲覧申請書を提出した上で複写機を用いて転写を行うか、又は個人の事業税課税標準等調査書に必要事項を転記して行う。

(注3) 納税者への照会は、複写・転記した事項に不明瞭な点がある場合において行われる。

(2) 課税

個人事業税の調定済額推移（現年課税分のみ）

（単位：千円）

税目	平成 15 年度	16 年度	17 年度
個人事業税	8,176,323	8,199,414	8,041,198
県税全体	618,529,803	650,961,204	708,624,220
県税全体に占める割合	1.3%	1.3%	1.1%

（県資料より作成）

平成 17 年度における事業所別調定の状況

事業所	現年課税分		滞納繰越分		計		
	件数 (件)	税額 (千円)	件数 (件)	税額 (千円)	件数 (件)	税額 (千円)	1 件当 り調定額 (千円)
中 央	9,352	995,772	1,819	139,087	11,171	1,134,860 (12.50%)	101
千 葉 西	7,740	755,970	1,244	81,059	8,984	837,030 (9.22%)	93
船 橋	19,728	2,426,266	3,034	223,140	22,762	2,649,406 (29.19%)	116
松 戸	10,347	1,111,364	2,023	158,187	12,370	1,269,551 (13.99%)	102
柏	8,859	958,172	1,292	93,963	10,151	1,052,135 (11.59%)	103
佐 倉	7,011	561,370	1,632	100,652	8,643	662,022 (7.29%)	76
香 取	1,694	93,758	220	12,804	1,914	106,562 (1.17%)	55
旭	2,624	159,288	402	34,123	3,026	193,412 (2.13%)	63
東 金	2,898	167,228	919	56,459	3,817	223,687 (2.46%)	58
茂 原	2,889	187,042	450	25,107	3,339	212,149 (2.34%)	63
館 山	1,789	106,429	183	8,416	1,972	114,846 (1.27%)	58
木 更 津	4,120	273,055	728	51,903	4,848	324,959 (3.58%)	67
市 原	3,468	245,479	732	51,389	4,200	296,869 (3.27%)	70
計	82,519	8,041,198	14,678	1,036,295	97,197	9,077,494 (100.00%)	93

（県資料より作成）

(3) 徴収

徴収状況等の推移

(単位：千円)

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定済額	現年課税分	8,176,323	8,199,414	8,041,198
	滞納繰越分	1,239,663	1,169,696	1,036,295
	計	9,415,987	9,369,110	9,077,494
収入済額	現年課税分	7,886,299	7,984,562	7,833,113
	滞納繰越分	254,387	259,419	207,326
	計	8,140,686	8,243,981	8,040,439
不納欠損額	現年課税分	94	-	204
	滞納繰越分	103,036	87,935	82,733
	計	103,130	87,935	82,938
収入未済額	現年課税分	289,930	214,852	207,880
	滞納繰越分	882,239	822,341	746,235
	計	1,172,169	1,037,193	954,116
収入歩合	現年課税分	96.5%	97.4%	97.4%
	滞納繰越分	20.5%	22.2%	20.0%
	計	86.5%	88.0%	88.6%

(県資料より作成)

現年課税分の徴収状況の推移

(単位：千円)

	平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定額 (現年課税分)	8,175,413	8,198,658	8,040,094
納期内収入額	6,606,907	6,809,207	6,720,827
滞納繰越額 = -	1,568,505	1,389,451	1,319,267
のうち整理済額	1,279,391	1,175,354	1,112,286
還付未済額	910	755	1,104
不納欠損	94	-	204
整理未済額 - + -	289,930	214,852	207,880

(県資料より作成)

(注1) 「徴収状況等の推移」における「調定済額 現年課税分」の金額は、上表の「調定額 (現年課税分)」と「還付未済額」を合計した金額となる。

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

複写・転記作業の効率化について

個人で事業を行っている者は前年 1 年間の事業に係る所得の申告が必要だが、所得税または住民税の申告書を提出した場合、それらの申告書をもって事業税の申告がなされたものとみなされる(法第 72 条の 55 の 2 第 1 項)。したがって、実際は個人事業税の申告書を提出して申告するケースはほとんどなく、所得税の申告書に基づき事業税の課税は行われている。そのため、税務署において所得税申告書の必要箇所を複写機により複写し、その複写したものをもとに課税金額の算定が行われている。この作業は所得税の確定申告時期である 3 月ごろに行われるもの(定期課税)とその他毎月随時に行われるもの(随時課税)があるが、定期課税は確定申告時に行われるため、作業負担は随時課税に比べ格段に多くなっている。

各県税事務所における、定期課税時の転写件数と税務署資料調査に要した人数は次のとおりとなっている。

【延べ人数】

事務所	職員		嘱託		アルバイト		オペレーター		計	
	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度
中央	44	52	72	77	44	44	124	130	284	303
千葉西	78	59	30	29	87	98	100	74	295	260
船橋	159	153	40	44	132	117	164	164	495	478
松戸	76	76	16	18	111	110	60	60	263	264
柏	49	53	16	16	107	103	68	68	240	240
佐倉	54	69	11	23	41	44	26	34	132	170
香取	20	21	0	0	19	20	0	0	39	41
旭	34	67	23	27	0	0	0	0	57	94
東金	27	33	9	9	18	10	9	10	63	62
茂原	46	48	26	25	26	39	22	28	120	140
館山	20	20	1	10	14	20	11	10	46	60
木更津	29	25	9	0	30	59	33	29	101	113
市原	41	56	29	33	22	22	33	33	125	144
合計	677	732	282	311	651	686	650	640	2,260	2,369

(県資料より作成)

(注) オペレーターは複写機の操作を専門に行う人員である。

【転写件数及び1人当たり転写件数】

ここにおける1人当たり転写件数は転写件数を延べ人数で割ったものである。

事務所	対応税務署	16年度		17年度	
		転写件数	1人当たり 転写件数	転写件数	1人当たり 転写件数
中央	千葉東・千葉南	7,179	25	7,262	24
千葉西	千葉西	6,256	21	6,991	27
船橋	船橋・市川	18,174	38	20,668	43
松戸	松戸	11,164	42	11,747	44
柏	柏	9,820	41	11,153	46
佐倉	成田	7,167	54	8,248	49
香取	佐原	1,467	38	1,359	33
旭	銚子	2,114	37	2,093	22
東金	東金	2,410	38	1,973	32
茂原	茂原	2,459	20	2,458	18
館山	館山	1,574	34	1,595	27
木更津	木更津	3,576	35	4,283	38
市原	千葉南	3,259	26	3,069	21
合計	合計	76,619	34	82,899	35

(県資料より作成)

(意見)

定期課税は所得税の確定申告時期に行うため、個人事業税の課税の大半が定期課税により行われる。転写作業を行った後、転写された確定申告書をもとに事業税の課税非課税の判定及び課税額の算定を行うこととなるが、このように、現在の事業税の捕捉作業は人の力に依拠する部分が多く、作業を行う人員の経験や能力により、作業効率や捕捉の正確性等が大きく異なることとなる。また、事務所ごとの人員配置により判定に違いが出てくるおそれがある。

税の徴収業務は捕捉もれが生じないように行う必要があるが、そのためにはいくらコストをかけてよいというものでもない。効率的にかつ正確に作業を行うための方策を検討することが望ましい。また、県税事務所ごとに作業の質に差が生じないようにすることが望ましい。具体的には作業量に応じた人員配置や国税から入手する課税データを活用する等が考えられる。

(作業量に応じた人員配置)

【1人当たりの転写件数について】

上表のとおり、県税事務所ごとに1人当たりの転写件数はかなりのばらつきがある。例えば、平成17年度においては茂原県税事務所では1人当たり18件なのに対し、佐倉県税事務所では49件となっている。1人当たりの転写件数が多いか少ないかのどちらがよいかは一概には言えない。少ない場合にはそれだけ1件に対する作業時間が多く取れるため、間違いを減らすことが可能である。逆にそれだけ人員を多く投入しなければならないためコストは多くかかることとなる。現在このようなばらつきが発生しているのは、各県税事務所において複写機の設置台数及び期間が異なっており、また税務署において国、県、市町村が同時に作業を行っているため作業の流れにも繁閑の差があるためとのことである。しかし、作業の効率化や県税事務所ごとの作業の均一化のためには各事務所の人員配置を

できるだけ最適な人員配置に近づけることが望ましい。配置人員が不足している県税事務所に短期的に職員が応援に行くなど、全体での人員の調整を行うことにより、全体的に最適な人員の配置が可能になるとと思われる。

【非常勤職員の配置】

アルバイト・オペレーターの非常勤職員の配置は、各県税事務所の予算の範囲内において決められている。アルバイトについては、県税事務所の要望に応じて予算を配分し、その範囲において採用することとなる。オペレーターは、毎年限られた予算において税務課が配分するため、県税事務所において決定はできない。よって、ある程度税務課において職員の配置がなされている。

しかし、上表からもわかるとおり、職員・嘱託職員の常勤職員とアルバイト・オペレーターの非常勤職員の配置は事務所ごとにばらつきがある。千葉西県税事務所や松戸県税事務所のように全体的に非常勤職員の割合が高い事務所もあれば、旭県税事務所のように非常勤がまったくいない事務所もある。確定申告書の中から転写が必要な申告書をピックアップする作業のように知識と経験を有するものについては常勤職員を多く配置することにより正確性が向上すると思われる。また、それ以外の判断の必要がない作業については非常勤が行うことによりコストの削減と効率性の向上が図られると思われる。これらを踏まえた上で、より一層税務課において非常勤職員を含めた県税事務所間の人員配置を調整することにより、繁忙期における作業の効率化と正確化が可能になるとと思われる。

(国税データの利用)

現在、国税から入手する所得税のデータは、税額の算定後において税トータルシステム上のデータと突き合わせ、未賦課者一覧を作成することに利用されている。当該データの入手時期が6月ごろとなり、7月ごろに行われる調定に間に合わないため課税対象者の捕捉には利用していないが、このデータを捕捉前に入手し利用することにより、効率的な捕捉作業が可能になるとと思われる。

認定基準について

個人事業税は、課税される業種が限定されており、それらの認定は提出された申告書及び複写・転記された申告書等をもとに行われる。認定基準は、不動産貸付業や駐車場業は室数や面積の定量的な基準により判定（(1) 概要 個人事業税の概要参照）を行う。一方、請負業や運送業等は事業所得か労務に対する報酬かを定性的な判定項目と客観的な諸要素を総合的に検討して判定する。具体的には一定の会社に属しているかどうか、使用人の有無、必要経費の大小等を担当者が必要な情報をもとに判断して判定する。これらの判定フローは詳細に県税事務処理提要に記載されており、この判定に必要な情報を入手するために事業内容のアンケート等文書により照会し、それでも判明しない場合には電話による照会が行われている。

(意見)

これらの判定作業には担当者の判断が介入する。そのため、担当者ごと県税事務所ごとあるいは都道府県ごとにより、異なる判定がなされる可能性があり、そうなった場合は税負担の公平性が害されることとなる。できるだけ格差のない判定が行われるよう、判定結果のチェック機能の構築、共通した判定基準の作成を検討する必要があると考える。具体的には次のようなことが有効と考える。

(判定結果のチェック機能)

ア 判定した経過や根拠の文書化

イ チェック体制の明確化

現在、各県税事務所では判定の経過や結果を「照会文書綴り」等により管理し

ているが、保管する文書やその様式等に明確な決まりは無い。そのため、担当者以外のものが見ても経過がわからない可能性がある。判定の経過と結果については管理保管に関する最低限のルールを作り、それに基づいた文書の作成及び保管が必要である。

チェック体制については、県税事務所ごとに判定担当者以外のチェックは行っているものの、チェック者が別の担当者であったり、班長であったりして統一的でない。実効性のあるチェックを行うためにもチェック者を規定し、チェック者の責任を明確にする必要がある。また、税務課や県税事務所間のレビューを行うことも牽制機能として有効だと思われる。

(共通した判定基準)

ウ 事例データの共有

エ マニュアルの作成

県税事務所間の担当者同士での連絡は適宜実施している。また、税務課の個人事業税担当者が個別に相談を受けているが、それらの事例について県全体での取りまとめは行われていない。特殊な事例があった場合には、それらをデータベース化し共有することにより、判定の均一化に役立つと思われる。また、現在県税事務処理提要に判定の指針は定められているが、経験の浅い担当者が判定を行う場合にも適正な判定が可能となるよう、最低限必要な作業内容についての業務マニュアル等を作成することが有効だと思われる。

未賦課者一覧のつぶしこみについて

税トータルシステムに入力された課税情報は、国税から入手した OCR データと照合され、所得が 290 万円以上あるにもかかわらず、事業税の課税がなされていない者や前年課税されていたにもかかわらず当年度において課税されていない者が未賦課者一覧として出力される。各県税事務所においてこの未賦課者一覧をつぶしこみ、再度課税漏れがないかをチェックしている。

(意見)

県税事務所によって未賦課者一覧のつぶしこみ作業の担当者は明確になっていない。そのため、事務所によっては税額を計算した担当者によるチェックがなされている場合がある。計算ミスを少なくするためにも税額を計算した担当者以外のチェックは必要であり、また、チェック者の責任を明確にするためにもチェック責任者を規定することが望ましい。

不申告者への対応について

「複写・転記作業の効率化について」に記載のとおり、個人で事業を行っている者は前年 1 年間の事業に係る所得の申告が必要であるが、所得税または住民税の申告を行ったものはその申告書をもって事業税の申告がなされたものとみなされるため、実際は近年において個人事業税の申告がなされた実績はない。よって、所得税の確定申告を行っていない場合は個人事業税の賦課は行われていない。しかし、所得税の申告はその年分の所得金額の合計額が所得控除額を超えない場合には申告義務はない。所得税における所得控除は個人事業税において適用されないため、所得税の申告義務がなくても、事業税の申告義務が発生するケースはある。現在、専門職である税務署職員と異なり、県税事務所の職員が独自調査により捕捉することは困難であり、その調査による効果も重要性が乏しいと思われるため不申告者の捕捉のための調査は行われていない。

(改善策)

発生がまれなケースとはいえ、自主的な申告を促さないことは、税負担の公平性に反することとなる。また、実際には所得税の申告を行っていない人の中にも、事業税の申告義務があることを認知していないため、自主的に事業税の申告を行っていない場合もあると考えられる。積極的にPRを行い、自主的な申告を促すべきである。その他、国税、市町村との連携を強化し、有用な情報を交換することも有効だと考える。

不申告等に関する過料について

地方税法の第72条の57において、個人事業税の納税義務者が正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で3万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。と規定されており、それをうけて千葉県県税条例第59条において不申告者に対する3万円以下の過料が規定されている。

(意見)

税務署調査において、過年度の所得税の申告がなされているケースがあり、その際は随時課税として事業税が課税される。この規定は、期限内に申告がなされない場合にも対象となるが、県が調査に着手する前に申告書を提出した者に対しては、過料を科さなければならないほどの違法行為があったとまでは認められないものとしてこの規定の適用はない。

しかし、特に長期間にわたって申告しなかった場合には過失があり、期限内に申告を行い納税する義務に違反したものに対し、何もペナルティがないのでは、税負担の公平性に反することとなる。申告の長期滞留者に対する当該規定の厳密な適用を検討することが望ましい。また、個人事業主に対して申告の義務と当該規定を周知させることも有効であると思われる。

5 . 不動産取得税

(1) 概要

不動産取得税は不動産の所有権の取得に対し、その取得者に県が課する税であり、取得した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格を基に課することとされている。

取得の形態は、埋立てや家屋の建築による原始取得と、売買、贈与等を原因とする承継取得とに大別できる。

取得の事実等については、申告制度を採用しているが、一般的にはなじみが薄く申告はまれであることから、課税庁自らが不動産の取得の事実をあらゆる機会を捉えて捕捉することとしている。

納税義務者

不動産の取得に対し、不動産所在の県において、不動産の取得者に課す。ただし国等に対する不動産取得税の非課税、用途による不動産取得税の非課税、農地法の規定によって国から土地を売り渡された場合等における不動産取得税の非課税、土地改良事業の施行に伴う換地の取得等に対する不動産取得税の非課税、形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税の措置がある。

課税標準

不動産の価格から課税標準の特例控除額を控除して算定。価格とは固定資産課税台帳に登録されている固定資産の価格で具体的には以下のとおりである。

承継取得分	固定資産課税台帳に登録されている不動産は当該価格 価格が登録されていない場合、固定資産の価格により難いときは知事が決定した価格
原始取得分	市町村長の通知に基づき決定した価格 又は 不動産取得税調査（決議）書によって決定した価格

課税標準の特例の主なものは以下のとおりである。

住宅

ア．新築住宅

床面積が 50 m²（戸建以外の貸家住宅については 40 m²）以上 240 m²以下のものは、1戸につき 1,200 万円が控除される。

イ．中古住宅

取得者自らが居住する中古住宅について、以下の要件（表 1）の取得時期及びその住宅が新築された時期に応じ、（表 2）の控除額が価格から控除される。

要件（表1）

	平成17年3月31日までの取得	平成17年4月1日以降の取得
新築後の経過年数	木造（軽量鉄骨造含む） ：20年以内 非木造：25年以内	木造（軽量鉄骨造含む） ：20年以内 非木造：25年以内
床面積	50㎡以上240㎡以下のもの	50㎡以上240㎡以下のもの
過去の利用状況	人の居住の用に供されたことがあること	人の居住の用に供されたことを問わない

（表2）新築年月日による控除額

新築年月日	控除額（一戸につき）
平成9年4月1日～	1,200万円
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円
昭和55年1月1日～昭和56年6月30日	350万円

税率

4%

ただし、税率の特例があるため、以下のとおりの税率となっている。

	土地	家屋	
		住宅	その他
～平成15年3月31日	4%	3%	4%
平成15年4月1日～平成18年3月31日	3%	3%	3%
平成18年4月1日～平成20年3月31日	3%	3%	3.5%
平成20年4月1日～平成21年3月31日	3%	3%	4%

免税点

ア．取得したときの価格が10万円未満の場合

イ．家屋を建築したときの価格が23万円未満の場合

ウ．家屋を売買・贈与などにより取得したときの価格が12万円未満の場合

納期

納税通知書によって定められた期限までに納付する。

徴収方法

納税通知書を納税義務者に交付（普通徴収）

申告

不動産を取得した者は、県税条例の定めるところによって、60日以内に不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し条例で定める事項を市町村を経由して申告又は報告しなければならない。

減額

住宅の用に供する土地の取得に対し、不動産取得税の減額の措置がある。

住宅の課税標準の特例に該当し、かつ、以下の表（土地の要件）のいずれかに該当する住宅の敷地については、次のいずれが多い方の金額の税額が減額される。

ア．45,000円

又は

イ．敷地1㎡当たりの価格（注）×住宅の床面積の2倍（1戸につき200㎡を限度）×3%

（注）宅地評価土地の「敷地1㎡当たりの価格」とは、その取得が平成8年1月1日から平成21年3月31日までの期間に行われた場合に限り、1㎡当たりの価格の2分の1に相当する額となる（課税標準の特例）。

表（土地の要件）

新築住宅用敷地	新築後1年以内の未使用の住宅と併せてその敷地を取得したとき 敷地を取得してから3年以内に住宅を新築したとき ただし、平成14年4月1日以降の取得については、土地の取得者が住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築が土地の取得者から直接譲り受けたものにより行われる場合を含む。 （敷地の取得が平成16年4月1日以降のときは、100戸以上の共同住宅等で、やむを得ない事情がある場合に限り、4年以内）
	敷地を取得する日前1年以内に住宅を新築していたとき
中古住宅用敷地	敷地と住宅を同時に取得したとき
	敷地を取得してから1年以内に住宅を取得したとき 敷地を取得する日前1年以内に住宅を取得していたとき

平成15年3月31日までに取得した住宅の敷地で、次のいずれかに該当する場合は、さらに税額の4分の1が減額される。

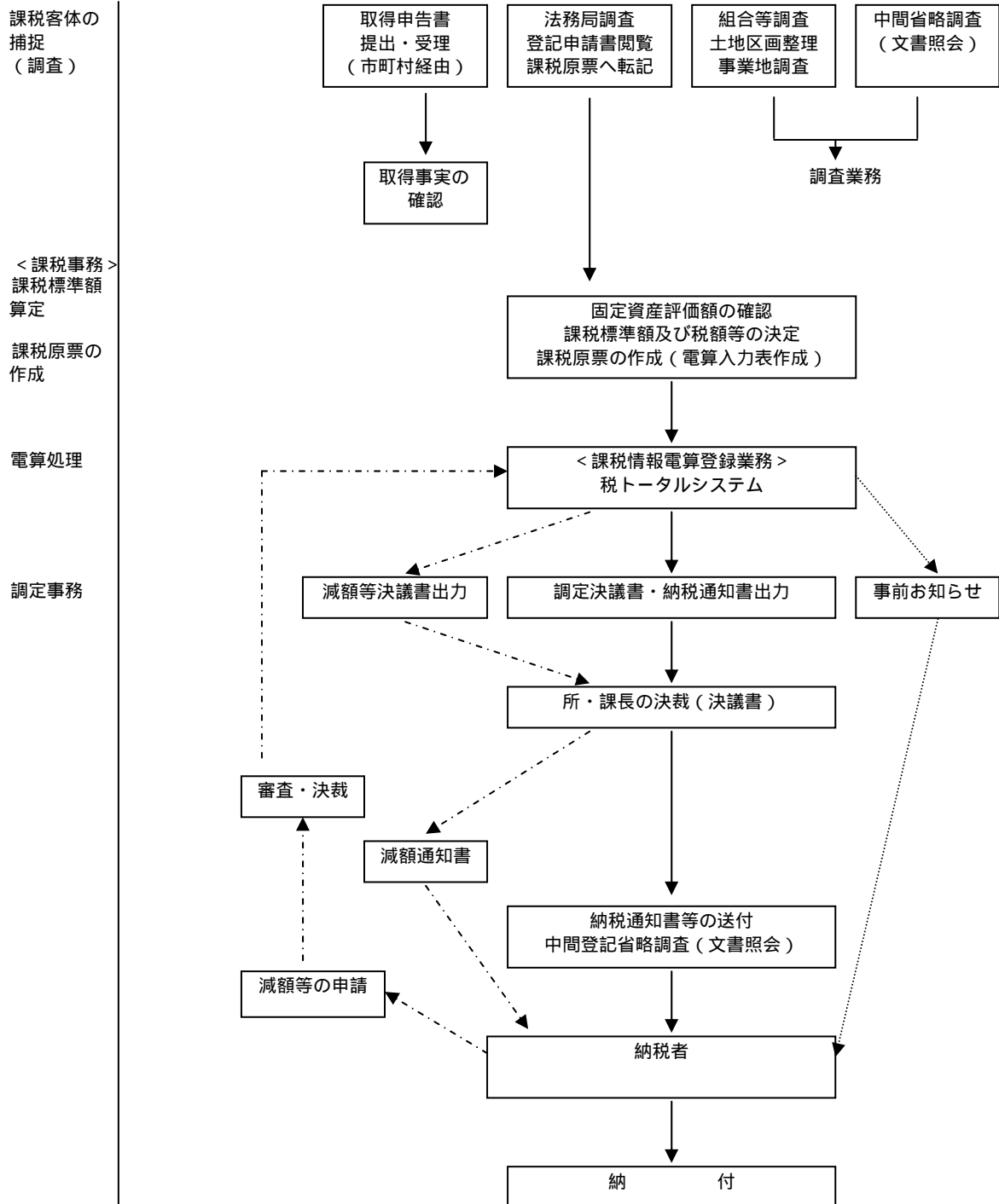
- 敷地を取得した日から3年以内に住宅を取得した時（ただし、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの取得については、土地の取得者が住宅の新築まで引き続き所有している場合、または住宅の新築が土地の取得者から直接その土地を譲り受けたものにより行われる場合を含む。）
- 敷地を取得する日前1年以内に住宅を取得していたとき

その他

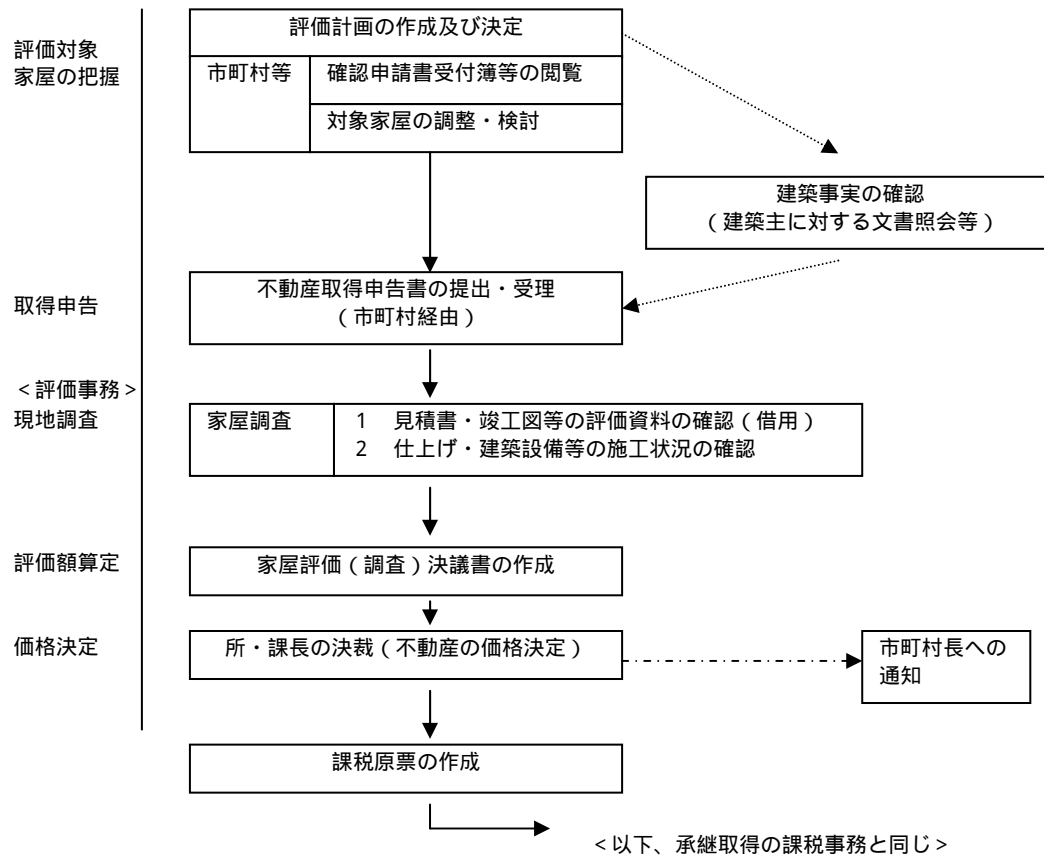
上記以外に不動産取得税の徴収猶予、納税義務の免除、課税の特例、減免等の措置がある。

課税事務フロー

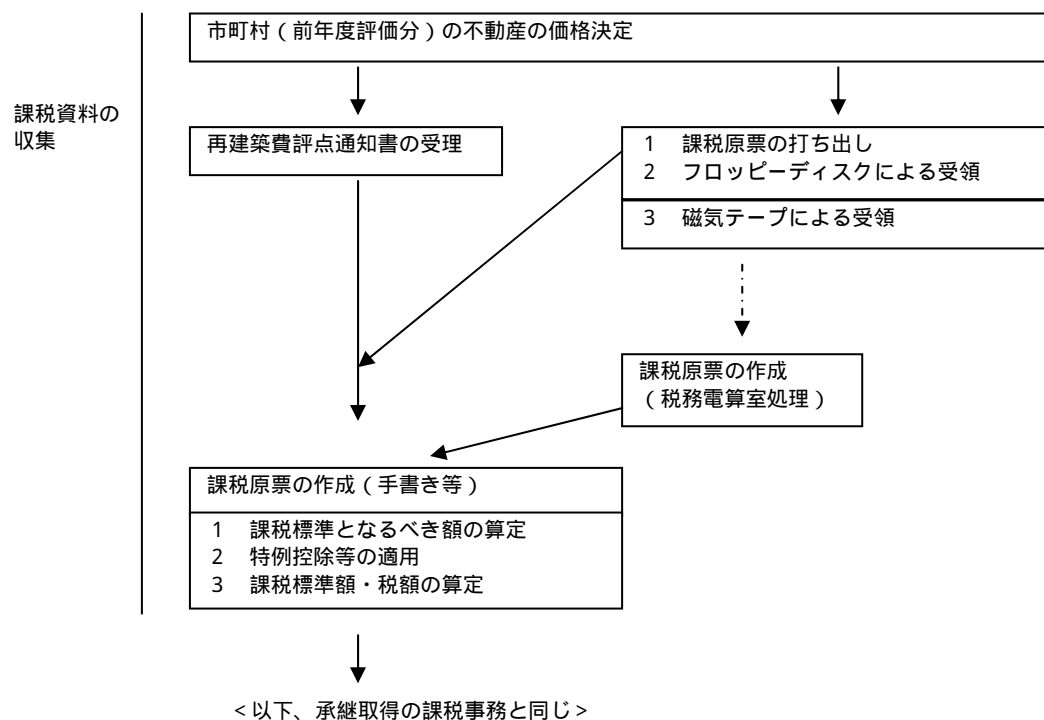
ア．承継取得



イ．原始取得 県評価分の取扱い



市町村評価分の取扱い



課税額・徴収額
調定済額推移（現年課税分のみ）

（単位：千円）

税目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
不動産取得税	20,829,190	19,720,359	21,294,524
県税全体	618,529,803	650,961,204	708,624,220
県税全体に占める割合	3.4%	3.0%	3.0%

（県資料より作成）

徴収状況等の推移

（単位：千円）

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
調定済額	現年課税分	20,829,190	19,720,359	21,294,524
	滞納繰越分	4,435,210	3,826,747	3,302,412
	合計	25,264,400	23,547,106	24,596,936
収入済額	現年課税分	19,270,392	17,981,721	19,395,835
	滞納繰越分	1,140,795	905,787	789,481
	合計	20,411,187	18,887,509	20,185,317
不納欠損額	現年課税分	583	-	3,591
	滞納繰越分	261,168	287,618	542,332
	合計	261,751	287,618	545,923
収入未済額	現年課税分	1,558,214	1,738,637	1,895,097
	滞納繰越分	3,033,247	2,633,341	1,970,598
	合計	4,591,461	4,371,979	3,865,695
収入歩合	現年課税分	92.5%	91.2%	91.1%
	滞納繰越分	25.7%	23.7%	23.9%
	合計	80.8%	80.2%	82.1%

（県資料より作成）

なお、不動産取得税には、将来、一定の条件を充たして税の軽減が受けられると認められるものについては徴収猶予の制度があり、減額が確定するまでの各年度とも調定を行うため、現年課税分及び滞納繰越分ともに収入歩合は低くなる傾向にある。

現年課税分の徴収状況の推移

（単位：千円）

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
調定額 （現年課税分）	件数	52,582	60,749	55,046
	税額	20,828,384	19,719,920	21,293,885
納期内収入額	件数	39,073	44,558	42,838
	税額	16,935,953	15,605,388	16,860,205
滞納額 = -	件数	13,509	16,191	12,208
	税額	3,892,431	4,114,531	4,433,679
のうち整理済額	件数	10,268	12,791	8,574
	税額	2,334,438	2,376,332	2,535,629
還付未済額	件数	10	8	4
	税額	805	438	638
不納欠損	件数	1	-	3
	税額	583	-	3,591
整理未済額 - + -	件数	3,250	3,408	3,635
	税額	1,558,214	1,738,637	1,895,097

（県資料より作成）

(2) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

登記所からの不動産の所有権移転情報の提供（承継取得）について

不動産の取得の事実があった場合、地方税法第 73 条の 18 及び千葉県県税条例第 72 条第 1 項により、不動産の取得者は、市町村を經由して不動産取得申告書（以下申告書という。）の提出が義務となるが、現状、千葉県のみならず、日本の他の都道府県も含め、申告書の提出はほとんどなされていない。地方税法第 73 条の 8 第 1 項第 3 号の規定に基づき、各県税事務所の職員等が、各県税事務所が管轄区域の不動産を管轄する各登記所へ行き、そこで所有権の移転等の情報入手・転記することにより不動産の所有権移転等の情報を捕捉しているのが現状である。その調査業務をするに当たっての人員は以下の表のとおりである。

事務所	年間調査人員数(延べ人数)			年間調査 日数(日)	年間転記件数 (件)	管轄する 登記所数
	職員 (人)	嘱託職員 (人)	合計(人)			
中央	183	159	342	98	12,013	2
千葉西	70	59	129	37	3,491	1
船橋	278	66	344	146	29,167	2
松戸	152	78	230	85	12,579	1
柏	142	89	231	92	11,630	2
佐倉	132	93	225	91	12,938	2
香取(佐原)	26	23	49	18	1,683	1
旭	42	40	82	32	2,926	1
東金	70	16	86	63	5,179	2
茂原	71	69	140	70	5,849	3
館山	42	25	67	25	3,133	1
木更津	115	56	171	56	5,753	3
市原	38	72	110	36	4,482	1
合計	1,361	845	2,206	849	110,823	22

(県資料より作成)

市町村と登記所の関係においては、地方税法第 382 条により管轄登記所から市町村長への登記情報の通知が行われ、また、同法第 422 条の 3 により、市町村長から管轄登記所への固定資産の価格等の通知が行われている。その方法に関しても電子通知の方法をとっているところもある。

市町村と登記所との関係においては、双方自動的に情報が得られるようになっていることと比較すると県は情報の捕捉に関しては、登記所に調査の許可を得て行い、上記のように人海戦術的に業務を行わざるを得ない状況になっている。

(意見)

県と登記所との関係においても、市町村と登記所との関係のように、法的に情報が双方得られるよう、総務省、法務省他に働きかけ、所有権移転に関する情報が登記所から県税に対し、漏れなく確実にかつ適時・効率的に入手できるような仕組みを構築されることが望ましい。その際には、現代社会における情報技術の向上をふまえ、電子的な方法でのデータの提供も視野に入れることが望ましい。

市町村からの不動産の価格の情報の提供について

市町村を經由して不動産取得税の申告書や不動産の取得の事実が県に送付・通知されてくるのであるが、この場合においては地方税法第 73 条の 22 及び千葉県県税条例第 74 条により不動産の価格又は価格の決定について参考となるべき事項

を合わせて通知することとなっている。ただし、これは申告書の提出や市町村が不動産の取得の事実を把握した場合であり、不動産取得税の申告書の提出が一般的となっていない現状を鑑み、通常、市町村は承継取得のような場合は所有権の移転に関する情報を捕捉しているとは考えにくい状況である。

一方、地方税法第 73 条の 23 において、知事が市町村長に対し、固定資産課税台帳その他不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格の決定について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係帳簿書類を知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする規定されており、市町村から県への価格に関する資料の提出は常に強制されているものではなく、請求があった場合に提供するといった任意の規定となっている。

(意見)

現行の法律において、市町村から県への不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格の決定について参考となるべき帳簿書類のデータの提供は任意となっているが、市町村と契約をし、常にデータを提出してもらえるようにし、情報を漏れなく確実にかつ、適時・効率的に提供してもらえるような体制を整えておくことが望ましいと考える。さらに、現行の法律の改正を総務省他に働きかけ、業務の精度の向上や効率化を図ることが望ましい。その際には上記 同様に、電子的な方法でのデータの提供も視野に入れることが望ましい。

不動産取得税についての「お知らせ」について

納税通知書を納税義務者に発する前に、納税義務者に不動産取得税についての「お知らせ」を発して、納税義務者に納税に関する注意を喚起している。そこには納税すべき税額等が記載されているにもかかわらず、発送する前に内部の決裁を必要としていない。

(意見)

「お知らせ」自体は行政処分である処分通知ではないので、「お知らせ」自体に規程による承認は必要ないものの、「お知らせ」は行政処分の前段階の行為となり、いわば公文書に準じるものである。また、受領した者にとっても正式な納税通知書に準じる心証を受ける可能性は十分ある。

したがって、その意味からも重要な行為と思われるため、発送前に内部承認は実施することが望まれる。

また、納税義務者に対し、納税の準備期間等を考慮して不動産取得税についての「お知らせ」や納税通知書を発していると考えられるが、不動産取得税についての「お知らせ」の発送のタイミングで内部の決裁が取れるのであれば、不動産取得税についての「お知らせ」の発送自体をやめ、そのタイミングで納税通知書を納税義務者に発送し、納税通知書に記載される納期限を伸ばせば、後日督促状等が発送されることも考慮すると、徴税率を落とすことなく業務の効率化が出来るのではないかと考える。

評価担当者について

県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、その価格によりその不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定する(地方税法第 73 条の 21 第 1 項)。一方、県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産は、市町村が固定資産税を課す際の固定資産評価基準(地方税法第 388 条第 1 項)によって、その不動産に係る

不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定する（地方税法第 73 条の 21 第 2 項）。さらに、県知事は、直ちに、当該価格その他必要な事項を当該不動産所在の市町村長に通知しなければならない（地方税法第 73 条の 21 第 3 項）。

市町村の固定資産評価額は、県知事が決定した価格がある場合における土地又は家屋の評価は、当該通知価格に基づいて評価しなければならない（地方税法第 409 条第 2 項）。

不動産取得税の課税標準となる価格も、固定資産税の課税標準となる価格も「適正な時価」（地方税法第 73 条第 1 項第 5 号、第 341 条第 1 項第 5 号）によるものとされ、同一課税客体を同一の評価基準（地方税法第 388 条第 1 項による評価基準）で評価することになるため、その評価を両者間で統一し、事務の簡素化を行うこととしている。

また、県側で行う評価と市町村側で行う評価の対象については、年度当初に県税事務所と管内市町村で協議し決定しているが、県において不動産の評価の対象となる物件は比較的大規模なものであり、それ以外の大半は市町村が不動産の評価を行っている。不動産価格の算定に関しては、比較的高い専門性を必要とされるものであると考えられるが、現状、県税事務所での評価業務の実績は以下のとおりとなっている。

事務所	評価担当者数	評価担当者		勤務態様	家屋評価実績			
		担当	経験年数		件数(件)	棟数(棟)	戸数(件)	床面積(m ²)
中央	1	A	1年	半々	2	2	87	119,746.29
千葉西	3	B	16年	半々	8	13	28	161,808.93
		C	1年	半々				
		D	1年	半々				
船橋	3	E	3年	主に評価	22	35	115	428,974.99
		F	1年	主に評価				
		G	2年	主に評価				
松戸	5	H	10年	他が主	26	36	7	73,341.18
		I	6年	他が主				
		J	1年	他が主				
		K	3年	主に評価				
		L	2年	主に評価				
柏	2	M	3年	主に評価	26	53	106	225,730.07
		N	1年	主に評価				
佐倉	3	O	1年11ヶ月	半々	25	67	53	245,327.74
		P	11ヶ月	半々				
		Q	3年	半々				
香取(佐原)	1	R	3年	半々	26	31	0	31,920.09
旭	3	S	7年	他が主	22	35	0	23,251.46
		T	3年11ヶ月	主に評価				
		U	2年9ヶ月	他が主				
東金	3	V	1年	主に評価	21	35	0	123,245.27
		W	3年	他が主				
		X	10年	他が主				
茂原	1	Y	2年	主に評価	24	36	4	248,011.63
館山	2	Z	1年	主に評価	25	45	3	74,904.78
		AA	2年	主に評価				

事務所	評価担当者数	評価担当者		勤務態様	家屋評価実績			
		担当	経験年数		件数(件)	棟数(棟)	テナント数(件)	床面積(m ²)
木更津	3	AB	8年	主に評価	26	60	1	52,118.08
		AC	2年	主に評価				
		AD	1年	他が主				
市原	3	AE	4年	主に評価	62	94	1	52,940.84
		AF	3年	半々				
		AG	1年	主に評価				
合計	33				315	542	405	1,861,321.35

(県資料より作成)

(意見)

評価業務に専門性が要求されるといった観点から、長期的な視野に立ち、評価業務を行う人材の育成や配置をすることにより、精度が高く効率的な評価業務がなされることが望まれる。また現状の評価件数が多くないことや、他の業務との兼務が多いことなどを考慮し、その実効性を高めるために、評価担当者は各県税事務所に配置するといった現状よりも、税務課等の一つの課の中に、評価担当者を集約するといったことの方がより望ましいのではないかと考える。

不動産取得申告書について

地方税法第73条の20で、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、県の条例で3万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるとあり、県税条例第73条第1項で正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科するとある。県税条例第73条第2項において、過料の額は、情状に因り、知事が定めるとある。ほとんど申告がない現状において、過料を科してはいない。

(意見)

現状、法務局調査が前提となって課税をしているが、不動産取得申告書の提出がなされない場合は、県税条例に基づく過料を科すか否かの検討が必要である。現状、過料を科さないのであれば、科さないことに対する考え方の整理が必要である。

6 . 軽油引取税

(1) 概要

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り等に対して課される税金であり、都道府県及び政令市の道路経費に充てられる目的税である。

納税義務者及び課税標準

軽油引取税においては、元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者が納税義務者となる。しかしながら、実際には軽油を引渡す元売業者又は特約業者が特別徴収義務者となり、当該引取者から軽油引取税を特別徴収し、都道府県に納入する義務を負っている。

当該引取者が元売業者又は特約業者から引き取る軽油の数量が課税標準となる。但し、特約業者の元売業者からの引取数量や、元売業者の他の元売業者からの引取数量は除かれる。

(ア) 軽油（地方税法 700 条の 2 第 1 項 1 号）

一概に軽油といってもその規格は様々であることから、地方税法では次の規格を満たした炭化水素油を軽油と定義しており、この規格に該当する炭化水素油を総じて地方税法上の「軽油」という。

地方税法で定める軽油の規格

比重	温度 15 において、0.8017 超 0.8762 以下
分留性状 90%留出温度	267 超 400 以下
90%留出残油残留炭素分	0.2%以下
引火点	130 以下

(イ) 元売業者（地方税法 700 条の 2 第 1 項 2 号）

軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、地方税法 700 条の 6 の 2 第 1 項の規定により総務大臣の指定を受けている者。

(ウ) 特約業者（地方税法 700 条の 2 第 1 項 3 号）

元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、地方税法 700 条の 6 の 4 第 1 項の規定により、都道府県知事の指定を受けている者。

また、一販売業者が特約業者の指定を受けようとする場合は、前提として事前に道府県知事から仮特約業者の指定を受けて 1 年間の営業をする必要があり、この仮特約業者についても一定の要件を満たした者だけが指定を受けることができる。

税率

1 キロリットル当たり 32,100 円（1 リットル当たり 32.1 円）

本則は、15,000 円（1 リットル当たり 15.0 円）であるが、暫定税率が適用されている。（地方税法 700 条の 7、県税条例 169 条、地方税法附則第 32 条の 2）

（参考）税率の変遷（1 リットル当たり）

1956 年（昭和 31 年）6 月	6.0 円
1957 年（昭和 32 年）4 月	8.0 円
1959 年（昭和 34 年）4 月	10.4 円
1961 年（昭和 36 年）5 月	12.5 円
1964 年（昭和 39 年）4 月	15.0 円
1976 年（昭和 51 年）4 月	19.5 円（暫定税率。本則は 15.0 円）
1979 年（昭和 54 年）6 月	24.3 円（暫定税率。本則は 15.0 円）
1993 年（平成 5 年）12 月	32.1 円（暫定税率。本則は 15.0 円）

納入地

通常、軽油の引取りが行われた場所をいう。現実に軽油が納税義務者に渡った場所のこと。

賦課形態

ア．引取課税（地方税法 700 条の 3 第 1 項）

引取課税とは、上記「（1）納税義務者及び課税標準」でも記載したとおり、元売業者又は特約業者からの軽油の引取り（現実の納入を伴うもの）に対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地所在の都道府県において、その引取りを行う者に対して課される形態であり、軽油引取税の 97%以上は、この形態により賦課される。

イ．混和課税（地方税法 700 条の 3 第 3 項）

元売業者及び特約業者が、炭化水素油で軽油又は揮発油以外のもの（燃料炭化水素油）を自動車用の燃料として販売した場合に、その行為を行った者に対して課される形態。

ウ．販売業者課税（地方税法 700 条の 3 第 4 項）

元売業者、特約業者以外の販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和してできた軽油若しくは軽油以外の炭化水素油どうしを混和してできあがった軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合に、その行為を行った者に対して課される形態。

エ．保有者課税（地方税法 700 条の 3 第 5 項）

自動車の保有者が、炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合に、当該自動車の保有者に対して課される形態。

オ．所有者課税（地方税法 700 条の 3 第 6 項）

特別徴収義務者が、自身の特別徴収義務が消滅した際に未課税の軽油を所有している場合に、その所有者に対して課される形態。

カ．みなす課税（地方税法 700 条の 4 第 1 項 1 号～6 号）

元売業者・特約業者の自己消費、免税軽油の用途外使用等に対して課税される形態。

キ．免税証の不正受給（地方税法 700 条の 16 第 4 項）

偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行った場合には、当該引取は引取課税（地方税法 700 条の 3 第 1 項）に該当する引取とみなされ、免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準として、課税される。

ク．免税証の譲渡（地方税法 700 条の 19 第 5 項）

免税証の他人への譲渡は、地方税法 700 条の 18 で禁止されている。当該規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った場合には、その行為を行った者に対し、地方税法 700 条の 16 第 4 項（免税証の不正受給）の規定が準用され、免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準として、課税される。

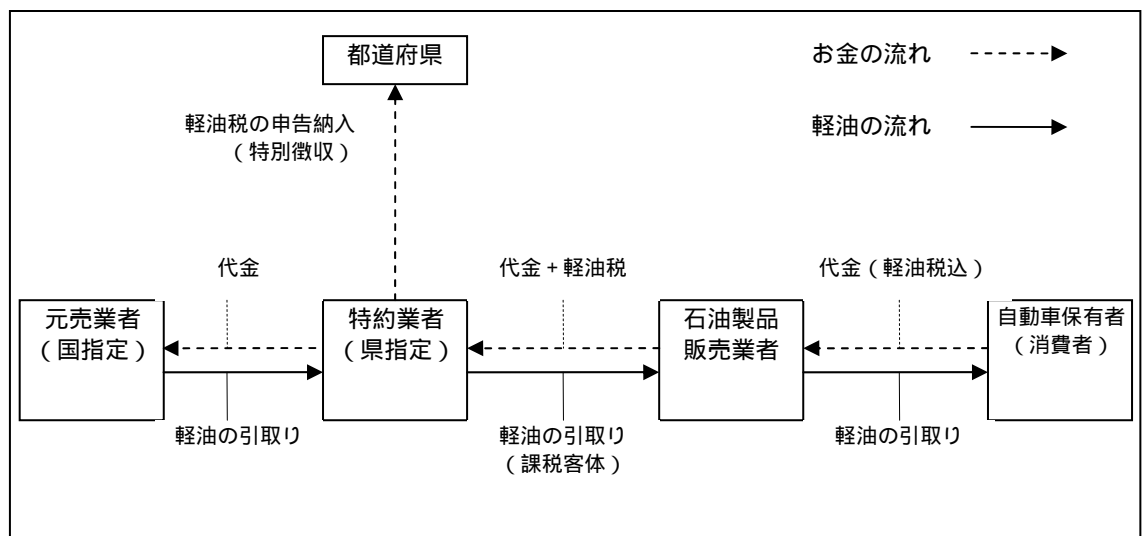
組織体制

千葉県では、平成 13 年度までは県内 15 県税事務所に担当職員を配置し、軽油引取税にかかる賦課徴収事務および免税証交付事務を行っていた。しかしながら、不正軽油問題への対応強化や日常業務の効率化の必要性の高まりと特別徴収義務者や免税軽油使用者にとっての利便性との双方を比較衡量した結果、免税証交付事務については、全県税事務所にて行えることとし、賦課徴収事務については 6 県税事務所に集約した。

この結果、平成 14 年度からは、県内エリアが 6 ブロックに分かれることとなり、この地域ブロックを管轄する 6 県税事務所（千葉西・松戸・佐倉・佐原・茂原・木更津）が軽油引取税の賦課徴収事務を行うこととなったのである。

(2) 課税

引取課税における軽油の流れとお金の流れ



調定額の推移（現年課税分のみ）

（単位：千円）

税目	平成 15 年度	16 年度	17 年度
軽油引取税	43,764,426	44,124,689	42,830,240
県税全体	618,529,803	650,961,204	708,624,220
県税全体に占める割合	7.08%	6.78%	6.04%

（県資料より作成）

平成 17 年度における県税事務所別調定済額の状況

千葉県においては、県内を 6 ブロックに分け、この地域ブロックを管轄する県税事務所（千葉西・松戸・香取・佐原・茂原・木更津）が軽油引取税の賦課徴収事務を行っている。

一方、用途免税（免税証の交付）に係る事務は、上記 6 県税事務所に中央・船橋・柏・旭・東金・館山・市原を加えた 13 県税事務所すなわち県内の全県税事務所が行っている。

下表は、軽油引取税の賦課徴収事務を行っている 6 県税事務所別の平成 17 年度調定済額の内訳である。

（単位：千円）

事務所	現年課税分		滞納繰越分		計		
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	1 件当たりの税額
千葉西	1,601	17,936,787	90	775,659	1,691	18,712,447 (40.51%)	11,065
松戸	1,976	18,493,579	151	1,093,842	2,127	19,587,421 (42.40%)	9,208
佐倉	508	1,834,926	94	793,793	602	2,628,720 (5.69%)	4,366
香取	484	964,809	68	90,965	552	1,055,775 (2.29%)	1,912
茂原	572	2,386,074	68	255,731	640	2,641,806 (5.72%)	4,127
木更津	470	1,214,062	51	351,524	521	1,565,587 (3.39%)	3,004
合計	5,611	42,830,240	522	3,361,517	6,133	46,191,757 (100.0%)	7,531

（県資料より作成）

賦課形態別の調定額の推移

下表は、(1) で述べた軽油引取税の賦課形態ごとの調定額の推移表である。当該表を見てもわかるように、賦課形態の中でも引取課税の占める割合が圧倒的に多い。

（単位：千円）

賦課形態	平成 15 年度		16 年度		17 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
引取課税	5,738	42,647,199	5,496	43,433,624	5,357	42,669,174
混和課税	124	265,861	41	38,274	71	53,610
販売業者課税	-	-	1	170	1	144
保有者課税	88	10,714	103	6,605	21	2,844
所有者課税	9	7,224	4	978	10	2,294
みなす課税	1,323	833,428	1,230	644,959	1,166	94,370

賦課形態	平成 15 年度		16 年度		17 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
免税証の不正受給	-	-	-	-	-	-
免税証の譲渡	-	-	-	-	9	7,787
合 計	7,282	43,764,426	6,875	44,124,610	6,635	42,830,223

(県資料より作成)

軽油引取税の賦課事務

後述するように、軽油引取税の徴収は、特別徴収を原則としているため、賦課事務についても特別徴収制度を前提とした事務手続を記載する。

ア．特別徴収義務者による納入申告書の提出

軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間に徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量、税額等を記載した納入申告書を、軽油の納入地所在の県税事務所へ提出する義務を負う（地方税法 700 条の 11 第 2 項）。ここで、納入地とは、通常は軽油の引取者である消費者の所在地がこれに該当するが、例外的に石油製品販売業者が配送の手配を行う場合には、消費者の所在地ではなく、配送の手配を行った販売業者の事業所が納入地となる。（地方税法 700 条の 3 第 1 項）

また、特別徴収義務者は、納入すべき軽油引取税額がない場合においても納入申告書を提出する義務を負う（地方税法 700 条の 11 第 5 項）

イ．納入申告書の精査

納入申告書を受理した県税事務所では、提出された納入申告書に対して以下の点について精査する。

- ・ 当該様式にかかる記載要領に沿った記載がなされているか
- ・ 納入申告書内における数値が整合しているか
- ・ 納入申告書と軽油の納入数量明細書（省令 35 号別表）との数値が整合しているか
- ・ 納入申告書と課税免除の承認に係る各添付書類の数値が整合しているか
- ・ 関係項目について、納入申告書と軽油の引取りの報告に係る各報告書との数値が整合しているか

また、申告書に記載される課税免除数量すなわち軽油引取税が課されない数量としては、以下の 3 種類があるが、それぞれについて「軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類」を添付しなければ、課税免除として承認されない。

課税免除	軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類
輸出 (地方税法 700 条の 5 第 1 号) (注 1)	特に様式はないが、次の事項を記載したもの。 (1) 輸出した者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (2) 輸出年月日 (3) 輸出した軽油の数量 (4) 輸出先
課税済軽油の引取り (地方税法 700 条の 5 第 2 号)	課税済であることを証する書面(様式の定めはなく次の事項を記載したものであればよい) 当該軽油の数量 先に軽油引取税を課された状況 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況 なお、千葉県の場合は、「課税済軽油の引取数量等届出書(県税事務処理提要別記 2 号様式)」を当該課税済であることを証する書面として要求している。
免税軽油の引取り (地方税法 700 条の 6)	納入地所在の都道府県が交付した免税証

(注1) 単に輸出だけが課税免除になるのではなく、外国国籍船の燃料として軽油を納入した場合も輸出にあたる。

上記のうち、課税済軽油の引取りにかかる課税免除数量が、もっとも不正が発生しやすい箇所であるため、各県税事務所においても、納入申告書を精査する際に十分留意しているところである。

ウ．調定決議

提出された納入申告書等について精査確認し、申告された内容が適当と認められた場合には、当該申告の内容について、申告・決定・更正業務により税トータルシステムに入力を行い、当該入力によって作成される申告納入(納付)決議書により調定を決議する。

軽油引取税の免税事務

納入申告書に記載される課税免除数量と言った場合には、上述したように輸出・課税済軽油の引取り・免税軽油の引取りがあるが、軽油引取税における免税事務と言った場合には、免税軽油の引取りに対する免税証の交付事務がこれに当たる。免税軽油の引取りは、免税軽油使用者のみに認められるため、以下、免税軽油使用者への免税証の交付事務について説明する。

ア．免税軽油使用者証の交付

免税証の交付は、交付申請を受け付けた都道府県が、当該申請者が免税の用途に供するために軽油を引き取る者であるかどうかの確認をした上で行うものであるが、交付申請の都度、この確認を行うのでは事務手続が煩雑になる。したがって、当該軽油の引取りを行う者が免税の用途に軽油を使用する者であることを、その者からの申請によって都道府県が確認し、その者が一定の期間、免税の用途に軽油を使用する者であることの証、すなわち免税軽油使用者証を交付することによって、免税証の交付申請の際、免税軽油使用者証の提示を受けることにより、免税証の交付事務を速やかかつ円滑に行うことが可能となるのである。これが免税軽油使用者証交付制度の趣旨である。

上述したとおり、免税の用途に供するための軽油の引取りを行おうとする者は、免税証の交付を受ける前に、免税軽油使用者証の交付を受ける必要がある。

そして、免税軽油使用者証の交付を受けようとする者は、免税軽油使用者証交付申請書（地方税法施行規則第 38 号様式）を免税の用途に係る免税証の交付を受けようとする県税事務所長に対し提出する。

免税軽油使用者証交付申請書を受理した県税事務所は、以下の点に留意し、当該申請者が免税の用途のために軽油を引き取る者に相違ないか審査を行う。

添付書類による確認

- ・ 住所、氏名等を証する書類
- ・ 免税用途のために軽油の引取りを行う業種を営む者であることを証する書類

現地調査による確認

免税軽油の使用に係る場所に赴き現地調査を実施する。この場合においては、概ね次の事項について確認する。

- ・ 免税軽油を使用する目的及び機械が申請内容と相違ないか
- ・ 使用される燃料は軽油であるか
- ・ 軽油の購入方法は、どのようにおこなわれるか
- ・ 軽油の貯蔵設備の有無、その貯蔵能力
- ・ 免税の対象とはならない機械の所有の有無、課税軽油と免税軽油の区分の方法

免税軽油使用者証の有効期間は、2年であり（県税条例第 174 条 3 項）、有効期間満了の都度、都道府県知事に返納しなければならない。したがって、更新という概念は無く、引続き免税軽油使用者証の交付を受けたい免税軽油使用者は、新たに都道府県知事より交付を受ける必要がある。

イ．免税証の交付

免税軽油使用者は、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所在地の道府県知事に、免税軽油使用者証を提示するとともに、免税軽油の数量、免税軽油の引取りを行おうとする販売業者名及び所在地その他必要な事項を記載した免税証交付申請書（地方税法施行規則第 40 号様式）を提出して免税証の交付を受ける。

免税証は、1 リットル券単位のものから 1 万リットル券単位のものまで、12 種類あり、各県税事務所の裁量により、何リットル券を何枚発行するかを決定している。

各県税事務所では、免税軽油使用者から免税証交付申請を受け付け、税トータルシステムに免税軽油使用者に係る情報や、免税証の交付数量、券種及びその有効期限を入力することにより、その交付すべき数量に対応した免税証を作成している。なお、免税証の発券番号は、作成時に税トータルシステムにより自動で付されることとなる。

この税トータルシステムに入力した免税証の交付データは、MO（記憶媒体）を通じて免税証回収システムにも取り込ませており、免税証回収システム内においても免税証の交付データと回収データとのマッチングを行うことが可能となっている。ここで、免税証の交付データは、両方のシステムが有していることになるが、それぞれのシステムにおけるデ

ータ管理の方法が異なる（税トータルシステムは数量管理、免税証回収システムは枚数管理）ため、免税証の回収管理に一部重複を招く要因となっている。

免税証の有効期間は、県知事が免税軽油使用者ごとに、免税証を交付した日から 1 年を超えない範囲内において定められる。（地方税法施行令第 56 条の 8 第 4 項）また、免税軽油使用者証と同様に有効期間満了の都度、都道府県知事に返納しなければならないこととなっている。

ウ．免税証交付時の審査

地方税法 700 条の 15 では、免税証交付申請書の提出時期についての規定がないため、千葉県の場合、交付にかかる審査等の期間を考慮し、免税証交付申請書の提出時期を原則として当該申請により交付を受けようとする免税証の有効期間の始期の 15 日前（休日を含む）までとしており（県税事務処理提要第 13 編第 3 章第 1 節第 2）、結果的に免税証交付時の要件を厳しくしている。

免税証交付申請書を受理した県税事務所は、以下の点に留意し、審査を行う。

（ ）免税証不交付要件に該当していないかどうか。

以下の場合、免税証不交付要件に該当する。

- ・ 免税軽油使用者が引き取ろうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適当でないと認められるとき。（地方税法 700 条の 15 第 6 項）
- ・ 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反し、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。（地方税法施行令第 56 条の 8 の 2 第 1 項 1 号）
- ・ 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。（地方税法施行令第 56 条の 8 の 2 第 1 項 2 号）
- ・ 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定による罰金刑以上の刑に処せられ又は国税犯則取締法若しくは関税法に関する通告処分を受け、その刑の執行を終った日又は通告の旨を履行した日から起算して 3 年を経過しない者であるとき（地方税法施行令第 56 条の 8 の 2 第 1 項 3 号）
- ・ 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち上記の(2)～(4)のいずれかに該当する者があるとき。（地方税法施行令第 56 条の 8 の 2 第 1 項 4 号）
- ・ 免税軽油使用者が地方税法の規定に違反して「免税軽油の引取り等に係る報告書（地方税法施行規則第 43 号の 6 の 2 様式）」を提出しないとき。
- ・ 上記に掲げる場合の他、免税証を交付することが軽油引取税の取り締まり又は保全上特に不適当と認めるとき。（地方税法施行令第 56 条の 8 の 2 第 2 項 3 号）

- () 2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けている場合にあつては、その全ての者が上記()の免税証不交付要件に該当していないかどうか。
- ・ 滞納処分の日から既に2年を経過した者であっても、免税証交付申請時においてその滞納処分が継続していないかどうか。
 - ・ 免税証交付時においても、免税軽油使用者証交付申請時に提出した誓約書の内容に変更がないかどうか。

免税軽油使用者証及び免税証の交付事務フロー図

免税軽油使用者証及び免税証の交付事務の流れを要約すると次の図のようになる。

免税軽油使用者	免税証交付事務所	特別徴収義務者
免税軽油使用者証(注1)の交付申請	審査 (免税用途の確認、調査)	
	免税軽油使用者証の交付	
免税証(注2)の交付申請	審査 (免税証不交付要件に該当していないことの審査)	
免税証の受領	免税証の交付	
免税証の提出 免税軽油の引取		免税証の受理 免税軽油の納入

- (注1) 免税軽油使用者証の有効期間は2年間である。(千葉県県税条例第174条3項)
- (注2) 免税証の有効期間は、県知事が免税軽油使用者ごとに、免税証を交付した日から1年を超えない範囲内において定められる。(地方税法施行令第56条の8第4項)

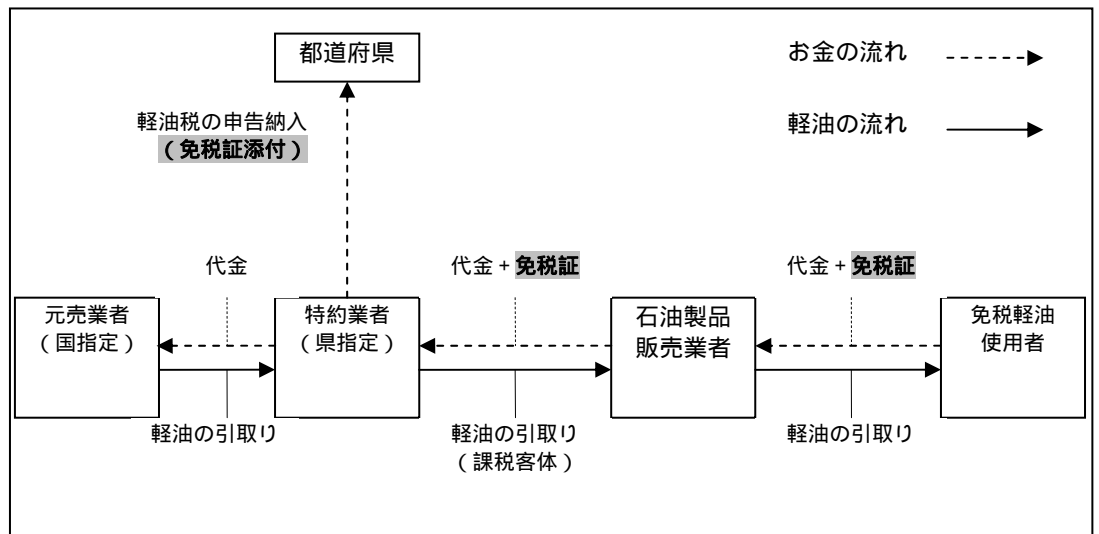
エ．免税証回収事務

- () 交付した免税証が各県税事務所にて回収されるまでの流れ
- 免税軽油使用者に交付された免税証は、県内で免税軽油の引取りが行われる場合を前提とすると、最初に免税軽油使用者から販売業者の手に渡り、次いで、販売業者から特約業者や元売業者等の特別徴収義務者の手に渡る。そして、最終的に、特別徴収義務者が、課税免税数量を証する書類として毎月提出する「納入申告書」に添付されるため、納入申告書受理事務所にて回収されることとなる。なお、免税軽油使用者が県外で免税軽油の引き取りを行った場合には、県外の販売業者や特別徴収義務者等を通じて他の都道府県の県税事務所にて回収されることとなる。(地方税法700条の11第2項)

また、免税軽油使用者は免税軽油の引取りを必要としなくなった時、又は免税証の有効期間が満了した時は、遅滞なく当該免税証を都道府県知事へ返納しなければならないため、未使用の免税証も結果として各県税事務所にて回収されることとなる。（地方税法施行令第56条の8第5項、第56条の7第6項）

免税軽油の引取りにかかる免税証の受渡しの流れ

免税税油の引取りにかかる免税証の受渡しの流れを要約すると次の図ようになる。



() 各県税事務所における回収した免税証の処理

各県税事務所では、回収した免税証を OCR（光学式文字読取装置）に読み取らせることにより、当該免税証のデータを免税証回収システムに登録する。また、交付した免税証が県内の他の県税事務所でも回収される場合には、回収があったことについて、当該他の県税事務所から「免税証回収通知書」が送付されるため、当該通知書に基づき、回収された免税証のデータを免税証回収システムに登録する。

これによって、交付した免税証と回収した免税証のデータのマッチングが可能となり、免税証の回収管理を実施できる環境が整備された。

免税証回収事務フロー図

免税証の回収事務の流れを要約すると次の図ようになる。

免税軽油使用者	免税証交付事務所	申告受理事務所 (注2)	特別徴収義務者
免税証の提出 免税軽油の引取			免税証の受理 免税軽油の納入
「免税軽油の引取り等に係る報告書」提出	「免税軽油の引取り等に係る報告書」受理		
免税証返納書提出	免税証返納書受理		納入申告書の作成

免税軽油使用者	免税証交付事務所	申告受理事務所 (注2)	特別徴収義務者
免税証返納 (注1)	免税証回収	納入申告書受理 課税免除の確認 回収済免税証の整理 免税証回収情報の 入力(免税証回収 システム)	納入申告書提出 免税証添付
	免税証回収通知書受 理 使用済免税証回収	←免税証回収通知書 送付 使用済免税証 添付	
	回収・返納に伴う事 務処理(電算、回収 システム、台帳記 載) 使用実績と回収情報 の照合		

(県資料より作成)

(注1) 免税軽油使用者は、免税証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなったとき、又は当該免税証の有効期間が満了したときは、遅滞なく当該免税証をその交付を受けた県知事に返納しなければならない。(地方税法施行令第56条の8第5項、地方税法施行令第56条の7第6項)

(注2) 軽油の引取りが県外で行われる場合には、他県の特別徴収義務者が免税証を受け、登録地の県税事務所へ納入申告を行うため、申告受理事務所は県外の県税事務所となる。

(3) 徴収

3年間の徴収状況等の推移

(単位：千円)

		平成15年度	16年度	17年度
調定済額	現年課税分	43,764,426	44,124,689	42,830,240
	滞納繰越分	2,732,969	3,173,995	3,361,517
	合計	46,497,395	47,298,684	46,191,757
収入済額	現年課税分	41,611,168	41,835,953	41,394,456
	滞納繰越分	537,638	1,325,874	1,827,815
	合計	42,148,807	43,161,827	43,222,272
不納欠損額	現年課税分	263	-	-
	滞納繰越分	1,174,814	774,849	125,663
	合計	1,175,078	774,849	125,663
収入未済額	現年課税分	2,152,994	2,288,735	1,435,783
	滞納繰越分	1,020,515	1,073,271	1,408,037
	合計	3,173,510	3,362,007	2,843,821
収入歩合	現年課税分	95.78%	94.81%	96.65%

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
	滞納繰越分	19.67%	41.77%	54.37%
	合計	90.65%	91.25%	93.57%

(注 1) 平成 16、17 年度における滞納繰越分の収入済み額が、平成 15 年度に比べて大きく増加したのは、以下のとおりである。

すなわち、特別徴収義務者が現年課税分の課税に係る納付を手形の振出によって行う場合、銀行間の手形処理が遅れば、県への収納日も翌年度にずれ込むこととなり、これが翌年度における滞納繰越分の収入済み額となるのである。

したがって、この翌年度にずれ込む金額が、毎年大きく増減することにより、滞納繰越分の収入済み額も各年度間で大きく変動することになるのである。

(注 2) 平成 15・16・17 年度における滞納繰越分の不納欠損額のうち高額なものは、特別徴収義務者による脱税を意図した申告不納入分やガイアックスに対する課税分の即時消滅案件であり、即時消滅に係る 1 件当たりの金額が 1,000 万円以上のものは以下のとおりである。

なお、ガイアックスとは、ガソリン車の内燃機関に使用されるアルコール含有燃料で、制度上、燃料炭化水素油に該当することから軽油引取税の課税対象油としていた。しかしながら、ガソリンの代替燃料として販売していたことから、販売時において顧客から軽油引取税に相当する代金を徴しておらず、かつ、軽油引取税の課税を免れるために実態のない法人を販売者に仕立てる等の不正行為が横行したため、課税に至ったとしても、結局、納税者の資力不足や所在不明等により徴収不能となる場合が多かった。現在では安全面等の問題から販売そのものが禁止されている。

平成 15 年度	松戸県税事務所	1 件	996,848 千円	
	佐倉県税事務所	2 件	158,717 千円	(ガイアックス関係)
平成 16 年度	松戸県税事務所	4 件	574,585 千円	
	佐原県税事務所	2 件	117,998 千円	
	茂原県税事務所	2 件	23,373 千円	(ガイアックス関係)
	木更津県税事務所	1 件	20,490 千円	
	千葉西県税事務所	1 件	18,302 千円	
平成 17 年度	千葉西県税事務所	1 件	10,530 千円	(ガイアックス関係)

現年課税分の徴収状況の推移

(単位：件、千円)

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定額 (現年課税分)	件数	6,341	5,876	5,611
	税額	43,764,426	44,124,610	42,830,223
納期内収入額	件数	3,915	3,688	3,735
	税額	11,714,772	12,230,035	12,071,507
滞納額 -	件数	2,426	2,188	1,876
	税額	32,049,654	31,894,575	30,758,716
のうち整理済額	件数	2,240	2,013	1,803
	税額	29,896,396	29,605,917	29,322,949
還付未済額	件数	-	3	-
	税額	-	78	16
不納欠損	件数	1	-	-
	税額	263	-	-
整理未済額 - + -	件数	185	178	73
	税額	2,152,994	2,288,735	1,435,783

(県資料より作成)

(注 1) 毎年、調定額のうち 70%以上が滞納額となっているのは、特別徴収義務者は通常、軽油の販売代金を掛入金や手形の受領によって回収している場合が多く、実際の入金も長期間にわたるため、そのような事情を配慮して徴収猶予という制度を設けているからである。この徴収猶予の制度は、本来の納期よりも 2 ヶ

月遅らせる制度であり、本来の納期を過ぎて徴収猶予期限内に納付されたものは、全て上記の滞納額に含めている。

(注2) 「(3)徴収 3年間の徴収状況等の推移」における「調定済額 現年課税分」の金額は、上表の「調定額(現年課税分)」と「還付未済額」を合計した金額となる。

徴収事務

軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。ただし、地方税法 700 条の 3 第 3 項から第 6 項まで又は第 700 条の 4 の規定によって軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告納付の方法によるものとする。(地方税法 700 条の 10)

上記より、軽油引取税の徴収方法は、特別徴収による方法が原則であるが、実際には申告納付と普通徴収(強制徴収)の方法も存在する。これらは、(1) の賦課形態と密接に対応しており、表にまとめると以下ようになる。なお、軽油引取税の 97% 以上は、特別徴収の方法により徴収されるのが実態である。

賦課形態	徴収方法
引 取 課 税	特 別 徴 収
混 和 課 税	申 告 納 付
販 売 業 者 課 税	
保 有 者 課 税	
所 有 者 課 税	
み な す 課 税	
免 税 証 の 不 正 受 給	普 通 徴 収
免 税 証 の 譲 渡	

(県資料より作成)

特別徴収

元売業者又は特約業者が納税義務者に軽油を販売する場合、販売された軽油に係る軽油引取税について、都道府県に代わって引取者(購入者)から徴収し、納付する方法。

申告納付

行為を行った者(納税義務者)が直接都道府県に対し、その課税される数量及び税額を申告納付するものである。

普通徴収

免税証の不正受給者や免税証の譲受人が免税軽油を引取った場合に、それらの法令違反者に対して直接請求し、徴収する方法である。

なお、普通徴収の方法による場合には、通常は納税通知書を遅くとも納期限の 10 日前までに納税者に交付しなければならないとされているが、免税証の不正受給及び免税証の譲渡については、いずれも犯則事項に該当するため、犯則者にこの期限の利益を与えず、直ちに徴収することとなる。

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

免税証回収システムの有効活用について

ア．免税証回収管理の現状

() 免税証回収システムを用いた免税証の回収管理

各県税事務所では、回収した免税証を OCR（光学式文字読取装置）に読み取らせることにより、当該免税証のデータを免税証回収システムに登録する。これによって、交付した免税証と回収した免税証のデータのマッチングを行っている。免税証回収システムでは、免税証を種類別かつ記号番号別に免税証の回収管理を行うことができる。

() 税トータルシステムを用いた免税証の回収管理

また、各県税事務所では、税トータルシステムによっても、免税証の回収管理を行っている。この税トータルシステムを使用した管理では、交付した免税証に表記されている数量をベースとして管理を行っており、免税軽油使用者別かつ交付年月日別に、交付した免税証に表記された数量の合計と回収した免税証に表記された数量の合計をマッチングさせて、回収管理を実施している。したがって、個々の交付済免税証のデータを照合データとして利用していないため、免税証交付時に税トータルシステムから印刷される「免税証回収照合票」を利用した消し込み作業を必要とするが、この消し込み作業が手作業で行われていることから、非効率な状況となっている。

() 表計算ソフトを利用した免税証の回収管理

上記()の「免税証回収照合票」は、各免税軽油使用者ごとに1枚ずつ印刷されるため、県税事務所全体での回収状況を一覽で把握するには、使いにくい帳票となっている。したがって、一部の県税事務所では、事務所全体での免税証の回収状況をモニタリングするために、表計算ソフトにより作成した「免税証受払簿」を利用している。この「免税証受払簿」は、免税軽油使用者番号順に一覧表になっており、使用者別かつ交付年月日別に、交付免税証に表記された数量合計と回収した免税証に表記された数量合計が一目で把握できるようになっている。

以上のように、交付した免税証の回収状況のチェックは、免税証回収システムによる消し込みと、税トータルシステムを利用した手書きによる消し込みといった二重の作業を行っており、かつ、各県税事務所全体での一覧表を入手するため「免税証受払簿」を表計算ソフトによって作成しているため、非常に効率の悪い状況となっている。

また、()及び()ともに、交付した免税証と回収した免税証との照合作業の結果、照合しきれずに残った免税証すなわち未回収の免税証が、未了のまま放置されており、それらの追跡調査が十分にはなされていない。

さらに、紛失した免税証についての「免税証回収照合票」や「免税証受払簿」への記入方法が不明確であり、有効期限切れ免税証の回収管理も徹底されていない。

イ．免税証回収システムの有効利用が困難となっている要因

現在の免税証回収管理システムは、当該システム開発当時の予算上の制約から、特定の条件を指定した絞込み検索の機能を有していない。したがって、例えば、平成 17 年度に交付した免税証だけの回収状況を確認したいと考えても、それ以前に交付した免税証の回収状況までも印刷されてしまう仕組みになっている。

また、当該免税証回収システムと税トータルシステムとの間にはインターフェースがないため、交付した免税証表記の数量合計データと回収した免税証表記の数量合計データとの乖離状況が把握できない状況となっている。

以上より、免税証回収システムは、免税証の交付データ及び回収データの両方が登録されるシステムであるにもかかわらず、それを有効に活用する機能が不足している。

また、現行の免税証回収システムには、免税証受払簿のような機能を有していない。

(改善策)

千葉県は、免税証の交付と回収の管理を適切に行うためのシステムとしては、免税証回収システムを当面の基幹システムとして位置付けている。

したがって、免税証回収システムの利用に加えて、税トータルシステムや表計算ソフトを併用するといった不効率な管理手法は早急に改善すべきである。

そのためには、免税証回収システムに、交付年月日別にデータを抽出できるような機能を付加したり、免税証回収システムと税トータルシステム間のインターフェースを構築する必要があると考える。

軽油流通情報管理システムの活用方法について

ア．システムの目的

軽油流通情報管理システムは、軽油の流通情報を一元管理し、軽油引取税に係る事務の執行に必要な情報を、関係都道府県間に相互提供することにより、軽油引取税の課税の適正化に資することを目的として、財団法人地方自治情報センターの管理・運用のもと、各都道府県に設置されているものである。

イ．システムの効果

平成 2 年に運用が開始されているが、この運用開始とあわせて「軽油引取税に係る関係都道府県知事への通知及び自治大臣への報告の省略について」（平成 2 年 8 月 7 日付け自治省税務局府県税課間税係長事務連絡）により、次にかかげる事項の他の都道府県への通知及び報告が、当該事項の軽油流通情報管理システムへの入力により行うことが可能となった。

この結果、各都道府県が入力した情報が、相互に共有情報として活用され、流通経路や数量の検索を効率的に行えるといった効果がある。

- () 地方税法第 700 条の 6 の 3 第 4 項（仮特約業者の指定及び指定取消）
- () 地方税法第 700 条の 6 の 4 第 2 項（特約業者の指定）
- () 地方税法第 700 条の 6 の 4 第 9 項（特約業者の指定取消）
- () 地方税法第 700 条の 22 の 4 第 4 項（事業の開廃等の届出）
- () 地方税法第 700 条の 22 の 5 第 4 項（軽油の引取り等の報告）

()、()、()、()の入力作業は、税務課が行っており、()の入力作業及び()の入力に必要となる入力票の作成は、各県税事務所が行っている。

ウ．システムの管理対象

軽油流通情報管理システムでは、軽油引取税に係る事務のうち、以下のものが管理対象となる。

業者管理

軽油の流通に係る元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等並びに軽油の大口需要者等の管理

申告・報告管理

軽油の流通に係る軽油の引取り、引渡し、納入、消費、在庫等の数量の管理

流通情報管理

申告・報告処理に係る各数量の整合性検査

エ．税務課が負担する軽油流通情報管理システムの維持管理費用

税務課が負担する軽油流通情報管理システムの維持管理費用の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

支払先	契約形態	平成 15 年度	16 年度	17 年度
財団法人 地方自治情報センター	随意契約	14,049	14,413	14,269

オ．納入地別納入数量不一致リスト

納入地別納入数量不一致リストとは、一つの軽油納入行為（現実の納入を伴うもの）に対し行われる、「A．出荷者元である元売業者からの報告（納入先別納入数量報告書）」と「B．特別徴収義務者が行う納入申告（納入申告書及び別表）」を県内において照合させた結果、内容が一致しないものをリストとして出力したものである。なお、当該帳票は、毎月、軽油流通情報管理システムから出力しているが、ある月の納入行為にかかる不一致リストは、当該月の3ヶ月後に印刷される。

当該帳票の利用目的

一つの現実の納入を伴う軽油の納入については、元売業者からは「納入先別納入数量報告」が提出され、特別徴収義務者からは「納入申告書等」が提出される。双方の申告は、同一の納入行為を対象としているのだから、本来であれば、両者の内容は一致するはずであり、不一致となる場合には、いずれかの報告（申告）に誤りがあるか、一方が報告（申告）を未提出であると推測され、課税漏れを捕捉する契機となる。

不一致データの消し込み作業による効果

不一致として出力される当該データは、提出された報告書又は申告書の記載内容の誤りや未提出に起因する情報であり、その原因を調査することにより、過少申告者や不申告者を捕捉することができる。

不一致データの原因調査の状況

「納入地別納入不一致リスト」の不一致データの原因調査の実施が不十分であると認められる事例が見受けられた。

一方で、各県税事務所において、原因調査の実施が円滑に行えない事情も背景としてはある。というのも、報告書提出者又は申告書提出者の単なる記載字句や記載コードの誤りによっても、当該不一致リストにデータが反映されてしまうため、不一致データの全てが過少申告や不申告に起因するとは限らないからである。

(意見)

数量不一致データの原因調査の実施が不十分である場合、課税漏れや申告書の記入ミスを原因とするアンマッチを捕捉できず、課税漏れが発生する可能性がある。

他方で、この「納入地別納入数量不一致リスト」には、原因の追究が非常に困難なデータも含まれている。具体的な例としては、元売業者と特約業者との間に、別の元売業者、特約業者又は販売業者(以下、別の元売業者等)が介入し取引を行っている場合である。

すなわち、元売業者と特約業者との間に、別の元売業者等が介在しているため、取引が複雑になっており、当該取引に関与した元売業者が「納入先別納入数量等報告書」に正しく記載することを困難ならしめているのである。

また、これに加えて、単純な記載誤りを原因とする不一致などのように、詳細な原因調査を実施しても、更正や追徴課税にはつながらない不一致原因が多いことも事実である。

しかしながら、システムの維持管理費用として、財団法人地方自治情報センターに毎年約 14,000 千円を支払っているのであるから、当該システムは、やはり有効に活用すべきである。

そのためには、納入地別納入数量不一致リスト上の重要な不一致項目とそうでない不一致項目とを識別できる能力が担当者には求められると考える。また、税務課には、そのための優れた知識と経験を有している人材が揃っている。

したがって、各県税事務所の軽油引取税担当者が、「納入地別納入数量不一致リスト」を見ただけで、重要な不一致データとそうでない不一致データを識別することができるよう、専門家育成のための研修機会を増やし、担当者の能力をより一層高めていくことが望まれる。

免税証交付時の審査について

「(2)課税 軽油引取税の免税事務」でも述べたように、千葉県の場合、免税証の即日発行は行っておらず、交付申請の受付から実際の交付まで、2 週間の審査期間を設け、審査を厳しくしている。これは、各県税事務所にとっては、かなりの事務負担となっているように思われる。というのも、13 県税事務所のうち、賦課徴収事務を行っている 6 県税事務所には、軽油引取税専任の担当者が配置されているが、それ以外の 7 県税事務所には、軽油引取税担当者が配置されていないからである。従って、この 7 県税事務所の場合は、普段、軽油引取税の賦課徴収事務を扱ったことのない職員が、審査事務を担当することになり、相当の事務負担を強いられているのである。

(意見)

免税軽油使用者が予め申請した内容に従って、予定数量を超えない範囲で軽油を引き取り、当該軽油を免税用途どおりに適切に使用するかどうかについては、交付申請時に厳しくチェックするよりも、免税証交付後に厳しくチェックした方が、免税軽油使用者に対する監督を効果的かつ効率的に行い得ると思われる。

なぜならば、交付前の審査をどんなに厳しく実施したとしても、交付後に免税軽油使用者が免税用途以外の用途に軽油を使用したり、事前に申請した内容に反して行動してしまえば、それまでだからである。

また、現行制度下においても、免税軽油使用者に対しては、毎月、「免税軽油の引取り等に係る報告書（地方税法施行規則第 18 条の 11 の 3、第 43 号の 6 の 2 様式）」を免税証を発行した県税事務所に提出させているため、当該報告書の内容を精査し、免税軽油使用者の行動を事後的にチェックできることが保証されている。万一、そこで、違反者を発見したとしても、その時点で、交付した免税軽油使用者証や免税証を取消したり、違反した期間の軽油引取税や罰金等を事後的に賦課徴収することに重点をおくことが必要と思われる。

したがって、免税証の交付は、交付時の審査を簡略化する一方で、事後的なチェック体制を厳格化し、実地調査の頻度を高める等、免税証交付後における免税軽油使用者に対する監視体制を充実させることが望まれる。

特別徴収義務者に対する報償金について

ア．制度の目的

軽油引取税の円滑な運営と納期内申告納入の促進を図るため。

イ．根拠法規

- ・「料理飲食等消費税および軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金の交付について（昭和 48 年 3 月 24 日 自治府第 52 号 東京都主税局長、各道府県総務部長あて 自治省税務局長）」
- ・「軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金の交付について（平成 2 年 10 月 1 日 自治府第 76 号 東京都主税局長、各道府県総務部長あて 自治省税務局長）」
- ・軽油引取税の特別徴収義務者に対する報償金交付要綱（昭和 32 年 12 月 26 日税第 429 号）

ウ．交付基準

- ・申告納入期限内に申告納入した税額の 100 分の 2.5 に相当する額
- ・徴収猶予期間内に納入した税額の 100 分の 2.5

報償金は、特別徴収義務者に対し毎年 10 月末に交付しているが、その計算基礎となる税額は、前年の 3 月分から当年の 2 月分までの納入申告書に対応する納期限内納付税額ならびに徴収猶予期間内納付税額となる。

エ．過去 4 年間の報償金交付実績額の推移

(単位：件、千円)

年度	件数	金額
平成 14 年度	479	1,091,554
15 年度	466	1,078,529
16 年度	446	1,051,179

年度	件数	金額
17年度	423	1,074,721
合計	1,814	4,295,985

オ．特別徴収義務者の期限内納付実績額と報償金支給実績との比較

(単位：件、千円)

	期限内 納付税額	報償金	徴収猶予期間内 納付税額	報償金
平成14年度	15,766,894	394,172	27,918,730	697,968
15年度	15,592,449	389,786	27,584,287	689,607
16年度	14,953,140	373,828	27,135,077	678,376
17年度	14,994,741	374,868	27,986,791	699,669

(意見)

特別徴収義務者に対する報償金は、過去4年間で総額4,295,985千円が交付されている。

当該金額は、徴税のためのコストとしては、あまりにも多額であると思われる。また、地方消費税の導入により料飲税が廃止されたことに伴い、料飲税に係る特別徴収義務者への報償金制度は既になくなっている。国税である所得税についても、事業者に対する源泉徴収事務にかかる報償金制度はない。

特別徴収義務者は、消費者が負担する軽油引取税を販売業者等から一時的に預かり、それを消費者に代わって納めているに過ぎないのであるから、期限内に納めるのは当然であると思われる。

一方、当該制度は国の総務省の指導のもとに全国の都道府県において一般的に実施されている制度であり、業界からの抵抗を受けることも想定すると、制度自体を廃止することは困難かと思われる。

したがって、現実的には、不申告者や過少申告者等、期限内に適正に納付しなかったことがある特別徴収義務者に対して、交付率を標準よりも低くする等のペナルティの導入を検討することが望まれる。

不正軽油への対応について

ア．不正軽油とは

軽油引取税における不正軽油とは、端的に言うと脱税目的の軽油を製造・販売することをいう。すなわち、課税対象の軽油に、非課税の軽油周辺油種(灯油やA重油等)を混和することによって数量をカサ上げし、カサ上げた数量分だけ消費者には軽油引取税を負担させ、自らは負担を免れているため、この行為自体が軽油引取税を脱税していることに他ならないのである。なお、灯油やA重油は、軽油周辺油種であることから、その名の通り、性状が軽油に近いので、軽油に混和しても船舶や機械等の動力部は問題なく稼働する。

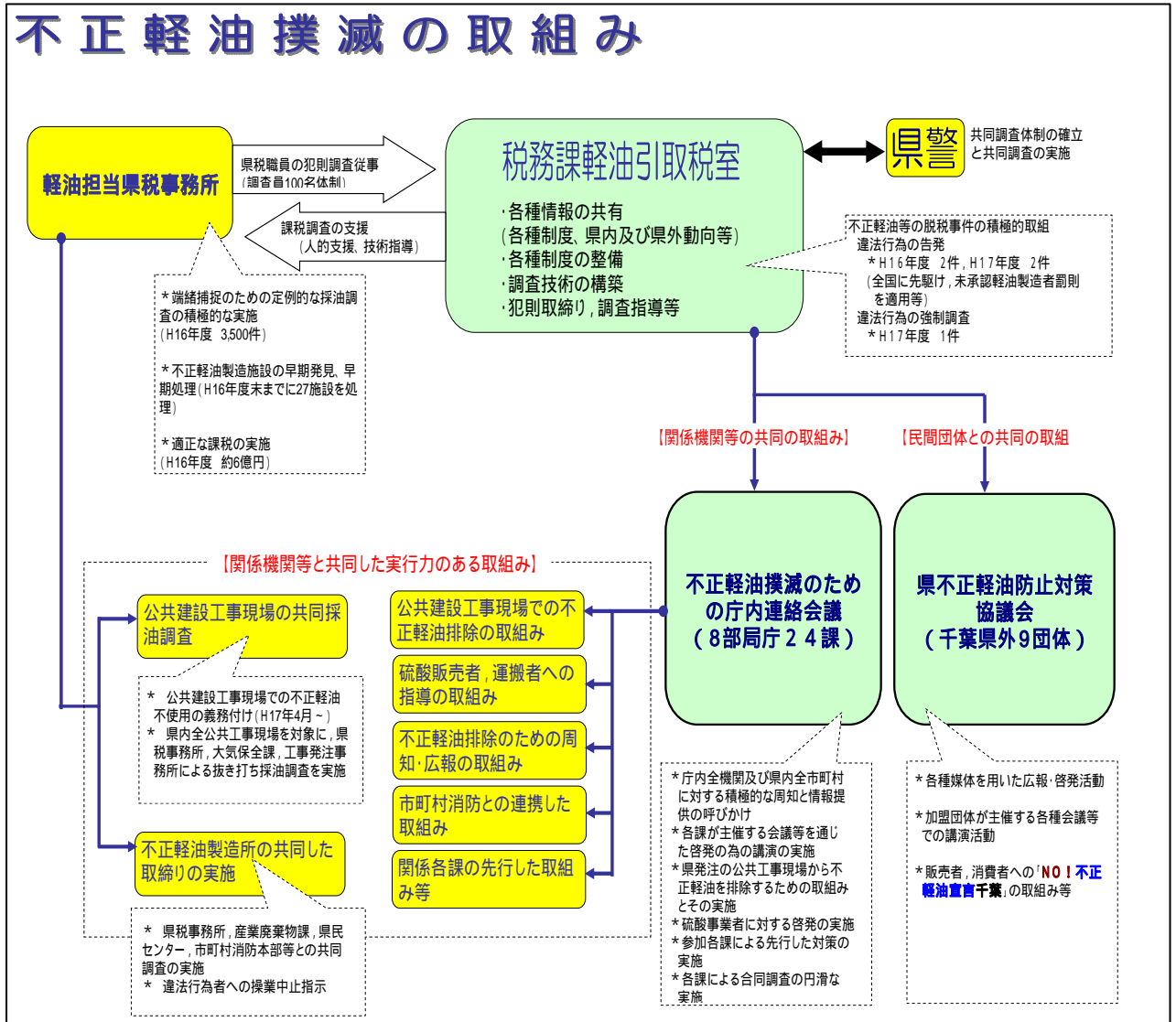
純粋な軽油に軽油周辺油種(灯油やA重油等)を混和させ、見かけ上、どんなに純粋な軽油に偽装したとしても、それが不正軽油であることは識別できる仕組みになっている。なぜならば、灯油やA重油等には、軽油と識別するために、その製造工程においてクマリンという識別剤が添加されるからである。すなわち、この識別剤に反応する特殊な薬品を入れることによって、当該軽油が不正軽油かどうかを判明するのである。

しかしながら、悪質な業者の場合、こうした摘発を免れるため、クマリンを除去したり、脱色などの加工を施したりして、識別剤による判別が困難な不正軽油を製

造しようとする。そして、この加工の際に排出されるのが、全国各地で不法投棄が問題となっている硫酸ピッチなのである。

イ. 不正軽油に対する取組み

県は不正軽油に対する対応策として、以下のような取組みを実施している。



(県資料より作成)

- () 使わない対策
 - ・千葉県不正軽油防止対策協議会等を通じた啓発活動の実施
 - ・ホームページやラジオ等を活用した広報の実施
 - ・需要家調査、路上抜取調査(台数)等の実施
 - ・組織の枠を超えた県庁内8部局24課による協力体制(「不正軽油撲滅のための庁内連絡会議」)の構築
- () 作らせない対策
 - ・産業廃棄物課、大気保全課、地元消防署、運輸支局等の関係機関との合同調査の実施
 - ・不正軽油製造業者の告発と施設の撤去

- () 課税の取り組み
- ・単なる脱税犯としてではなく、租税犯罪として、告発により刑事罰の適用を求める取り組み
 - ・悪質な事案として、脱税した本税のほか重加算金等を課する。

軽油引取税の不正事案に取り組むための組織体制は、総務部税務課に9名、6県税事務所に41名の計50名が配置されており、配置状況は下表の通りである。

○ 軽油引取税の課税を行う県税事務所の体制

(単位：人)

事務所	所管内	職員数				
		主幹	副主幹	主査	その他	計
千葉西	千葉県税事務所 中央県税事務所 船橋県税事務所	1	2	2	2	7
松戸	松戸県税事務所 柏県税事務所	1	3	2	3	9
佐倉	佐倉県税事務所 東金県税事務所	1	2	2	1	6
香取県税事務所	香取県税事務所 旭県税事務所	1	2	2	1	6
茂原	茂原県税事務所 市原県税事務所	1	1	2	2	6
木更津	木更津県税事務所 館山県税事務所	1	2	2	2	7
合計		6	12	12	11	41

(注) 松戸県税事務所は軽油引取税課、それ以外は軽油引取税班

○ 総務部税務課の体制

(単位：人)

軽油引取税室	職員数				
	主幹	副主幹	主査	その他	計
組織管理業務	1	0	0	0	1
指導業務	0	1	0	1	2
犯則調査業務 (内、県警派遣職員)	0	2 (1)	1	3	6
合計	1	3 (1)	1	4	9

また、庁内連絡会議は、平成 16 年 9 月 1 日に設置され、構成部局は以下のとおりとなっている。

不正軽油撲滅のための庁内連絡会議構成部局一覧

部 局	課 名	
総 務 部	税 務 課	(軽油引取税室)
	市 町 村 課	(ふさのくに振興室)
	消防地震防災課	(消 防 室)
健康福祉部	薬 務 課	(薬事審査指導室)
環境生活部	大 気 保 全 課	(自動車公害対策室)
	産業廃棄物課	(監 視 指 導 室)
商工労働部	経 済 政 策 課	(政 策 室)
	保 安 課	(資 源 対 策 室)
農林水産部	農 地 課	(農 地 対 策 室)
	耕 地 課	(水 利 ・ 設 計 室)
	林 務 課	(林 地 対 策 室)
	水産局漁港課	(漁 港 整 備 室)
県土整備部	県土整備政策課	(政 策 室)
	都市計画課	(開 発 審 査 室)
	技術管理課	(企 画 調 整 室)
	建設・不動産業課	(建設業・契約室)
	道路計画課	(国 道 県 道 室)
	道路環境課	(企 画 調 整 室)
	河川計画課	(企 画 調 整 室)
	河川環境課	(河 川 環 境 室)
	建築指導課	(建 築 企 画 室)
	港 湾 課	(企 画 調 整 室)
水 道 局	技 術 計 画 課	(施 設 計 画 室)
企 業 庁	管 理 部 財 務 課	(経 営 管 理 室)

(県資料より作成)

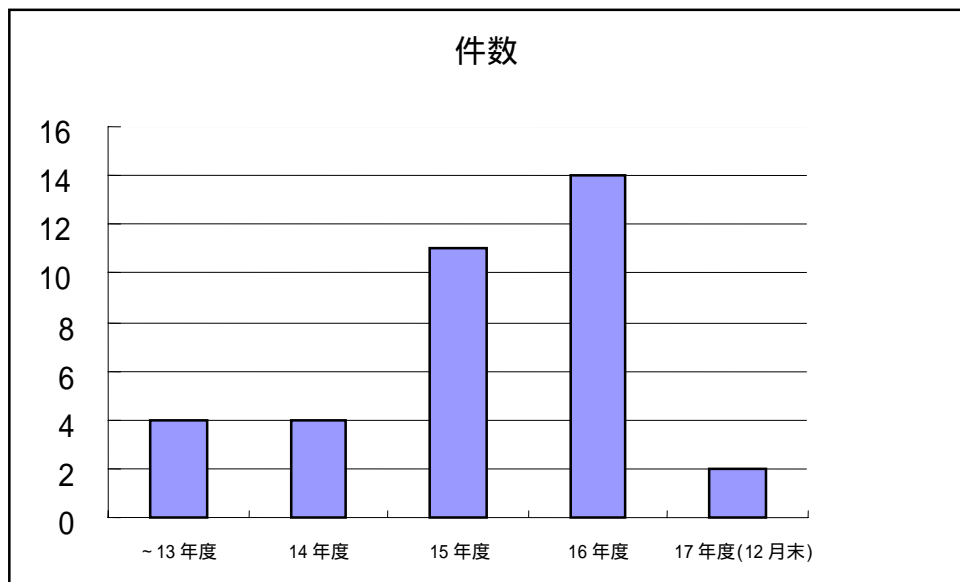
庁内連絡会議の代表的な取り組みは以下のとおりである。

- ・ 硫酸等の製造業者、運搬業者に対して不正軽油製造者等への原料供給の自粛の要請及び情報提供の依頼
- ・ 県、市町村消防、地元警察署等と連携した調査の実施
- ・ 県公共建設工事現場内での JIS 規格軽油使用推進等

ウ．不正軽油に対する取組みの成果

不正軽油製造所の撤去件数の推移

図1 不正軽油製造所の撤去件数

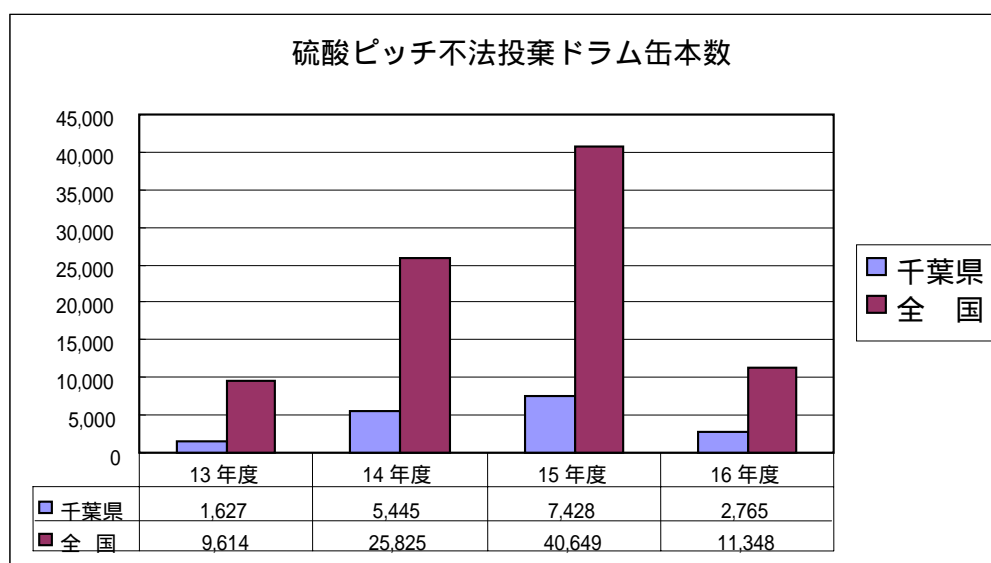


(県資料より作成)

図1は、県税事務所の指導により操業の中止又は施設の撤去を行った県内の不正軽油製造所の数である。千葉県内で確認された不正軽油製造所の数は、平成16年度の14件をピークに減少し、平成17年度は12月末までに2施設が確認されるにとどまり、取組みの成果をあげていることがわかる。

硫酸ピッチの不法投棄の発生状況

図2 硫酸ピッチの不法投棄数量



(県資料より作成)

図 2 は、不正軽油を製造する際に排出された硫酸ピッチの不法投棄量をドラム缶に換算したものである。

県内の硫酸ピッチの不法投棄数量は、全国で最も多く発生しており、平成 15 年度には 7,428 本となったが、その後平成 16 年度以降は減少に転じ、平成 17 年度は 12 月末までに確認された硫酸ピッチの不適正保管数は 1 本だけとなっている。なお、全国で発生した硫酸ピッチの不法投棄数量は、平成 15 年度は 40,649 本を記録したが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正された平成 16 年度は 11,348 本と大幅に減少した。

全国一斉路上調査による不正軽油の発見状況

図 3 全国一斉路上調査時の不正燃料発見率

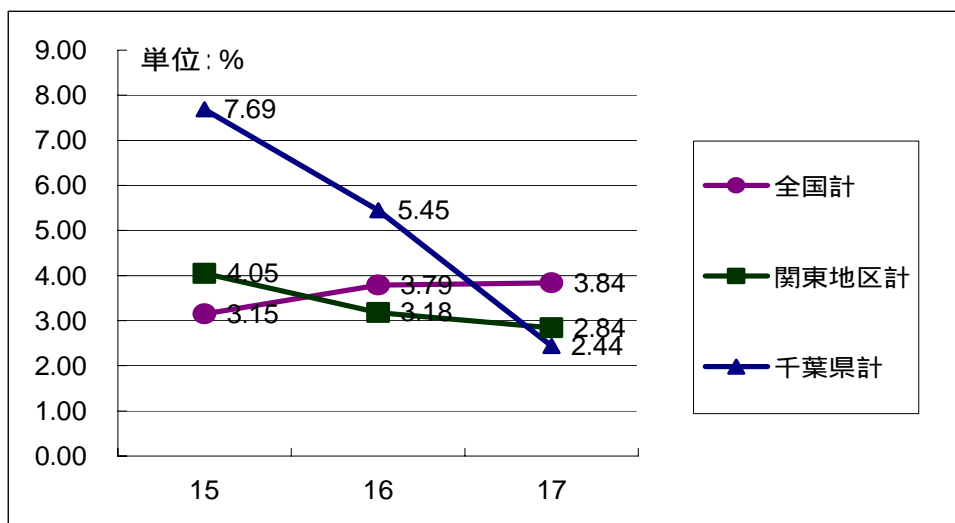


図 3 は、毎年 10 月に実施している「全国一斉路上調査」において、調査協力を得た車両を登録都道府県別に区分けし、検査を行った燃料から不正軽油が発見された割合を求め、当該発見率を全国・関東・千葉県別に表に示したものである。本県の登録車両から不正軽油が発見された割合は、全国一斉路上調査が開始された平成 15 年度の 7.69% をピークに毎年低下しており、平成 17 年度は 2.44% と平成 15 年度の 3 分の 1 以下に減少している。

(意見)

不正軽油は脱税問題のみならず、硫酸ピッチ等の不法投棄等、住民に直接健康被害を及ぼす危険を発生させる等、その影響が広範囲にわたり、極めて深刻な社会問題となっている。

県は、上記のような取り組みを通じて、不正軽油製造所の減少や硫酸ピッチ不法投棄の減少さらに不正軽油使用車両の減少といった成果をあげている。(図 1、図 2、図 3 参照)

今後も引き続き関係各課との情報交換や相互協力を行いながら、不正軽油撲滅への取り組みを一層強化していくことが望まれる。

軽油引取税に係る調査について

ア．軽油引取税に係る調査の種類

軽油引取税にかかる調査は、大別すると以下の２種類に分けられる。

() 定例調査

定例調査とは、課税客体を捕捉するために定例的に実施される調査をいい、販売業者調査・需要家調査・課税標準調査・その他抜取調査がある。この調査は、県内 6 箇所の軽油引取税取扱県税事務所が行っている。

○販売業者調査

石油製品の販売を業とする者の事業所に対し実施するもので、販売する軽油及び周辺油種の採取及び取引等の概要把握を行い、軽油引取税の課税客体を捕捉することを目的として実施する調査。ここにいう販売業者とは、元売業者、特約業者を含む全ての石油製品の販売を業とする者をいう。

○需要家調査

最終消費者（自動車の保有者等）の事業所で、自己の使用の用に供するタンクの設置がある事業所に対し実施するもので、使用する燃料の採取及び取引等の概要把握を行い、軽油引取税の課税客体を捕捉することを目的として実施する調査。

○課税標準調査

軽油引取税の特別徴収義務者に対し実施するもので、提出された納入申告の適否を、特別徴収義務者が記載保管する帳簿伝票類により確認し、軽油引取税の課税客体を捕捉することを目的として実施する調査。

○路上抜取調査

路上を走行する自動車に対し実施するもので、使用する燃料の採取及び取引等の概要把握を行い、軽油引取税の課税客体を捕捉することを目的として実施する調査

○その他抜取調査

上記のいずれにも該当しない事業所等（工事現場、企業地等）において、使用する自動車や機械等の燃料の採取及び取引等の概要把握を行い、軽油引取税の客体を捕捉することを目的として実施する調査

() 免税軽油使用者調査

免税軽油使用者調査とは、免税軽油使用者証の交付を受けた者及び免税軽油使用者証の交付を受けようとする者に対し実施するもので、免税軽油使用者証の交付要件（業種、用途、機械）の確認及び免税証交付の適否（所要数量、免税軽油の使用状況等）の確認を主な目的として実施する調査をいう。この調査は、免税軽油使用者証を交付若しくは交付しようとする県税事務所すなわち県内の全県税事務所が行っている。

イ．抜取調査の実施

上記のうち、課税標準調査と免税軽油使用者調査については、その調査の目的上、常に抜取調査を実施しているわけではなく、抜取調査を行わないケースもあ

る。それぞれの調査において抜取調査を実施しない場合には、以下の合理的な理由がある。

課税標準調査

- ・ 卸売りのみを取扱う業者などのように、軽油の在庫を有さない特別徴収義務者に対して、調査を実施する場合。（松戸県税事務所の場合、県内に事業所を有さない県外の特別徴収義務者が登録を行うため、この場合が多い。）

免税軽油使用者調査

- ・ タンクやドラム缶等により免税軽油の貯蔵を行わない免税軽油使用者から採油を行おうとする場合。この場合には、船舶や建設機械等の免税機械の燃料タンクから直接採油しなければならないが、機械の構造上、採油することが不可能な場合には、抜取調査が実施できないこととなる。

（意見）

課税標準調査と免税軽油使用者調査については、不正軽油を摘発することが本来の調査目的ではなく、また、上述したように抜取調査の実施が不可能な場合もあることから、抜取調査は調査件数全体に対して 100%実施している訳ではない。しかしながら、一部の県税事務所において「定例調査等実施状況報告書」を閲覧したところ、それぞれの調査件数全体に対する抜取調査の実施割合が 100%となっていないことの合理的な理由が記載されていなかった。

この状況では、各県税事務所における調査業務が適正に行われたかどうかについて、税務課が適切に判断できないと思われる。

したがって、課税標準調査と免税軽油使用者調査の実施に際して、抜取調査を 100%実施しなかった場合には、個々の調査ごとにその理由を「定例調査等実施状況報告書」に記載することが望まれる。

また、抜取調査の実施は、それによって不正軽油発見の端緒となるだけでなく、被験者に対する牽制効果も働くことが期待できるため、今後もあらゆる調査の場において積極的に実施していくことが望まれる。

ウ．不正軽油調査の嫌疑案件に対するフォローの実施

各県税事務所では、不正軽油調査を行った場合には、その結果を「不正軽油調査事案一覧表」にまとめており、調査の時点で、不正混和使用の疑いのある案件として特定されたものは、その後に追加調査等を実施し、最終的な結論を出して、終了事案とする。ところが、一部の案件については、不正混和使用の嫌疑案件として特定したにも関わらず、発生年月日から 6 ヶ月以上も放置されたまま、終了事案に至っていないものがあった。これは、明らかに調査後のフォローの実施が不十分であると思われる。

（改善策）

抜取調査の実効性を高めるためには、不正混和使用の疑いのある案件に対しては、早期にフォローを実施すべきである。なぜならば、放置されている間にも、嫌疑者が証拠隠滅を図ろうとする可能性は、十分考えられるからである。

したがって、不正軽油調査において嫌疑案件と特定したものは、遅滞なく調査のフォローを実施し、早期に終了事案とするよう努めるべきである。

7. 自動車税

(1) 概要

自動車税は、自動車の所有者又は使用者に課す税金である。自動車の所有に対して課税される財産税の一種であるが、道路を利用することに対しその整備費等を負担してもらうという性格も持っている。軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車には自動車税は課税されず、市町村で取り扱っている軽自動車税が課税される。なお、税額及び免除は平成 17 年度のものである。

納税義務者

- ・ 県内に主たる定置場を有する自動車の所有者。
- ・ 割賦販売などで所有権が売主に留保されている場合は買主を所有者とみなす。

納税額（税率）

納める額は、自動車の種類、用途、排気量などの区分により年税額がそれぞれ決められている。主なものは次のとおりである。

（単位：円）

乗用車		
総排気量	年税額	
	自家用	営業用
1000cc 以下	29,500	7,500
1000cc 超 1500cc 以下	34,500	8,500
1500cc 超 2000cc 以下	39,500	9,500
2000cc 超 2500cc 以下	45,000	13,800
2500cc 超 3000cc 以下	51,000	15,700
3000cc 超 3500cc 以下	58,000	17,900
3500cc 超 4000cc 以下	66,500	20,500
4000cc 超 4500cc 以下	76,500	23,600
4500cc 超 6000cc 以下	88,000	27,200
6000cc 超	111,000	40,700

キャンピング車	
総排気量	年税額
1000cc 以下	23,600
1000cc 超 1500cc 以下	27,600
1500cc 超 2000cc 以下	31,600
2000cc 超 2500cc 以下	36,000
2500cc 超 3000cc 以下	40,800
3000cc 超 3500cc 以下	46,400
3500cc 超 4000cc 以下	53,200
4000cc 超 4500cc 以下	61,200
4500cc 超 6000cc 以下	70,400
6000cc 超	88,800

トラック（乗車定員 4 人未満）		
最大積載量	年税額	
	自家用	営業用
1 トン以下	8,000	6,500
1 トン超 2 トン以下	11,500	9,000
2 トン超 3 トン以下	16,000	12,000
3 トン超 4 トン以下	20,500	15,000
4 トン超 5 トン以下	25,500	18,500
5 トン超 6 トン以下	30,000	22,000

トラック（乗車定員 4 人以上）			
最大積載量	総排気量	年税額	
		自家用	営業用
1 トン以下	1 リットル以下	13,200	10,200
	1 リットル超 1.5 リットル以下	14,300	11,200
	1.5 リットル超	16,000	12,800
1 トン超 2 トン以下	1 リットル以下	16,700	12,700
	1 リットル超 2 リットル以下	17,800	13,700
	2 リットル超	19,500	15,300

（県資料より作成）

課税免除

県では、次の各項目に該当する自動車に対して必要があると認められるときは、自動車税を免除している（千葉県県税条例第 123 条の 3）。

1.身体に障害を有し歩行が困難である者で規則で定めるもの、若しくは精神に障害を有し歩行が困難である者で規則で定めるもの（以下これらを「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で、専ら身体障害者等が自ら運転（その者が自動車の運転に関する技能の教習を受ける者（以下「技能教習を受ける者」という。）である場合には、当該技能の教習を受けるための運転を含む。）し、又は専ら身体障害者等のためにその者と生計を一にする者若しくは単身で生活する身体障害者等のために身体障害者等を常時介護する者が運転するもの。
2.身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で、専ら当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの。
3.前各号に該当する自動車以外の自動車で、構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのもの。
4.学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において専ら学生又は生徒の教育練習の用に供する自動車。
5.道路交通法第98条第1項の規定により千葉県公安委員会が指定した指定自動車教習所（以下「指定自動車教習所」という。）の経営者が所有する自動車で、同項に規定する教習の用にのみ供するもの。
6.前各項に掲げるもののほか、公益のため直接専用される自動車。

（県資料より作成）

課税免除の推移は次のとおりであり、身体障害者等に係る課税免除がほとんどを占めている。

（単位：件、千円）

		平成15年度	16年度	17年度
身体障害者等に 係る課税免除	件数	14,276	14,385	14,649
	金額	269,384	272,629	281,847
その他公益車等 に係る課税免除	件数	1,082	725	1,027
	金額	11,101	8,084	9,995
合計	件数	15,358	15,110	15,676
	金額	280,486	280,714	291,843

（県資料より作成）

（注）実際の免除の対象となるのは、免除申請日の翌月分からとなる。なお、条例改正（免除 減免）により、平成18年度からは、減免申請を受けた年度の翌年度の定期課税が減免の対象となる。

申告と徴収

ア 自動車税の申告又は報告

自動車税の納税義務者は、自動車の取得、滅失、解体又は自動車としての用途を廃止したときは、その該当する事実が発生した日から7日以内に申告書等を知事に提出しなければならない（地方税法第152条、千葉県県税条例第128条）。

イ 自動車税の徴収

自動車税の徴収には、次の種類がある。

種類		内容
証紙徴収		賦課期日（4月1日）後翌年2月末までの間に、道路運送車両法の規定に基づく新規登録、移転登録（地方税法第150条第4項本文の規定に該当するものを除く。）又は変更登録（自動車税の使用の本拠の位置が他の道府県の区域内から県の区域内に変更された場合に限る。）がなされた自動車について、当初納付すべき自動車税は証紙徴収の方法により納付する（地方税法第151条第3項、千葉県県税条例第127条第2項）。（注）
普通徴収	定期課税	賦課期日（4月1日）現在に自動車を所有又は使用している人が、5月上旬に自動車税事務所から発付される納税通知書により納付する。納期は5月1日から31日まで（地方税法第149条、千葉県県税条例第126条第1項）。
	随時課税	定期課税後に課税漏れの発見をした場合や課税保留復活等が発生した場合は、自動車税事務所がその都度納期限を設定したうえで納税通知書を発付し、納税義務者はこれを使って納付する（千葉県県税条例第126条第3項）。

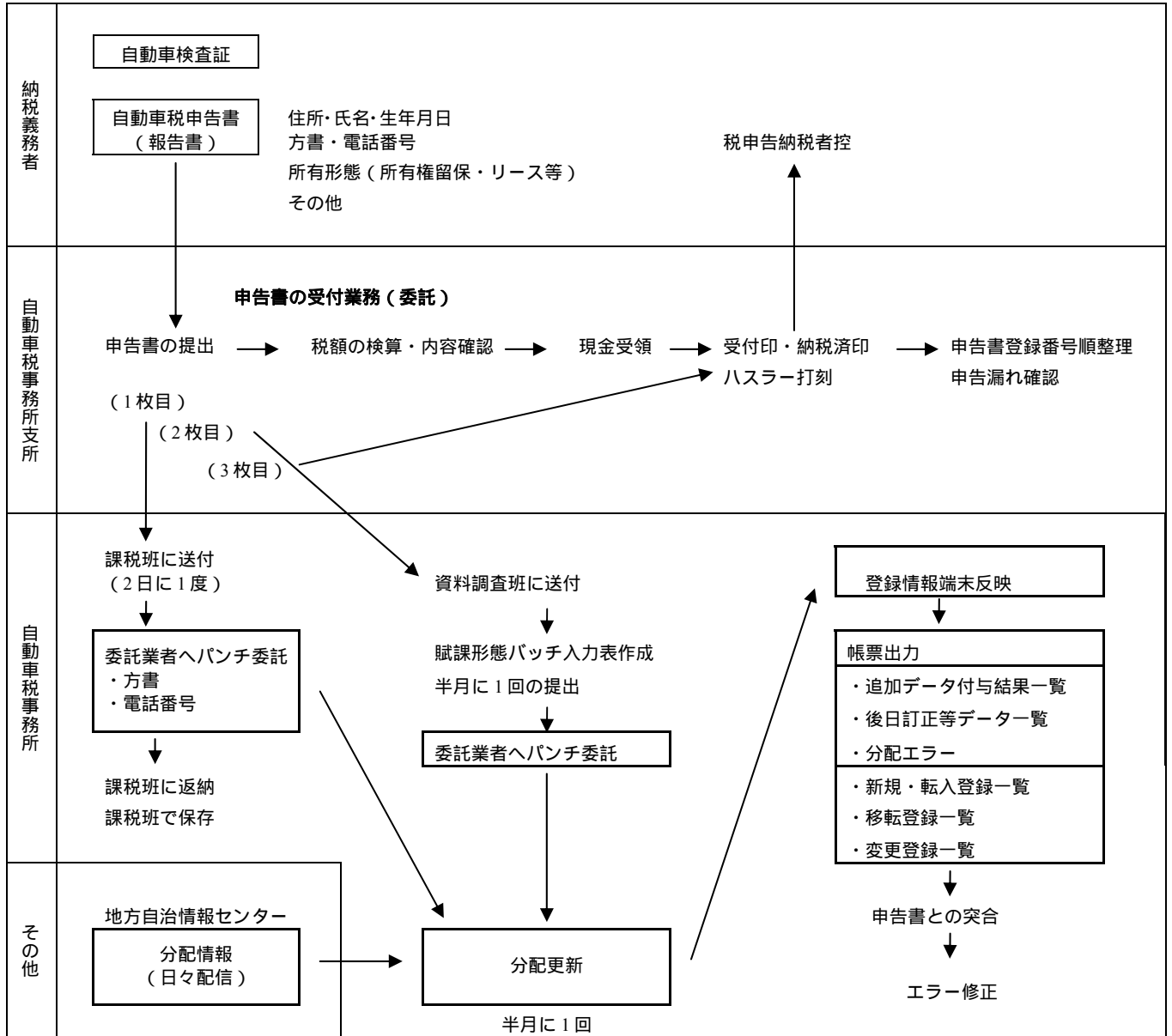
（県資料より作成）

（注）税制改正により、平成18年度から申告時に証紙徴収するものは新車新規及び中古新規（道路運送車両法第7条の規定による登録）のみとなる。

証紙徴収の処理及び定期課税の処理の流れ

証紙徴収の処理及び平成 17 年度における定期課税の処理の流れを示すと、次のとおりである。

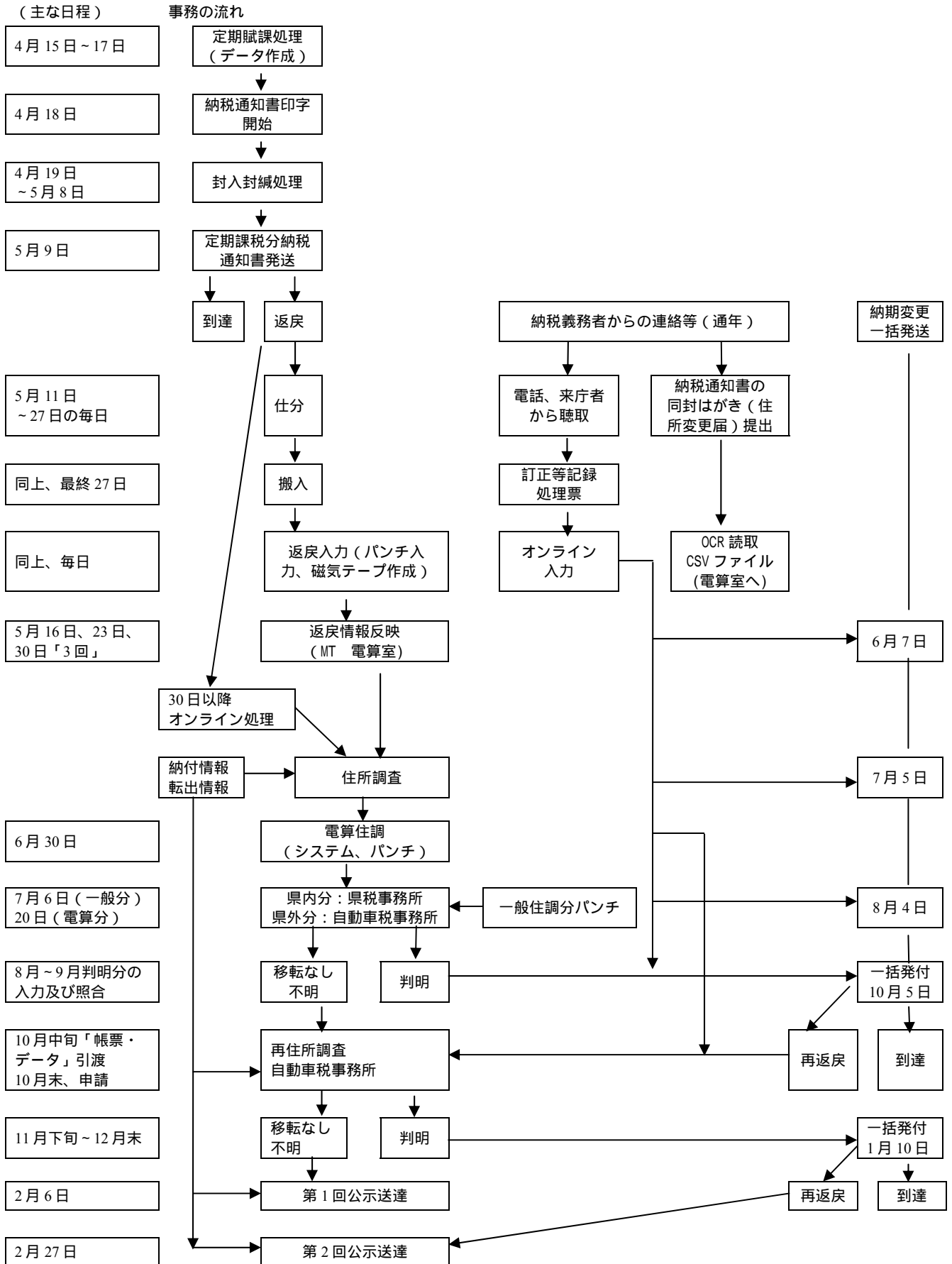
証紙徴収の処理の流れ



(県資料より作成)

平成 17 年度 定期課税の処理の流れ

事務の流れ



(県資料より作成)

(2) 課税

自動車税の調定済額推移（現年課税分のみ）

（単位：千円）

	平成 15 年度	16 年度	17 年度
自動車税	84,139,098	82,500,954	84,101,637
県税全体	618,519,101	650,949,767	708,616,220
県税全体に占める割合	13.6%	12.7%	11.9%

（県資料より作成）

自動車税の調定額についてはほぼ横ばいであるが、景気回復基調に伴う法人二税等の増収により、県税全体に占める割合は低下の傾向にある。

なお、自動車税の徴収に係る事務は自動車税事務所で行っているため、他の税目と異なり、県税事務所ごとの調定額の推移については該当がない。

(3) 徴収

徴収状況等の推移

（単位：千円）

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定済額	現年課税分	84,139,098	82,500,954	84,101,637
	滞納繰越分	4,668,965	5,030,533	5,226,716
	合計	88,808,064	87,531,488	89,328,353
収入額	現年課税分	82,212,832	80,672,105	82,359,326
	滞納繰越分	1,115,410	1,094,823	1,109,483
	合計	83,328,242	81,766,928	83,468,810
不納欠損額	現年課税分	679	951	1,200
	滞納繰越分	424,097	510,973	557,808
	合計	424,776	511,924	559,009
収入未済額	現年課税分	1,925,586	1,827,898	1,741,110
	滞納繰越分	3,129,457	3,424,736	3,559,423
	合計	5,055,044	5,252,634	5,300,534
収入歩合	現年課税分	97.7%	97.8%	97.9%
	滞納繰越分	23.9%	21.8%	21.2%
	合計	93.8%	93.4%	93.4%

（県資料より作成）

現年課税分の徴収状況の推移

（単位：件、千円）

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
調定額 （現年課税分）	件数	2,601,395	2,553,665	2,540,691
	税額	84,131,755	82,492,588	84,096,572
納期内収入額	件数	1,726,034	1,679,432	1,719,021
	税額	57,152,666	55,771,811	58,351,679
滞納額 = -	件数	875,361	874,233	821,670
	税額	26,979,088	26,720,777	25,744,893
のうち整理済額	件数	822,762	825,061	776,031
	税額	25,060,165	24,900,294	24,007,647
還付未済額	件数	251	371	213
	税額	7,343	8,366	5,065
不納欠損	件数	30	48	54
	税額	679	951	1,200
整理未済額	件数	52,820	49,495	45,798

		平成 15 年度	16 年度	17 年度	
-	+ -	税額	1,925,586	1,827,898	1,741,110

(県資料より作成)

(注) 「徴収状況等の推移」における「調定済額 現年課税分」の金額は、上表の「調定額(現年課税分)」と「還付未済額」を合計した金額となる。

滞納繰越分の収納率が非常に低いことがわかる。したがって、現年課税分の収納率をいかに高め、収入未済額を抑えるかが重要となる。

(4) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

コンビニエンスストアでの納付の PR 及び納付機会の拡大について

自動車税の定期賦課について、賦課件数及び賦課税額、納期内納付件数及び納付税額並びにコンビニエンスストアでの納付件数及び納付税額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

		平成 15 年度	16 年度	17 年度
定期賦課	件数 (a)	2,273,340 件	2,250,037 件	2,235,258 件
	税額 (b)	84,245,074	82,723,568	84,270,033
納期内納付	件数 (c)	1,440,026 件	1,417,701 件	1,458,550 件
	納付率 (c/a)	63.3%	63.0%	65.3%
	税額 (d)	51,810,140	50,758,466	53,277,270
	納付率 (d/b)	61.5%	61.4%	63.2%
納期内納付のうち、コンビニエンスストアでの納付(注)	件数 (e)	-	-	337,178 件
	割合 (e/c)	-	-	23.1%
	税額 (f)	-	-	13,190,601
	税額 (f/d)	-	-	24.8%

(県資料より作成)

(注) コンビニエンスストアでの納付は平成 17 年度から導入されたため、平成 15 年度及び 16 年度については該当がない。

上記のとおり、年度当たりの定期賦課件数は 2 百万件を超えており、膨大な件数となっている。

また、コンビニエンスストアでの納付が平成 17 年度から導入されたため、納期の納付率が件数ベースで 16 年度 63.0% から 17 年度 65.3% へと上昇しており、一定の導入の効果が認められる。しかし、それでも納期内納付率は 60% 台となっており、決して高い率とは言えない水準にある。

このため、納期内に納付しなかった納付件数が年度当たり 77 万件に達している。

(意見)

事務の効率化及び納期内納付の促進の観点から、まず平成 17 年度から導入されたコンビニエンスストアでの納付ができることを積極的に PR していくことが重要であると考えられる。PR に当たっては、例えば納期内納付がいかに低い率となっているか、その低い率のために追加的に生じている徴税コスト等を公表することが納期内納付を促す点で重要であると考えられる。

なお、より確実な納期内納付の実現のために、車検時徴収制度の導入も考えられる。車検時徴収制度を導入した場合、車検を通さなければ自動車の使用ができなくなるので、今までよりも確実な納期内納付の実現が考えられる。この制度の導入に当たっては、国との関係も必要であり、また、新たな制度ということで新

しい利害関係も生ずるので、県単独ではなく、国及び関係業界と積極的な協議を行うことが必要となる。

申告書の OCR 化の早期導入について

現在、自動車税の申告書は手書きにて作成されている。県では自動車税及び自動車取得税申告書の税トータルシステムへのデータ入力及び統計表出力に係る業務を外部業者に委託契約しており、委託料の年度別の決算金額は次のとおりである。

(単位：件、千円)

		平成 15 年度	16 年度	17 年度	平均
申告書パンチ入力 (証紙あり分)	件数	438,138	414,703	423,240	425,360
	金額	19,091	16,241	16,576	17,303
申告書パンチ入力 (証紙なし分)	件数	75,820	82,827	104,493	87,713
	金額	2,229	2,174	2,742	2,382
低燃費車関係帳票 出力(注)	金額	604	541	541	562
合 計		21,925	18,957	19,860	20,248

(県資料より作成)

(注) 低燃費車関係帳票出力については、契約金額が定額となっていることから、県は出力件数については把握していない。

上記のとおり、処理件数の多寡等による金額の変動が見られるものの、平成 15 年度から 17 年度までの平均では 20,248 千円を費やしている。

一方、県では申告書の OCR 化を検討している。OCR 化により、申告書を機械で読み取ることが可能となり、外部業者に委託している入力作業が不要となるので、当該契約が不要になるほか、税トータルシステムへの登録も早期に完了する効果が期待できる。さらに、税トータルシステムへの登録が早期に完了することで、納税通知書の発送が早くなることも期待できる。

しかし、県では平成 20 年度の導入に向けて、検討はしているが、導入スケジュール等の具体的な決定には至っていない。

(意見)

申告書の OCR 化により、上記のような効果が期待できることから、早期の導入の決定が望まれる。

課税免除対象者の次年度以降のフォローについて

「(1) 課税免除」に記載のとおり 17 年度の自動車税の課税免除は件数で 15 千件、金額で 2.9 億円となっている。自動車税事務所では、身体障害者等に対して年に 1 回、課税免除の申請事項に変更がないか、「お知らせ」を送付している。その「お知らせ」では、変更により免除に該当しなくなった場合には、「課税免除に該当しなくなったことの申告書」を提出すること、免除に該当しなくなった事由発生日の属する月の翌月から課税となることが記載されている。

しかし、当該申告書の提出が任意となっているため、免除に該当しなくなった場合であっても、これを提出しない場合が多いと考えられる。

そこで、自動車税事務所では、平成 18 年度の条例改正(免除 減免)に伴い、前年度までの「お知らせ」に代えて、「自動車税・現況照会回答書」を送付し、回答を求める方法に変更している。平成 18 年度は、11 月に送付し、11 月末までに返信により回答することとしている。この方法は、現況の変更の有無に係るな

く回答を求める方法であるので、従来の方法よりもよりよい方法である。また、従来は身体障害者等に対してのみ送付していたが、平成 18 年度からは指定自動車教習所及び社会福祉法人等、すべての対象者に対して送付している。

しかし、あくまでも文書による回答であるため、減免に該当しなくなった場合であるにもかかわらず、現況に変更がないとして回答される場合も考えられる。

(意見)

主に比較的多額の自動車税の減免を受けている者を対象に、当該回答書以外に追加的な資料の提出を求めたり、現地調査を行う等、実態のとおり正しく申請されていることを確かめることが重要と考えられる。

また、「自動車税・現況照会回答書」については、可能な限りすべて回収するように努める必要がある。

県外に居住している滞納者への対応について

県は転出等により県外に居住している滞納者に対しては自動車税事務所で対応しており、相互に都道府県単位で協力して徴収することとなっている。しかし、県が他の都道府県から転入してきた滞納者から当該滞納税額を徴収したとしても、あくまでも転出元の都道府県の収入となり、徴収取扱費を得られないことから、有効に機能していないのが現状である。

(意見)

効率的な徴収のために、県外に居住している滞納者については、今まで以上に相互に都道府県単位で協力して徴収することが望まれる。また、徴収取扱費を支払うことも有効と考えられる。

8. 税トータルシステム

(1) 税トータルシステムの概要

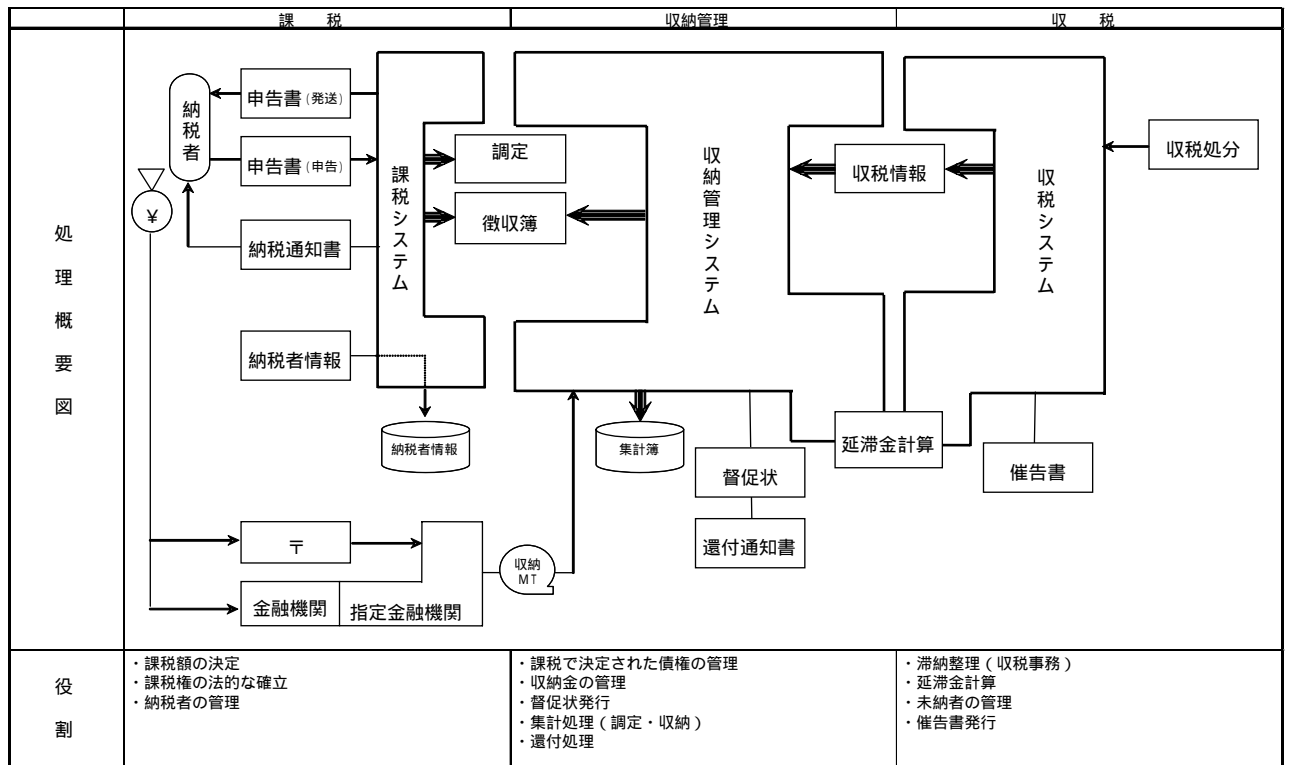
税トータルシステムの概要

税トータルシステムは、税務事務（課税・収納管理・収税）を総合的に電算処理するものである。日々収集されるデータを電算処理することにより、課税から収税にいたる事務に必要な最新情報が把握できる。

税トータルシステムの主要な機能は次のとおりである。

業 務	取扱税目		
課税 収納管理 収税	個人県民税	法人県民税	県民税利子割
	県民税配当割	県民税株式等譲渡所得割	
	個人事業税	法人事業税	不動産取得税
	軽油引取税	自動車税	自動車取得税
	県たばこ税	地方消費税	固定資産税
	狩猟税	鉦区税	ゴルフ場利用税

また、概要を図示すると以下のとおりである。



(県資料より作成)

さらに、税トータルシステムは、以下の4つのサブシステムからなっている。

サブシステム名称	主な機能
税トータルシステム(狭義)	自動車税以外全般
自動車税システム	自動車税全般
大口滞納システム	大口滞納者徴収管理(参照、集計、印刷に限る)
小口滞納システム	小口滞納者徴収管理(参照、集計、印刷に限る)

税トータルシステム開発の主な経緯

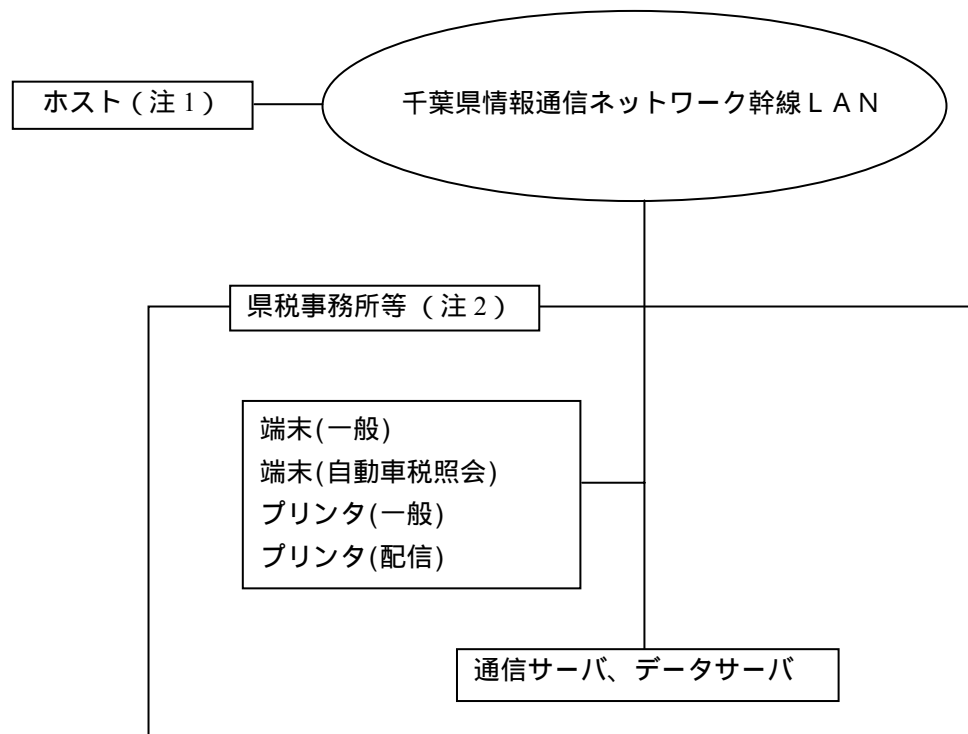
事務処理の迅速化、正確化、省力化を図るため、昭和60年度から開発に着手し、昭和63年度に法人二税及び自動車税以外の税目の運用を開始、翌平成元年度から法人二税及び自動車税の運用をそれぞれ開始した。

その後、平成16年度に事業税のうち外形標準課税及び自動車税のコンビニ収納にかかる開発に着手し、翌平成17年度よりそれぞれ運用を開始した。

また、平成17年度に地方税電子化協議会が運営する電子申告システムに対応したほか、平成18年度より県域を超える自動車税の転出入に係る月割課税の廃止に対応している。

税トータルシステムの構成

税トータルシステムは汎用機及びサーバ並びにパソコンからなるリアルタイムオンラインシステムを採用しており、概略図は以下のとおりである。



(注1) 税トータルシステムは、県の行政事務全般を運用しているホスト上に存在するシステムの1つである。

(注2) 県税事務所等...県税事務所(13)、同支所(2)、自動車税事務所(1)
同支所(4)

(県資料より作成)

税トータルシステムの管理運用体制

税トータルシステムの維持管理は以下の体制で実施されている。

(平成18年度)

総務部税務課企画システム室	
室長	1人
室員	5人 (電算グループ)
SE	業務委託先(富士通株)の常駐SE 5人 (維持管理4人、運用1人)
合計	11人

(県資料より作成)

(2) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

納税者の名寄せについて

現在、税トータルシステムにおける各税目の納税者情報は、税トータルシステム電算処理要領及び同端末機操作要領で規定されている入力方法に従っている。また、税トータルシステム上、一定の編集ルールに従い、名寄せ作業が実行されている。

しかし、納税者情報は入手元が本人申告だけでなく、自動車登録データや登記所資料など多様であることから、十分な名寄せは行われておらず、また、以下のような場合には、システムによる納税者の名寄せは必ずしも成功するとは限らず、職員による手作業で補完されているのが現状である。

- ・ 納税者の漢字情報の不備(例 斎藤などの旧字)により、本来名寄せされるべき納税者が名寄せされない。
- ・ 不動産の共有名義の場合、代表者1名が所有者として登録されるが、他の共有者は「他何名」などの形式でしか登録できず、他の共有者での名寄せは不可能となる。
- ・ 自動車税以外はカナ氏名が重要なキーとなるが、不動産取得税は、督促状発付以後にならないと納税者のカナ氏名を入力しないため、督促状発付まではカナ氏名による名寄せは不可能となる。

(改善策)

納税者の名寄せ作業は、滞納処分など重要な行政処分の前提となる重要な作業である。従って、想定される誤り等を予め各要領に記載したり、研修会を開催するなどして周知徹底することにより、納税者情報の入力精度を一層向上させるべきである。

また、現状ではシステムの結果を職員が手作業で補完しており、その意味で不効率な点があることは否めない。さらには、名寄せが成功しなかったことや誤った名寄せにより、結果的に滞納処分等に瑕疵が生じる可能性も否定できない。

今後、より一層のシステム改善を図り、システムによる名寄せの精度向上及び人的作業を削減すべきである。

なお、今後、税負担の公平性及び業務の効率化を図るためには納税者背番号制度の導入が期待される。

独立の総括的セキュリティ管理者について

県の県税業務に関するセキュリティ方針は、主に以下の法規等により規定されている。

- ・ 個人情報保護法
- ・ 千葉県個人情報保護条例
- ・ 千葉県個人情報保護条例解釈運用基準
- ・ 千葉県情報セキュリティ基本方針
- ・ 千葉県情報セキュリティ対策基準
- ・ 県税事務における個人情報の適正な管理のための措置指針

以上の法規等により、県として各部署における情報管理者は任命しているものの、独立の総括的セキュリティ管理者は任命されていない。県税業務全体として、セキュリティ管理に係わる責任の所在が不明瞭になることにより、情報資産が適切に保護されない可能性がある。

(改善策)

県税業務全体の総括的セキュリティ管理者を任命するとともに、当該管理者の責務を明確化し、実行すべきである。

ユーザ ID 及びパスワードについて

(ユーザ ID 及びパスワードの併用)

税トータルシステムでは、具体的な業務開始に当たり、暗証番号のみを入力することで認証される。つまり、具体的な業務権限内容を暗証番号と紐付けており、その意味で現在の暗証番号はユーザ ID としての意味合いを有しており、パスワードとしての意味合いは薄いと思われる。一般的に、ユーザ ID はシステムに対するユーザ権限を設定するもので、パスワードは本人認証であり、これらを組み合わせることによりセキュリティは向上すると考えられている。

現在の税トータルシステムは昭和 60 年度に汎用機を利用して設計されているため、当時の思想として、ユーザ ID とパスワードの組み合わせがなかったことは止むを得ないことと思われる。

しかし、取り扱う個人情報も複雑かつ膨大になり、平成 17 年より個人情報保護法も施行された状態では、現在の暗証番号のみの認証では万全なセキュリティ体制であるとは必ずしも言えない。

(改善策)

セキュリティを高めるため、ユーザ ID 及びパスワードを組み合わせることにより認証を行うべきである。

(パスワード変更)

税トータルシステムにおけるパスワード管理の主なものは以下のとおりである。

作業内容	対象者	有効期限	システムによる強制変更
通常業務	税務課職員 及び県税事務所職員	なし(異動まで変更しない)	なし
システム運用	税務課電算グループ 職員及び常駐 SE	あり(1日)	あり
システム保守	常駐 SE	あり(1年)	あり

(県資料より作成)

通常業務において、県税業務部署に異動後付与されるパスワードは、その後、次の異動まで変更されることはない。したがって、パスワードが漏洩するリスク

が高まり、結果として、無権限者が税トータルシステムにアクセスすることにより不正なデータの入力、データの改竄及び情報漏洩を引き起こす可能性がある。

また、システム運用にかかるパスワード変更ルールは、システム運用開始以来変更されておらず、変更ルールを知得している者（たとえば退職者）にとっては現在のパスワードを類推できる可能性がある。

さらに、システム保守にかかるパスワードの有効期限は 1 年と比較的長く、パスワードが漏洩するリスクは高まる可能性がある。

（改善策）

通常業務にかかるパスワードは、適切な有効期限を設定し、システムによる強制変更を導入すべきである。

また、システム運用にかかるパスワード変更ルールの見直しやシステム保守にかかるパスワード有効期限の短縮を図るべきである。

さらには、パスワード全般について設定ルールの厳格化を図り、安易にパスワードを推測できないようにすべきである。具体例として以下のようなものが挙げられる。

- ・最低文字数制限及び最長文字数制限
- ・使用文字列の組み合わせ（例：大文字の英字、小文字の英字、数字の 3 種類を全て組み合わせる）
- ・ユーザーIDの一部を含むパスワードの設定不可
- ・過去 5 回までに使用したパスワードの設定不可

（パスワードの確認）

人事異動や退職があった場合、その都度パスワードの設定や削除をしているが、それ以外では定期的なパスワードの確認は実施されていない。

そこで、税務課及び県税事務所の職員数と税トータルシステムにおけるパスワードの個数を照合させた結果、以下のとおり差異が生じていた。

部署	職員数 (平成 18 年 11 月 1 日現在)	パスワードの個数 (平成 18 年 11 月 20 日現在)	差異
税 務 課	43	43	-
中 央	63	62	1
千 葉 西	45	44	1
船 橋	75	74	1
松 戸	55	55	-
柏	46	46	-
佐 倉	59	59	-
香 取	24	25	1
旭	24	22	2
東 金	27	24	3
茂 原	37	37	-
館 山	19	18	1
木 更 津	41	41	-
市 原	31	31	-
自動車税	55	55	-
合 計	644	636	8

（県資料より作成）

職員数に対してパスワード個数が少ない事務所では、県税事務所からパスワード登録のための報告がなく、税トータルシステムへの登録が漏れたことが原因である。逆に、職員数に対してパスワード個数が多い事務所では、不定期の人事異動の際に県税事務所外へ転出した者のパスワードの削除が漏れたことが原因である。

人事異動や退職があった場合のパスワード登録削除のルールは、県税事務処理提要等に規定がなく、実際の運用は各部署に任されている。

このような状況では、異動者及び退職者に以前の権限が付与されていることの発見が遅れ、異動者及び退職者のパスワードが不正に使用されることで、不正なデータの入力、データの改竄及び情報漏洩を引き起こす可能性がある。また、必要な者に必要な権限が与えられず、業務に支障をきたす可能性がある。

(改善策)

人事異動や退職があった場合のパスワード登録削除及び定期的なパスワード確認に関する規定を整備し、実施していくべきである。

(パスワードの共有)

臨時雇用者に対して、止むを得ず税トータルシステムへのアクセスを許可する場合、既存ユーザーのパスワードを共有して使用している。パスワードには各業務の権限が付与されており、実施した業務の責任を裏付けられないばかりか、不正なデータの入力、データの改竄及び情報漏洩を引き起こす可能性がある。

(改善策)

臨時雇用者に対しては、税トータルシステムへのアクセスを許可しないことが望まれる。止むを得ず臨時雇用者にアクセスを許可する場合でも、必要最小限の権限を付与した臨時のパスワードを使用させるとともに、使用後は直ちにパスワードを削除すべきである。

税トータルシステム上の権限の見直しについて

各県税事務所における権限設定のうち、全ての業務が実行可能な権限を与えられている職員は以下のとおりである。なお、税トータルシステムでは、具体的な業務開始に当たり、暗証番号のみを入力することで認証される。つまり、具体的な業務権限内容を暗証番号と紐付けており、ここでの権限は業務内容と紐付けされた暗証番号を付与されている職員と同意義となる(先述 ユーザ ID 及びパスワードの項を参照)。

(単位：人)

職位	中央	千葉西	船橋	松戸	柏	佐倉	香取	旭	東金	茂原	館山	木更津	市原	自動車
所長	1		1	1	1	1							1	1
次長	1					1						1	1	1
主幹														
副主幹								1						
主査								2						1
副主査								1						1
その他														3

(その他の内訳)

自動車は班長1名、主任主事2名

(県資料より作成)

上表から、傾向として次長以上の管理職に多く割り当てられていることが分ると同時に、各県税事務所での権限の運用も異なっていることが分かる。

しかし、上級管理職に強い権限を付与することは、業務担当者が適切に実施した行為を無効にしてしまう可能性がある。また、各県税事務所での権限の運用が異なることは組織的に不効率または不整合を起こす可能性がある。

(改善策)

上級管理職に与える権限は、必要最小限のものにとどめるべきである。

また、県として組織的に内部牽制を機能させるに十分な標準的な権限設定を規定する一方で、各県税事務所での人員配置及び業務量を考慮した上で、実際の権限設定を行うべきである。

本番環境への移行について

新たなプログラム開発があった場合、県からの文書による指示に基づき、維持管理業務委託先業者の常駐 SE が必要な開発を行うとともに、最終的なプログラムの本番環境への移行作業について、承認後の移行承諾書に基づき移行作業を実施している。

しかし、常駐 SE の人員配置の関係により、プログラム開発者と本番環境への移行作業者が同一となっている。その結果、本番環境と開発環境で別途のアクセス制限はなされていない。

一般的に、新たなプログラムの本番環境への移行作業に開発者が関与すること及び本番環境と開発環境で別途のアクセス制限を設けないことは望ましくなく、故意または過失によりプログラムの改竄、破壊が行われる可能性がある。

(意見)

常駐 SE を開発要員と運用要員に明確に区分して配置するとともに、本番環境への移行作業は運用要員のみが行い、また、本番環境と開発環境で別途のアクセス制限を設けることが望まれる。

システム開発の標準的な手続について

県のシステム開発の標準的な手続は、昭和 55 年 4 月 1 日より適用されている「システム開発維持管理要領」に基づいている。

しかし、当該要領は昭和 55 年当時の主流であったバッチ処理を想定したもので、随時処理をも含む現在の税トータルシステムの開発手続には不十分である。実際には、当該要領を踏まえつつ維持管理業務委託先の開発手順を併用しているのが現状である。

システム開発における標準的な手続は、分析、設計、コーディング、テスト、移行、文書化等、各開発段階における作業を標準化することで、属人性を排除し、もってシステムの品質保証を高める上で重要なものである。

従って、現状のように県としての要領がありつつも、実際には他の開発手順を併用していることは、システム開発の効率性、プログラムの保守性を損ねる可能性がある。

(意見)

現状のシステム開発手順を分析し、標準的な手続を作成することが望まれる。

システム監査の検討について

現状、監査委員事務局及び税務課によるシステム監査は実施されたことはなく、また、実施についての文書化もなされていない。

システム監査が実施されないと、IT 統制上の欠陥が発見されず放置される可能性がある。

(意見)

システム監査について文書化を検討するとともに、必要に応じシステム監査を実施することが望まれる。

委託業者の個人情報保護の取り組みについて

平成 17 年 4 月より個人情報保護法が施行され、個人情報に関しては今まで以上に厳しい対応が要求されている。個人情報保護法 37 条でも、個人情報の適正な取り扱いを確保するため「認定個人情報保護団体」の制度を設け、主務大臣が認定を行っている。また、これとは別に、財団法人日本情報処理開発協会が平成 10 年よりプライバシーマーク制度を創設し、当該協会がマークの使用を許諾している。

平成 17 年度の税務業務にかかる委託業者の両制度の利用状況は、以下のとおりである。

委託業者名	委託業務	認定または許諾の状況	
		認定個人情報保護団体	プライバシーマーク
(株)三協ソフトウェア	賦課情報登録(個人事業税)	有	有
	住所調査票(自動車税)		
	納入先別報告書(軽油引取税)		
	大口納税者(自動車税)		
(株)プラムシックス	不動産取得税	有	有
	不動産 FD コンバート		
(株)NID・IS	利子割明細書	無	有
	納入数量明細書(軽油引取税)		
日本企画(株)	利子割課税データ(県民税)	無	有
	県民税配当割		
シーデーシー 情報システム(株)	数量明細書(軽油引取税)	有	有
	受払数量(軽油引取税)		
	消費数量明細書(軽油引取税)		
(株)千葉データセンター	分配追加(自動車税)	無	無
	納入申告書(軽油引取税)		
	納税者修正(自動車税)		
ちばぎんコンピューター サービス(株)	減額(自動車税)	有	有
	県税収納消込		
富士通(株)	税トータルシステム維持管理	無	無
	税トータルシステム運用管理		

(県資料より作成)

上表より、各業者とも積極的に制度取得に望んでいることが分かるが、一部未取得の業者も存在している。現状では、業者選定に際して、上記制度の利用状況は加味されていない。

個人情報に関して、税務業務は他の一般行政業務に比して、取り扱い量や複雑さにおいて特に留意することが必要であり、県としてはもちろん、委託業者に対しても一層の厳しい対応が必要である。

(意見)

税務業務の委託業者を選定する場合、業者における個人情報保護への積極的取り込み状況をも加味して選定することが望まれる。たとえば、上記制度の認定または許諾を契約条件にすることも考えられる。

業務委託契約について

随意契約のうち過去 3 年間継続して同一業者による契約は以下のとおりである。

(単位：千円)

業務	項目	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
県税収納消込	契約単価 (円)	28.14	28.14	28.14	28.14
	委託先	ちばぎんコンピューターサービス(株)	ちばぎんコンピューターサービス(株)	ちばぎんコンピューターサービス(株)	ちばぎんコンピューターサービス(株)
	契約形態	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
	決算額又は 予算額(注1)	8,969	8,961	8,802	11,600
自動車税納税 通知書 (定期分)印字	契約単価 (円)	6.75150	6.09000	(注2)7.66500	(注3)13,738千円
	委託先	ちばぎんコンピューターサービス(株)	ちばぎんコンピューターサービス(株)	ちばぎんコンピューターサービス(株)	(株)ディーエムエス
	契約形態	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	指名競争入札
	決算額又は 予算額(注1)	15,300	13,510	16,794	

(単位：千円)

業務	項目	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
自動車税・自動車取得税申告書のデータ入力及び統計表出力	契約金額				
	申告書パンチ入力(円) (証紙あり)	43,5750	39,1650	39,1650	39,1650
	申告書パンチ入力(円) (証紙なし)	29,4000	26,2500	26,2500	26,2500
	低燃費車関係帳票出力 (円)	50,400	45,150	45,150	45,150
	委託先	ちばぎんコンピューターサービス(株)	ちばぎんコンピューターサービス(株)	ちばぎんコンピューターサービス(株)	ちばぎんコンピューターサービス(株)
	契約形態	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
	決算額又は予算額(注1)				
	申告書パンチ入力 (証紙あり)	19,091	16,241	16,576	18,015
	申告書パンチ入力 (証紙なし)	2,229	2,174	2,742	2,362
	低燃費車関係帳票出力	604	541	541	541
税トータルシステム維持管理	契約額	33,607	32,736	29,688	(注4)39,133
	委託先	富士通(株)	富士通(株)	富士通(株)	富士通(株)
	契約形態	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
税トータルシステム運用管理	契約額	7,560	7,560	7,560	7,636
	委託先	富士通(株)	富士通(株)	富士通(株)	富士通(株)
	契約形態	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(県資料より作成)

(注1) 平成18年度の単価契約は予算額を記載している。

(注2) 平成17年度からコンビニエンスストア収納用バーコード印字のため上昇している。

(注3) 平成18年度から配送業務も含まれたため、単価契約ではなくなった。

(注4) 平成18年度より地方税電子申告システムに対応したため上昇している。

(意見)

自動車税納税通知書印字業務は、平成17年度までシステム開発業者でないと実施できない業務として同一業者が随意契約で締結している。しかし、印刷技術の向上やソフトウェアの技術革新により、必ずしも随意契約によらなくてもよい環境が整ったとして、平成18年度からは配送業務も含めて指名競争入札によっている。その結果、配送業務ができない従来のシステム開発業者は指名競争入札自体に参加せず、異なる業者が従来より低額で締結している。

このことから、従来、随意契約としていたことについて合理的な説明が必要と思われる。その結果を踏まえ、他の業務について随意契約とする場合には、その理由を十分に吟味することが望まれる。

県税収納消込業務は、システム運用開始以来、システム開発業者でないと迅速かつ正確に処理できない業務として同一業者が随意契約で締結している。また、上表に記載されている平成 15 年度から平成 18 年度まで同一単価で推移している。仮に随意契約とする合理的な理由がある場合でも、単価について仕様の工夫をするなどしてより一層の削減を図ることが望まれる。なお、自動車税納税通知書印字業務と同様に、同一のシステム開発業者との随意契約でなく、指名競争入札によることが可能か否か、再検討することが望まれる。

申告書のデータ入力及び統計表出力業務は、システム運用開始以来、システム開発業者と随意契約を締結している。県資料によれば、平成 15 年度から平成 18 年度までの予定価格に対する契約金額の比率はいずれも高くなっている。仮に随意契約とする合理的な理由がある場合でも、単価について仕様の工夫をするなどしてより一層の削減を図ることが望まれる。なお、自動車税納税通知書印字業務と同様に、同一のシステム開発業者との随意契約でなく、指名競争入札によることが可能か否か、再検討することが望まれる。

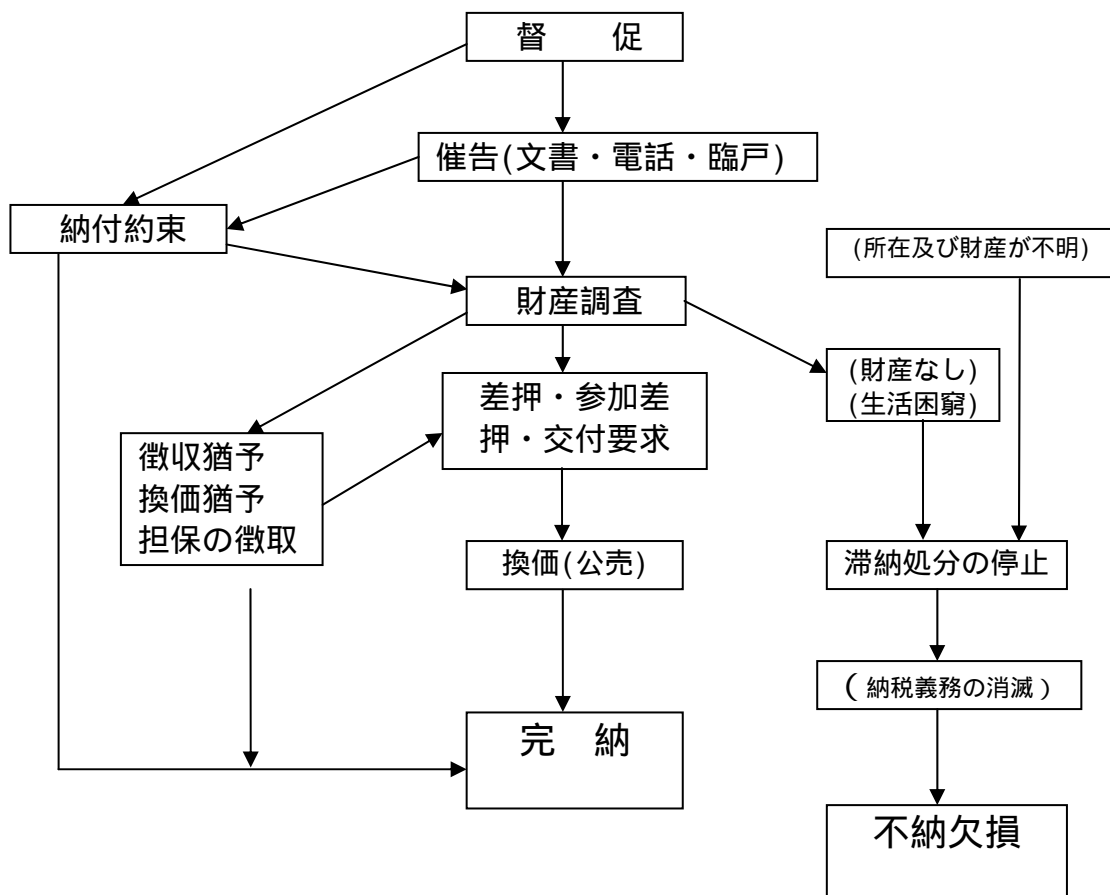
9 . 滞納処分

(1) 滞納整理の概要

納税者が納期限までに徴収金を完納せずに滞納していると、納期限後 20 日以内に納税者に督促状が発せられる。その後なお滞納状態が続くと、これを解消するために一連の事務手続きが行われる。これを滞納整理という。

滞納整理ではまず催告が行われる。これは文書・電話によるが、状況によっては徴税吏員が現場へおもむく場合もある（臨戸による催告）。催告によって納付の約束がなされ、約束どおり完納されれば問題はないが、納付の約束が得られない場合または納付の約束が履行されない時がある。その場合には、財産を調査し、財産を差押え・換価等の手続きを実施して徴収の確保を行う。この手続きが滞納処分といわれる。しかし、財産が不明または財産が無いなどにより、回収が不可能な場合がある。この時には、滞納処分の停止を行い、この状態が 3 年継続した場合、納税義務が消滅することとなる。この納税義務の消滅により、滞納額は徴収できないものとして不納欠損の認定が行われる。

この滞納整理の流れを図に表すと以下のようなになる。



(県資料より作成)

【督促】

納期限までに完納しない者に対して行われる納税の督促である。書面によって行われる行政処分であり、差押えの絶対的要件となる。

【催告】

督促状発付後も完納しない者に対して行われる。文書・電話により行われるが状況によっては徴税吏員が現場へおもむく臨戸による催告もある。

【納付約束】

原則として書面により、一括又は分割による納付を約束する。

【財産調査】

滞納者に対する滞納処分のために、滞納者の財産の有無やその財産についての権利関係、換価価値及び換価の難易度等について行う調査。

【差押】

滞納者の財産処分を制限し、滞納者の財産を換価できる状態におく強制処分である。

【交付要求】

滞納者の財産が裁判所等の執行機関によって強制換価手続（競売、公売）がおこなわれた場合に、換価により生じる金銭の各債権者に対する配当手続に参加して租税債権の回収を計る手続き。

【参加差押】

先行する差押に参加して配当を受ける手続きである。

差押さえが行われている財産に交付要求のみを行っている場合、その差押の取り消しまたは解除がされたときは、交付要求の効力を失うため、徴収上、支障をきたす。先行する差押が解除された場合は、参加差押をした時に遡って差押の効力を生ずる。

【徴収猶予】

震災、風水害等により一時に納税ができない場合、一定期間納税を猶予する措置である。

【換価猶予】

一定要件を満たす場合、差押財産の換価を猶予する措置である。

【担保の徴取】

納税の猶予（徴収の猶予又は換価の猶予）をする場合に、猶予金額に相当する担保を徴取する手続きである。

【換価（公売）】

差押財産を強制的に換価（取立て、公売）し、滞納金を徴収する終局的措置である。

(2) 収入歩合（収入済額 / 調定済額）の推移

次の表は、平成 17 年度までの 5 年間の調定済額、収入済額、不納欠損額、滞納繰越額及び収入歩合の推移である。

【全 体】		(金額:千円)				
	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	
調定済額	719,493,663	651,185,818	647,942,283	679,998,123	737,609,512	
収入済額	684,337,453	617,024,074	614,621,548	647,824,454	706,449,179	
差引	35,156,209	34,161,743	33,320,734	32,173,668	31,160,333	
不納欠損額	2,591,637	2,889,704	3,488,503	3,327,297	2,959,122	
滞納繰越額	32,564,572	31,272,038	29,832,231	28,846,371	28,201,210	
計	35,156,209	34,161,743	33,320,734	32,173,668	31,160,333	
収入歩合	95.1%	94.8%	94.9%	95.3%	95.8%	

(県資料より作成)

さらにこれを、現年課税分と滞納繰越分に分けると以下の様になる。

【現年課税分】		(金額:千円)				
	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	
調定済額	688,130,007	620,611,170	618,529,803	650,961,204	708,624,220	
収入済額	678,331,968	611,222,895	608,950,790	641,524,915	699,934,907	
差引	9,798,038	9,388,275	9,579,012	9,436,288	8,689,313	
不納欠損額	6,955	5,913	5,136	7,920	11,688	
滞納繰越額	9,791,082	9,382,361	9,573,876	9,428,368	8,677,625	
計	9,798,038	9,388,275	9,579,012	9,436,288	8,689,313	
収入歩合	98.6%	98.5%	98.5%	98.6%	98.8%	

(県資料より作成)

【滞納繰越分】		(金額:千円)				
	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	
調定済額	31,363,656	30,574,647	29,412,479	29,036,919	28,985,291	
収入済額	6,005,484	5,801,179	5,670,758	6,299,539	6,514,272	
差引	25,358,171	24,773,467	23,741,721	22,737,379	22,471,019	
不納欠損額	2,584,682	2,883,791	3,483,366	3,319,376	2,947,434	
滞納繰越額	22,773,489	21,889,676	20,258,354	19,418,002	19,523,585	
計	25,358,171	24,773,467	23,741,721	22,737,379	22,471,019	
収入歩合	19.1%	19.0%	19.3%	21.7%	22.5%	

(県資料より作成)

また、平成 16 年度と平成 17 年度について他の都道府県の収入歩合と比較してみると次のとおりである。

(単位 : %)

平成 16 年度				17 年度				
順位	収入歩合			順位	都道府県	収入歩合		
	合計	現年課税分	滞納繰越分			合計	現年課税分	滞納繰越分
1	98.1	99.4	16.1	1	新潟	98.5	99.7	26.9
3	97.9	99.5	20.2	2	福島	98.1	99.5	19.6
2	98.0	99.4	19.7	3	鳥取	98.1	99.4	25.4
4	97.9	99.4	17.4	4	山形	98.0	99.5	22.7
5	97.9	99.2	26.8	5	岩手	97.9	99.3	29.4
7	97.7	99.4	17.8	6	島根	97.9	99.5	20.7
6	97.7	99.4	15.6	7	青森	97.9	99.4	17.4
11	97.3	99.2	25.4	11	東京	97.7	99.1	27.2
22	96.7	98.9	26.1	24	神奈川	97.0	98.9	28.5
39	95.4	98.8	17.9	39	茨城	95.8	98.9	17.8
40	95.3	98.6	21.7	40	千葉	95.8	98.8	22.5
41	95.2	98.8	17.5	41	山梨	95.5	98.7	20.5
43	94.7	98.7	19.1	42	埼玉	95.3	98.8	19.3
45	94.6	97.9	24.8	43	兵庫	95.3	98.5	22.8
42	94.9	98.9	19.6	44	高知	95.2	98.9	18.6
44	94.7	98.6	20.8	45	沖縄	95.0	98.7	21.6
46	94.2	98.7	16.8	46	奈良	94.7	98.8	17.5
47	91.9	99.4	7.5	47	福井	92.1	99.4	6.8
	96.5	99.0	22.5		計	96.9	99.0	23.9

(県資料より作成)

千葉県の収入歩合（収入済額 / 調定済額）は他の都道府県に比べて低く、47 都道府県中で平成 16・17 年度ともに 40 位と下位である。

その原因の一つは、現年課税分の収入歩合の低さである。現年度分の収入歩合は年々増加しているものの、微増に留まっている。

滞納繰越分について、収入歩合は年々向上している。滞納繰越額も次第に減少してきており、滞納整理が進んでいることがうかがえる。

しかし、全体を金額ベースで見ると、不納欠損は各年 30 億円前後発生し、平成 17 年度では 29 億円である。滞納繰越額は毎年減少しているものの、平成 17 年度では 282 億円にも及んでいる。

現年課税分の収入歩合の引上げと滞納繰越分の収入歩合の更なる向上が望まれる。

滞納事案について早期着手、早期見極めを実施し、滞納額を縮減し、県税収入を確保することが税務行政に課せられた最大の課題である。

(3) 階層別滞納整理

平成 15・16・17 年度の税目別の滞納繰越額は次のようになっている。

税 目	平成 15 年度			16 年度			17 年度		
	件 数	金 額(千円)	1 件当たり金額(円)	件 数	金 額(千円)	1 件当たり金額(円)	件 数	金 額(千円)	1 件当たり金額(円)
個人県民税	1,534,105	13,608,902	8,871	1,631,632	12,764,943	7,823	1,538,833	13,546,970	8,803
法人県民税	10,233	497,432	48,611	9,736	461,043	47,354	9,276	398,409	42,951
個人事業税	16,255	1,172,169	72,111	14,681	1,037,193	70,649	13,347	954,116	71,485
法人事業税	2,532	1,620,796	640,125	2,507	1,492,047	595,152	2,379	1,211,269	509,150
不動産取得税	10,531	4,591,461	435,995	9,946	4,371,979	439,572	9,382	3,865,695	412,033
自動車税	143,532	5,055,044	35,219	147,481	5,252,634	35,616	146,013	5,300,534	36,302
自動車取得税	329	26,544	80,681	362	35,434	97,884	337	30,147	89,457
軽油取引税	662	3,173,510	4,793,822	508	3,362,007	6,618,124	346	2,843,821	8,219,136
その他	677	86,367	127,573	443	69,087	155,953	334	50,245	150,434
合 計	1,718,856	29,832,231	17,356	1,817,296	28,846,371	15,873	1,720,247	28,201,210	16,394
個人県民税 以外計	184,751	16,223,328	87,812	185,664	16,081,427	86,616	181,414	14,654,239	80,778

(県資料より作成)

金額的には個人県民税が多い。件数も多く 1 件当たりの滞納金額は少額である。個人県民税については、その徴収義務と滞納整理は市町村が行っており、県単独の努力では滞納繰越額を圧縮することはできない。個人県民税についての取組は「3. 個人県民税（均等割・所得割）」に詳しく記載されている。

個人県民税を除く各税目については、自動車税を除き件数・金額とも減少傾向にある。

千葉県では、滞納金額が 50 万円以上を高額滞納者、30 万円以上 50 万円未満を中額滞納者、30 万円未満を少額滞納者に区分して滞納整理を行っている。

高額・中額・少額滞納事案の具体的な進行管理の相違は次のとおりである。

高額滞納事案

滞納額 50 万円以上の事案について、県税の滞納額（個人県民税を除く）の 50% 以上を占めており、複雑・困難事案が多いため、所長を中心に、早期に処理方針の決定や、指導・助言を行い、滞納額の縮減を促進している。

毎月 1 回、所長・次長・収税課長・高額担当者を構成員として高額検討会が開催され、毎月 15 日までに前月までの「高額滞納整理状況総括表」を税務課収税管理室に提出することとなっている。

中額滞納事案

滞納額 30 万円以上 50 万円未満の事案について、収税課長は滞納整理の実施状況を確認し、今後の整理方針の決定等を行い、滞納額の縮減を促進している。

原則として毎月、収税課長（次長が主宰する事務所もある。）・担当する各班長及び担当班員を構成員として中額検討会が開催され、検討結果を検討表等で所長、次長に報告している。

少額滞納事案

滞納額 30 万円未満の事案については、滞納者の大半を占め、その数が多いことから組織的な滞納整理を推進している。

随時に、課長・班長・班員を構成員として収税班会議が開催されている。

毎月の所内会議で、実施状況、計画を報告し、所長の了解を得て、滞納整理を実施している。

ここで、平成 13 年度から 5 年間、個人県民税を除く滞納繰越金額を階層別に分けると以下ようになる。

(単位：千円)

	金額	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	
						金額	構成比
高額滞納者	50 万円以上	10,201,792	10,147,601	9,404,635	9,423,095	7,885,629	53.8%
中額滞納者	30 万円以上 50 万円未満	1,046,832	885,209	781,832	751,826	726,485	5.0%
少額滞納者	30 万円未満	6,685,060	6,125,009	6,036,861	5,906,506	6,042,126	41.2%
	合計	17,933,684	17,157,819	16,223,328	16,081,427	14,654,239	100.0%

(県資料より作成)

この推移をみると、高額滞納者の滞納額が減少してきており、階層別の滞納管理が効果を発揮しているものと推察できる。

しかし、その一方で少額・中額の滞納繰越額はあまり変化しておらず、特に、少額滞納繰越額は 60 億円にも及んでいる。この他に、さらに個人県民税についての滞納繰越額(平成 17 年度の 135 億円)は 1 件当たりの金額も小さくそのほとんどが少額と考えられ、個人県民税を含む少額の滞納繰越額は膨大なものになると考えられる。

(4) 不納欠損の推移

不納欠損は、徴収権の消滅であり、可能な限り回避されなくてはならない。平成 17 年度までの 5 年間の不納欠損の推移は以下のとおりである。

(金額：千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
件数	134,286	148,963	135,587	171,183	160,719
1 件当たり金額(円)	19,299	19,399	25,729	19,437	18,412
税額	2,591,637	2,889,704	3,488,503	3,327,297	2,959,122

(県資料より作成)

また、平成 15・16・17 年度の不納欠損の税目別の内訳は次のようになっている。

	平成 15 年度			16 年度			17 年度		
	件数	金額(千円)	1 件当たり金額(円)	件数	金額(千円)	1 件当たり金額(円)	件数	金額(千円)	1 件当たり金額(円)
個人県民税	118,737	1,404,108	11,825	151,917	1,480,504	9,745	140,271	1,279,600	9,122
法人県民税	1,249	39,897	31,943	1,092	44,041	40,331	1,211	78,556	64,869
個人事業税	1,412	103,130	73,038	1,342	87,935	65,525	1,265	82,938	65,564
法人事業税	269	56,002	208,186	265	133,423	503,483	292	282,824	968,575
不動産取得税	583	261,751	448,973	736	287,618	390,785	854	545,923	639,254

	平成 15 年度			16 年度			17 年度		
	件 数	金 額(千円)	1 件当たり金額(円)	件 数	金 額(千円)	1 件当たり金額(円)	件 数	金 額(千円)	1 件当たり金額(円)
自動車税	12,930	424,776	32,852	15,431	511,924	33,175	16,597	559,009	33,681
自動車取得税	11	493	44,818	24	1,013	42,208	14	587	41,929
軽油引取税	57	1,175,078	20,615,404	179	774,849	4,328,765	119	125,663	1,055,992
その他	339	23,264	68,625	197	5,985	30,381	96	4,018	41,854
合 計	135,587	3,488,503	25,729	171,183	3,327,297	19,437	160,719	2,959,122	18,412
個人県民税 以外計	16,850	2,084,394	123,703	19,266	1,846,793	95,858	20,448	1,679,521	82,136

(県資料より作成)

(注 1) 平成 15・16・17 年度における軽油引取税の滞納繰越分の不納欠損額のうち高額なものは、特別徴収義務者による脱税を意図した申告不納入分やガイアックスに対する課税分の即時消滅案件であり、即時消滅に係る 1 件当たりの金額が 1,000 万円以上のものは以下のとおりである。

なお、ガイアックスとは、ガソリン車の内燃機関に使用されるアルコール含有燃料で、制度上、燃料炭化水素油に該当することから軽油引取税の課税対象油としていた。しかしながら、ガソリンの代替燃料として販売していたことから、販売時において顧客から軽油引取税に相当する代金を徴しておらず、かつ、軽油引取税の課税を免れるために実態のない法人を販売者に仕立てる等の不正行為が横行したため、課税に至ったとしても、結局、納税者の資力不足や所在不明等により徴収不能となる場合が多かった。現在では安全面等の問題から販売そのものが禁止されている。

平成 15 年度	松戸県税事務所	1 件	996,848 千円	
	佐倉県税事務所	2 件	158,717 千円	(ガイアックス関係)
平成 16 年度	松戸県税事務所	4 件	574,585 千円	
	佐原県税事務所	2 件	117,998 千円	
	茂原県税事務所	2 件	23,373 千円	(ガイアックス関係)
	木更津県税事務所	1 件	20,490 千円	
	千葉西県税事務所	1 件	18,302 千円	
平成 17 年度	千葉西県税事務所	1 件	10,530 千円	(ガイアックス関係)

(注 2) 平成 17 年度の不動産取得税のうち高額なものは差押物件公売後の即時消滅案件で、主なものは以下のとおりである。

佐倉県税事務所	1 件	85,546 千円
市原県税事務所	1 件	97,973 千円

個人県民税を除くと、不納欠損の件数は増加しているが、不納欠損金額は減少し、1 件当たりの金額も減少している。このことは、大口の滞納事案について、滞納整理の基本である徴収できるものは速やかに徴収し、徴収不能のものについては欠損処理するという事務処理が進展しているものと考えられる。

(5) 滞納処分の停止の推移

滞納整理の過程で、滞納処分の続行が出来ない場合、滞納処分が停止される。滞納処分の停止は、不納欠損に結びつき、収入歩合に影響してくる。

平成 17 年度までの 5 年間の滞納処分停止の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
件 数	79,393	120,987	136,306	83,078	81,521
1 件当たり金額(円)	27,863	16,875	13,760	21,101	21,624
税 額	2,212,100	2,041,710	1,875,558	1,752,993	1,762,772

(県資料より作成)

また、平成 15・16・17 年度の滞納処分停止の税目別の内訳は以下のようになる。

	平成 15 年度			16 年度			17 年度		
	件数	金額(千円)	1件当たり金額(円)	件数	金額(千円)	1件当たり金額(円)	件数	金額(千円)	1件当たり金額(円)
個人県民税	117,484	1,028,005	8,750	64,268	947,983	14,750	61,984	938,453	15,140
法人県民税	61	7,807	127,984	59	8,126	137,729	45	1,820	40,444
個人事業税	967	77,381	80,022	752	60,908	80,995	686	56,659	82,593
法人事業税	17	23,373	1,374,882	10	17,639	1,763,900	13	3,688	283,692
不動産取得税	334	128,839	385,746	248	93,876	378,532	202	97,993	485,114
自動車税	17,270	605,082	35,037	17,576	619,249	35,233	18,377	656,848	35,743
自動車取得税	1	47	47,000	9	451	50,111	10	486	48,600
軽油引取税	27	2,781	103,000	27	2,781	103,000	1	135	135,000
その他	145	2,238	15,434	129	1,975	15,310	203	6,686	32,936
合計	136,306	1,875,558	13,760	83,078	1,752,993	21,101	81,521	1,762,772	21,624
個人県民税以外計	18,822	847,552	45,030	18,810	805,009	42,797	19,537	824,319	42,193

(県資料より作成)

個人県民税を除くと、件数は 1 万 9 千件前後、金額は 8 億円から 8 億 5 千万円で大きな変化なく推移している。

ここで、地方税法第 15 条の 7 第 1 項は滞納処分の停止の要件を以下のように規定している。

- 1 号 滞納処分をすることができる財産がない時。
- 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある時。
- 3 号 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である時。

平成 17 年度の滞納処分停止の理由別内訳は以下のとおりである。

ただし、データの取り方の問題で、個人県民税は除かれている。

(単位：千円)

	1 号	2 号	3 号	計
件数	662	340	18,535	19,537
	3.4%	1.7%	94.9%	100.0%
税額	108,802	30,561	684,955	824,319
	13.2%	3.7%	83.1%	100.0%

(県資料より作成)

3 号の不明という理由が、件数で 94.9%、金額で 83.1%も占めている。しかし、この 3 号の不明という理由を税目別にみると次のようになる。

	件数		金額(千円)		1件当たり金額(円)
法人県民税	5	0.0%	153	0.0%	30,600
個人事業税	158	0.9%	10,508	1.5%	66,506
法人事業税	3	0.0%	60	0.0%	20,000
不動産取得税	63	0.3%	19,997	2.9%	317,413
自動車税	18,275	98.6%	653,232	95.4%	35,745
自動車取得税	2	0.0%	91	0.0%	45,500
その他	29	0.2%	911	0.1%	31,414
合計	18,535	100.0%	684,955	100.0%	36,955

(県資料より作成)

3号の理由による滞納処分の停止はそのほとんどが自動車税であり、1件当たりの金額は少額となっている。

(6) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

督促状の発送について

地方税法によると、自動車税及び不動産取得税に関しても、督促状は、納税者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合、徴税吏員は納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない(地方税法第165条1項、同法第73条の34第1項)。ただし、特別の事情がある道府県において、条例でこれと異なる期間を定めることができる(地方税法第165条2項、同条第73条の34第2項)とされている。

現在、自動車税については5月末の納期限に対して7月、不動産取得税については納期限日の翌月末に督促状が発せられている。

督促状を発する特別な期間に関する県の条例もなく、地方税法に抵触することとなっている。

(改善策)

これに対して県は、地方税法第165条1項、同条第73条の34第1項は、事務の滞りを防ぐ趣旨で事務処理の目安として訓示的に定められたものであり、納期限後20日後に発した督促状についても有効であると解釈し、現在の運用を行っている。

しかしながら、これは本来、条例に特例期間を定めて運用すべきものであり、早期に条例改正をする必要がある。

新たな滞納整理の取組について

ア．インターネット公売の実施

関東地方では、平成16年7月の東京都が実施したのをかわきりに、全ての県で行われている。千葉県でも平成18年度からインターネット公売による換価の促進が図られている。

実施回	実施事務所 (物件、数量)	結 果		備 考
		見積価額	売却額等	
1回 9月13日 ~15日	中央県税 腕時計 1	10,000円	53,000円	
	旭県税 クロマツ 3	500,000円 100,000円 100,000円	不調	
2回 11月8日 ~10日	旭県税 クロマツ 3	270,000円 56,000円 56,000円	不調	(再公売)
	柏県税 花瓶(壺) 1 座像 1	花瓶 3,000円 座像 3,000円	花瓶 38,000円 座像 15,500円	
	佐倉県税 霊芝 1	10,000円	不調	

(県資料より作成)

平成 18 年 11 月末現在での実施状況は以上のとおりであり、2 回の実施で、物件も少なく、不調のものも多いが、見積価額を大きく上回る売却物件もあった。

(意見)

換価の促進による滞納整理の早期解決のため、インターネットを利用した公売の更なる活用が望まれる。

イ．自動車の差押

平成 18 年 12 月から自動車の差押が行われている。

差押は自動車を運行・使用をさせないための措置としてのタイヤロックを装着して滞納者等に保管命令をおこなう。その後、納税されないときは自動車を引き揚げて公売することとしている。

(意見)

依然として滞納の多い自動車税(平成 17 年度滞納繰越額 53 億円、14 万件)を中心に、滞納の一掃を図り税負担の公平性を確保するための新しい取組であり、積極的な活用が望まれる。

特別滞納整理班の設置体制について

高額滞納者の滞納整理は特別滞納整理班によって行われている。

平成 9 年に高額滞納整理班(当時 8 人)が税務課に設けられ、その後、平成 12 年に特別滞納整理班が担当地域ごとに設置されることとなった。

現在の特別滞納整理班の設置状況は以下のとおりである。

ブロック	事務所	配置人数			未設置事務所の 高額担当者
		平成 16 年度	17 年度	18 年度	
C	中央	5	5	5	
A	千葉西	4	3	4	
A	船橋	8	7	6	
A	松戸	5	5	4	
A	柏	3	3	3	
B	佐倉	6	5	4	
B	香取				収税班長
B	旭				収税班長
B	東金				高額担当
C	茂原				収税班長・高額担当・ 支所高額担当
C	館山				収税班長
C	木更津				高額担当
C	市原				高額担当
	自動車税				収税班長
	合計	31	28	26	

(注) A：東葛ブロック B：北総ブロック C：千葉南総ブロック

ブロック毎に所長会、担当者会議、研修会がおこまわれ、各事務所間でのローテーションもあり、高額滞納管理のノウハウが均一化する配慮がなされている。

前述のように、特別滞納整理班の設置によって、県全体の滞納繰越額は減少してきていると考えられる。

ここで、特別滞納整理班の設置状況と各県税事務所の高額滞納額との対応関係をみると以下の表のとおりである。

事務所	平成 16 年度				17 年度			
	件数	滞納者人数	金額(千円)	1人当たり金額(千円)	件数	滞納者人数	金額(千円)	1人当たり金額(千円)
中央	1,272	307	829,695	2,703	1,247	321	726,710	2,264
千葉西	855	202	1,199,782	5,940	854	190	926,320	4,875
船橋	1,755	452	1,363,099	3,016	1,612	414	1,067,398	2,578
松戸	1,150	337	1,757,348	5,215	1,063	295	1,492,752	5,060
柏	756	232	532,789	2,297	775	201	479,883	2,387
佐倉	999	287	1,419,692	4,947	825	209	1,206,522	5,773
香取	316	64	226,198	3,534	181	36	155,054	4,307
旭	171	49	142,664	2,912	190	46	137,079	2,980
東金	562	126	282,128	2,239	521	104	237,016	2,279
茂原	468	102	469,469	4,603	472	104	425,637	4,093
館山	41	13	19,608	1,508	44	11	11,323	1,029
木更津	392	98	564,365	5,759	363	88	590,941	6,715
市原	350	99	289,745	2,927	294	66	115,384	1,748
自動車税	9,897	340	326,506	960	9,408	331	313,603	947
合計	18,984	2,708	9,423,095	3,480	17,849	2,416	7,885,629	3,264

(県資料より作成)

(注) 太字は特別滞納整理班が設置されている事務所である。

(意見)

上記の表をみると、特別滞納整理班のない県税事務所においても、滞納金額及び1人当たり滞納金額が高額となっているところがある。

高額滞納整理という特殊技術を生かした滞納整理をより一層徹底するためにも、今一度特別滞納整理班の設置を検討する時期が来ているのではないかと考えられる。

さらに、より機動的な高額滞納整理を推進するためには、各事務所に分散するのではなく、集中的に高額滞納整理を行う要員を一箇所に集中して、各事務所へ派遣する方法も考慮にいれるべきではないだろうか。

例えば、東京都主税局では、さらに一歩進んで、滞納整理の特殊性・専門性に着目し、滞納整理自体の分業制を導入している。

平成7年度には90.2%と全国で最下位だった収入歩合を、いわゆる「攻めの滞納整理」により、平成16年度には98.6%まで上昇させ、2,400億円以上だった滞納繰越額を569億円まで圧縮した。

その原動力となったひとつが、徴税部門の構造改革であった。担当者や職場に徴収額・件数の目標管理を導入し、滞納整理における「督促」・「差押」・「回収」といった業務を案件ごとに1人の職員が担当するのではなく、専門性を持った組織で担当する。「督促」・「差押」・「回収」に特化した専門家集団が効率的・効果的・組織的に滞納整理を行っている。

もし、千葉県が東京都が導入した、専門性を生かした分業体制を採用するとするならば、各事務所に高額滞納担当者を分散配置することは人的にかなりの負担になる。高額滞納整理を行う要員を一箇所に集中することにより、分業体制を徹底して、より効率的・効果的・組織的な滞納整理を行うことも視野に入れる必要があると考えられる。

不納欠損について

17年度の不納欠損は、下表のとおり29億円と極めて多額な金額となっている。中でも、地方税の消滅時効による不納欠損が件数で12万件と約80%、金額で14億円と約50%近くを占めている。

不納欠損は以下の場合に認定される。

- A．滞納処分を停止し、停止が3年間継続した時(地方税法第15条の7第4項【停止後3年消滅】)。
- B．滞納処分を停止し、徴収金が限定承認に係るものであるとき又は徴収金を徴収することができないことが明らかである時(地方税法第15条の7第5項【即時消滅】)。
- C．法定納期限の翌日から起算して5年間、徴収権を行使しない時(地方税法第18条【地方税の消滅時効】)。

平成17年度について、不納欠損を上記の区分別にみると以下ようになる。

(単位：千円)

	A	B	C	計
件数	18,580	15,009	127,130	160,719
	11.6%	9.3%	79.1%	100.0%
税額	418,140	1,110,619	1,430,362	2,959,122
	14.1%	37.5%	48.3%	100.0%

(県資料より作成)

ここに、この【C．地方税の消滅時効】による不納欠損の税目別内訳をみると次のようになる。

(単位：千円)

	件数	構成比	金額	構成比	1件当たり金額(円)
個人県民税	113,957	89.6%	849,672	59.4%	7,456
法人県民税	683	0.5%	19,320	1.4%	28,287
個人事業税	1,072	0.8%	62,473	4.4%	58,277
法人事業税	133	0.1%	29,010	2.0%	218,120
不動産取得税	484	0.4%	102,985	7.2%	212,779
自動車税	10,738	8.4%	363,745	25.4%	33,875
自動車取得税	14	0.0%	587	0.0%	41,929
軽油引取税	2	0.0%	898	0.1%	449,000
その他	47	0.0%	1,667	0.1%	35,468
合計	127,130	100.0%	1,430,362	100.0%	11,251

(県資料より作成)

個人県民税・自動車税等の少額滞納事案が大部分を占めている。

(意見)

個人県民税・自動車税等の件数が膨大な少額滞納事案については、滞納処分業務・執行停止事務及びその後の事務管理は多大な労力を伴うため、本来ならば財産調査等の滞納処分の手続を実施した後、【A．停止後3年消滅】で不納欠損となるべきものが、当手続を実施しないまま【C．地方税の消滅時効】となっているケースも考えられる。

今後は高額滞納事案だけでなく、このような少額滞納事案についても【C. 地方税の消滅時効】の割合を出来るだけ少なくするよう滞納処分の手続を実施することが望まれる。

滞納事案について税負担の公平性の見地からは高額少額を問わず、財産調査・差押等を早期に着手して回収を図るとともに、回収できないものについては早期に見極めて滞納処分の停止を行い滞納繰越の縮減を図り、県税収入を有効かつ効率的に確保することが必要となる。

そのためにも、個人県民税における市町村との滞納整理の協力関係を強化するとともに、自動車の差押えやインターネット公売の拡大等の新しい取組みをさらに積極的に推進することが望まれる。

10. 組織体制

(1) 概要

近隣他都県との比較について

区分	千葉県	埼玉県	神奈川県	東京都
県税事務所の数 (うち自動車税事務所)	14 (1)	16 (1)	20 (1)	31 (6)
徴税職員数	668	708	940	3,706
県内(都内)税務署の数	14	15	18	48
人口(千人) (平成 17 年 10 月 1 日現在)	6,056	7,054	8,791	12,576
面積(k m ²) (平成 18 年 10 月 1 日現在)	5,156	3,797	2,415	2,187
調定額[現年課税分](千円)	708,616,220	629,956,995	980,821,332	3,113,138,408
徴税職員 1 人当たり面積(k m ²)	7.7	5.3	2.5	0.5
徴税職員 1 人当たり調定額(千円)	1,060,802	889,769	1,043,426	840,026
1 事務所当たり人口(千人) ()は自動車税事務所を除く場合	432 (465)	440 (470)	439 (462)	405 (503)
1 事務所当たり面積(k m ²) ()は自動車税事務所を除く場合	368 (396)	237 (253)	120 (127)	70 (87)

(県資料より作成)

- (注1) 千葉県の徴税職員数は、平成 17 年 11 月 1 日現在のものである。
 その他の都県については、平成 17 年 3 月 31 日現在のものである。
- (注2) 東京都は自動車税総合事務所を含んでいる。
- (注3) 調定件数については、平成 17 年度のものである。
- (注4) 千葉県以外の数値は、社団法人地方行財政調査会「17 年度都道府県税決算見込額調べ(出納閉鎖日現在)」、各都県や総務省統計局のホームページに基づいたものである。

千葉県と近隣他都県の県税事務所数及び徴税職員数を比較すると、以下の特徴があるといえる。

千葉県、埼玉県、神奈川県共に県税事務所の数は、県内税務署数とほぼ同じである。

千葉県の徴税職員数は最も少ないが、1 人当たり調定額でみると神奈川県とほぼ同水準であり、埼玉県、東京都より高い水準にある。

千葉県は面積が広く、徴税職員 1 人当たり面積及び 1 事務所当たり人口共に他の都県と比較して高水準である。

各都県により環境等が異なるため一概には比較できないが、数字上での比較によると、千葉県の徴税職員数は近隣他都県と比較して多くはなく、むしろ低い水準にあると考えられる。また、所管区域面積が広いことから 1 事務所当たり、または 1 徴税員当たりの担当所管区域が広範囲であるといえる。

県内税務署と県税事務所の配置状況

県内税務署と県税事務所の配置関係は次のとおりである。

県税事務所			税務署
事務所	所管区域		
中 央	千葉市の一部(千葉西県税事務所管内の地域は除く)		千葉東
千 葉 西	千葉市の一部、習志野市、八千代市		千葉西
船 橋	市川市、船橋市、浦安市		船橋、市川
松 戸	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市		松戸
柏	野田市、柏市、我孫子市		柏
佐 倉	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡		成田
香 取	香取市、香取郡		佐原
旭	銚子市、旭市、匝瑳市		銚子
東 金	東金市、山武市、山武郡		東金
茂 原	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡		茂原
館 山	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡		館山
木 更 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市		木更津
市 原	市原市		千葉南

上表のとおり、船橋県税事務所が船橋税務署及び市川税務署管内を所管するほかは、一県税事務所に対して一税務署という関係にある。なお、一部の県税事務所と税務署間では、それぞれの所管区域が若干相違している場合がある。

県税事務所別税務職員の配置状況について

平成17年11月1日現在の各県税事務所における税務職員の管理、課税、収税別の配置状況は以下のとおりである。

税務職員の配置状況

(単位：人)

事務所	所長次長	管理関係	課税関係	収税関係		職員合計	嘱託職員
					うち自動車税整理		
中 央	2	5	37【14】	32	11	76	7
千 葉 西	2	4	18【7】	23	8	47	5
船 橋	2	10	21	38	12	71	4
松 戸	2	5	20【9】	31	10	58	6
柏	2	5	16	24	9	47	6
佐 倉	2	5	19【6】	33	13	59	4
香 取	2	3	12【6】	7	1	24	5
旭	2	7【4】	7	7	2	23【4】	5
東 金	2	3	8	12	1	25	2
茂 原	2	7【3】	14【6】	11【3】	2	34【6】	5
館 山	2	3	7	5	1	17	2
木 更 津	2	4	17【7】	16	2	39	3
市 原	2	4	10	15	2	31	4
自動車税	2	28【8】	24【4】	6	6	60【12】	20
県税事務所計	28	93【15】	230【4】	260【3】	80	611【22】	78
総務部税務課						57	0
徴税職員計						668	78

(県資料より作成)

(注1) ()内の数値は支所の人数を内数で表している。

(注2) []内の数値は軽油引取税担当に係る人数を内数で表している。

(注3) 【】内の数値は外形標準課税担当に係る人数を内数で表している。

- (注4) の事務所については、組織図上において自動車税整理班が存在しないため、各県税事務所の事務分掌表上において、自動車税関連の業務を担当する職員数を記載している。
- (注5) 嘱託職員数は職員合計に対する外数である。
- (注6) 嘱託職員は平成17年4月1日現在のものである。

中央県税事務所では、個人県民税配当割、個人県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、地方消費税及び県たばこ税を取り扱っているため、「間税班」を独立した班として設けて7名を配置している。また、平成17年度は外形事業税調査員14名を中央県税事務所へ集中配置している(平成18年2月よりブロック別の配置となっている)。

軽油引取税については、千葉西、松戸、佐倉、香取、茂原、木更津の6県税事務所が担当している。

県税事務所別調定額等の状況について

各県税事務所の規模を比較するため、調定済額、調定件数、所管区域面積及び職員数を以下に示した。

事務所	平成17年度 調定済額 (千円)	調定件数(千件)		所管区域 面積 (k㎡)	職員数 (人)
		個人県民 税含む	個人県民 税を除く		
中 央	295,164,633 (85,644,524)	3,143	82 (52)	219.74	51 (44)
千 葉 西	52,903,463	1,550	38	124.60	39
船 橋	72,040,599	3,201	77	160.43	59
松 戸	51,300,853	840	42	117.72	48
柏	30,860,906	467	39	261.63	38
佐 倉	38,757,662	1,675	50	691.60	46
香 取	5,807,154	226	10	401.00	23
旭	5,806,246	421	12	315.56	21
東 金	9,154,397	737	16	427.88	24
茂 原	11,433,363	646	17	733.44	32
館 山	3,915,503	331	9	576.89	16
木 更 津	27,133,185	887	21	757.81	37
市 原	23,448,970	453	19	368.20	29
自 動 車 税	109,882,578	2,952	2,952	5,156.64	134
計	737,609,512	17,537	3,392	5,156.64	597

(県資料より作成)

- (注1) 自動車税事務所を除く各県税事務所については、職員総数から自動車税整理班に係る人員を除いている。
- (注2) 中央県税事務所については、職員総数から外形事業税担当を除いている。
- (注3) 自動車税の職員数に各県税事務所における自動車税整理班に係る人員を含めている。
- (注4) 「所管区域面積」は平成18年10月現在である。なお、自動車税事務所については全県担当であるため、千葉県全体の面積と一致する。四捨五入や境界未定部分が含まれている関係で、「計」は各事務所の所管区域面積合計と一致しない。
- (注5) 中央県税事務所の「調定済額」及び「調定件数」における()内の数字は、中央県税事務所のみで扱っている地方消費税等に係る調定額及び調定件数を除いた数字である。また、中央県税事務所の「職員数」における()内の数字は、「間税班」の7名を除いた人数である。

また、上表に基づき各県税事務所における職員 1 人当たりの調定済額、調定件数、及び所管区域面積を算定すると、以下のとおりであった。

(職員 1 人当たりの調定済額、調定件数及び所管区域面積の状況)

(単位：千円、件)

事務所	1 人当たり調定済額	1 人当たり調定件数 (個人県民税を除く)	1 人当たり所管区域面積(k m ²)
中 央	1,946,466	1,199	4.99
千 葉 西	1,356,499	976	3.19
船 橋	1,221,027	1,307	2.71
松 戸	1,068,767	889	2.45
柏	812,129	1,028	6.88
佐 倉	842,557	1,104	15.03
香 取	252,484	466	17.43
旭	276,487	604	15.02
東 金	381,433	698	17.82
茂 原	357,292	556	22.92
館 山	244,718	616	36.05
木 更 津	733,329	585	20.48
市 原	808,585	669	12.69
自 動 車 税	820,019	22,034	38.48
計	1,235,526	5,682	8.63

(注 1) 県税事務所間の比較を行うため、中央県税事務所のみで扱っている税目に係る調定額、調定件数及び職員数(便宜的に間税班の職員数 7 名を対象としている)は除いて計算している。

調定済額及び調定件数を比較することにより、大まかではあるが各県税事務所の規模が把握できると考えられる。調定済額及び調定件数共に、各県税事務所間で大きな相違が見られるが、概ね規模に応じた職員配置が行われているといえる。但し、事務所の規模に関わらず、業務を行っていくためには一定数の職員配置が必要であり、また各県税事務所が担当する所管区域の特徴等を反映して、1 人当たりの業務量を比較したとしても必ずしも均衡しない。各県税事務所における 1 人当たりの調定件数を比較すると、表上の中央県税事務所から佐倉県税事務所までの 6 県税事務所とそのほかの県税事務所では、倍近くの差が生じている。また、1 人当たりの調定済額を比較するとより顕著であり、所管区域内に大規模法人の事業所が存在する木更津県税事務所及び市原県税事務所を除くと、前述の 6 県税との差はより大きくなる。そこで、職員の配置人数が最も少ない館山県税事務所と最も多い中央県税事務所における課税に係る職員数を比較してみると以下のとおりであった。

	中央県税事務所 (平成 18 年 8 月 1 日)	館山県税事務所 (平成 18 年 6 月 1 日)
課税関係職員の総数	22 人	8 人
組織体系	課税課(課長:1 名) 事業税班:9 名 不動産取得税班:6 名 間税班:6 名	課税班:8 人 (うち、班長:1 名)
(事務内容)		
総括者	1 人 (課税課長)	1 人 (課税班長)
個人県民税、個人事業税関係	3(1)人	2[1]人

	中央県税事務所 (平成 18 年 8 月 1 日)	館山県税事務所 (平成 18 年 6 月 1 日)
法人県民税、法人事業税関係	7(1)人	1人
狩猟税、鉦区税	3(1)人	1人
不動産取得税	6人	3人
間税	6人	1人

(県資料より作成)

- (注1) 各県税事務所の「事務分掌表」に基づいて作成した。
(注2) 上表からは、外形事業税調査担当の職員を除いている。
(注3) 中央県税事務所における()内の人数は、事業税班の班長を内書で表したものである。
(注4) 館山県税事務所における【 】内の人数は、産前休暇中の職員数を表したものである。
(注5) 同じ職員が複数の業務に携わっている場合があるため、各業務における職員数の合計は、課税関係職員の総数と一致しない。

館山県税事務所における事務分掌表上の事務分担を見ると、ほぼ最少人数で業務を実施していることがうかがえる。但し、繁忙期においては各業務を上記人員で行うことは不可能であり、その場合には、各担当者が相互補完的に業務を実施している状況である。

一方で、各県税事務所の所管区域面積を見ると、前述とは逆の状況がうかがえる。すなわち、調定済額や調定件数が高い県税事務所ほど所管区域面積は小さく、調定済額や調定件数が低い県税事務所は逆に所管区域面積が広い傾向にある。特に、一人当たりの所管区域面積を比較すると顕著であり、表上の中央県税事務所から柏県税事務所までの5県税事務所とその他の県税事務所では大きな差が生じており、調定金額の最も小さい館山県税事務所における職員1人当たりの所管区域面積は、他の県税事務所と比較して特に高い水準にある。

平成 17 年度における県税事務所別超過勤務時間の状況

部 署	平成 17 年度 超過勤務総時間	職員数(人)	1人当たり超過勤 務時間(時間)
中 央	2,299	70	32.8
千 葉 西	2,637	43	61.3
船 橋	6,488	68	95.4
松 戸	2,708	55	49.2
柏	2,223	45	49.4
佐 倉	2,843	55	51.6
香 取	925	21	44.0
旭	740	22	33.6
東 金	1,155	21	55.0
茂 原	1,973	30	65.7
館 山	852	15	56.8
木 更 津	2,097	35	59.9
市 原	770	28	27.5
自 動 車 税	2,178	53	41.0
総務部税務課	2,423	43	56.3
計	32,311	604	53.4

(注1) 職員数は平成 17 年 4 月 21 日現在のものである。

船橋県税事務所の 1 人当たり超過勤務時間が他と比べ高い水準にあるが、これは課税課の事業税間税班及び不動産取得税班の時間外勤務が多いことによるものである。当課については、個人事業税に係る課税件数、管内法人数等がほかの事務所と比較して多い状況となっており、また繁忙期には業務が特に集中することから、必要な業務を処理するためには時間外勤務を必要としている状況である。

その他の県税事務所間では、1 人当たり超過勤務時間にバラつきはあるものの、大きな差異は生じていないといえる。

県税事務所別税務職員の税務に係る経験年数

区分	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満	30年以上	計	
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
20～24歳	0	2	6	2	1	1	0	0	0	0	0	12	1.8%
25～29歳	0	10	11	8	3	2	0	0	0	0	0	34	5.3%
30～34歳	1	12	7	10	6	13	2	0	0	0	0	51	7.9%
35～39歳	0	13	19	16	8	26	7	3	1	0	0	93	14.4%
40～44歳	0	4	5	6	5	19	8	1	1	0	0	49	7.6%
45～49歳	0	6	12	8	3	14	11	8	1	0	0	63	9.7%
50～54歳	0	5	2	10	11	35	45	25	21	7	1	162	25.0%
55歳以上	0	0	1	0	2	11	32	35	42	31	29	183	28.3%
合計	1	52	63	60	39	121	105	72	66	38	30	647	100.0%
	0.2%	8.0%	9.8%	9.3%	6.0%	18.7%	16.2%	11.1%	10.2%	5.9%	4.6%	100.0%	

(注1) 職員数は平成 18 年 6 月 1 日現在のものだが、年齢及び経験年数は平成 18 年度末時点である。

(県資料より作成)

経験年数を見ると、全体の過半数に近い職員が 10 年以上の税務経験を有していることになる。一方で年齢構成をみると、職員の過半数が 50 歳以上であり、また、55 歳以上の職員も 3 割に近い水準となっている。上表からは、これらの 50 歳以上の職員の大半が 10 年以上の税務経験年数を有している（20 年以上のケースも多い）こととなる。

他方で、34 歳までの職員は全体の 15% 程度に過ぎない状況である。平成 17 年 4 月 1 日現在における千葉県的一般行政職員の平均年齢は 44 歳であることを踏まえても、県税事務所における職員の年齢は高い水準にあるといえる。

(2) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

各県税事務所への職員配置について

各県税事務所における調定金額及び調定件数を見ると、事務所間で規模の大小が生じているものの、事務所の規模（業務量）に応じて職員が配置されているといえる。また、職員 1 人当たりの超過勤務時間を見ても船橋県税事務所が他の県税事務所と比較して高水準となっているが、著しく偏ったものではない。このことを踏まえれば、現行の組織体制のもとでは県税事務所の規模に応じた職員配置が行われ、県税事務所間で職員の業務量が均等になるような配慮はなされていると考えることができる。

次に各県税事務所における業務の実施体制を考えてみる。前述のとおり、各県税事務所間では規模（業務量）に大きな差がある。このため、職員数も必然的に規模の大きな県税事務所にはより多くの、規模の小さな県税事務所には少ない職員が配置されることとなる。大規模な組織と小規模な組織が存在する場合、両者に同水準の組織体制を求めることは困難であり、このことから規模に応じた組織

及び業務分掌が各県税事務所で組まれることとなる。例えば、「(1) 県税事務所別調定額等の状況について」で示したとおり、中央県税事務所と館山県税事務所では課税に係る組織体系及び各事務に携わる職員数が大きく相違することとなる。また、「9. 滞納処分(6)」でも述べたとおり、高額滞納者の滞納整理を目的として組織された特別滞納整理班についても、中央県税事務所等の規模の大きな県税事務所のみを設置されており、比較的小規模の県税事務所においては主に収税班長が高額滞納整理を担当することとしている。

(意見)

事務所の規模に応じて柔軟に組織を編成することは当然であり、適切な方針であるとも考えられるが、県税事務所間、あるいは県域全体で同水準の業務が漏れなく実施できる、あるいは確保できる体制にあるかということも組織体制を考える上で重要なことである。中央県税事務所と館山県税事務所を比較すると、「組織的な業務実施体制」という観点からは大きな相違があるといえる。一定水準レベルの業務の質を継続的に確保していくことや、専門的知識やノウハウを組織として蓄積していく上では、一般的に「組織的な業務実施体制」が整備されているほど望ましく、その意味では中央県税事務所における業務実施体制が一步進んでいると考えられる。繰り返しとなるが、現行の県税事務所における組織体制及び各県税事務所の規模を踏まえると、効率的な職員配置が行われているといえる。また、各県税事務所の規模や配置されている職員数を前提として、効率的な業務を遂行するために県税事務所別にある程度異なる取扱いを認めていくことも一つの方策ではあるといえる。しかしながら、県税事務所間、あるいは県域全体で同水準の業務実施体制を確保していくためには、現行の組織体制を見直し、既存の県税事務所の枠を超えた職員配置あるいは組織自体の再編を視野に入れることが必要ではないかと考える。

例えば、軽油引取税の賦課徴収事務については、事務の集約化による職員数の維持・有効配置を可能にし、増加する軽油脱税へ対応するため、既存の県税事務所の担当エリアを超えて、6 県税事務所が千葉県内を分担しているところである。また、平成 17 年度から適用された外形事業税の調査業務においても、各事務所における所要人員数の差や専門知識の共有化、調査技術の確立を図ることを目的として県税事務所の枠を超えたブロック単位での調査体制が既に組まれているところである。このような方針は、組織的な業務体制を構築していく方向性と整合しており、また、業務内容の均等化が図られることにより、県全体として税務職員の育成という視点からも効果的である。このことは税務職員が行う全ての業務に当てはまるとは言えないが、県税事務所単位で組織して業務を行うのではなく、組織を集約して県全体として一元的に実施していくことが効率的・効果的な分野もあるため、そのような分野に対して検討を行っていくことが望まれる。

以下に掲げる業務については、専門性の追求、情報の共有化や効率化の観点から現在の業務実施体制を見直し・検討していくことが望まれる。なお、これらの業務については各税目の箇所においても意見を述べているので参照されたい。

不動産評価業務

専門知識やノウハウの集約・共有化、及び業務量の不均衡の解消を図っていくために、不動産評価業務の集約化を図っていくことが望まれる。評価業務には高度な専門性が要求されるため、長期的な視野に立ち人材育成や職員配置を行う必要があると考えられる。そのためには評価担当者を県全体として集約化していくことが効果的である。また、現状、各県税事務所では評価業務の実施件数に乖離があるため、効率性の観点からも評価担当者を集中配置することによるメリットはあるものと考えられる。

外形事業税調査業務

不動産評価業務と同様、専門的知識が要求される分野であり、知識やノウハウの集約・共有化が不可欠である。現在の組織体制においても、県税事務所の枠を超えた「ブロック単位」により調査班を編成し、実地調査を進めているところであるが、県全体として調査体制を一元化する「一箇所への調査班の集約化」がより効果的な手段だと思われる。

その他の課税調査業務

職員数の不足等を理由として課税調査業務が十分に実施されていないのが現状である。特に少数規模の県税事務所では組織的な調査業務が困難であり、県税事務所間で調査業務量や質に格差が生じるおそれがある。また、そもそも各県税事務所では、申告書の受付や調定入力、郵便物発送等の定型的な業務が優先されてしまう傾向にあり、県全体として課税調査業務が十分に実施できる体制となっていない。不動産評価業務や外形事業税調査業務でも述べたことだが、県全体として調査業務の集約化を図っていくことが望まれる。

個人事業税における認定基準

個人事業税は課税される業種が限定されており、それらの認定には専門的知識が要求される。より高度なチェック体制の確立や専門知識の集約・蓄積を図っていくために、税務課や県税事務所間のレビューを行っていくことが有効な手段であると思われる。

滞納整理班について（専門性を生かした分業体制の確立）

高額滞納整理という特殊技術を生かした滞納整理をより一層徹底するためにも今一度特別滞納整理の設置を検討していくことが望まれる。より機動的な高額滞納整理を推進していくためには、各事務所に分散するのではなく、集中的に高額滞納整理を行う要員を一箇所に集中させ、各事務所へ派遣する方法も考慮していくことが望まれる。

税務職員の年齢構成、異動年数について

全体的に見ると10年以上の税務経験を有している職員の割合が過半数に近い水準であり、「税務に係る経験年数」という観点からは経験年数が豊富な職員が比較的多く在籍しているとの印象を受ける。他方で、県税事務所からは、職員の異動が多く、また「プロフェッショナル」が育ちにくい状況であるとの声が多く寄せられた。また、年齢構成をみると、税務職員の高年齢化が著しく、今後の業務体制にも大きな影響を与える要因の一つと考えられる。

このような状況に対して、県としてどのような見解を有しているかについて税務課へ照会を行った結果、以下のような回答が得られた。

現在の業務体制として、県税事務所の所長、次長、課長等の管理職ポストには税務経験豊かな職員がその職務に就いており、所属職員の指導に当たっている状況である。

税務課においても、県税事務所職員を対象に県税業務に必要な知識を修得するための各種実務研修を行っている状況である。

任期付職員制度の活用により経験豊富な国税OB職員を県税事務所に配置し、これまで県としてノウハウの蓄積が進んでいなかった分野について業務執行の推進を図るとともに、その知識・経験を各職員が業務を通

じて吸収することにより、県税事務所職員の能力の向上を図っている状況である。

県税業務に従事する上で必要な知識・経験については、職場におけるOJTや各種実務研修等を通じて習得できる環境を整えているものと考えている。

人材の育成については今後の大量退職時代に向けて業務の質を維持していく上でますます重要となると思われるが、所属の要望等を踏まえより一層の充実に向けて検討しているところである。

(意見)

上記のとおり、県では税務経験が豊富な職員が適所に配置され所属職員の指導に当たっており、また実務研修やOJTを通じて各職員の専門知識の向上に取り組んでいることは事実である。しかし、一方で県税事務所からは「専門家が育ちにくい」という声が上がっていることも事実であり、「現場とのギャップ」が生じている。

県はこの事実を真摯に受け止め、県税事務所における現場の意見を取り入れながら、この問題を解消していく必要があるものと考えている。

具体的には、以下の事項について検討をしていくことが望まれる。

組織体制について

「各県税事務所への職員配置について」でも述べたが、県税事務所間で業務の実施体制が異なり、また申告書の受付や調定入力、郵便物発送等の定型的な業務に日々追われてしまい専門的知識・ノウハウを蓄積していくための体制が十分でないと考えられる。現行組織体制を前提とした「適材適所」の職員配置は行われているかも知れないが、県全体として「県税の専門家」を育成していくための組織体制を改めて考えていく必要があるものと考えている。

年齢構成について

高度な専門的知識を幅広く持つまでには長期間を有することは事実であるが、現在は50歳以上の職員が全体の50%を占めている状況であり、若年世代への業務移行が急務であると思われる。県全体としての職員の高齢化の進行や人事政策から税務職員だけの問題として、職員配置方針を考えていくことは出来ないが、県全体と比較しても県税事務所における職員の年齢構成は高い水準にあるといえる。このことを踏まえ、将来を見据えた人事政策を検討していくことが必要と考える。

人事異動について

せっかく県税に関する専門的知識を習得した職員であっても、人事異動により他部署への異動が頻繁に行われてしまえば県税組織としてはその効果は半減してしまう。しかし、有能な職員を税務職員だけで占有してしまうわけにもいかず、また若手職員にとっては他の部署で幅広く経験を積んでいくことも大事なことであり、県全体から考えても、そのような幅広い知識・経験を有する人材を育成することは重要な施策であると思われる。そこで重要なことは、このような人事ローテーションの過程で、税務職員として適性を有する人材を見極め、当該職員を適所に配置できる体制にあるかということである。前述のとおり、税務職員の年齢構成を見ると50歳以上の職員が過半数を占めている一方、これらの税務職員は長い税務経験を持つ「ベテラン」であり、税務業務に適性のあ

る職員が専門家として税務業務に配置されているとも考えられる。しかし、現時点における税務職員の年齢構成を踏まえると、若い世代の税務職員の育成が急務であり、若い世代の年齢構成を高めていきつつも税務専門家が育成できるような人事異動方針を考えていくことが必要ではないかと考える。

11. 徴税費分析

千葉県における、平成 13 年度から 5 年間の収入額とそれに対応する徴税費の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度		
					金額	構成比	収入比
収入額	684,337,453	617,024,075	614,621,549	647,824,455	706,449,179	-	100.00%
徴税費							
人件費	5,751,619	5,719,199	5,825,583	5,786,761	5,861,278	32.23%	0.83%
旅費	25,175	22,665	24,871	20,171	19,832	0.11%	0.00%
需用費	1,250,582	1,198,535	1,283,162	1,186,154	1,250,578	6.88%	0.18%
徴収取扱費等							
個人県民税徴収取扱費	9,352,287	9,264,228	8,919,478	8,693,410	8,928,449	49.10%	1.26%
地方消費税徴収取扱費	808,118	734,343	794,028	876,578	877,802	4.83%	0.12%
特別徴収義務者交付金							
軽油引取税	1,070,189	1,091,548	1,078,497	1,051,180	1,074,482	5.91%	0.15%
その他	147,505	140,829	134,954	131,477	129,109	0.71%	0.02%
その他	60,278	61,514	62,705	46,120	41,913	0.23%	0.01%
徴収取扱費等計	11,438,377	11,292,462	10,989,662	10,798,765	11,051,755	60.78%	1.56%
徴税費計	18,465,753	18,232,861	18,123,278	17,791,851	18,183,443	100.00%	2.57%
税収入に対する徴税費の割合	2.70%	2.96%	2.95%	2.75%	2.57%		
徴税吏員数 (人)	716	702	730	737	742		
徴税吏員 1 人当たり徴税額 (千円/人)	955,779	878,952	841,947	879,002	952,088		
徴税吏員 1 人当たり徴税費 (千円/人)	25,790	25,973	24,826	24,141	24,506		

(県資料より作成)

各年度の徴税費総額はほぼ 180 億円前後で推移している。

各費目も各年度でほぼ同じ金額で推移しているが、金額的に多いのは人件費、需用費、個人県民税徴収取扱費、軽油引取税の特別徴収義務交付金である。

人件費、需用費は固定的に発生すると考えられるが、個人県民税徴収取扱費、軽油引取税の特別徴収義務交付金は、各税金の収入金額に対応して発生する。

個人県民税徴収取扱費とは、市町村に対する個人県民税の賦課徴収事務費用の補償として交付される。主なものは、県へ払い込まれた個人県民税の 7% の金額、納税通知書の数に 60 円を乗じた金額などである。

毎年 90 億円程度が交付されているが、平成 17 年度の個人県民税の不納欠損額は 12 億 7 千万円に達していることを考慮すると、かなり割高な徴税費であるという印象が強い。今後、滞納整理・不納欠損等とトータルに考えての削減が期待される。

軽油引取税の特別徴収義務交付金は、軽油引取税の納期限内申告納入分及び徴収猶予期間内納入分の 2.5% が交付されることになっている。

平成 17 年度の徴税費のなかで各費目の占める割合 (構成比) としては、人件費 32.23%、需用費 6.55%、個人県民税徴収取扱費 49.10%、軽油引取税の特別徴収義

務交付金は 5.91%であり、個人県民税徴収取扱費は徴税費のなかで最も高い構成要素となっている。

また、税収入に対する徴税費の割合は、2.5%から 3.0%の間で推移しており、平成 17 年度で 2.57%となっている。この値は、税金 100 円を徴収するのに 2.57 円の徴収費用がかかることを意味している。

収入比は、この 2.57%の各費目の内訳である。主なものは、構成比と同様に、人件費の 0.83%、需用費の 0.18%、個人県民税徴収取扱費が 1.26%、軽油引取税の特別徴収義務交付金の 0.15%である。

徴税吏員 1 人当たり徴税額は 8.4 億円から 9.5 億円で推移しており、徴税吏員 1 人当たり徴税費は 24 百万円から 25 百万円で推移している。

次に、平成 16 年度で埼玉県と東京都と比較をしたものが、以下の表である。

(単位：千円)

	千葉県			埼玉県		
	金額	構成比	収入比	金額	構成比	収入比
収入額	647,824,455	-	100.00%	602,945,312	-	100.00%
徴税費						
人件費	5,786,761	32.52%	0.89%	5,293,886	32.20%	0.88%
旅費	20,171	0.11%	0.00%	21,396	0.13%	0.00%
需用費	1,186,154	6.67%	0.18%	497,341	3.02%	0.08%
徴収取扱費等						
個人県民税徴収取扱費	8,693,410	48.86%	1.34%	9,179,688	55.83%	1.52%
地方消費税徴収取扱費	876,578	4.93%	0.14%	205,698	1.25%	0.03%
特別徴収義務者交付金	1,182,657	6.65%	0.18%	1,244,340	7.57%	0.21%
その他	46,120	0.26%	0.01%			
徴収取扱費等計	10,798,765	60.70%	1.67%	10,629,726	64.65%	1.76%
徴税費計	17,791,851	100.00%	2.75%	16,442,349	100.00%	2.73%
税収入に対する徴税費の割合	2.75%			2.73%		
徴税吏員数 (人)	737			777		
徴税吏員 1 人当たり徴税額(千円/人)	879,002			775,991		
徴税吏員 1 人当たり徴税費(千円/人)	24,141			21,161		

	東京都		
	金額	構成比	収入比
収入額	4,252,873,321	-	100.00%
徴税費			
人件費	33,861,475	41.47%	0.80%
旅費	81,426	0.10%	0.00%
需用費	17,367,545	21.27%	0.41%
徴収取扱費等			
個人都民税徴収取扱費	25,679,418	31.45%	0.60%
地方消費税徴収取扱費	3,131,102	3.84%	0.07%
特別徴収義務者交付金	1,426,074	1.75%	0.03%
その他	97,225	0.12%	0.00%
徴収取扱費等計	30,333,819	37.15%	0.71%
徴税費計	81,644,265	100.00%	1.92%
税収入に対する徴税費の割合	1.92%		
徴税吏員数(人)	4,192		
徴税吏員1人当たり徴税額(千円/人)	1,014,521		
徴税吏員1人当たり徴税費(千円/人)	19,476		

(県資料及び東京都・埼玉県ホームページ資料より作成)

三都県の主な指標を比較すると以下ようになる。

		千葉県	埼玉県	東京都
A	税収入に対する徴税費の割合	2.75%	2.73%	1.92%
B	徴税吏員1人当たり徴税額(千円/人)	879,002	775,991	1,014,521
C	徴税吏員1人当たり徴税費(千円/人)	24,141	21,161	19,476

ここで、平成16年度の千葉県と東京都の県(都)税の収入割合をみると、次のようになっている。

(金額：千円)

	千葉県		東京都	
	金額	構成比	金額	構成比
個人県(都)民税	123,099,146	19.0%	366,154,952	8.6%
法人県(都)民税	24,965,204	3.9%	730,831,760	17.2%
個人事業税	8,243,981	1.3%	54,607,363	1.3%
法人事業税	120,230,684	18.6%	1,066,789,916	25.1%
不動産取得税	18,887,509	2.9%	87,364,339	2.1%
自動車税	81,766,928	12.6%	118,381,261	2.8%
固定資産税	1,215,088	0.2%	1,024,437,789	24.1%
地方消費税	176,487,165	27.2%	344,330,539	8.1%

	千葉県		東京都	
	金額	構成比	金額	構成比
その他	92,928,746	14.3%	459,975,398	10.8%
合計	647,824,455	100.0%	4,252,873,321	100.0%

(県資料及び東京都ホームページ資料より作成)

東京都と千葉県の税収を比べると、収入規模は 6.5 倍であり、税目の構成比も異なっている。千葉県の収入の柱は個人県民税、法人事業税、自動車税、地方消費税であるのに対し、東京都の柱は、法人都民税、法人事業税、固定資産税である。

税収入に対する徴税費の割合が東京都の方が低く、また、徴税吏員 1 人当たり徴税額は東京都の方が高く、徴税吏員 1 人当たり徴税費は東京都の方が低いなど徴税の効率面ではすべて東京都の方が千葉県より良い。この原因としては、税収構成内容の相違や地域経済の密集度の違いなどが大きく反映しているものと考えられる。

徴税費の構成内容では、千葉県では個人県民税の比率が高いなどの税収の構成内容の特色により、人件費では東京都が 41.4% に対し、千葉県は 32.5% と低いが、一方、個人県民税徴収取扱費は東京都の 31.4% に対して千葉県は 48.8% と高くなっている。

税収入に対する徴税費の割合が、千葉県が東京都より高くなっているのはこのあたりに要因があると考えられる。

一方、平成 16 年度の千葉県と埼玉県の県税の収入割合は、以下のようになる。

(金額：千円)

	千葉県		埼玉県	
	金額	構成比	金額	構成比
個人県民税	123,099,146	19.0%	136,876,857	22.7%
法人県民税	24,965,204	3.9%	31,598,491	5.2%
個人事業税	8,243,981	1.3%	12,926,157	2.1%
法人事業税	120,230,684	18.6%	144,546,502	24.0%
不動産取得税	18,887,509	2.9%	20,114,856	3.3%
自動車税	81,766,928	12.6%	95,442,008	15.8%
自動車取得税	21,115,457	3.3%	26,458,067	4.4%
軽油引取税	43,161,827	6.7%	48,001,322	8.0%
固定資産税	1,215,088	0.2%	—	—
地方消費税	176,487,165	27.2%	57,591,657	9.6%
その他	28,651,460	4.4%	29,389,390	4.9%
合計	647,824,455	100.0%	602,945,312	100.0%

(県資料及び埼玉県ホームページ資料より作成)

収入規模もほぼ同じであり、税目の構成比も似通っている。地方消費税を除けば、個人県民税、法人事業税、自動車税の比率が高い。

徴税費の構成内容では、税収構成内容も似ているため、人件費や個人県民税徴収取扱費の構成比も比較的近いものがある。

また、税収入に対する徴税費の割合もほぼ同じ水準である。

徴税吏員 1 人当たり徴税額及び徴税費はいずれも千葉県の方が埼玉県に比べ 13% ほど高いが、これは徴税吏員の数が千葉県の方が若干少ないことが影響しているものと考えられる。

**健康福祉部高齢者福祉課の補助金に係る事務
について**

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく監査

2. 特定の事件（監査のテーマ）

健康福祉部高齢者福祉課の補助金に係る事務について

3. 監査対象年度

平成 17 年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

4. 監査対象部局

健康福祉部高齢者福祉課

5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

中里 猛志 公認会計士

補助者

鶴澤 昭臣 公認会計士

鈴木 信一 公認会計士

小出 健治 公認会計士

植田 茂 公認会計士

坂邊 淳也 公認会計士（平成 18 年 7 月 1 日より補助者を解除している。）

伊原 嘉伸 公認会計士

大川 健哉 公認会計士

村田 克彦 公認会計士

林 広隆 公認会計士

岡田 文彌 公認会計士

赤井 雄一 公認会計士（平成 18 年 8 月 22 日より会計士補より資格変更している。）

6. 特定の事件の選定理由

急激な少子高齢化及び今後大量に退職を迎える団塊の世代の高齢化に伴い、県の人口は急速に高齢化が進むことが予想されます。このような状況と貴県の財政の厳

しい状況から、県政に対する世論調査でも、高齢者施策は高順位の要望事項となっております。

貴県としても、高齢者福祉の観点から、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域づくりを目指すべく、老人ホーム等の施設運営に対して多くの補助事業を行っております。

そこで、高齢者福祉課の補助金に係る事務について検討することが有用と判断いたしました。

7．監査の要点

- (1) 補助対象は適切か、公益上の必要はあるか。
- (2) 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- (3) 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- (4) 補助事業の実績報告は適切か。
- (5) 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- (6) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。

8．主な監査手続

- (1) 補助要綱・要領等を分析し、交付目的、対象事業等を確認した。
- (2) 交付申請書の内容、審査及びヒアリングの状況を調査し、要綱、要領で定める組織及び組織が補助対象になっているかを確認した。
- (3) 必要な資料は全て徴求され、定められた審査・確認が行われているかを確認した。
- (4) 補助金額が定められた算定方法によって計算されていることを確認した。
- (5) 補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているかを検討した。
- (6) 補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切かを確認した。
- (7) 補助金実施報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導、監督方法を確認した。
- (8) 補助事業の効果測定方法並びに分析及び評価方法を確認した。

9．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

監査の結果及び意見の集約

1. 民間老人福祉施設職員設置費補助金

審査時のマニュアルについて

民間老人福祉施設職員設置費補助金の支給については、補助事業認定協議書により補助事業の対象職員かどうか、補助金申請書により補助金概算払いの金額の確定、実績報告書により補助金額の確定を行う。これらの審査は、該当法人が書類に記載してきた内容に基づいた形式的な審査となっている。

補助金を公平にかつ効率よく交付するためにも、審査の作業は担当者によって差異が生じないように行われる必要がある。作業の均一化及び効率化のために、マニュアルを作成してチェック項目を明確化する必要がある。

不正受給について

平成 16 年度において、社会福祉法人金谷温清会の不正受給を確認した。

その後、高齢者福祉課による実地調査において、他に 4 件の不正及び過誤受給の事実が発見されている。

このような不正受給を未然に防ぐシステムを構築する必要がある。特に、審査体制及び監査体制の強化が有効と考える。

(審査体制の強化)

補助対象職員の職種は限定されており、他の施設との兼任は認められていない。また、非常勤者（一部例外規定あり）も対象職員とはならない。これらは、各施設より提出された書類及び添付資料に基づいて判定されるが、現在の形式的なチェックでは誤記入や意図的に改ざんした書類を見抜くことは困難である。

追加的な資料の提出を求めるとことや担当者との面談を事前に実施することで牽制機能を働かせるためにも、実質的な審査項目を設置することを検討する必要がある。

(監査体制の強化)

健康福祉センター監査指導課が実施する社会福祉法人及び社会福祉施設の監査は、監査対象がすべての社会福祉法人とその施設となるため、老人福祉施設以外の監査も行われており、老人福祉施設職員設置費補助金に特化した監査はしていない。

また、通常健康福祉センターの監査手続が必ずしも不正受給の発見に有効であるとはいえない可能性がある。

不正受給の発見を目的とした監査項目を加えるなど、監査部門との連携の強化の検討が必要である。また、必要に応じて主務課において実地調査を実施することが必要と思われる。

補助金の意義について

職員設置費補助金の趣旨は、職員の人件費を補助することにより職員の待遇を向上させることと、それに伴い職員が増加することにより入所者が受けるサービスが向上することにある。

現在、補助金支給による具体的な効果は検討されていない。また、県が独自に調査した結果、他の都道府県において当該補助金と同様の補助を行っているのは、神奈川県と愛知県の 2 県しかない。補助金の支給によりどの程度施設における職員と入所者の処遇が改善されているのか検討する必要がある。具体的には、以下の方法が有効と考える。

- ・ 施設の職員の待遇や入所者の満足度についてアンケートをとり、分析することで補助金の目的が達成されているか検討する。

- ・ 施設に応じた人員配置がなされているかどうかや、施設の財政状況・経営成績等を分析し、効率的に施設の運営がなされているかどうか検討する。
- ・ 補助金が無い都道府県について、より有効な手段の有無を調査する。

このような調査・検討を行ったうえで、補助金の必要性を検討することが望まれる。また、補助金を支給した施設に対して更なる自助努力を促すことが望まれる。

2. 軽費老人ホーム事務費補助金

補助金の支払に当たっての審査について

補助金を支払うに当たってはその妥当性を判断するための審査は重要な作業である。そのため、以下のように改善すべきである。

- ・ 文書の收受時にその事実を示すために押印することが必要である。
- ・ 審査を行うためのマニュアルを整備すべきである。
- ・ 上記マニュアルの整備に際しては、審査担当者や上位者の作業結果の証跡も明確に残せるようにすることを考慮し、チェックリスト等の作成が必要である。

管理費特別加算の交付について

県は、施設長からの申請書に添付される処遇項目に関する調査表に基づき、施設の評価を行っている。

この方法では、施設の評価が自己申告に依存することになる。

また、優れているか否かの基準が、施設が申請してきた点数の平均点を基準とし、これに監査結果等を斟酌して決定しているため、特に優れた施設に交付するという補助金本来の目的に沿っていない。

また、加算の交付の決定にかかわる協議の経過についての書類も残っていない。

評価を実施するに当たり、評価基準を明確にするとともに、補助金本来の目的に沿うように交付先の決定がなされるような仕組みづくりを構築することが望ましい。

定期監査と補助金の実質審査のための連携について

前ページの民間老人福祉施設職員設置費補助金の 不正受給についてを参照。

3. 特別養護老人ホーム建設事業補助金

補助金交付の審査における交付申請書のチェック項目の明確化について

交付申請書及びその添付書類のチェックリストがあれば、書類上のどの項目をチェックすべきかが明確になり、人事異動等により担当者が交代しても、常に交付申請書に対する審査水準が一定に保たれる。

したがって、交付申請書及びその添付書類に係るチェックリストを作成すべきである。

千葉県社会福祉法人審査会のメンバーについて

施設整備の必要性や整備を行う社会福祉法人の適格性等を審査する社会福祉法人審査会メンバーについては、埼玉県・茨城県・山梨県が弁護士や大学教授を含めている等、外部の有識者を参加させることによって、広く社会一般の意見を取り入れており、審査会組織が硬直化しないように努力している様子がうかがえる。

補助金制度においては、補助金の透明性・公平性を確保することが必要であり、特に当該事業の補助金は、金額が多額であるため、そうした要請は最も強いと考えられる。

したがって、千葉県においても、他都県の状態を参考にしながら外部の有識者を審査会のメンバーに招くことによって、組織の硬直化を防ぎ、審査会内部での活発な意見交換を推進し、補助金の透明性・公平性を確保することが望まれる。

老人福祉施設の整備計画と法人設立並びに施設設置の認可のあり方について

整備率の低い地域に、施設の設置が促進されるような施策が望まれる。そのためには、整備率の低い市町村に施設の設置を計画する社会福祉法人が多く生じるような取り組みが必要である。

具体的には、ア・整備率の低い地域での設置希望法人を優先的に認可することを今後とも推し進めるとともに、イ・整備率の低い地域での施設希望者の掘り起こしを更に積極的に行うこと、ウ・整備率の低い地域への施設の設置について補助金を増額するなどの運用を検討することが考えられる。

4. 認知症高齢者グループホーム整備費補助金

審査時のマニュアルについて

県は交付申請書類及び実績報告書類の書面審査を行っている。これらの審査は、社会福祉法人が提出した書類について、形式的な審査となっているが、チェック項目等についての審査上のマニュアルは特に作成されていない。

審査上のマニュアルが特に作成されていないため、担当者によって審査のレベルに精粗が生じ、結果としてチェック項目の見落としや誤りが生じるおそれもある。

補助金の交付事務を正確かつ効率的に執行するために、審査のマニュアルを作成してチェック項目を明確にすべきである。なお、当該補助事業は、平成 18 年度以降廃止されている。

補助金の必要性について

介護保険制度の見直しに伴い、平成 17 年度から、グループホームに対する補助金は国が市町村を通じてこれを交付金として交付することとなったため、グループホームの整備費補助金が減少する。このため、県は移行措置として平成 17 年度に県の定めた補助額と国の交付金との差額を市町村に交付している。

しかし、補助金の交付を希望する社会福祉法人からのグループホームの整備要望総数は減少傾向にある。

グループホームの整備趣旨は、認知症の高齢者が長年住み慣れた地域において生活を継続できるようにすることにある。したがって、その整備に当たりグループホームを整備する法人に補助金等の援助を行うに際しては、地域の実情を最も把握できる自治体、すなわち市町村がこれを行うのが最適であると考えられる。

補助金制度から交付金制度への移行のなかで、グループホームを整備する社会福祉法人への影響を考慮し、移行措置として県が平成 17 年度にグループホームの整備費用の一部を負担したことに意義は認められるものの、グループホームの整備要望総数の減少及びその整備趣旨から、負担を継続すべきものとは言えない。

監査の結果及び意見

1. 民間老人福祉施設職員設置費補助金

(1) 概要

趣旨

職員の待遇改善および入所者の処遇向上を図るため、国の定める職員の設置基準を上回って職員を配置した場合に、雇用を伴う経費を補助することを目的とする。

補助対象として認定される者は、国の基準を上回って配置され、かつ専任で常勤職員とみなされた者とする。

国の基準とは、軽費老人ホームについては厚生労働省による「軽費老人ホームの設備及び運営について(S42.2.26 社老第 17 号)」に、養護老人ホームについては「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(S41.7.1 省令第 19 号)」に定められた職員数を指す。

補助対象経費及び補助額

対象施設：社会福祉法人立の養護老人ホーム、軽費老人ホーム

対象職種：生活相談員、介護職員、支援員、看護職員、調理員

対象職員：国の定める基準を上回って雇用される専任の常勤職員

なお、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上、かつ、月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤職員とみなし補助対象とする。

補助基準単価（基準額）：

17年度 月額 160,200 円（県行政職 1 級 7 号 中級初任給）
上限月数 年間 16.40 月（給与 12 ヶ月 + 賞与 4.40 ヶ月）
基準額 $160,200 \times 16.40 \text{ ヶ月} \times 2 \text{ 人} = 5,254,560 \text{ 円}$

18年度 月額 159,700 円（県行政職 1 級 7 号 中級初任給）
上限月数 年間 16.45 月（給与 12 ヶ月 + 賞与 4.45 ヶ月）
基準額 $159,700 \times 16.45 \text{ ヶ月} \times 2 \text{ 人} = 5,254,130 \text{ 円}$

当該額は上限であり、実際の金額が基準額を下回った場合には実際の金額が補助金額となる。

補助率：10/10

補助職員限度数：入所者定員 50 人未満 1 名 50 人以上 2 名

(2) 事務スケジュール

	県	社会福祉法人	
8月	補助金交付要綱改正		
9月	新補助金交付要綱を通知 補助事業認定協議書の提出依頼	当該補助事業該当法人は、協議書及び添付書類を提出 当該補助事業非該当法人は、非該当の旨を回答	
10月	補助事業認定協議書の審査 協議書認定の通知	認定通知書を受領	(随時) 協議書・認定通知書の内容に変更が生じた場合 再協議書を提出し、再認定を受ける。
11月	補助金申請書の提出依頼	補助金の申請書及び添付書類を提出	
12月	補助金申請書の審査 交付決定通知書の交付	交付決定通知書を受領	
1月	概算払い		
3月	実績報告書の提出依頼		
4月 1日～ 6日	実績報告書の審査	実績報告書の提出	
4月下旬	補助金額の確定 額確定通知書の交付 戻入通知書兼領収書の送付(戻入がある法人のみ)	額確定通知書を受領 戻入通知書兼領収書の受領(戻入がある法人のみ) 戻入(戻入がある法人のみ)	

(注) 添付書類は平成 17 年度においては以下のとおりとなっている。

(補助事業認定協議書)

職員現員表・職員現員表内訳・辞令(写)、雇用契約書(写)

(補助金申請書)

補助金所要額調書・事業費算出内訳表・収支予算(見込み)書抄本・勤務表・給与支給一覧表

(3) 支給実績

平成 17 年度の支給実績

55 施設 52 法人 205,522,623 円(すべて自主財源)

(単位:千円)

交付先	交付額	交付先	交付額
社会福祉法人 1	5,254	社会福祉法人 26	2,467
社会福祉法人 2	5,254	社会福祉法人 27	2,627
社会福祉法人 3	5,254	社会福祉法人 28	2,627
社会福祉法人 4	4,293	社会福祉法人 29	5,254
社会福祉法人 5	5,254	社会福祉法人 30	2,557
社会福祉法人 6	2,627	社会福祉法人 31	5,254
社会福祉法人 7	4,934	社会福祉法人 32	5,094
社会福祉法人 8	5,254	社会福祉法人 33	2,627
社会福祉法人 9	5,254	社会福祉法人 34	2,627
社会福祉法人 10	5,164	社会福祉法人 35	160
社会福祉法人 11	4,613	社会福祉法人 36	2,018
社会福祉法人 12	5,254	社会福祉法人 37	5,254
社会福祉法人 13	2,627	社会福祉法人 38	2,627
社会福祉法人 14	5,254	社会福祉法人 39	2,627

交付先	交付額	交付先	交付額
社会福祉法人 15	2,146	社会福祉法人 40	5,001
社会福祉法人 16	2,627	社会福祉法人 41	2,627
社会福祉法人 17	4,053	社会福祉法人 42	5,254
社会福祉法人 18	4,589	社会福祉法人 43	2,409
社会福祉法人 19	2,627	社会福祉法人 44	2,627
社会福祉法人 20	5,254	社会福祉法人 45	5,254
社会福祉法人 21	1,329	社会福祉法人 46	2,627
社会福祉法人 22	2,627	社会福祉法人 47	5,254
社会福祉法人 23 施設 A	2,627	社会福祉法人 48	2,627
社会福祉法人 23 施設 B	5,254	社会福祉法人 49	5,254
社会福祉法人 23 施設 C	2,627	社会福祉法人 50	5,094
社会福祉法人 23 施設 D	5,254	社会福祉法人 51	2,627
社会福祉法人 24	1,650	社会福祉法人 52	817
社会福祉法人 25	5,254	合計	205,522

(県資料より作成)

なお、補助の対象となる県内（千葉市及び船橋市を除く）における民間立の軽費老人ホームは 67 施設、養護老人ホームは 6 施設、計 73 施設である。

(4) 社会福祉法に基づく監査指導課による監査体制について

社会福祉法人及び社会福祉施設への監査は、「社会福祉法人及び社会福祉施設監査要綱」に基づき健康福祉部に所属する健康福祉センター監査指導課が実施している。

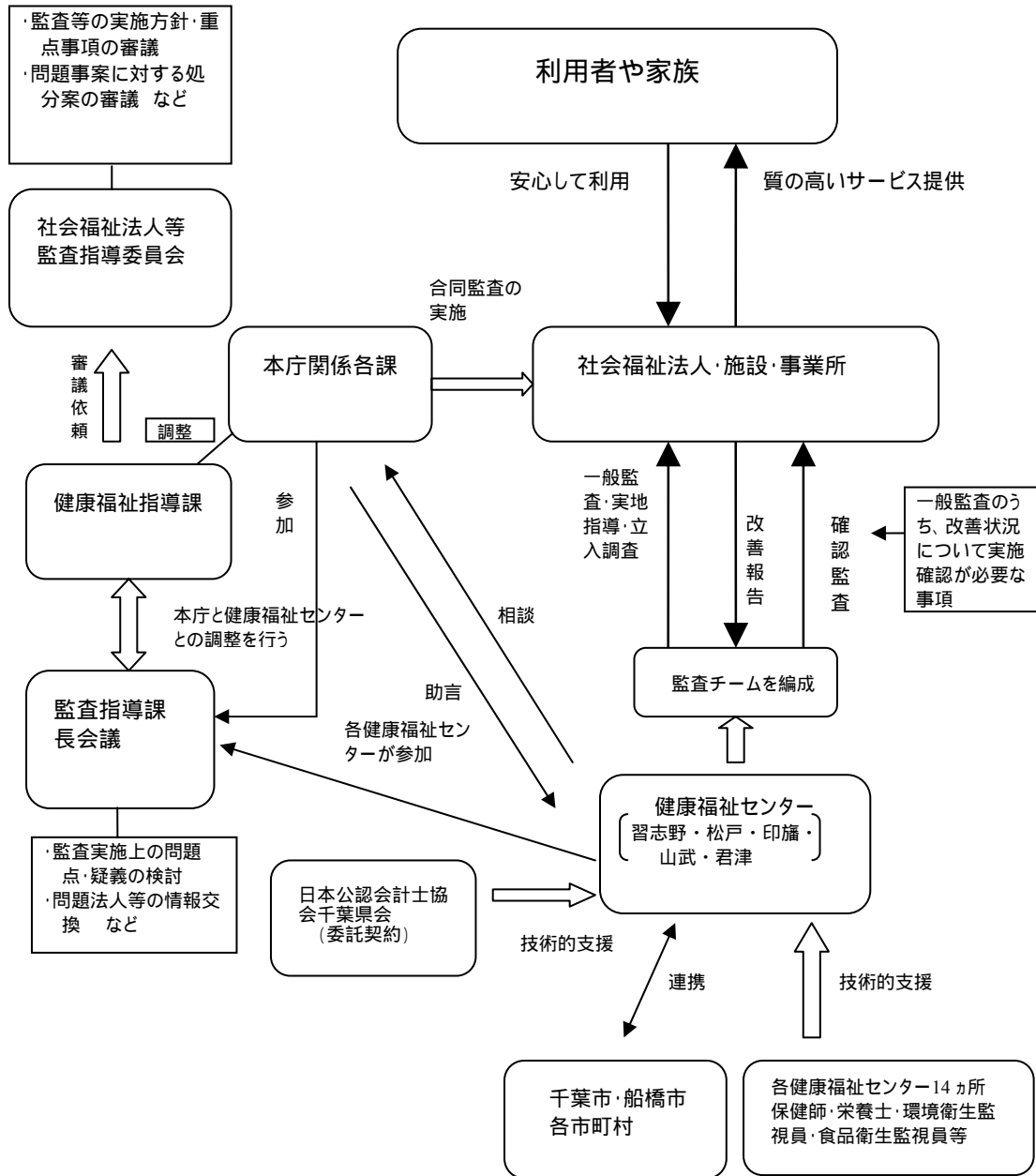
社会福祉法人及び社会福祉施設監査の主な概要は次のとおりである。

目的

社会福祉法人等の事業の運営の適否について個別的に調査するとともに積極的に助言指導を行うことにより、社会福祉事業の適正かつ円滑な運営の確保を図ること。

体制

監 査 体 制 概 念 図



(県資料より作成)

健康福祉センターの監査指導課は、習志野、松戸、印旛、山武、君津の 5 箇所に設置する。

管轄地域

センター名称	設置場所	管轄地域
習志野	習志野市	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、千葉市、船橋市
松戸	松戸市	松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市
印旛	佐倉市	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡、香取市、香取郡、銚子市、匝瑳市、旭市
山武	東金市	東金市、山武市、山武郡、茂原市、長生郡、勝浦市、いすみ市、夷隅郡
君津	木更津市	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡、市原市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

千葉市、船橋市に法人があり、その区域外に施設があるものについては、法人監査を習志野健康福祉センターが行う。

監査の範囲

1. 社会福祉法第 56 条第 1 項、第 58 条第 2 項及び第 70 条に規定する報告の徴収及び監督
2. 児童福祉法第 46 条第 1 項に規定する報告の徴収及び検査
3. 身体障害者福祉法第 39 条に規定する報告の徴収及び検査
4. 生活保護法第 44 条に規定する報告の徴収及び検査
5. 老人福祉法第 18 条に規定する報告の徴収及び検査

監査事項

1. 社会福祉法人の運営管理の状況
2. 社会福祉法人等の会計管理の状況
3. 社会福祉施設の運営管理の状況
4. 入所者処遇の状況
5. その他必要と認められる事項

監査の種別

一般監査：社会福祉法人等に対し、現地で行う実地監査又は提出された書類による書面監査により行う。

特別監査：社会福祉法人等において重大な問題が生じた場合に行う。

本庁との合同監査

主務課は次に該当する場合には、センター所管の社会福祉法人等に対して、センターと合同で監査を行う。

1. 問題事案を有する社会福祉法人等に対し、監査を実施する必要があると認めた場合
2. 特別監査を実施する場合
3. 厚生労働省が監査を実施する場合
4. その他特に必要があると認める場合

(5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

審査時のマニュアルについて

民間老人福祉施設職員設置費補助金（以下職員設置費補助金という）の支給については、(2)事務スケジュールに記載のとおり、補助事業認定協議書により補助事業の対象職員かどうか、補助金申請書により補助金概算払いの金額の確定、実績報告書により補助金額の確定を行う。これらの審査は、該当法人が書類に記載してきた内容に基づいた形式的な審査となっている。この審査の作業について特にマニュアル等は作成されていない。

(改善策)

現在、それぞれの審査においてチェックする項目は暗黙的な決まりはあるが明文化されておらず、また、チェック方法も担当者に任されているため、チェック項目の見落としや誤りが発生するおそれがある。職員設置費補助金を公平にかつ効率よく交付するためにも、審査の作業は担当者によって差異が生じないように行われる必要がある。作業の均一化及び効率化のために、マニュアルを作成してチェック項目を明確化する必要がある。

不正受給について

平成 16 年度において、社会福祉法人金谷温清会が職員設置費補助金を不正に受給している旨の匿名者からの通報があり、それに基づき調査を行ったところ平成 12 年度から 15 年度までの不正受給を確認した。

その後、高齢者福祉課による実地調査において、民間社会福祉施設職員設置費補助事業に係る対象職員の在籍及び補助対象職種の直接処遇職員であることを重点的に調査した結果、他に 4 件の不正及び過誤受給の事実が発見されている。

(意見)

発覚した不正及び過誤受給については、それぞれ返還を受けている。また、悪質な不正受給に対しては施設長の解任要請、担当職員の懲戒処分要請、改善指導通知書の交付、口頭による厳重注意による行政指導を行っている。また、行政指導後においても改善がみられない場合は、社会福祉法に基づき、社会福祉法人の解散命令、役員了解職勧告を行い、状況に応じて刑事告訴を行うこともある。このようなペナルティがあるにもかかわらず不正は発生している。今回のケースは偶然通報があったため発覚しているが、もし通報がなかった場合には現在も発覚していなかった可能性がある。また、今後も単純な書類の誤記入によるものもとより、悪意を持って不正受給を行う法人が出てくるおそれがある。

このような不正受給を未然に防ぐシステムを構築する必要がある。特に、審査体制及び監査体制の強化が有効と考える。

(審査体制の強化)

補助対象職員の職種は限定されており、他の施設との兼任は認められていない。また、非常勤者（一部例外規定あり）も対象職員とはならない。これらは、各施設より提出された書類及び添付資料に基づいて判定されるが、現在の形式的なチェックでは誤記入や意図的に改ざんした書類を見抜くことは困難である。

追加的な資料の提出を求めることや担当者との面談を事前に実施することで牽制機能を働かせるためにも、実質的な審査項目を設置することを検討する必要がある。

(監査体制の強化)

「(4) 社会福祉法に基づく監査指導課による監査体制について」に記載のとおり、健康福祉センター監査指導課が実施する社会福祉法人及び社会福祉施設の監査は、監査対象がすべての社会福祉法人とその施設となるため、老人福祉施設以外の監査も行われており、老人福祉施設職員設置費補助金に特化した監査はしていない(平成17年度の実績 養護老人ホーム19件(うち実地14件) 軽費老人ホーム(A型)3件(うち実地2件) ケアハウス66件(うち実地59件))。

また、通常の健康福祉センターの監査手続が必ずしも不正受給の発見に有効であるとはいえない可能性がある。

不正受給の発見を目的とした監査項目を加えるなど、監査部門との連携の強化の検討が必要である。また、必要に応じて主務課において実地調査を実施することが必要と思われる。

補助金の意義について

職員設置費補助金の趣旨は、職員の人件費を補助することにより職員の待遇を向上させることと、それに伴い職員が増加することにより入所者が受けるサービスが向上することにある。

この補助金の必要性について、平成17年度に県において事業仕分けが実施された。その際、職員設置費補助金については次のような結果が出されている。

そもそも論

上乘せ補助であり不要

軽費老人ホームは、入居者が負担する生活費と管理費、及び県から支給される事務費補助金で運営される。「上乘せ補助」とは厚生労働省の規定した基準とは別に、県が独自に規定している補助制度のことであり、養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、上乘せ補助がなくても運営は可能であることが原則である。

現実論

現実的に対応できないことからやむを得ない

軽費老人ホームの運営費は、入居者が負担する生活費と管理費、及び県から支給される事務費補助金で構成されているが、この生活費・管理費・事務費補助金は、厚生労働省が規定した最低基準に基づき算出された額であるため、最低基準以上の体制に係る経費を確保することは困難である。

そのため、本補助金がないと、現実的には国基準を超えた職員の雇用ができない法人が多いのが現状である。

よって、県は入所者の処遇向上を図るため県の継続実施が必要としている。

(意見)

現在、補助金支給による具体的な効果は検討されていない。また、県が独自に調査した結果、他の都道府県において当該補助金と同様の補助を行っているのは、神奈川県と愛知県の2県しかない。補助金の支給によりどの程度施設における職員と入所者の処遇が改善されているのか検討する必要がある。具体的には、以下の方法が有効と考える。

- ・ 施設の職員の待遇や入所者の満足度についてアンケートをとり、その結果を施設ごとに分析することで補助金の目的が達成されているか検討する。
- ・ 施設に応じた人員配置がなされているかどうかや、施設の財政状況・経営成績等を分析し、効率的に施設の運営がなされているかどうか検討する。
- ・ 補助金が無い都道府県について、より有効な手段の有無を調査する。

先に記載したような不正受給が発生している中、このような調査・検討を行ったうえで、補助金の必要性を検討することが望まれる。また、補助金を支給した施設に対して更なる自助努力を促すことが望まれる。

2 . 軽費老人ホーム事務費補助金

(1) 概要

趣旨

軽費老人ホーム事務費補助金は、軽費老人ホームの運営の向上を図るため、老人福祉法第 24 条第 2 項の規定により、軽費老人ホームの運営に必要な事務費について、千葉県補助金等交付規則及び軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に基づき交付する補助金である。

軽費老人ホームとは低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与するところであり、軽費老人ホーム（A 型、B 型）とケアハウスとの 3 種類がある。千葉県には、A 型とケアハウスの 2 種類が整備されており、前者の入所者は、60 歳以上の高齢者で、身寄りがない者や、家庭の事情などにより家族との同居が困難なものであり、県内（千葉市及び船橋市を除く）には、社会福祉法人立 2 施設、市町村立 1 施設があり、後者の入居者は、60 歳以上の高齢者で、自炊が出来ない程度の身体機能の低下があるか、独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難なものであり、県内（千葉市及び船橋市を除く）には、社会福祉法人立 65 施設、市町村立 2 施設がある。

補助対象経費等

補助金の対象となる事務費は、軽費老人ホームの運営に必要な、職員俸給、職員諸手当、賃金、法定福利費、厚生経費、旅費、一般物品費、固定資産物品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、会議費、修繕費、委託費、役務費、借料損料、各所修繕費、雑費、その他知事が必要と認める経費であるが、入所者が負担すべき利用料（生活費及び事務費）のうち、「軽費老人ホームの設備及び運営費について」（昭和 47 年 2 月 26 日 厚生省社会局長通知）に基づき、徴収すべき事務費の一部を減免した 1 人当たりの額（以下、減免額という。）に毎月初日の入所者数を乗じて得た額の合計に以下の補助率を乗じて得た額である（千円未満切捨て）。

区 分	補助率
地方公共団体立	1/3
社会福祉法人立	10/10

これ以外に、社会福祉法人が運営する民間施設については、民間施設給与等改善費、管理費特別加算、入所者処遇特別加算及び施設機能強化推進費について、申請を受け加算する。

(2) 事務スケジュール

	社会福祉法人等	県
4月	交付申請書等 提出	
5月		交付申請書等 書類審査 交付決定
6月	概算払請求書等 提出	第1回概算払
9月	概算払請求書等 提出	第2回概算払
12月	概算払請求書等 提出	第3回概算払
1月		国の事務費の単価改定 通知
2月	変更交付申請書 提出	変更交付申請書 書類審査 変更交付決定
3月	概算払請求書等 提出	(変更交付決定に基づく) 概算払
4月	実績報告書等 提出 必要な場合 補助金の戻入	実績報告書等 書類審査 額の確定 必要な場合 補助金の返還通知

(3) 支給実績

平成17年度の交付額は以下のとおりである。

(すべて県の一般財源である。)

70施設 1,588,770千円

(単位：千円)

区分	種類	交付先	交付額
市町村立	A型	印旛都市広域市町村圏事務組合	15,081
		計	15,081
	ケアハウス	旭市	6,719
		浦安市	4,257
		計	10,976
		計	26,057

(県資料より作成)

区分	種類	交付先	交付額
社会福祉法人立	A型	社会福祉法人1	49,682
		社会福祉法人2	72,538
		計	122,220
	ケアハウス	社会福祉法人1	34,250
		社会福祉法人2	33,436
		社会福祉法人3	11,213
		社会福祉法人4	18,647
		社会福祉法人5	15,650
		社会福祉法人6	10,715
		社会福祉法人7	29,463
		社会福祉法人8	22,229
		社会福祉法人9	18,012
		社会福祉法人10	28,540
		社会福祉法人11	34,304
		社会福祉法人12	33,757
		社会福祉法人13	13,610
		社会福祉法人14	7,800
社会福祉法人15	29,715		
社会福祉法人16	20,733		
社会福祉法人17	27,349		

区分	種類	交付先	交付額
		社会福祉法人 18	14,766
		社会福祉法人 19	33,524
		社会福祉法人 20	27,439
		社会福祉法人 21	12,004
		社会福祉法人 22	10,341
		社会福祉法人 23	13,817
		社会福祉法人 24	27,603
		社会福祉法人 25	29,557
		社会福祉法人 26	31,069
		社会福祉法人 27	12,425
		社会福祉法人 28	7,757
		社会福祉法人 29	15,219
		社会福祉法人 30	27,555
		社会福祉法人 31	25,902
		社会福祉法人 32	10,638
		社会福祉法人 33	26,243
		社会福祉法人 34	27,082
		社会福祉法人 35	13,215
		社会福祉法人 36	20,037
		社会福祉法人 37	16,606
		社会福祉法人 38	8,948
		社会福祉法人 39	35,006
		社会福祉法人 40	27,884
		社会福祉法人 41	25,516
		社会福祉法人 42	7,812
		社会福祉法人 43	14,013
		社会福祉法人 44	25,367
		社会福祉法人 45	26,070
		社会福祉法人 46	19,613
		社会福祉法人 47	14,049
		社会福祉法人 48	11,635
		社会福祉法人 49	35,693
		社会福祉法人 50	30,679
		社会福祉法人 51	27,906
		社会福祉法人 52	26,539
		社会福祉法人 53	29,736
		社会福祉法人 54	24,941
		社会福祉法人 55	29,103
		社会福祉法人 56	26,528
		社会福祉法人 57	27,912
		社会福祉法人 58	32,429
		社会福祉法人 59	29,477
		社会福祉法人 60	7,780
		社会福祉法人 61	27,498
		社会福祉法人 62	27,798
		社会福祉法人 63	25,406
		社会福祉法人 64	9,165
		社会福祉法人 65	13,768
		計	1,440,493
		計	1,562,713

(県資料より作成)

(3) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

補助金の支払に当たっての審査について

補助金を支払うに当たって、県の内部で支払先から提出される各種書類等の内容の審査を行う。請求先から各種資料等を入手するのであるが、入手した文書に収受に関する押印等はしていない。また、審査を行うに当たってのマニュアル等は存在しない。そのため、現状、審査担当者が交代になった場合には、審査に関しては口頭及び施設へ配布する記載例でのみ引継ぎが行われている。また、審査

担当者が審査を実施した証跡等については、マーカー等で残しているのみである。さらに、審査担当者の上位者が、査閲をして二重チェックするような体制は整っていない。なお、出納局によるチェックは行われている。

(改善策)

補助金を支払うに当たってはその妥当性を判断するための審査は重要な作業である。そのため、上記のような現状を鑑み、以下のように改善すべきである。

- ・文書の收受時にその事実を示すために押印することが必要である。
- ・審査を行うためのマニュアルを整備すべきである。
- ・上記マニュアルの整備に際しては、審査担当者や上位者の作業結果の証跡も明確に残せるようにすることを考慮し、チェックリスト等の作成が必要である。

管理費特別加算の交付について

管理費特別加算とは、他の施設に比較して特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設に対し、管理費特別加算として、1%を加算するものである。

県は、施設長からの申請書に添付される処遇項目に関する調査表に基づき、施設の評価を行っている。

この方法では、施設の評価が自己申告に依存することになる。

また、優れているか否かの基準が、施設が申請してきた点数の平均点を基準とし、これに監査結果等を斟酌して決定しているため、特に優れた施設に交付するという補助金本来の目的に沿っていない。

また、加算の交付の決定にかかわる協議の経過についての書類も残っていない。

(意見)

評価を実施するに当たり、評価基準を明確にするとともに、補助金本来の目的に沿うように交付先の決定がなされるような仕組みづくりを構築することが望ましい。

定期監査と補助金の実質審査のための連携について

1. 民間老人福祉施設職員設置費補助金「(5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 不正受給について」参照。

3. 特別養護老人ホーム建設事業補助金

(1) 概要

当該補助金制度の概要は、「老人福祉施設整備費補助金交付要綱（平成 18 年 2 月 1 日制定）」に定められており、その内容については、以下のとおりである。

趣旨

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を促進するため、補助金を交付する。

補助対象経費等

地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 6 条 1 項に規定された施設生活環境改善計画に基づく施設整備のうち、施設の種類ごとに下表に定める要件を満たした整備事業

ただし、次の施設整備事業については、交付の対象から除かれる。

- ア．千葉市が設置する施設及び社会福祉法人等が千葉市内に設置する施設に係る整備事業
- イ．船橋市が設置する施設及び社会福祉法人等が船橋市内に設置する施設に係る整備事業

施設の種類の種類	設置根拠等	設置者	整備区分
A．特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）	老人福祉法第 15 条 3 項 老人福祉法第 15 条 4 項	市町村 社会福祉法人	創設、増築、改築
B．A に併設される老人ショートステイ用居室	老人福祉法第 15 条 2 項	市町村 社会福祉法人	創設、増築、改築
C．A に併設される老人デイサービスセンター	老人福祉法第 15 条 2 項	市町村 社会福祉法人	創設、増築、改築

各整備区分の内容は以下のとおりである。

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改 築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築含む。）を行うこと。

当該補助金制度の対象となる施設の概要は以下のとおりである。

施設種別	施設の概要
特別養護老人ホーム	要介護者を入所させ、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。
老人ショートステイ用居室	居宅の要介護者等を短期間入所させ、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能

施設種別	施設の概要
	訓練を行う施設。
老人デイサービスセンター	居宅の要介護者等を通わせ、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設。

(県資料より作成)

交付額の算定

補助金の交付額は、次の方法により算出される。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ア．工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1の対象経費欄で定める実支出額の合計額を算出する。
- イ．施設の種類ごとに別表1の基準額欄により、基準額の合計額を算出する。
- ウ．上記2つの金額を、整備区分ごとに比較し、少ない方の金額が交付額となる。

別表1

算定基準(創設、増築、改築)

対象経費	施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものにあつては、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第5条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費・設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)ただし、別の補助(負担)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用は除かれる。 また、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等が含まれる。
基準額	ア．定員1人当たり基準単価を適用する場合 別表2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 イ．1施設当たり基準単価を適用する場合 別表2に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。

なお、基準額の方が通常は少額であり、現実的には対象経費ではなく、基準額が補助金の交付額として採用されている。

別表2

補助基準単価

(単位:円)

施設の種類の		基準単価	
特別養護 老人ホーム	本体	1人当たり	2,536,000
	老人デイサービスセンター 整備加算	1施設当たり	4,315,000
	老人ショートステイ用居室	1人当たり	800,000

対象外費用等

次に掲げる費用については、補助の対象外とされる。

- ・ 土地の買収又は整地に要する費用
- ・ 既存建物の買収に要する費用
- ・ 職員の宿舎に要する費用
- ・ 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- ・ その他施設整備費として適当と認められない費用

補助金制度から交付金制度への移行

特別養護老人ホーム建設事業補助については、平成 16 年度までは補助金制度であったが、平成 17 年度からは交付金制度となり、下表のように変わった。

当該表を見てもわかるように、交付金制度に変わったことを契機に、県の負担する補助金額の見直しをした結果、県の負担額が大きく減少した。

	補助金制度	交付金制度
財 源	1 床当たり単価 3,700 千円 うち国負担 2/3(2,467 千円) 県負担 1/3(1,233 千円)	1 床当たり単価 2,536 千円 国交付金 2,250 千円 県補助金 286 千円
使 途	対象経費は「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」で制限している。	対象経費は「地域介護・福祉空間整備等交付金実施要綱」を受けて「老人福祉施設整備費補助金交付要綱」により制限している。

施設の設置と補助金の交付に係る事務

ア．事務スケジュール

施設の設置に係る事務と補助金の交付に係る事務のスケジュールは、おおよそ以下のとおりとなる。（平成 17 年度補助金交付の場合）

	施設設置関係事務	補助金交付関係事務
平成 16 年 11 月以前	施設の設置可能性についての相談	
平成 16 年 11 月	県 法人・市町村 整備要望者説明会	
12 月	法人 県 協議書提出・ヒアリングの実施	
平成 17 年 1 月	法人審査会による審査	
5 月	県 国 施設生活環境改善計画書の提出	
6 月	国 県 交付金の内示	県 法人 補助の内示
	(新設法人) 法人 県 法人認可申請 県 法人 法人認可	

	施設設置関係事務	補助金交付関係事務
	法人登記、財産（土地・資金） 移転 （既設法人） 定款変更 （土地基本財産増）	
	法人：工事入札関係事務 （県へ事前報告及び結果報告）	
	法人：工事契約・着工	法人 県 補助金交付申請
		県 法人 交付決定
	県：中間検査	
	県：完了検査 法人 県 施設設置認可申請	法人 県 実績報告
	県 法人 施設設置認可 法人 県 定款変更申請 法人：施設開所	
平成 18 年 5 月		県 法人 額の確定・支払

イ．特別養護老人ホームの整備のフロー（県資料より作成）

（整備前々年度）

設置可能性についての相談

（整備前年度）

市町村担当者説明会



要望者説明会

（注）要望者とは、施設の設置を希望する社会福祉法人をいう。



県への協議書提出・ヒアリング

市町村・健康福祉センター
担当者の立会



市町村の意見書提出

施設整備・法人審査会

（整備年度）

交付金制度における国への「施設環境改善整備計画」提出



国からの県への交付金内示。県から社会福祉法人への補助内示



法人設立

（新設法人の場合）



工事入札・契約



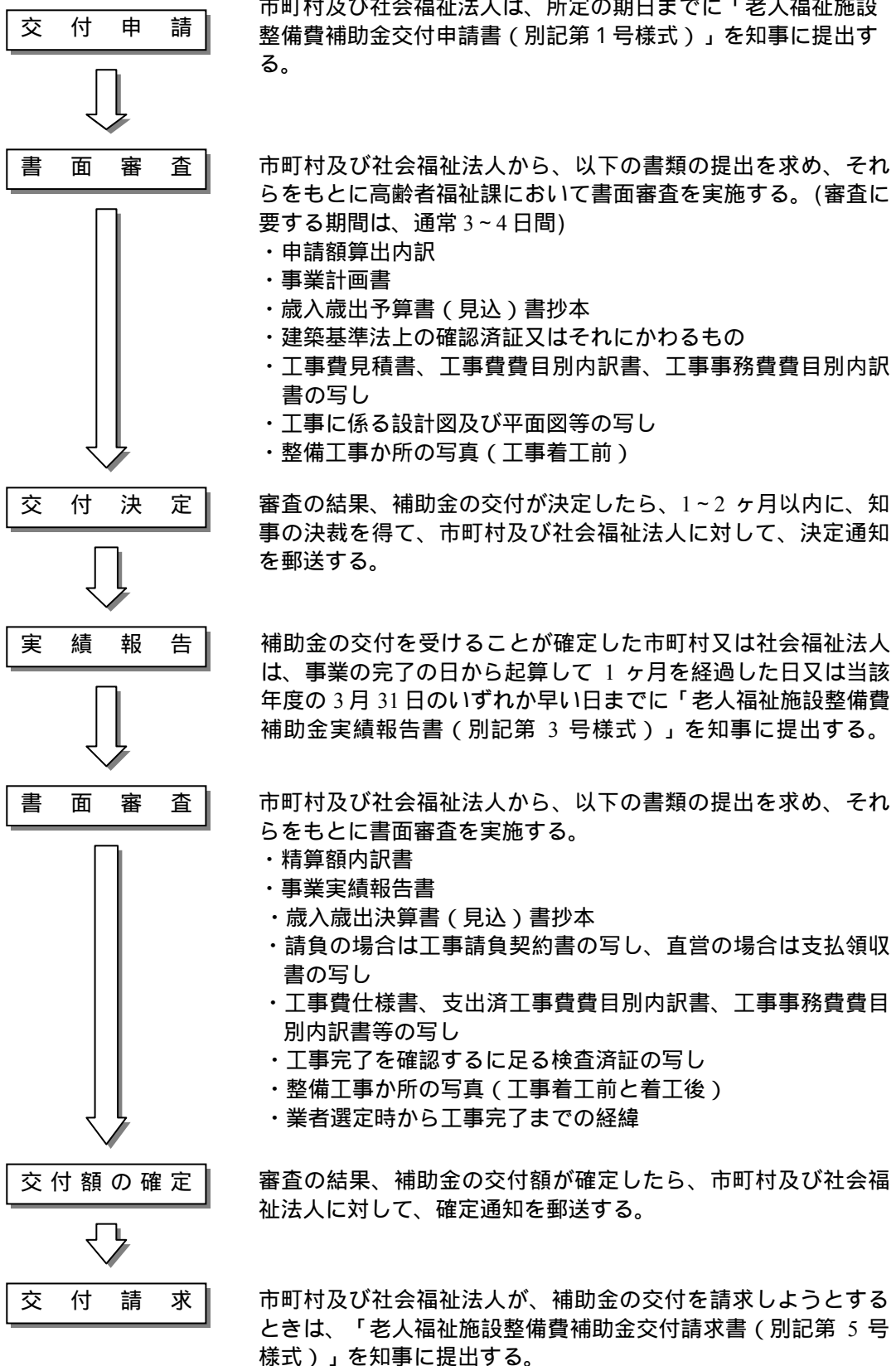
竣工



施設設置認可

ウ．補助金交付事務のフロー

前述の「イ．整備フロー」において、国から県さらには県から法人への補助金の内示が出て、工事契約の締結後、補助金交付事務のフローに入る。



エ．施設の整備の妥当性の審査

- () 整備方針による整備圏域（該各市町村）の指定
整備が必要な圏域への施設整備
- () 該各市町村の意見書の聴取（施設整備の必要性）
- () 施設整備を希望する事業者から協議書の提出
- () 現地確認（立地場所の確認）
- () 協議書に基づくヒアリング（代表者の適正、法人体制、土地関係、
建築計画、資金計画、補助金関係等）
- () 法人審査会での審査
 - ・ 施設整備の必要性
 - ・ 施設責任者の適格性及び組織運営
 - ・ 施設用地の確保状況
 - ・ 施設整備にかかる資金計画の妥当性などなお、整備を行う社会福祉法人の適格性についても法人審査会で審査される。
- () 国へ「施設環境改善整備計画」を提出。国から県へ交付金の内示。
法人審査会での承認後、国からの交付金の内示を受け、法人に補助
の内示を行う。（新設法人の場合は内示後、法人設立）

オ．補助内示後の指導

- () 事業者に対し契約関係の説明会の開催
- () 入札参加者の届出受理：審査
- () 入札結果の届出：審査
- () 法人は契約を締結

補助金交付申請	書面審査	交付決定
---------	------	------
- () 現地調査の実施
 - 中間調査：施設整備中間時点
 - 完了検査：施設整備完了時点
 - 調査の内容
入札関係書類、契約書、設計図書、工事費内訳書、施工状況写
真、材料等納品書関係書類の確認（建築担当及び補助金担当の 2
名で現地確認実施）
完了の日から 1 ヶ月経過後

実績報告

- () 特別養護老人ホームの設置認可：審査（老人福祉法第 15 条）
- () 設置認可後の確認調査
 - 施設運営、資金関係、設備関係等の確認調査（新設法人：法人運
営を含む）
- () 報告の徴収等（老人福祉法第 18 条）
健康福祉センター監査指導課の監査指導（毎年 1 回法人及び施設）

千葉県社会福祉法人審査会における審査体制

ア．審査の概要

特別養護老人ホームの設置主体は市町村や社会福祉法人である。当該施設設置の審査は千葉県社会福祉法人審査会設置要綱に基づき、審査会により行われている。

イ．審査の目的

- ・施設整備の必要性
- ・施設責任者の適格性及び組織運営
- ・施設用地の確保状況
- ・施設整備にかかる資金計画の妥当性など

なお、整備を行う社会福祉法人の適格性についても法人審査会で審査される。

ウ．千葉県社会福祉法人審査会（以下、審査会）の組織

区 分	委 員
県 委 員	健康福祉部次長（会長） 健康福祉政策課長 健康福祉指導課長 児童家庭課長 高齢者福祉課長 障害福祉課長 保険指導課長 習志野健康福祉センター監査指導課長
外 部 委 員	千葉県社会福祉協議会常務理事

エ．審査の対象

- ・法人の設立認可に関する事前協議
- ・施設の整備に関する事前協議
- ・その他会長が必要と認める事項

オ．審査の内容

（ ）法人の設立認可に関する事前協議（新設の場合のみ）

- ・法人設立の動機
- ・法人の行う事業の必要性
- ・法人の資産の安定性
- ・法人の役員の適格性及び組織運営
- ・その他必要事項

（ ）施設の整備に関する事前協議

- ・施設整備の必要性
- ・施設責任者の適格性及び組織運営
- ・施設用地の確保状況
- ・施設整備にかかる資金計画の妥当性
- ・その他必要事項

カ．平成 17 年度の審査会による審査の実施状況について（高齢者福祉課分のみ）

実施日	議 題	審査結果	議事録の 作成状況
平成 17 年 4 月 27 日	審査基準について 〔 廃棄物の最終処分場周辺に特別養護 老人ホーム等を整備する場合の立地 条件について 〕	承認	有

実施日	議 題	審査結果	議事録の 作成状況
平成 18 年 3 月 29 日	審査 社会福祉法人 X 特別養護老人ホーム〇〇園 (法人設立及び施設創設) 社会福祉法人 Y 特別養護老人ホーム 園 (施設創設) 社会福祉法人 Z 特別養護老人ホーム 園 (施設創設)	全て承認	有

(県資料より作成)

補助金交付額の推移

(単位：千円)

	平成 15 年度	16 年度	17 年度
交付先法人数			
新規分	14 法人	4 法人	11 法人
継続分	15 法人	14 法人	4 法人
計	29 法人	18 法人	15 法人
交付金額			
新規分	614,746	370,000	909,763
継続分	4,338,842	3,919,601	370,000
計	4,953,588	4,289,601	1,279,763

(注)「新規分」と「継続分」の意味については、下記 の表の脚注を参照のこと。

平成 17 年度補助金交付額

(単位：千円)

交付先	設置主体	施設の 整備区分	交 付 額		
			負担内訳		合計
			国	県	
【新規分】					
社会福祉法人 A	新設法人	創設	66,861	15,305	82,166
社会福祉法人 B	新設法人	創設	42,717	11,564	54,281
社会福祉法人 C	既存法人	増築	66,863	15,303	82,166
社会福祉法人 D	新設法人	創設	67,790	15,517	83,307
社会福祉法人 E	既存法人	増築	57,241	13,102	70,343
社会福祉法人 F	新設法人	創設	83,577	19,131	102,708
社会福祉法人 G	新設法人	創設	18,572	4,252	22,824
社会福祉法人 H	既存法人	創設	55,718	15,084	70,802
社会福祉法人 I	新設法人	創設	13,929	3,771	17,700
社会福祉法人 J	既存法人	創設	36,216	8,290	44,506
社会福祉法人 K	既存法人	改築	227,001	51,959	278,960
新規分計			736,485	173,278	909,763
【継続分】					
社会福祉法人 L	既存法人	創設	92,500	-	92,500
社会福祉法人 M	既存法人	創設	92,500	-	92,500
社会福祉法人 N	新設法人	創設	92,500	-	92,500
社会福祉法人 O	既存法人	創設	92,500	-	92,500
継続分計			370,000	-	370,000

交付先	設置主体	施設の 整備区分	交 付 額		
			負担内訳		合計
			国	県	
合 計			1,106,485	173,278	1,279,763

(県資料より作成)

(注)【新規分】と【継続分】について

平成 17 年度より、三位一体改革の一環として、補助金制度から交付金制度に変わった。

補助金制度では 2 ヶ年整備のため、「新規分」と「継続分」とに分けて表示されている。交付金制度では単年度整備のため新規分のみである。

すなわち、「新規分」は、平成 17 年度(単年度)での整備に支給される交付金対象事業者を意味し、「継続分」は、平成 16～17 年度にかけて整備するもののうち、平成 17 年度の整備に支給される補助金対象事業者を意味する。

施設整備目標数の策定

県は、平成 18～20 年度を対象期間とした「千葉県高齢者保健福祉計画」を平成 18 年 4 月 20 日に公表している。

当該計画の中で、特別養護老人ホームの整備促進については、各年度の整備目標数(必要入所定員総数)を次のように設定している。

(単位：人/日)

平成 18 年度	19 年度	20 年度
14,070	14,551	14,912

(県資料より作成)

また、各年度の必要入所定員総数の算定方法は、以下のとおりである。

各市町村の利用見込者数を、年度ごと圏域ごとに集計し、第 2 期計画期間(平成 15 年度～17 年度)の施設利用率(0.984)を考慮して設定している。

(単位：人/日)

	平成 18 年度	19 年度	20 年度
A. 利用見込者数	13,839	14,314	14,669
B. 施設利用率	0.984		
C. 必要入所定員総数	14,070	14,551	14,912

(県資料より作成)

(2) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

補助金交付の審査体制における交付申請書のチェック項目の明確化について

県は、社会福祉法人から提出された「老人福祉施設整備費補助金交付申請書」とその添付書類の内容をチェックしており、書類上もその証跡が残っている。

しかし、交付要綱等においては、書類上のどの項目をチェックすべきかが明確になっていない。

したがって、人事異動等によって担当者が交代した場合、チェックリストがない状態では、十分な事務の引継ぎが行われない可能性がある。

(改善策)

交付申請書及びその添付書類のチェックリストがあれば、書類上のどの項目をチェックすべきかが明確になり、人事異動等により担当者が交代しても、常に交付申請書に対する審査水準が一定に保たれる。

したがって、交付申請書及びその添付書類に係るチェックリストを作成すべきである。

千葉県社会福祉法人審査会のメンバーについて

現在、千葉県社会福祉法人審査会は、以下のメンバーにより構成されている。

区 分	委 員
県 委 員	健康福祉部次長(注1) 健康福祉政策課長 健康福祉指導課長 児童家庭課長 高齢者福祉課長 障害福祉課長 保険指導課長 習志野健康福祉センター監査指導課長
外 部 委 員	千葉県社会福祉協議会常務理事

(県資料より作成)

(注1) 千葉県社会福祉法人審査会の会長は、健康福祉部次長がこれにあたる。

これに対し、近隣都県社会福祉法人審査会メンバーは下表のとおりとなっている。

都道府県名	社会福祉法人審査会のメンバー	
	都県委員	外部委員
東 京 都	福祉保健局指導監査室長 福祉保健局総務部総務課長 福祉保健局指導監査室指導調整課長 福祉保健局事業所管課長	なし
埼 玉 県	福祉部長 福祉部副部長(2名) 福祉部社会福祉課長 福祉部長寿社会政策課長 福祉部介護保険課長 福祉部障害者福祉課長 福祉部子育て支援課長 福祉部こども安全課長 福祉部社会施設監査課長 保健医療部医療整備課長 県土整備部建設業課長	大学理工学部助教授 弁護士 大学社会福祉学部教授 公認会計士
栃 木 県	保健福祉部長 保健福祉部次長兼保健福祉課長 保健福祉部次長 医事厚生課長 高齢対策課長 健康増進課長 障害福祉課長	栃木県社会福祉協議会事務局長

社会福祉法人審査会のメンバー		
	児童家庭課長 生活衛生課長 保健福祉課検査指導班長 薬務課長 国保医療課長	
群馬県	健康福祉担当理事 保健福祉課長 医務課長 施設監査課長 高齢政策課長 青少年こども課長 保健予防課長 保健予防課精神保健福祉室長 障害政策課長	群馬県社会福祉協議会事務局長
茨城県	保健福祉部長 保健福祉部次長 厚生総務課長 福祉指導課長 福祉指導課首席福祉監査監（総括） 医療対策課長 保健予防課長 薬務課長 子ども家庭課長 障害福祉課長 高齢福祉課長 介護保険室長 生活衛生課長 保健福祉部企画監	弁護士 大学教授
神奈川県	保健福祉部副部長 保健福祉部次長（医務担当） 保健福祉部参事（福祉医療担当） 保健福祉総務課長 福祉監査指導課長 子ども家庭課長 障害福祉課長 高齢福祉課長 生活援護課長 県土整備部営繕計画課長 環境農政部農地利用調整担当課長	神奈川県社会福祉協議会事務局長
山梨県	福祉保健部長 福祉保健部次長（2名） 福祉保健部企画調整主幹 福祉保健部福祉保健総務課長 福祉保健部監査指導室長 福祉保健部長寿社会課長 福祉保健部児童家庭課長 福祉保健部障害福祉課長 福祉保健部医務課長 福祉保健部健康増進課長 森林環境部みどり自然課長 森林環境部森林整備課長 観光部観光資源課長	山梨県社会福祉協議会長 弁護士

社会福祉法人審査会のメンバー	
	農政部農村振興課長 土木部用地課長 土木部建築指導課長

(県資料より作成)

(意見)

社会福祉法人審査会のメンバーについては、埼玉県・茨城県・山梨県が弁護士や大学教授を含めている等、外部の有識者を参加させることによって、広く社会一般の意見を取り入れており、審査会組織が硬直化しないように努力している様子がうかがえる。

補助金制度においては、補助金の透明性・公平性を確保することが必要であり、特に当該事業の補助金は、金額が多額であるため、そうした要請は最も強いと考えられる。

したがって、千葉県においても、他都県の状態を参考にしながら外部の有識者を審査会のメンバーに招くことによって、組織の硬直化を防ぎ、審査会内部での活発な意見交換を推進し、補助金の透明性・公平性を確保することが望まれる。

老人福祉施設の整備計画と法人設立並びに施設設置の認可のあり方について

平成 15～17 年度における補助金交付先法人が設置した特別養護老人ホームの所在地を管轄する市町村は以下のとおりである。

	平成 15～16 年度	16～17 年度	17 年度
1	市川市	浦安市	松戸市
2	市川市	流山市	柏市
3	習志野市	大網白里町	佐倉市
4	沼南町 (現柏市)	袖ヶ浦市	市原市
5	松戸市		木更津市
6	松戸市		富津市
7	野田市		鎌ヶ谷市
8	白井市		印旛村
9	八街市		下総町(現成田市)
10	東金市		長柄町
11	神崎町		君津市
12	野栄町		
13	市原市		
14	天津小湊町 (現鴨川市)		
計	14	4	11

(県資料より作成)

これに対して、特別養護老人ホームの圏域別整備状況の推移は以下のとおりとなっている。

(単位：床)

	平成 14 年度			15 年度			16 年度		
	A	B	B/A	A	B	B/A	A	B	B/A
	計 画 目 標 床 数	整 備 数 累 計	整 備 率 (%)	計 画 目 標 床 数	整 備 数 累 計	整 備 率 (%)	計 画 目 標 床 数	整 備 数 累 計	整 備 率 (%)
千葉	1,531	1,650	107.8	1,738	1,720	99.0	1,889	1,880	99.5
東葛南部	2,449	2,012	82.2	2,438	2,082	85.4	2,663	2,508	94.2
東葛北部	1,814	1,944	107.2	2,088	2,225	106.6	2,537	2,504	98.7
印旛・山武	1,631	1,696	104.0	1,790	1,774	99.1	2,002	1,864	93.1
香取・海匝	929	1,044	112.4	1,034	1,184	114.5	1,164	1,324	113.7
夷隅・長生・ 市原	1,108	1,306	117.9	1,287	1,496	116.2	1,460	1,496	102.5
安房	528	629	119.1	692	709	102.5	762	779	102.2
君津	690	725	105.1	791	775	98.0	823	775	94.2
県全体	10,680	11,006	103.1	11,858	11,965	100.9	13,300	13,130	98.7

(県資料より作成)

(注) 各年度の数値は、それぞれの各年度末(3月31日)現在のデータである。

当該表を見てもわかるように、東葛南部エリアの整備率は、他のエリアに比べて相対的に低いことがわかる。これは、当該エリアにおいて設置のための用地の確保が難しいことや、また、相対的に人口が多いことから65歳以上の高齢者人口も増加することによるものと考えられる。

(意見)

整備率の低い地域に、施設の設置が促進されるような施策が望まれる。そのためには、整備率の低い市町村に施設の設置を計画する社会福祉法人が多く生じるような取り組みが必要である。

具体的には、ア・整備率の低い地域での設置希望法人を優先的に認可することを今後とも推し進めるとともに、イ・整備率の低い地域での施設希望者の掘り起こしを更に積極的に行うこと、ウ・整備率の低い地域への施設の設置について補助金を増額するなどの運用を検討することが考えられる。

4. 認知症高齢者グループホーム整備費補助金

(1) 概要

趣旨

認知症高齢者グループホーム（以下「グループホームという。」）は、要介護認定を受けた認知症の状態にある高齢者が、共同生活住居において日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、当該高齢者が有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能にするものである。グループホームの規模は小規模であることが前提となっており、2ユニット（1ユニット9人まで）がその上限となっている。

県はグループホームの整備を促進し、認知症の高齢者で介護を必要となった場合においても、長年住み慣れた地域において生活を継続できるようにするため、グループホームの整備費に対し、補助金を交付している。

県の平成17年度グループホーム整備費補助金交付要綱では、その趣旨が次のとおり定められている。

「第1条 知事は、平成17年度に社会福祉法人（以下「法人という。」）が行うグループホーム及びこれに併設する認知症対応型の老人デイサービスセンター（以下「デイサービスセンターという。」）の施設整備事業に対して、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項に規定する交付金（以下「市町村交付金」という。）を受けて市町村（千葉市及び船橋市を除く。）が助成する場合、その経費に対し予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。」

なお、グループホームの整備については、介護保険制度の見直しに伴い、地域密着型サービスに位置付けられ、市町村が主体となって取り組むこととなった。これを受けて、平成17年度から、国庫補助制度から交付金制度となり、補助主体が市町村に変更となった。これに従えば、平成17年度からは県の負担は生じないこととなる。

しかし、県は平成16年度において、平成17年度の整備希望者と事業実現に向けて、これまでの制度を前提とした協議を行っており、グループホームの整備に空白期間を生じさせないために、平成17年度に限り県補助金を市町村経由で交付することとし、平成18年度以降、当該補助事業は廃止された。ただし、市町村による整備を促進するための手引きを作成する等の支援は行っている。

補助基準額、対象経費及び交付額の算定方法

平成16年度及び平成17年度の補助基準額を比較すると次のとおりである。

第1表：補助基準額の比較

(単位：千円)

平成 16 年度	平成 17 年度
<p>ア国庫補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象：社会福祉法人 補助基準額（千円/1ユニット当たり） 【 】は都市部単価： 定員 5 人 22,600【24,800】 定員 6 人 23,900【26,200】 定員 7 人 25,200【27,700】 定員 8 人 26,600【29,200】 定員 9 人 27,900【30,600】 負担割合：国 2/3、県 1/3 交付形態：県が国負担の補助金と合わせて社会福祉法人に支給 	<p>ア県単補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象：社会福祉法人 補助基準額： 補助単価と市町村交付金の額との差額を県単補助額とする。 補助単価 グループホーム：19,530 千円 デイサービスセンター：10,220 千円 交付金（国が市町村を通じて社会福祉法人に支給するもの） グループホーム：15,000 千円 デイサービスセンター：10,000 千円
<p>イ県単補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象：社会福祉法人、医療法人、NPO法人等 補助基準額： 民家の買取・改修に対する補助事業費 10,000 千円を上限 補助率 1/2 補助額 5,000 千円を上限 負担割合：全額県が負担 交付形態：県が補助対象法人に支給 	<p>グループホーム単独の場合 19,530 - 15,000 = 4,530 千円</p> <p>デイサービスセンター併設の場合 10,220 - 10,000 = 220 千円を加算した 4,750 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担割合：全額県が負担 交付形態：県が市町村に支給

(県資料より作成)

(注1) 基準額は1施設当たりの金額である。

(注2) デイサービスセンターに対する補助金はグループホームを併設している場合に限る。

県の平成 17 年度認知症高齢者グループホーム整備費補助金交付要綱によると、補助対象経費は次のとおりであり、施設の建設費に当たるものである。

第2表：補助対象経費

<p>地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条第1項に規定する市町村整備計画に基づく事業の施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生局長が必要と認めた整備を含む)に必要な工事費又は工事請負費(第3条に定める費用は除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助(負担)金又はこの区分と別の区分において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
--

(県資料より作成)

県の平成 17 年度認知症高齢者グループホーム整備費補助金交付要綱によると、交付額の算定方法は次のとおりである。

第3表：交付額の算定方法

<p>ア．下記金額のうちいずれか少ない額を選定</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2表に定める対象経費の実支出額 第1表に定める施設の種類ごとに定める基準額の合計額

・市町村交付金を受けて法人に市町村が助成した額
イ．ア．により選定された額から市町村交付金の額を差し引いた額を交付額とする。
（県資料より作成）

また、交付の対象外費用は次のとおりである。

第4表：交付の対象外費用

ア．土地の買収又は整地に要する費用
イ．既存建物の買収に要する費用
ウ．職員の宿舍に要する費用
エ．その他施設整備費として適当と認められない費用
（県資料より作成）

(2) 事務スケジュール

	県	社会福祉法人
11月	要綱改正	
1月～2月頃	法人に交付申請書類の提出を依頼 交付申請書類の審査（書面審査）	交付申請書類を提出
2月～3月頃	交付決定 決定通知を社会福祉法人へ郵送	決定通知を受領
3月～4月頃	法人に実績報告書類の提出を依頼 実績報告書類の審査（書面審査）	実績報告書類を提出
4月～5月頃	交付額の確定 確定通知を社会福祉法人へ郵送	確定通知を受領
5月頃	交付請求書を受領 口座振込にて補助金を交付	交付請求書を提出

(3) 支給実績

平成15年度から17年度までの支給額は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成15年度	16年度	17年度
支給額	188,000	153,732	151,078

（県資料より作成）

また、平成17年度における交付先ごとの支給額は次のとおりである。

（単位：千円）

交付先	交付額		
	合計	負担内訳	
		国	県
【新規分】			
社会福祉法人 A	4,530	-	4,530
社会福祉法人 B	4,750	-	4,750
社会福祉法人 C	4,530	-	4,530
新規分計	13,810	-	13,810
【継続分】			
社会福祉法人 D	27,900	18,600	9,300
社会福祉法人 E	27,900	18,600	9,300
社会福祉法人 F	25,668	17,112	8,556
社会福祉法人 G	27,900	18,600	9,300
社会福祉法人 H	27,900	18,600	9,300

交付先	交付額		
	合計	負担内訳	
		国	県
継続分計	137,268	91,512	45,756
合計	151,078	91,512	59,566

(県資料より作成)

(4) 監査体制

県は社会福祉法第 56 条の規定に基づき、社会福祉法人に対する指導監査を行っている。その方法は、厚生労働省が制定した「社会福祉法人指導監査要綱」に準拠し、健康福祉センターの監査指導課が行っている。

(5) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

審査時のマニュアルについて

(2) 事務スケジュールに記載のとおり、県は交付申請書類及び実績報告書類の書面審査を行っている。これらの審査は、社会福祉法人が提出した書類について、形式的な審査となっているが、チェック項目等についての審査上のマニュアルは特に作成されていない。

(改善策)

審査上のマニュアルが特に作成されていないため、担当者によって審査のレベルに精粗が生じ、結果としてチェック項目の見落としや誤りが生じるおそれもある。

補助金の交付事務を正確かつ効率的に執行するために、審査のマニュアルを作成してチェック項目を明確にすべきである。なお、当該補助事業は、平成 18 年度以降廃止されている。

補助金の必要性について

介護保険制度の見直しに伴い、平成 17 年度から、グループホームに対する補助金は国が市町村を通じてこれを交付金として交付することとなった。

補助金制度から交付金制度への変更により、グループホームの整備費補助金が減少する。このため、県は移行措置として平成 17 年度に県の定めた補助額と国の交付金との差額を市町村に交付している。

高齢者が介護を必要となった場合においても、長年住み慣れた地域において生活を継続できるよう、居住地の近くにグループホームを整備することは重要である。その意味では、県がグループホームの整備費用の一部を負担することに意義は認められる。

しかし、補助金の交付を希望する社会福祉法人からのグループホームの整備要望総数は次のとおり減少傾向にあり、整備要望総数は必ずしも多いとは言えない。

平成 15 年度新規分	平成 16 年度新規分	平成 17 年度新規分
11 施設 198 人 (1 施設当たり 18 人)	8 施設 144 人 (1 施設当たり 18 人)	6 施設 77 人 (1 施設当たり 13 人)

(県資料より作成)

(意見)

グループホームの整備趣旨は、認知症の高齢者が長年住み慣れた地域において生活を継続できるようにすることにある。したがって、その整備に当たりグルー

プホームを整備する法人に補助金等の援助を行うに際しては、地域の実情を最も把握できる自治体、すなわち市町村がこれを行うのが最適であると考えられる。

補助金制度から交付金制度への移行のなかで、グループホームを整備する社会福祉法人への影響を考慮し、移行措置として県が平成 17 年度にグループホームの整備費用の一部を負担したことに意義は認められるものの、グループホームの整備要望総数の減少及びその整備趣旨から、負担を継続すべきものとは言えない。